

第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」研究結果報告

「企業活動に伴い行われる法律行為の無効について」
～平常時における法律行為の無効と倒産時における法律行為の無効～

独立行政法人国際協力機構

カザフスタン共和国最高裁判所

キルギス共和国最高裁判所

タジキスタン共和国最高経済裁判所

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所

はじめに

本書は、2008年12月10日から19日に実施された第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」の成果として発刊するものである。

世界経済がグローバル化する中、自国の法制度にとどまらず、他国の法制度についても理解することは非常に重要である。特に、取引先の国の法制度について情報が不足しているということは、法的予測可能性が確保されていないということでもあり、外国企業の投資活動の障壁にもなり得る。ある法律の内容や運用の実態を理解するためには複数国の企業法制に関する専門家が一同に会い、各国の制度について相互に比較し、その共通点や相違点を分析して研究することが、各国における法制度の理解を深めるために有益であると考えられる。

このような背景から今般、中央アジア4カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）を対象として「中央アジア比較法制研究セミナー」を年1回、3年間に渡り実施することとなった。セミナーの実施にあたっては法務省法務総合研究所の協力をいただいた。

本セミナーでは、毎回、企業法制（株主・債権者保護をめぐる法的紛争処理）をテーマとし、中央アジア4カ国と日本の会社法制、倒産法制等の制度の概要、現状及び実務について、セミナーの参加者の報告に基づき協議を行うこととしている。中央アジアからは、経済紛争を扱う経済裁判所の裁判官、企業法制や倒産を監督する国家機関の法律家が参加し、日本からは、弁護士、大学教授等が参加する（今回の参加者については、別紙参照）。

第1回となる今回は、「法律行為の無効」を採り上げることとした。これは、企業活動の中で生じる法律問題の中で、「法律行為の無効」がもっとも基礎的な問題であり、今後、本セミナーを発展させていく上で、最初に明確にしておくべき問題であると考えられたからである。また、事前に中央アジア各国の裁判所にアンケートを依頼した結果、現在、経済紛争の中でもっとも多い事案は「法律行為の無効認定」であるとの回答を得ていることから、「法律行為の無効」は、企業が法律行為を行う上で、必ず直面する問題であると考えられる。

本書では、平常時における法律行為の無効と倒産時における法律行為の無効について、それぞれ具体的事例に基づき、中央アジア各国でどのように取り扱

われるのかを比較した表と関連条文をとりまとめている。これにより、各国の共通点、相違点が一覧性を持って確認できるものとなった。

本セミナーの協議では参加者が積極的に意見交換を行い、お互いの国の法制度における相違点を理解し、その違いを前提に自国の法制度を説明することで、日本側を含む関係者全員が互いの法制度についての理解を深めることができた。

本書で採り上げた事例に現れる法律問題は、企業活動の中で生じる数多くの法律問題の中でほんの一部に過ぎない。しかし、中央アジアの法制度に関する情報が少ない現状では、本冊子が中央アジア各国の実務家にとって参考資料として広く活用されることを願っている。さらに、中央アジア各国への進出を考えている外国企業にとっては本冊子が有益な資料となり得ると考えられる。

2009年 月

独立行政法人国際協力機構（JICA）

※著作権について

本書に掲載されている情報の著作権は、JICA 及びカザフスタン共和国最高裁判所、キルギス共和国最高裁判所、タジキスタン共和国最高経済裁判所、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所にあります。

これらの情報は、「私的使用」又は「引用」など著作権法上認められた場合を除き、JICA 及び当該文書の著作権者・組織に無断で販売利用をすることはできません。ただし、複写・増刷の際の実費価格による有償配布は可能です。

第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」 参加者

カザフスタン

MUKHAMETKALIYEV Nurken アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官
SULEIMENOVA Assemgul アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官
YERSEITOVA Sandugash Abdrazaknovna
司法省下位法令部副部長
YESHIMOVA Dana Akylbekovna 経済予算計画省法務部長

キルギス

KAMAEV Syrgak Ruslanovich 国有資産管理国家委員会付属倒産局
倒産手続適用モニタリング課長
NURUNBETOV Jyrgalbek ビシュケク市広域裁判所裁判官

タジキスタン

KHOLIKZODA Jonibek 司法省立法部副部長、立憲防衛公安部長
RAKHIMOV Bakhridin ドウシャンベ市経済裁判所裁判官

ウズベキスタン

BOBOEV Fahridin 非独占化・競争企業活動支援国家委員会副部長
HUSANOV Uchkun 対外経済関係・投資・貿易省法務局主任専門官
KHUDOYAROV Nodir タシュケント州経済裁判所裁判官
MAKHMUDOV Bakhodir 司法省外国投資・外資企業法的保護部副部長

第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」 コース運営委員会メンバー

出水 順 弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授
伊藤 知義 中央大学大学院法務研究科教授
中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
狩集 清彦 弁護士

第1回「中央アジア比較法制研究セミナー」 コースリーダー

松嶋 希会 弁護士

目次

| | | |
|--------------------------|------------|--------|
| 比較表 1 《法律行為の無効》 | …………… | P. 1 |
| 比較表 2 《倒産における法律行為・行為の無効》 | …………… | P. 6 |
| 日本側のコメント | …………… | P. 12 |
| 倒産制度フローチャート | | |
| | カザフスタン共和国 | P. 16 |
| | キルギス共和国 | P. 17 |
| | タジキスタン共和国 | P. 18 |
| | ウズベキスタン共和国 | P. 19 |
| | 日本 | P. 20 |
| 各国の関連条文 | | |
| | カザフスタン共和国 | P. 23 |
| | キルギス共和国 | P. 45 |
| | タジキスタン共和国 | P. 62 |
| | ウズベキスタン共和国 | P. 78 |
| | 日本 | P. 104 |

参考資料

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 質問事項 | …………… | P. 111 |
| 研修員作成レポート | | |
| <i>YESHIMOVA Dana Akylbekovna</i> (カザフスタン共和国経済予算計画省法務部長) | …………… | P. 116 |
| <i>YERSEITOVA Sandugash Abdrazaknovna</i> (カザフスタン共和国司法省下位法令部副部長) | …………… | P. 123 |
| <i>MUKHAMETKALIYEV Nurken</i> (カザフスタン共和国アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官) | …………… | P. 125 |
| <i>NURUNBETOV Jyrgalbek</i> (キルギス共和国ビシュケク市広域裁判所裁判官) | …………… | P. 140 |
| <i>KHOLIKZODA Jonibek</i> (タジキスタン共和国司法省立法部副部長、立憲防衛公安部長) | …………… | P. 145 |
| <i>MAKHMUDOV Bakhodir</i> (ウズベキスタン共和国司法省外国投資・外資企業法的保護部副部長) | …………… | P. 148 |
| <i>HUSANOV Uchkun</i> (ウズベキスタン共和国対外経済関係・投資・貿易省法務局主任専門官) | …………… | P. 152 |
| <i>SULEIMENOVA Assemgul</i> (カザフスタン共和国アスタナ市特別広域経済裁判所裁判官) | …………… | P. 156 |
| <i>KAMAEV Syrgak Ruslanovich</i> (キルギス共和国国有資産管理国家委員会付属倒産局倒産手続モニタリング課長) | …………… | P. 162 |
| <i>RAKHIMOV Bakhridin</i> (タジキスタン共和国ドゥシャンベ市経済裁判所裁判官) | …………… | P. 164 |
| <i>KHUDOYAROV Nodir</i> (ウズベキスタン共和国タシュケント州経済裁判所裁判官) | …………… | P. 171 |
| <i>BOBOEV Fahriddin</i> (ウズベキスタン共和国非独占化・競争企業活動支援国家委員会副部長) | …………… | P. 175 |

比較表 1 《法律行為の無効》

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業や取引に関する法令に違反して行われた法律行為 | 有効であるが、裁判所により無効と認定されうる。 | 取り消しうる行為と絶対無効行為に分類される。 | 取り消しうる行為と絶対無効行為に分類される。 | 絶対無効行為である。 | 原則として有効である。ただし、相手方が悪意又は有過失である場合には、無効となる（相対的無効説）。 |
| | 取り消しうる行為、絶対無効の行為という区別はない。 | 民法 185 条「法令の要件に従わない法律行為は、取り消しうる行為と定められているか別の法令違反効果が定められている場合を除き、絶対無効行為である。」 | 民法 193 条「法令の要件に従わない法律行為は、取り消しうる行為と定められているか別の法令違反効果が定められている場合を除き、絶対無効行為である。」 | 民法 116 条「法令の要件に従わず、法秩序又は倫理の基本に故意に違反する法律行為は絶対無効行為である。」 | 明文の規定はなく、最高裁昭和 40 年 9 月 22 日判決が、一般的に支持されている。近時は、法令による代表権の制限にも、会社法 349 条 5 項を適用する見解が有力になっている。 |
| 法律行為の無効認定の訴えの出訴期限 ※1 | 3 年(民法 178 条、一般出訴期限)。民法 159 条 9 項、10 項の事由による法律行為の無効に関する出訴期限は、法律行為の原因となった強要、脅迫が停止してから 1 年、又は原告が無効認定事由となる他の状況を知り又は知りうべきであった日から 1 年 (民法 162 条 2 項)。 | 3 年 (民法 212 条、一般出訴期限) | 3 年 (民法 221 条の一般出訴期限)。取り消しうる法律行為の無効認定の訴えは、原因となった強要、脅迫 (民法 204 条 1 項) の停止から 3 年、又は、原告が、無効事由となるその他の事情を知り又は知りうべきであった日から 3 年(民法 206 条 2 項) | 3 年 (民法 150 条、一般出訴期限) | なし |
| 法律行為の無効効果の適用の訴えの出訴期限 ※1 | X | 法律行為の無効効果の適用の訴えは、法律行為の実施が開始された日より 5 年間提起できる (199 条 1 項) | 1. 絶対無効法律行為の無効効果適用の訴えは、その履行が始まった日から 3 年 2. 取り消しうる法律行為の無効効果適用の訴えは、原因となった強要、脅迫 (204 条 1 項) の停止から 3 年、又は、原告が、無効事由となるその他の事情を知り又は知りうべきであった日から 3 年 (民法 206 条) | 3 年 (民法 150 条、一般出訴期限) | なし |

(1) 株式会社Aにとって大規模取引の対象となる資産が、必要な、取締役会又は株主総会の決議を経ずに、Xの独断により、株式会社Bに売却された（設立文書は大規模取引につき何ら定めていない）。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|-------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模取引の範囲 | 総資産価値の25%以上（株式会社法68条1項） | 総資産価値の10%以上（株式会社法73条1項） | 総資産簿価の30%以上（株式会社法80条1項） | 取引締結決定時現在で会社の総資産簿価の25%超（株式会社法89条）。 | 重要な財産の処分および譲受け、多額の借財その他の重要な業務執行（会社法362条4項）。重要な財産の処分の判定基準については、最高裁平成6年1月20日判決で、「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱い等を総合的に考慮して判断すべき」とされている。 |
| 大規模取引の承認手続 | 取締役会の専権（株式会社法70条） | 20%～50%は取締役会の承認、50%以上は株主総会（株式会社法38条、73条） | 株主総会の容認（株式会社法45条、81条） | 総資産簿価の25%～50%である財産が対象となる大規模取引は、監督役員会が全員一致で決定する。全員一致にならなかった場合、株主総会が決議する。総資産簿価の50%以上の財産を対象とする取引については、株主総会が決議する。（株式会社法90条） | 取締役会設置会社においては、取締役会決議（会社法362条4項）。 |
| 当該売却の効果 | 有効であるが、裁判所により無効と認定されうる（株式会社法74条） | 当該法律行為は、株式会社法72条により取り消しうる法律行為であり（民法185条1項）、裁判所により無効と認定されうる。 | 取り消しうる（民法193条、株式会社法81条6項） | 絶対無効（民法116条、株式会社法90条） | 当該売却は会社の内部的意思決定を欠くにとどまり、原則として有効である。ただ、相手方が決議を経っていないことを知り又は知りうべかりしときは無効である（最高裁昭和40年9月22日判決）。 |
| A社が、B社に、資産の返還を求めるための訴え。 | 法律行為の無効認定及び双方原状回復の訴え | 法律行為の無効認定及び双方原状回復の訴え | 法律行為の無効認定及び双方原状回復の訴え | 無効効果の適用の訴え（民法113条） | 所有権に基づく当該資産の返還の訴え（その訴訟の中で無効を主張） |

| | | | | | |
|-----------------|------------------------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| A社以外で、訴えを提起できる者 | 株主（株式保有割合は関係ない）、その他の利害関係者（例えば、担保設定がされていれば担保権者） | 持分割合は関係なく、全株主 | 議決権株式を10%以上保有する株主（株式会社法 81条 6項） | 株主（株式保有割合は関係ない）、他の全権機関（株式会社法 27条、2005年 3月 31日付最高経済裁判所総会決議 2/124号 34項） | A社のみ提起できる（株主は、明文がある場合、会社の権利を代位行使できるが、この場合に明文はない）。 |
|-----------------|------------------------------------------------|---------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|

資産は、2006年1月10日に、売却された。

| | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A社は、2006年11月1日に当該売却に気がつき、訴えを提起し、裁判所は訴えを受理した。B社は、出訴期限の適用を主張した。いつから、出訴期限が算定されるか。 ※2 | 権利の侵害を知った日から3年、つまり2006年11月1日から。 | 権利の侵害を知った日から3年、つまり2006年11月1日から。（民法 212条） | 権利の侵害を知った日から3年、つまり2006年11月1日から（民法 206条、221条） | 権利の侵害を知った日から3年、つまり2006年11月1日から（民法 150条、154条）。 | 期間の制限はない。ただし、買主 B が善意の第三者に転売した場合、A は、AB 間の当該売却の無効性を当該第三者に主張することはできず、当該売却が有効と確定される可能性がある（民法 94 条類推適用）。日本では、出訴期間ではなくて、その後に生じた事情を考慮することで、取引の安全を図っている。 |
| A社株主が、2007年1月10日に、当該売却に気がつき、訴えを提起した場合 | 2007年1月10日から3年。 | 2007年1月10日から3年。 | 2007年1月10日から3年。 | 2007年1月10日から3年。 | 株主自身は訴え提起できない。 |
| A社が当該売却に気がつく前に、B社は売却が法令要件を満たしていないことを知った。B社は、当該資産を別の会社に売却したいと考えていたが、売却した後にA社が無効認定の訴えを提起してきては困る。B社の主導により、当該売却の効力を確定する方法はあるか。 ※3 | 法律行為は有効であり、その有効性につき認定を受ける必要はない。 | 当該法律行為は、取り消しうる法律行為である。本人（A社）による承認の可能性はあり、A社は相応の決定を出さなければならない。B社主導による方法はない。 | B社は提案ができる。株式会社の追認があれば、その法律行為について、その行為の時点から、民法上の権利、義務が株式会社に発生、変更、消滅する。 | 民法 116 条の要件により、当該法律行為は絶対無効である。 | B社は、A社に対し、相当の期間を指定して、当該期間内に、売却を追認するか否か確答するよう催告することができる。A社が指定期間内に確答しない場合、A社が追認を拒絶したものとみなされる（民法 114 条）。 |

(2) 株式会社 A の設立文書では、A 社の総資産額の 10%以上に相当する取引には株主総会の決議が必要と定められていたが、総資産額の 10%に相当する資産が、当該決議を経ずに、X の独断により、株式会社 B に売却された。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| [1] と相違はあるか。 | ない。 | 相違はない。法令は、大規模取引の一般要件を定めている。 | ない。 | ある。当該行為は、取り消しうる法律行為である。 | |
| 当該売却の効果 | 有効であるが、裁判所により無効と認定されうる (株式会社法 74 条)。 | 当該法律行為は取り消しうる法律行為で、裁判所により無効と認定されうる (株式会社法 72 条)。 | 取り消しうる (民法 199 条)。 | 株主総会による追認決議があれば、当該法律行為は、有効と認められうる (民法 132 条)。 | 代表取締役は、会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しており (会社法 349 条 4 項)、これに加えた制限は、善意 (知らないことに重過失がある者は悪意とみなされる) の第三者に主張することができない (会社法 349 条 5 項)。 |

(3) 株式会社 A は、代表者 X の独断により、株式会社 B より利息 20% で 200、000 米ドルを借り入れた（消費貸借契約）。株式会社 A の設立文書は、その代表者の借入権限を 100、000 米ドルまでに制限していた。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 当該法律行為の効果 ※4※5 | 有効で、裁判所により無効と認定されうる(159条11項)。全部無効 | 取り消しうる(民法195条)。全部無効 | 取り消しうる(民法199条)。全部無効 | 取り消しうる(民法126条)。請求内容により全部無効又は一部無効となる。 | 原則として有効。(2)の場合と同じ扱いとなる。全部無効 |
| 無効が認定される要件 ※6 | 契約相手方がその制限を知り又は明らかに知り得べきであった場合(民法159条11項) | 契約相手方がその制限を知り又は明らかに知りうべきであった(民法195条) | 契約相手方がその制限を知り又は明らかに知りうべきであった(民法199条) | 契約相手方がその制限を知り又は明らかに知りうべきであった(民法126条) | 契約相手方がその制限を知り又は知りうべきであった(会社法349項5項)。 |
| 無効と認定された場合、B社からA社への請求 ※7 | 200、000ドルの返還、つまり、双方原状回復(民法157条3項) | 200、000米ドル(利子の請求なし)(民法184条) | 200、000米ドル | 200、000米ドル | 200、0000米ドルの返還。原状回復に伴う不当利得返還請求(民法703条)。 |
| | 民法9条4項逸失利益及び民法353条の他人の金銭の不法使用の責任(ナショナルバンクの公定歩合、現在11%) | 逸失利益(消費貸借契約で決められた利息)又は他人の金銭の使用に対する5%の支払い請求(民法360条)ができる。 | 逸失利益の損害賠償、又は他人の金銭の使用の責任(民法426条) | 他人の金銭の使用の責任(民法327条) | 元本に加えて、法定利息6%(商法514条) |
| A社に対する代表者Xの責任 ※8 | 代表者の責任は労働法令が定める。 | 代表者の責任は労働法令が定める(株式会社法65条)。 | 代表者の責任は労働法令が定める。 | 代表者の責任は労働法令が定めており、会社に生じた損害の賠償の可能性もある(株式会社法88条)。 | 善管義務(会社法330条、民法645条)ないし忠実義務(会社法355条)に違反する任務懈怠として損害賠償責任を負う(会社法423条)。 |

比較表 2 《倒産における法律行為・行為の無効》

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 破産管財人・特別管理人・清算管財人が無効認定を求めることができる法律行為・無効を主張することができる法律行為又は行為 | 債務者が、倒産者と認定される前に行なった法律行為は、以下の場合、無効と認定されなければならない：民事法令の定める事由がある（倒産法6条1項1号）。 | 債務者が特別管理開始前に行なったものを含む法律行為は、民事法令の定める事由による特別管理人の申立てに基づき、裁判所が無効と認定することができる（倒産法67条1項）。 | 破産管財人は、任務を遂行する際、債務者により行われた法律行為の無効認定の訴え、第三者からの債務者財産の返還の訴え、債務者が締結した契約の解除の訴えを提起し、タジキスタン共和国の法律及びその他の法的文書の定める、債務者財産の取戻しに向けられたその他の活動を行う（倒産法74条4項）。 | 清算管財人は、以下の権限を有する：法令の定める事由が存在する場合、債務者が行った法律行為の無効認定を求める訴えを提起する（倒産法128条2項、103条1項、民法113条）。 | 破産管財人は、債務者が破産手続開始前（申立受理前）に行った一定の行為を否認する権限を有する（破産法160条～176条） |
| ※1※2 | 債務者が、倒産者と認定される前に行なった法律行為は、以下の場合、無効と認定されなければならない：債務者が、倒産事件の開始後、特定の債権者又はその他の者を相手に法律行為を行い、当該行為により特定の債権者が他の債権者よりも優先的に弁済を受けることになった場合、破産管財人が申し立てた（倒産法6条1項2号）。 | 債務者が、倒産認定の申立提出前、倒産審理手続開始前の1年の間に、利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為を実施したために債務者が支払無能に陥った場合、特別管理人の申立てに基づき無効と認定することができる（倒産法67条2項）。 | | 債務者が利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為の結果、債権者に損害が生じたか、又は、生じる可能性がある場合、清算管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる（倒産法128条2項、103条2項）。 | 詐害行為（破産法160条、債務者が詐害意思を持って行った詐害行為で、受益者が詐害行為であることを知っていた場合等） |
| | | | | 会社と倒産法17条の定める者との間で法律行為が行われた場合 | 相当価格による財産処分も一定要件のもと無効と認められうる（破産法161条）。 |
| | 破産管財人は、法律行為の無効認定を求め、債務者が、倒産事件開始前の3年の間に、債権者の利益を侵害して、無償で、又は、市場価格より著しく低価格で、又は、十分な根拠なく引き渡した財産（賃貸のために又は締結されている契約の履行を保証するために | 特別管理人による場合も含め債務者が、倒産審理手続開始後、一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為、及び（又は）、倒産審理手続開始前の1年の間に締結した契約は、当該法律行為が特定の債権 | | 債務者が、倒産認定の申立ての受理後に一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為は、当該法律行為が特定の債権者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、清算管財人又は債権者の | 偏頗行為（破産法162条、原則として支払不能後又は申立後に行われた、既存債務についての担保供与・債務消滅で、受益者が |

| | | | | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| | 引き渡した財産も含む)の返還を、当該財産を譲り受けた者に請求しなければならない(倒産法6条2項)。 | 者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、特別管理人又は債権者の申立てに基づき、無効と認定することができる(倒産法67条3項)。 | | 申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる(倒産法128条2項、103条3項)。 | 支払不能・申立てを知っている場合) |
| | | 特定債権者の債権の弁済は、法律行為ではないので、本条項は適用されない。 | | 例えば、既存の債務についての担保設定。103条3項は特定債権者への弁済には適用されないが、申立受理後の債権の弁済は、10条に違反し無効である。 | 新規に受ける融資債権についての担保供与は無効とされない(破産法162条1項)。 |
| | 破産管財人は、債務者が、倒産事件開始前の3年の間に、他の債権者の利益を侵害して、特定の債権者に弁済期前に弁済し、引き渡した財産の返還を、弁済を受けた債権者に請求しなければならない(倒産法6条3項)。 | 本条第1項の定めるいずれかの状況が発生した場合、債務者の社員若しくは代表者、又は、個人事業者は、以下の者の同意なく、債務者の資産を処分することができず、任意に債務を履行する(自己が債務を引き受ける)ことはできない:1号 裁判所、2号 倒産管理人(倒産法21条3項)。 | | 法人債務者が、倒産手続の開始後に、又は、倒産認定の申立提出前の6ヶ月以内に行い、かつ、社員の脱退に伴って持分を払い戻す(分配することとなる法律行為は、清算管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる(倒産法128条2項、103条4項)。 | |
| | | 当該行為は21条の定めるいずれかの要件を満たした場合に無効とみなされうる。満たさない場合は、単なる義務の履行である。 | | | |
| 管轄裁判所 | 経済裁判所 | 広域裁判所経済事件部 自然人との法律行為の争いの場合、一般裁判所が審理する。 | 経済裁判所 自然人を相手とする訴訟であれば、一般裁判所 | 経済裁判所 自然人を相手とする訴訟であれば、一般裁判所 | 当該破産事件が係属している地方裁判所の通常部(破産部ではない) |
| 訴え名義 | 債務者の単一全権機関となる破産管財人が訴える(倒産法9条1項)。 | 債務者の名において管理人が訴える(倒産法65条)。 | 債務者の名において管財人が訴える(倒産法74条)。 | 管財人は、会社代表者同様、独自に行動し、自らの名においても、債務者の名においても、訴訟を提起できる。管財人が自己の名で行う場合でも、権利や義務は債務者に対して発生する。また、 | 債務者の破産管財人の名において破産管財人が、裁判所に対し、訴え、請求、抗弁を出す(破産法173条)。 |

| | | | | | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| | | | | 管財人は債務者、債権者の利害を代表して行動する(倒産法 19 条) | |
| 出訴期限 | <p>倒産法 6 条 3 項により、破産・再生管財人、再生支援の参加者は、債権者又は全権機関の申立てにより、債務者が事件開始前の 3 年間に移譲した財産の返還請求、他の債権者の損になる形で履行期前に債務弁済を受けた債権者に対する返還請求を行わなければならない。</p> <p>65 条 1 項により、破産手続、清算手続の期間は、裁判所決定により決められ、9 ヶ月を超えてはならない。債権者委員会との合意に基づく破産管財人の申立てにより、この期間は、全権機関により 3 ヶ月間まで延長できる。</p> | 3 年（一般出訴期限、民法 212 条） | 3 年（民法 221 条） | <p>3年（民法150条～152条）</p> <p>注意すべきは、103条の場合、無効認定訴訟も無効効果適用訴訟も、債務者本人ではなく、清算管財人が債務者の名義で訴えるので、これら請求についての出訴期限は、清算管財人が当該法律行為を知り又は知りえた日から起算する。</p> | 破産手続開始日から2年（破産法176条） |

株式会社 A は、食料品の小売業を営んでいたが、予定どおりの収益を上げることができず財務状態が悪化し、各債権者への支払いは滞っていた。ある債権者が、裁判所に、A 社を倒産者と認定する申立てを出し、申立てが受理されて倒産事件が開始された。その後、A 社は倒産者と認定され、破産・特別管理・清算手続が開始され破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が任命された。

(1) 倒産認定の申立て前に行われた行為（弁済）

A 社が、倒産認定の申立ての 2 週間前に、有限会社である卸売業者 M に対してのみ、納入食料品の代金 50,000 米ドルを支払っていた（納入契約自体は法令上正しく締結され、M は当該契約に基づき食料品を納入した）。その後、倒産事件が開始し、破産・特別管理・清算手続が開始され破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が任命された。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------|--------|---------|-------------------------------------------|
| 食料品代金の支払いが無効とされる可能性 ※3 | 無効となりうる。破産管財人は、債務が履行期前に履行されたのであれば、倒産法 6 条 3 項で裁判所に返金請求の訴えを提起できる。 ※4 | 支払いは有効 | 支払いは有効 | 支払いは有効 | 支払不能後の支払いは無効となる可能性がある（破産法 162 条 1 項 1 号）。 |
| M 社が、A 社の財務状態が悪化し、各債権者への支払いが滞っていたことを知らなかった場合 | M の主観的要件は支払いの有効性に関係ない。 | | | | 支払いは有効 |
| 約定期弁済の場合 | 返金される必要はない。 | | | | 支払不能後の支払いは無効となる可能性がある。 |

(2) 倒産認定の申立受理後に行われた行為（弁済）

A 社が、カザフスタン・キルギスの場合は倒産認定申立受理後、破産手続・特別管理開始前に、ウズベキスタン・タジキスタンの場合は監視手続中に、有限会社である卸売業者 M に対してのみ、納入食料品の代金 50,000 米ドルを支払っていた（納入契約自体は、申立の前に法令上正しく締結され、M は当該契約に基づき食料品を納入した）。その後、破産・特別管理・清算手続が開始され破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が任命された。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------|----------------------|-------------------------------------------|
| 食料品代金の支払いが無効とされる可能性 ※5 | 倒産法 6 条 2 項により、破産・再生管財人、再生支援の参加者は、債権者又は全権機関の申立てにより、法律行為の無効認定と、賃貸や従前に締結された法律行為の保証として供されたものを含め、債務者が事件開始前の 3 年間に移譲した財産につき、これを無償もしくは市価よ | 支払いは無効（申立受理後の弁済は、倒産法 27-11 条 5 項、21 条に違反する）。 | 支払いは無効（倒産法 44 条） | 支払いは無効（倒産法 10 条 1 項） | * 破産手続開始の申立受理により破産手続が開始し、申立受理後の支払いは無効である。 |

| | | | | | |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|------------------------------------|---------------------|
| | り著しく低い価格で渡した場合、又は十分な事由もなく債権者の損になる形で財産を渡した場合は、返還請求をしなければならない。 倒産法 28 条は倒産事件手続開始の効果を定めており、その一つが、債務者財産の処分権の喪失である。これにより、このような法律行為は無効。 | | | | |
| M が、A につき倒産事件が開始していたことを知らなかった場合 | 支払いに M の主観的要件は関係ない。 | 主観的要件は直接関係する（倒産法 21 条 5 項）。 | 支払いに M の主観的要件は関係ない。 | 支払いに M の主観的要件は関係ない。 | 支払いに M の主観的要件は関係ない。 |
| 一時管財人の同意があった場合 | | | 支払いは有効 | 支払いは違法。申立受理後の弁済は、倒産法10条1項に違反する。 ※6 | |

(3) 倒産認定の申立て前に行われた法律行為（資産売却）

A 社が、倒産認定の申立の 2 週間前に、自社所有の事務所を第三者 N に売却していた（当時、売買契約自体は法令上正しく締結された）。その後、倒産事件が開始し、破産・特別管理・清算手続が開始され破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が任命された。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|--------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 事務所売却が無効となる可能性 ※7 | 売却は有効だが、無効と認定されうる（倒産法 6 条 2 項）。 | 売却は取り消しうる行為である。当該売却により債務者が支払無能に陥った場合、当該売却は無効と認定されうる（倒産法 67 条 2 項）。 | 売却は有効 | 売却は有効 | 無効となる可能性がある（破産法160条1項1号、2号）。 |
| 売却価格は、当時、相当な価格であった場合 | 無効と認定されないこともある。 | 売却は取り消しうる行為である。当該売却により債務者が支払無能に陥った場合、当該売却は無効と認定されうる（倒産法 67 条 2 項）。 | | | 債務者に代金を隠匿する意思があり、相手もそれを知っていたというような場合には相当価格の財産処分も無効となりうる（破産法161条）。 |

(4) 倒産認定の申立受理後に行われた法律行為(資産売却)

A社が、カザフスタン・キルギスの場合は倒産認定申立受理後、破産手続・特別管理開始前に、ウズベキスタン・タジキスタンの場合は監視手続中に、自社所有の事務所を第三者Nに売却していた。その後、破産・特別管理・清算手続が開始され破産管財人・特別管理人・清算管財人Yが任命された。

| | カザフスタン | キルギス | タジキスタン | ウズベキスタン | 日本 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事務所売却が無効となる可能性 | 無効となりうる(倒産法6条1項2号)。 | 無効となりうる(倒産法21条3項、67条3項)。 | 取り消しうる(倒産法44条)。 | 無効となりうる(倒産法64条2項)。 | *申立受理後の債務者による財産処分は無効である。破産手続開始の申立受理により破産手続が開始し、破産管財人が任命され、債務者の財産処分権限は破産管財人に移行する。 |
| Nが、Aにつき倒産事件が開始されたことを知らなかった場合 | 民法261条により、善意の財産取得者に対する財産の返還請求は却下され、法律行為は無効と認定される(倒産法6条6項)。 | 有効である。 Nの主観的要件は直接関係する(倒産法21条5項)。 | 取り消しうる。 Nの主観的要件は関係ない。 | 有効性にNの主観的要件は関係ない。 | |
| 市価での売買の場合 | 価格は意味を持たない。 | 価格は意味を持たない。 | 価格は意味を持たない。 | 価格は意味を持たない。 | |
| 一時管財人の同意があった場合 | X | X | 売却は有効(倒産法44条) | 売却は有効 ※8 | |
| 売買が無効の場合の相手方Nによる損害賠償請求 | 可能 | 可能 | 善意の占有者は、所有者に対し、所有者がこの財産から収入を得るようになった時点から、当該財産について支払った必要経費を請求できる(民法324条)。 | 不動産取得の所定の手続が守られていない場合、損害賠償はない(民法114条、116条) | |
| 上記債権の順位 | 第五順位(倒産法75条6項) | 第五順位(倒産法87条) | 第五順位(倒産法78条) | | |

○比較表 1 に対する日本側コメント

- ※ 1 日本側は、原則があって、特別な事情がある場合は例外の扱いがされると考えるが、中央アジア側は、個別事例ごとに該当すべき条文を検討するという姿勢のように見られた。
- ※ 2 当初、「出訴期限=いつまで提訴できるか？」との質問に対し、「いつまでも」との回答がされていた。これは、裁判所に訴状を提出すること自体はできるが、相手方が出訴期限の適用を主張し、裁判所がこれを認めれば棄却されるとのことである。そのため、このような回りくどい設問にしている。
- ※ 3 日本企業が進出して、企業取引をする際には、大切なことが幾つかある。まず、簡易迅速に取引がなされることである。また、取引の効力が安定的であることも重要である。これらの点について、各国で対応が試みられていることが興味深く感じられた。

ただ、報告を拝聴する限りでは、取引の促進のために、さらなる工夫が可能であるとも考えられる。

例えば、取引の安定性について。代表権を越えた法律行為が行われた場合に、取引の相手方としては、無効かどうかが決まらない不安定な状態が続くのでは、困ったことになる。日本では、相手方が、本人に対して追認をするか否かを催告することができ、催告の期間内に確答がなければ、追認を拒絶したものとみなされる（民法 114 条）。同様の制度が、各国に存在するのであろうか。
- ※ 4 無権代理（カザフ民法 165 条 1 項・キルギス民法 201 条 1 項・タジク民法 205 条 1 項・ウズベク民法 132 条 1 項）と越権代理（カザフ民法 159 条 11 項・キルギス民法 195 条・タジク民法 199 条・ウズベク民法 126 条）の適用の区別について、条文上では明らかではないが、結論としては、株式会社の代表者の場合は、越権代理の規定が適用され、代表者が他の者に個別に委任した場合や、支店の代表者の場合は、無権代理の規定が適用されるということであった。
- ※ 5 A と銀行 L との消費貸借契約は、いずれの国も相対無効になるという回答であったが、取り消しうるとされた場合の無効の範囲については、直接の質問内容に入っていないこともあり、全部無効なのか一部無効かはさほど明確でなく、検討する価値がある。つまり、代表者 X が本来有していた権限内の 10 万ドルの借入については当然有効と見るのか、それとも 10 万ドル分についても全て取り消せるということになるのか。取引の相手方、つまり銀行や中央アジアに進出する日本企業にとっては、仮に X に 20 万ドル借入の権限がないとしても、契約が全て無効になるのか、一部だけ無効になるのかは、重大な利害関係のある問題である。
- ※ 6 いずれの国においても、契約の際に、設立文書を確認するため、この事

例に関しては、契約相手方がその制限を知り又は明らかに知りうるべきであった場合に該当するとのことであった。

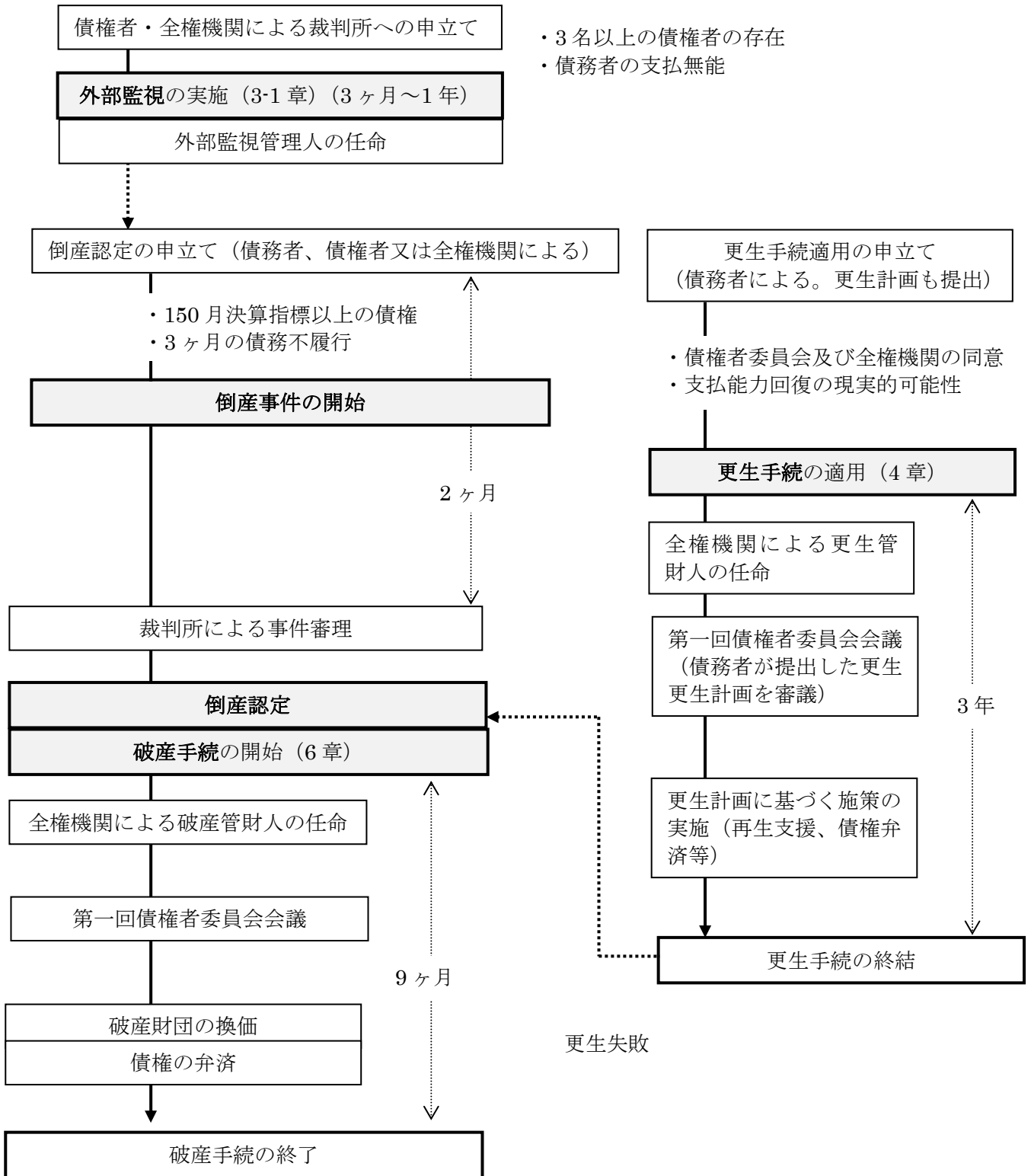
- ※7 Aと銀行Lの消費貸借契約が無効とされた場合に、銀行はいくらの金銭について返還請求できるのか。お金を貸して利息を取得することを収益の源泉としている銀行にとっては、一定期間貸していたはずの元本に対して利息が付かないというのは、大変な損失である。それは、中央アジアに進出しようとしている日本など外資にとっても同様である。原状回復の場合には、利息つきで元本分の返済を請求することはできないのか。
- ※8 各国とも、無効が認定された場合に、代表者Xの銀行に対する責任を認めることには、消極的であるように感じられた。このような考え方にも一理があるが、もし代表者の責任が認められるならば、取引をより安定的にするのではないか。すなわち、代表者は、責任を負うことを避けるようにしようとして、権限を越える行為をしないようにするであろう。これにより、取引の相手方も、安心感が高まる。

○比較表 2 に対する日本側コメント

- ※ 1 日本においても中央アジア諸国においても、倒産の場合に法律行為・行為が無効とされる場合があることは共通している。これは、倒産という場面では、直前の財産の減少や公平を害する行為を否定する必要があるからである。倒産法制の基本的な枠組が違い、中央アジア諸国では、倒産認定の申立・倒産事件開始・倒産認定と手続が進むのに対し、日本では、破産申立・破産手続開始（＝破産認定）となるので、同列の比較は難しいが、どの時点での法律行為・行為が倒産手続との関係で無効とされるかについては、日本と中央アジア諸国ではかなりの違いがあるし、中央アジア諸国間でも違いがあることが分かり、興味深い。
- ※ 2 日本において否認（無効）の基準になるのは支払不能（一般的継続的に債務が支払えない状態）である。この概念は、中央アジア諸国において倒産事件開始の際に考慮される支払無能とは異なることに注意が必要である。
- ※ 3 無効となる可能性のある時点は、日本が一番早く、破産手続開始の申立て前の弁済でも無効となることがある。キルギス・タジキスタン・ウズベキスタンでは、倒産認定申立前の弁済であれば、無効とされることはなく、カザフスタンにおいても、履行期にある債務であれば、倒産認定申立前の弁済も無効とされない。そうすると、例えば、懇意の債権者に対してのみ弁済を行った後で、倒産認定申立がされた場合には、倒産制度の公平性が確保されていないとの印象を持たれることはないだろうか。
- ※ 4 カザフスタン倒産法 6 条 3 項には返還請求の定めがあるのみで、無効認定の文言がなく、逆に同条 1 項には無効認定の定めがあるのみだが、返還請求と無効認定は区別されているのか。そうであれば、返還請求の定めがない同条 1 項においては、管財人等はそのような手続によって財産を回復させるのか。このことは、カザフスタンに限らず、中央アジアの法制度にみられる「無効認定の訴え」全般について問題となる。なお、日本法においては、否認権行使の効果は「破産財団を原状に復させる」ものとされており（破産法 167 条 1 項）、目的財産の返還（あるいは価額賠償）を離れて弁済や法律行為の無効が認定されることはない。
- ※ 5 倒産法制の違いから、日本では倒産認定申立受理後、倒産認定前という期間が存在しない。しかし、中央アジア諸国においても、倒産認定申立受理という時点が基準になるようであり、以後の弁済は無効である。カザフスタンは更にその前の時点の弁済についても無効となる場合がある。
- ※ 6 ウズベキスタンにおいて、一時管財人の同意を得ているにもかかわらず、支払いが違法とされる理由は、倒産法 64 条では、一時管財人が支払いに関する同意権限を有していない（したがって、同意したとしても法的には無意味である）からであろうか。一時管財人の位置づけが、債務者

財産の散逸の防止にあるのであれば、このような解釈にも理由があるものと思われる。これに対して、タジキスタンにおいては、一時管財人の同意を得ていれば支払いは有効になるとのことである。一時管財人の同意権限について定めたタジキスタン倒産法44条とウズベキスタン倒産法64条とは類似しているが、ウズベキスタンとは一時管財人の位置づけが異なるのであろうか。

- ※7 (1)及び(2)のケースは、倒産認定の申立前と申立受理後における弁済についてであるが、(3)及び(4)のケースは、同じく倒産認定の申立前と申立受理後における資産処分についてである。キルギスが弁済の場合と扱いを異にしている点、カザフスタンが申立前の資産処分について価格の相当性を考慮要素としている点が注目される。キルギスについて、支払無能の観点からいえば、不動産の処分よりも債務の支払の方が直接的に支払無能を招くことも考えられるため、この扱いの違いの理由は何であらうか。
- ※8 ウズベキスタンにおいて、一時管財人の同意がある場合でも債務の支払いが違法とされるのに対して、同意があれば不動産の処分は有効とされているが、この違いについてはどういう理由があるのであろうか。なお、一時管財人と類似する制度として、日本法においては保全管理命令の制度が置かれているところ、保全管理命令が発せられたときは、債務者財産の管理処分権は保全管理人に専属するものとされている（破産法93条1項）。



外部監視：債務者の財産保全等のための倒産事件開始前の手続

更生手続：債務者の全機関の事業管理権が更生管財人に移転する裁判上の再建手続

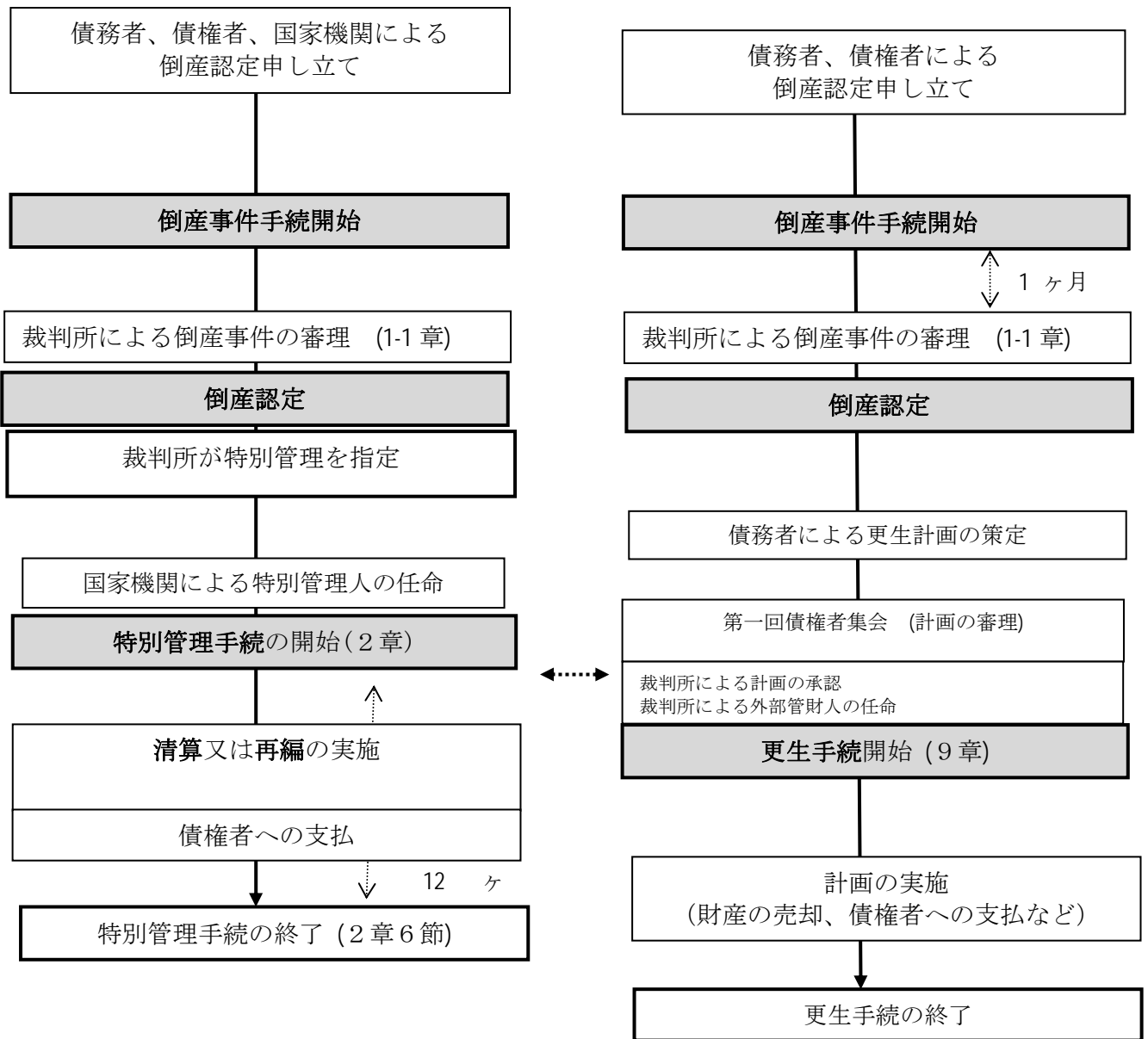
債権者委員会は、全権機関が結成・承認し、労働債権者、大口債権者、担保権者等7名以下により構成される(2章)。

*清算中の法人・所在不明債務者には、簡易倒産手続が適用される(7章)。

*個人事業者には、私企業法の定めていない点につき倒産法が適用される。

*和議の制度はない。

*1997年1月21日成立カザフスタン倒産法(2008年7月5日最新改正)に基づく。



清算 - 特別管理手続の一方式で、債権を順位に従って弁済するために、債務者法人の清算財団を成す全ての資産を没収、譲渡する。

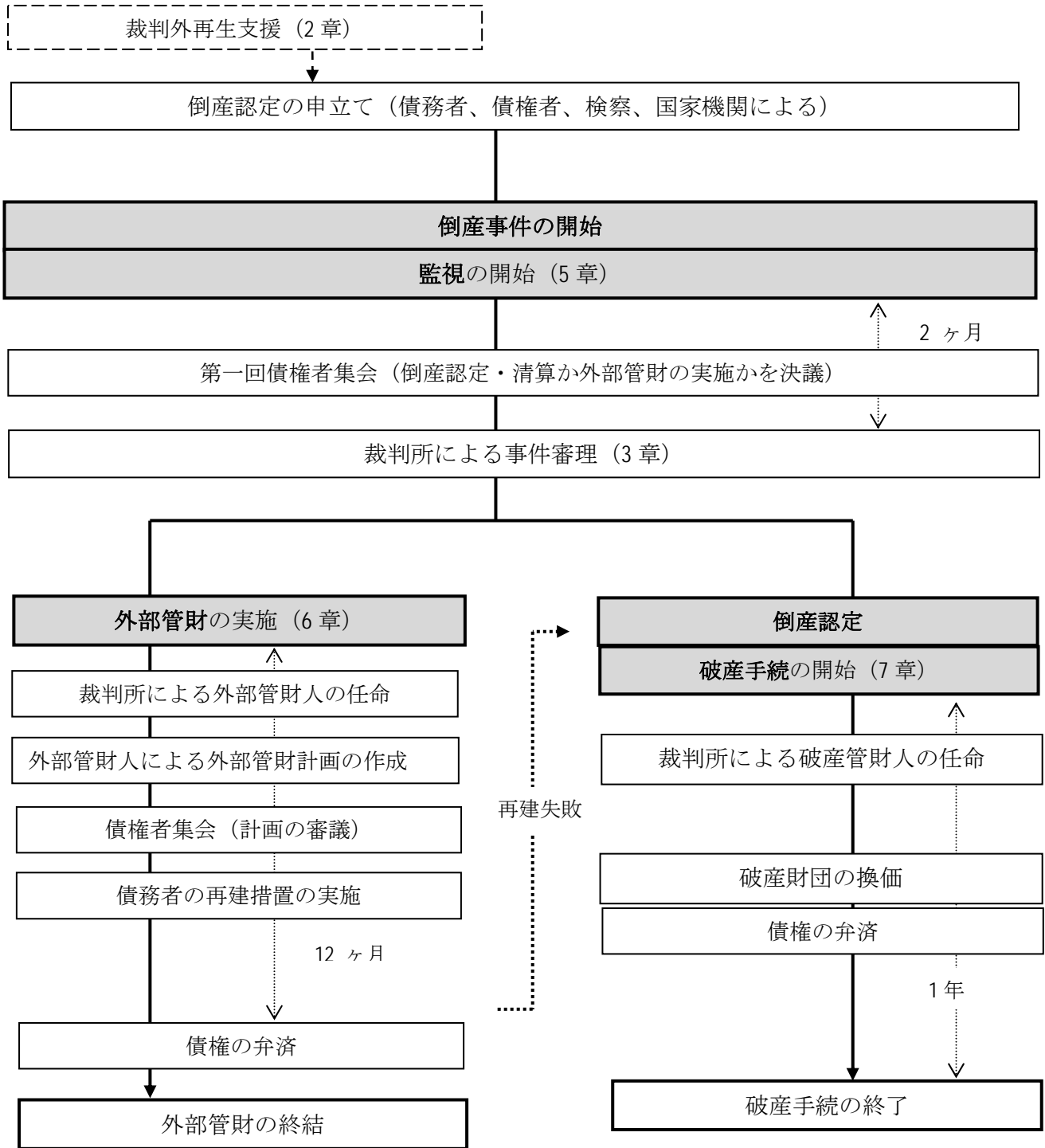
再編 - 特別管理手続の一方式で、債権者の利益のために、債務者の資産を元に1社又は複数社の法人を創設し、売却して、債務者法人を清算する。

更生 - 債務者の財産・事業管理権を移譲して行う再生型手続。

- 法人の特別管理手続及び更生手続は、裁判外手続でも行うことができる。
- 債務者は自己の倒産を宣言できる。
- **個人事業者**には特別管理手続と裁判上の更生手続が適用される。(12章)
- 所在不明債務者には簡易手続が適用される(14章、3ヶ月)
- **和議**は倒産事件のどの段階においても締結可能。(10章)
- このフローチャートは1997年9月22日付キルギス共和国倒産法(2007年6月13日現在)に基づいて作成した。

注: 12ヶ月の期間については、キルギス共和国倒産法52条により、債務者の**清算**期間についてのみ適用し、この期間は必要があれば延長できるが、これは、受取勘定の回収作業が終了していない場合や、訴訟の都合上といった事情がある場合に限られる。その他の部分については、フローチャートはキルギス共和国倒産法に一致している。

タジキスタン



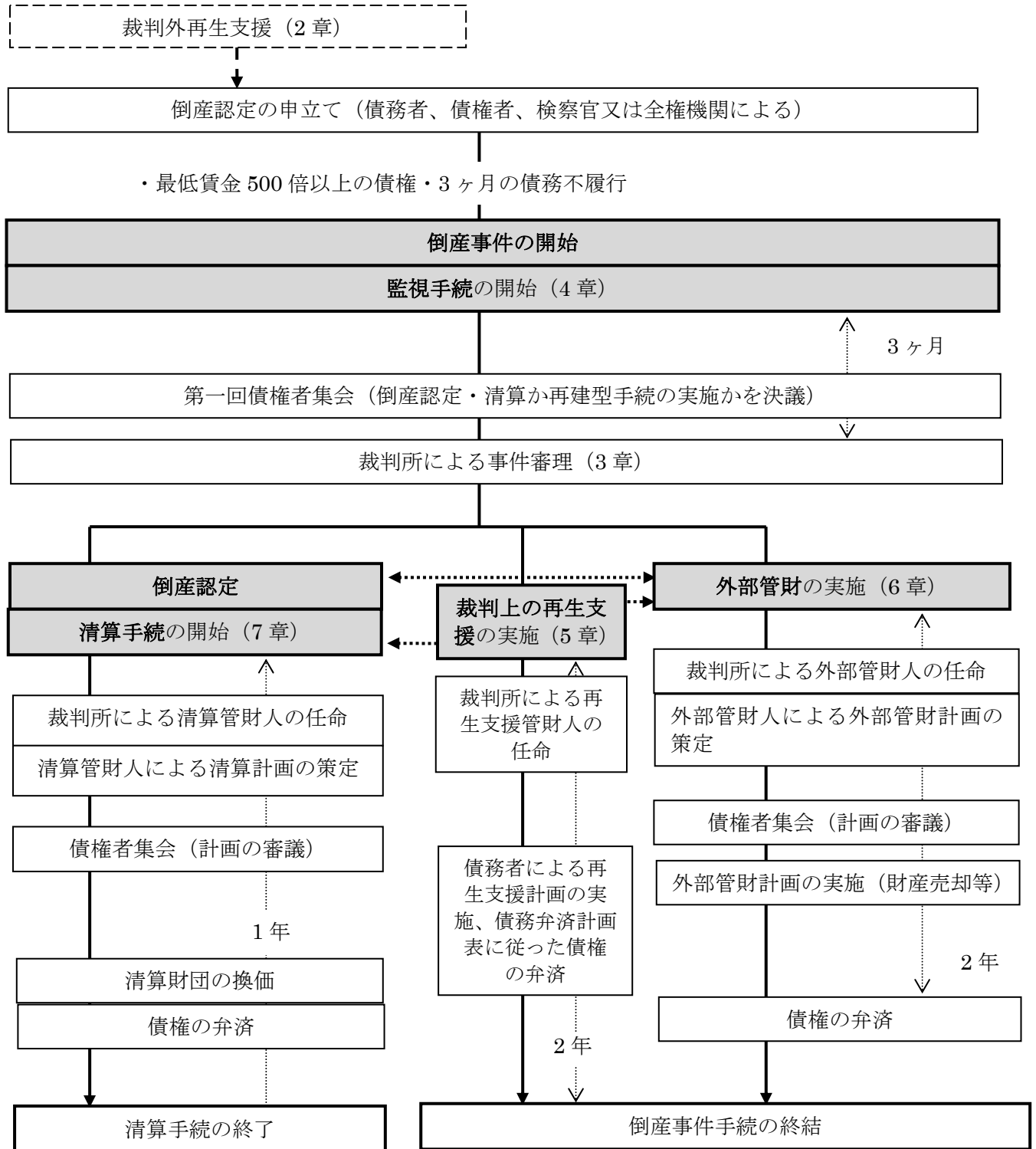
裁判外再生支援：債務者の支払能力回復・倒産予防のための裁判外での措置

監視：債務者財産の保全・財務状況の分析のための手続

外部管財：債務者の事業管理権が外部管財人に移転する裁判上の再建手続

- 和議は、倒産事件のどの段階においても締結しうる（8章）。
- 個人事業者には破産手続が適用される（4章）。
- 法人債務者は、自己の倒産を宣言しうる。
- 2003年12月8日成立タジキスタン倒産法（2008年10月8日最新改正）に基づく。

ウズベキスタン



裁判外再生支援：債務者の支払能力回復・倒産予防のための裁判外での措置

監視：債務者財産の保全・財務状況の分析のための手続

裁判上の再生支援：債務者の事業管理権が再生支援管財人に移転しない裁判上の再建手続

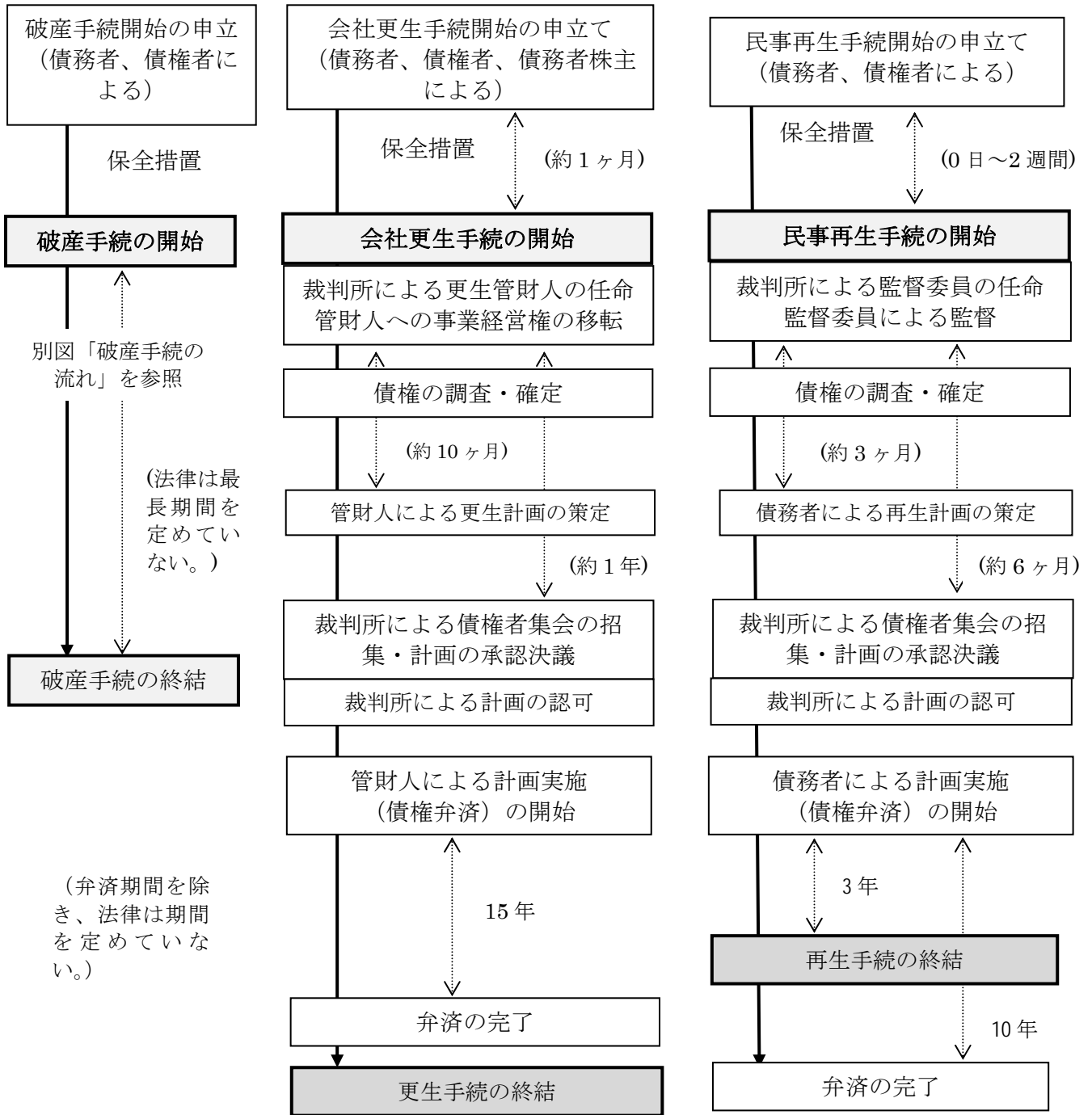
外部管財：債務者の事業管理権が外部管財人に移転する裁判上の再建手続

* **和議**は、倒産事件のどの段階においても締結しうる (8章)。

* 清算中の法人・所在不明債務者には、**簡易倒産手続**が適用される (11章)。

* **個人事業者**には、清算手続及び和議が適用される (10章)。

* 2003年4月24日成立ウズベキスタン倒産法 (2005年12月20日最新改正) に基づく。



破産手続：裁判所が選任した独立した破産管財人により債務者が清算される清算型手続(破産法)
特別清算手続：株式会社のみ適用され、裁判所の監督の下、債権者の意見を考慮して、債務者が清算される清算型手続(会社法)
民事再生手続：債務者が事業経営権を保持する再建型手続(民事再生法)
会社更生手続：株式会社のみ適用され、債務者の事業経営権が更生管財人に移転する再建型手続(会社更生法)。

*個人(事業者ではない者も含む)については、破産手続及び民事再生手続が適用される。

法的制度

- ・破産手続は、1922年に導入され、現在、2004年版破産法に定められている。
- ・特別清算手続は、1938年に導入され商法に定められていたが、現在、2005年制定の会社法に定められている。
- ・民事再生手続は、2000年に導入され、民事再生法に定められている。
- ・会社更生手続は、1952年に導入され、現在、2002年版会社更生法に定められている。

倒産手続の新規受理件数

| | 破産手続 | | | 特別清算 | 民事再生 | | 会社更生 |
|-------|---------|---------|-------|------|------|--------|------|
| | 総数 | 自然人 | 法人等 | | 通常再生 | 個人再生 | |
| 2007年 | 157 889 | 148 524 | 9 365 | 395 | 654 | 27 672 | 19 |
| 2006年 | 174 861 | 166 339 | 8 522 | 400 | 598 | 26 113 | 14 |
| 2005年 | 193 179 | 184 923 | 8 256 | 398 | 646 | 26 048 | 44 |
| 2004年 | 220 261 | 211 660 | 8 401 | 326 | 719 | 26 346 | 45 |
| 2003年 | 251 800 | 242 849 | 8 951 | 290 | 941 | 23 612 | 63 |

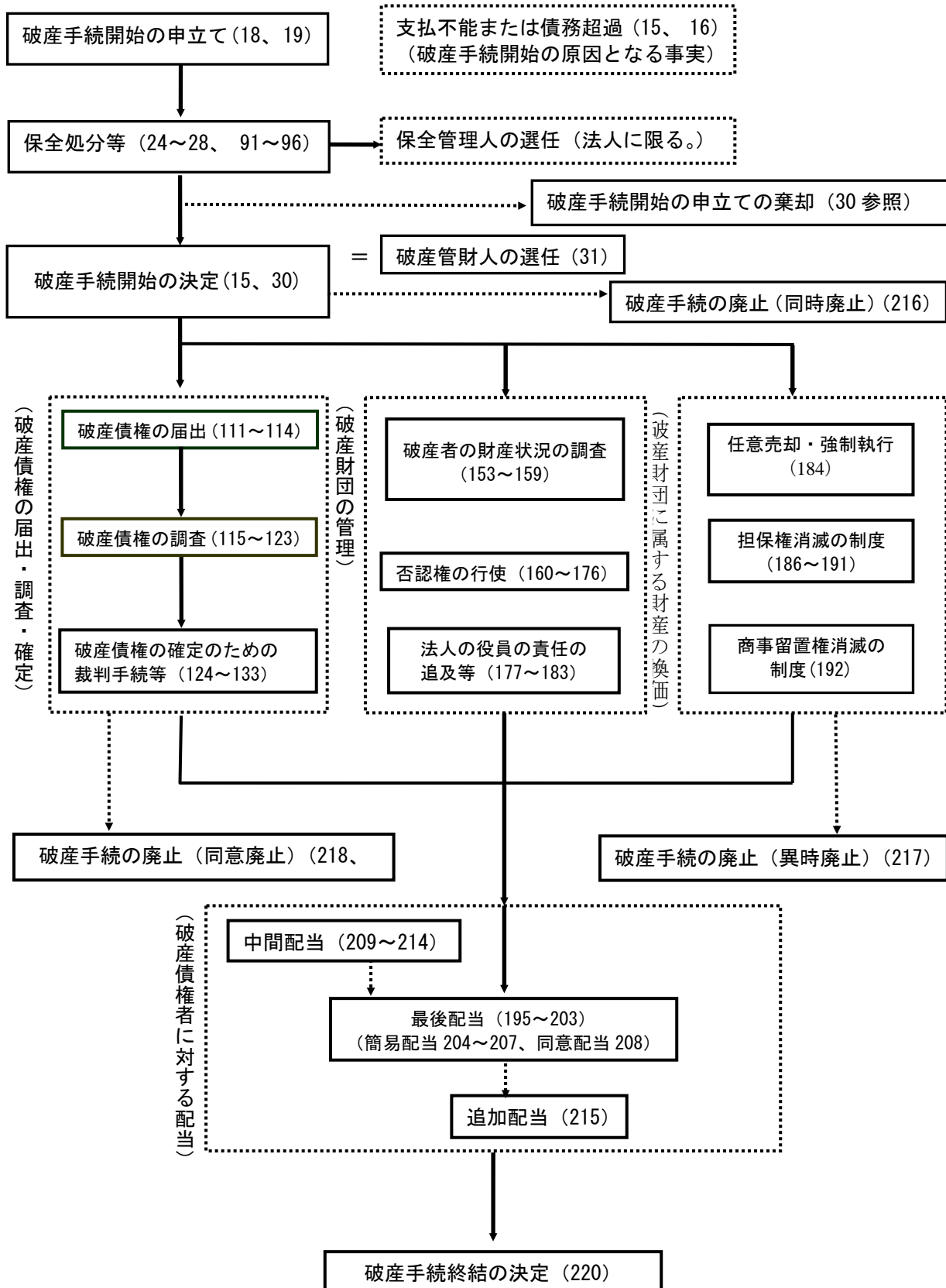
* NBL No.881 (15.05.2008)より

*民事再生は、通常再生手続（法人と自然人に適用）と個人再生手続（自然人に適用される特殊手続）がある。

全権国家機関

日本には、倒産事件や倒産手続管財人を管轄する国家機関は存在しない。
倒産手続管財人は、裁判所が独立して任命し、通常、弁護士（弁護士法人）から選任される。

破産手続の流れ



山本 和彦ほか『倒産法概説』(弘文堂、2006)から引用

○カザフスタン共和国民法典

第3条 カザフスタン共和国の民事法制

- 2 本法第1条第3項に規定されるものを除き、カザフスタン共和国法令に含まれる民事法規定が本法の規定に抵触する場合は、本法の規定を適用する。カザフスタン共和国法令に含まれる民事法規定で本法の規定に抵触するものは、本法に相応の改訂を行った後に、はじめて適用できる。

第9条 民事上の権利の保護

- 4 権利を侵害された者は、法令又は契約に別段の定めがない限り、被った損害の完全な賠償を請求できる。損害とは、権利を侵害された者が負担した、又は負担しなければならない支出、財産の滅失又は毀損（実損）、及び、権利の侵害がなければ通常取引において受け取れるはずであった利益（逸失利益）をさす。

第10条 企業家及び消費者の権利保護

- 1 企業活動とは、個人及びその組織・所有形態を問わず法人が、自らの発意により行う活動で、商品（労務、役務）の需要を満たすことで純益を得ることを目的とし、私有財産に基づき（私企業活動）、あるいは国営企業の経営管理権に基づき（国営企業活動）行うものである。企業活動は、企業家がその名において、リスクと及び財産上の責任を負担して行うものである。
- 2 国は、企業活動の自由を保障し、その保護と支援を保障する。
- 3 法により禁止されない活動を行う限り、企業家の権利は、以下により保護される。
 - (1) 免許制の業種を除き、誰の許可をとることなく企業活動を行うことができる。
 - (2) 全ての経済分野における全ての業種の登記を、最大限に簡素な届け出方法によって1つの機関で行うことができる。
 - (3) 国家機関による企業活動の検査を法令で制限する。
 - (4) 企業活動の強制終了は、法定事由に基づき出された裁判決定によってのみ行えるものとする。
 - (5) 私企業活動の禁止対象、輸出入の禁止又は制限対象となる労務、商品及び役務の種類を法令で定める。
 - (6) 企業家に対する不当な活動妨害につき、国家機関、役職者、その他の者及び機関に法令が定める財産的責任をとらせる。
 - (6-1) 行政監督機関が、これら機関の役割にあたる債務の履行を内容とする契約を企業活動主体と結ぶことを禁じる。
 - (7) 法令に定められるその他の方法
- 4 特定業種についての免許制は、国防、法秩序維持、環境、市民の所有物、生命及び健康の保全を目的として導入する。特定業種についての免許制は、カザフスタン共和国法令が定める製品に対する要件、特定製品や製造過程に

についての適合性証明義務及び（又は）国による活動の監督が、国家行政上の目的を達成するには不十分である場合に設定する。

- 5 商業（企業）機密は、法により保護される。商業機密とされる情報の種類、その保護手段、商業機密に含めてはならない情報の種類を定める手続は、法令が定める。
- 6 消費者の権利の保護は、本法又は他の法令が定める方法により保障される。全ての消費者は、特に、以下の権利を持つ。
 - (1) 商品の購入、労務及び役務の利用に関する契約を自由に結ぶことができる。
 - (2) 商品（労務、役務）に然るべき品質と安全を求める。
 - (3) 商品（労務、役務）についての完全で信頼できる情報を求める。
 - (4) 消費者の社会団体を作る。

第 35 条 法人の権利能力

- 1 法人は、本法典に従い、民事上の権利を持ち、その活動に関連する義務を負うことができる。営利団体は、国営企業を除き、法令又は設立文書が禁じないあらゆる活動の遂行に必要な民事上の権利を持ち、民事上の義務を負うことができる。

法令が規定する場合において、特定の活動を行う法人には、他の活動に従事する可能性が除外又は制限されることがある。

法令が定める特定の活動については、法人は、免許に基づいてのみこれを行うことができる。

第 44 条

- 4 法人は、第三者に対し、法人の機関が設立文書に定められる権限を越えて負った債務につき、責任を負う。ただし、本法 159 条 11 項が定める場合を除く。

第 49 条 法人の清算事由

- 2 法人は、以下の場合、裁判所決定に基づき清算される。
 - (1) 倒産
 - (2) 法人設立時に法令違反があり、それが修復不可能との理由で、法人登記が無効認定された場合
 - (3) 法人定款の目的に合致しない活動を繰り返している場合
 - (4) 然るべき許可（免許）をとらずに活動をしている、法令が禁じている活動を行っている、又は活動において著しい法令違反を繰り返している場合。法人所得税申告（年収と控除に関するもの）又は簡易申告を法定の提出期限を一年過ぎても提出しない場合、所在地又は事実上の所在地に法人、法人の活動に不可欠な発起人（社員）及び役員が一年間存在していない場合を含む。
 - (5) 法令が定めるその他の場合

第 92 条 株式会社の運営

2 株主総会の専権事項となっている問題の決定は、株式会社の他の機関に委譲してはならない。

3 株式会社には取締役会を設置し、これが会社の活動の全体的な監督を行うものとする。ただし、本法、法令、株式会社定款により株主総会の専権事項となっている問題の決定を除く。本法、法令、株式会社定款により取締役会の専権事項とされている問題は、株式会社の執行機関にその決定を委ねてはならない。

カザフスタン法令が定める場合において、株主が一名である株式会社は、会社定款で取締役会を設置せずに株式会社を運営できる旨、定めることができる。

4 株式会社には取締役会を設置し、本法、その他法令、会社定款が株主総会の専権としている事項の決定を除き、会社の活動の全体的な監督を行う。本法、他法令及び会社定款で取締役会の専権事項とされている問題は、株式会社の執行機関の決定にゆだねてはならない。

カザフスタン共和国の法令が定める場合において、株主が一名である株式会社については、取締役会を設置せず会社を運営できるよう定款で定めてもよい。

5 株式会社の執行機関は、合議制（理事会）であっても単独（理事、社長、プレジデント）であってもよい。執行機関は、株式会社の活動について日常的な監督を行い、取締役会及び株主総会に対し報告義務を負う。

株式会社の執行機関の権限には、法令又は設立文書が会社の他の機関の専権事項としているもの以外、全ての問題の決定が含まれる。

7 株式会社の機関の権限、これら機関が会社の名において決定をとり、行動する場合の手続は、本法、法令及び設立文書により定められる。

第 131 条 有価証券に対する要件

2 有価証券が必須の情報の記載を欠く場合、又は所定の形式に合っていない場合、その有価証券は無効である（*влечет ее недействительность*）。

第 141 条 属人的非財産権の保護

1 属人的非財産権を侵害された者は、本法第 9 条が規定する措置以外に、本法の規定に従い精神的損害の賠償を求める権利を持つ。

2 属人的非財産権の保護は、裁判所により、民事訴訟法令が規定する手続により行われる。

3 属人的非財産権は、本法に別段の定めがない限り、権利を侵害した者の有責性に関わらず、保護されなければならない。権利の保護を請求した者は、その属人的非財産権が侵害されたという事実を証明しなければならない。

4 非財産権を侵害された者は、侵害の結果を取り除くことを侵害者に請求するか、侵害者の費用負担により自ら必要な行動を実施するか、あるいは第三者にその実施を委託するかを選択できる。

第 147 条 法律行為の概念

法律行為とは、市民及び法人の行為で、民法上の権利及び義務を設定、変更又は消滅させることを目的とするものである。

第 157 条 法律行為の無効及び無効の効果

- 1 法律行為の形式、内容、当事者に対する要件及び当事者の意思表示の自由に対する要件に違反があった場合、法律行為は、利害関係者、然るべき国家机关又は検察官の訴えにより、無効認定される。
- 2 法律行為の無効の事由及び無効認定の請求権者は、本法又はその他の法令が定める。
- 3 法律行為の無効が認定された場合、双方当事者はそれぞれ相手方に法律行為により受領したものを全て返還しなければならない、現物を返還できない場合はその価額を償還しなければならない。
- 4 法律行為が犯罪を目的としたものであり、双方の当事者にその意図があった場合は、双方が法律行為で受領した、又は受領するはずであった全てものは、裁判所の判決により没収される。このような法律行為を一方の当事者のみが履行した場合は、その相手方が受領したものと、相手方が給付するはずであったもの全てが没収される。双方未履行の場合は、法律行為により履行されるはずであった全てのものが没収対象となる。
- 5 犯罪の意図が一方の当事者のみにあった場合は、その当事者が受領したものは全て相手方に返還し、相手側が受領した、又は受領するはずであったものは没収される。
- 6 具体的な状況を考慮し、裁判所は、無効の法律行為により受け取られた、又は受け取られるはずであった財物の没収について、本条 4 項、5 項の効果を、部分的に又は全面的に適用しない権利を持つ。その場合は、本条 3 項の効果が発生する。
- 7 本条 3 条乃至 6 条が規定する効果のほか、裁判所は、法律行為の無効の事由となった行為について責のある側の当事者から、法律行為の相手方のために、法律行為の無効認定によって相手方が受けた損失分を徴収することができる。
- 8 無効の法律行為は、その無効性に関するもの以外の法的効果を発生させず、行為の時点より無効である。
- 9 法律行為の無効を認定する際、裁判所は、具体的な状況を考慮し、法律行為のその後の履行を禁止するだけにとどめることができる。

第 158 条 法令の要件を充たさない内容の法律行為の無効

- 1 内容が法令の要件に合致しない法律行為及び法秩序又は道徳の原則に明らかに反する目的をもって行われた法律行為は無効(недействительна)である。
- 2 法令の要件、法人の定款若しくはその機関の権限に反する法律行為を故意に締結した者は、法律行為の無効認定の請求が私欲を図る動機又は責任逃れの意図で行われる場合には、当該無効請求を行う権利を有しない。

第 159 条 法律行為の無効の事由

- 1 必要な免許を取得せずに行われた法律行為、免許の有効期限が終了した後に行われた法律行為は、無効である。

- 2 非良心的な競争を目的とした法律行為、ビジネス倫理に反する法律行為は、無効である。
- 3 14歳未満の者による法律行為は、無効である。ただし、本法典第23条に規定される法律行為は、この限りではない。
- 4 14歳以上の未成年が親（養親）又は保佐人の同意を得ずに行った法律行為は、法律に基づき未成年者が独自に行う権利を持つ法律行為を除き、親（養親）又は保佐人の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 5 精神病又は精神薄弱により行為無能力者と認定された者による法律行為は、無効である。後に行為無能力者と認定された者（本法典第26条）が行った法律行為は、当該法律行為の時点でこの者に既に精神障害があったことが証明される場合は、後見人の訴えにより、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 6 裁判所は、保佐人の請求に基づき、裁判所により行為能力を制限された者が行った法律行為を無効とすることができる。
- 7 行為能力を有していながら、法律行為の時点で自己の行為の意義を弁別できない状態にあった、あるいは自己の行為を制御できない状態にあった者により行われた法律行為は、この者の訴えに基づき、また、本人が存命中に訴えを起こす可能性を持たなかった場合は、その死後、他の利害関係者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 8 重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為は、錯誤により法律行為を行った当事者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。重大な意味を有する錯誤とは、法律行為の性質に関する錯誤、法律行為の対象物の同一性に関する錯誤、又は、対象物の用途に応じた使用可能性を著しく減じる質に関する錯誤をいう。動機の錯誤は、当該の動機が停止条件あるいは解除条件（本法典第150条）として法律行為の内容に含まれる場合のみ、無効の事由となる。

錯誤が法律行為の参加者の明らかな不注意による場合、あるいは、参加者の企業リスクに含まれるものである場合、裁判所は、具体的な状況と法律行為の他の参加者の利害を考慮し、無効認定の請求を退けることができる。
- 9 詐欺、強要、脅迫による法律行為、及び、過酷な状況下において相手方に比べ著しく不利な条件でやむを得ず行った法律行為（隷属的法律行為）は、被害者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 10 法律行為の一方の当事者の代理人と相手方の当事者との通謀により行われた法律行為は、被害側の当事者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。被害側が受けた損害の賠償は（本法典第9条第4項）、通謀した代理人に補充責任としてこれを課すことができる。
- 11 法人が、本法典、その他の法令、又は設立文書により明確に制限される活動目的に反して行った法律行為や、定款が定める法人の機関の権限に反して行った法律行為は、法律行為の相手方がこのような違反を知り又は明らかに知りうべきだったことが証明される場合、法人の財産所有者又は法人の発起

人（社員）の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。

- 12 本条第 3 項、第 5 項に規定される法律行為は、当該行為が少年、行為無能力者の利益となるよう行われた場合は、親、養親、後見人の請求に基づき、裁判所の決定によりこれを有効とすることができる。

第 160 条 架空及び仮装の法律行為

- 1 法律効果を発生させる意思なく、見せかけのためだけに行われた架空の法律行為は、無効である。
- 2 ある法律行為が、他の法律行為を隠す目的で行われた場合（仮装の法律行為）は、当事者が実際に意図していた法律行為に関する規定を適用する。

第 161 条 法律行為の一部の無効の効果

法律行為の一部無効は、その無効部分がなくとも法律行為が行われたであろうことが推測される場合は、他の部分の無効をきたさない。

第 162 条 無効の法律行為の出訴期限

- 2 本法典第 159 条第 9 項、第 10 項を事由とする法律行為の無効に関する紛争の出訴期限は、当該法律行為の原因となった強要、脅迫行為が停止した日より一年間、又は、原告が法律行為の無効の事由となるその他の状況を知り又は知りうべかりし日より一年間である。

第 165 条

- 1 無権限で、または権限を越えて他人の名において行われた法律行為は、本人による当該法律行為の追認があった場合に限り、本人の権利および義務を発生、変更、消滅させる。
- 2 本人の追認があったときは、法律行為は、その行為の時から有効となる。

第 166 条 商事代理

- 1 企業者が契約を締結する際に企業者の名において代理することを継続的に独立して行う者（代理商）は、代理権限の授与を記載する書面による契約、またはそのような記載がない場合は、委任状に基づいて代理行為を行う。
- 2 代理商は、代理商が参加して締結する契約の 2 名以上の契約当事者の利益を同時に代理することができる。この際、代理商は、委任事務を通常の企業者として然るべき注意を払って履行しなければならない。
- 3 代理商は、契約に別段の定めがない限り、所定の報酬の支払いおよび複数の契約当事者の委任事務を実行した場合には、等しい割合での費用の償還を請求することができる。
- 4 代理商は、委任事務を実行した後においても、商事取引に関して知り得た情報を秘匿する義務を負う。
- 5 特定の企業活動の分野における商事代理の特則については、法令でこれを定める。

第 177 条 出訴期限の概念

- 1 出訴期限とは、権利又は法益を侵害された者が訴訟を提起し、満足を受けることのできる期間である。
- 2 出訴期限及びその算定方法は、法律が定めるものとし、当事者間の合意に

よって変更することはできない。

第 178 条 出訴期限

- 1 一般出訴期限は 3 年である。
- 2 特定の種類の請求について、法令により、一般出訴期限よりも長い、又は短い特別出訴期限を設けることができる。
- 3 本法 177 条、179 条乃至 186 条の規定は、法令に別段の定めがない限り、特別出訴期限にも適用する。

第 179 条 出訴期限の適用

- 1 侵害された権利の保護を求める請求は、出訴期限の徒過に関わらず、裁判所が受理する。
- 2 出訴期限は、判決が出されるより前に紛争当事者が行った申立てに基づいてのみ、裁判所が適用する。
- 3 訴訟の提起前に出訴期限が徒過していることは、裁判所が訴訟の却下決定をとる事由となる。

主たる請求に関する出訴期限の徒過とともに、付加的請求(違約罰の徴収、保証人の責任に関する請求など)に関する出訴期限は、徒過する。

第 180 条 出訴期限の起算

- 1 出訴期限は、権利の侵害について知った、又は知りうべきであった日より起算する。この規則の例外は、本法又は他の法令により定めるものとする。
- 2 確定期限付債務については、出訴期限の起算は、履行期の終了から開始する。
- 3 履行期が定められていない債務又は履行期が請求時に確定する債務については、出訴期限は、債務履行の請求がなされた時点から起算される。債務者に履行の猶予期間が与えられている場合は、この期間が終了した時点(本法 277 条 2 条)から、出訴期限を起算するものとする。
- 4 求償権に対する債務については、出訴期限は、主たる債務が履行された時点から起算する。

第 238 条 契約に基づく取得者に所有権が発生する時点

- 2 財産譲渡契約が国家登記又は公証を必要とするものである場合、取得者の所有権は、登記又は公証の時点から発生し、公証と国家登記の両方が必要な場合については、登記の時点から発生する。

第 261 条 善意の取得者に対する財産の返還請求

- 1 財産を譲渡する権利を有さない者から、取得者がこれを知らず、かつ、知りえずに当該財産を有償で取得した場合(善意の取得者)、所有者は、当該財産が所有者若しくは所有者がこれを占有させた者が逸失したものである場合、所有者若しくは占有者から窃盗されたものである場合、又は他の方法で所有者若しくは占有者からその意思によらずに離脱したものである場合のみ、取得者に対して財産の返還を請求できる。
- 2 財産を譲渡する権利を有さない者から、取得者が無償でこの財産を取得しているときは、所有者は、いずれの場合においても財産の返還を請求できる。

3 本条第1項に規定する理由に基づく財産の返還請求は、財産が判決の執行手続によって売却された場合については、これを認めない。

第 272 条 債務の本旨に従った履行

債務は、その本旨に従い、債務の要件および法令の規定に基づいて、そのような要件及び規定が存在しない場合は、取引慣習その他通常遵守すべき基準に基づいて、これを履行しなければならない。

第 348 条 債務の引受

1 債務者が他者に自己の債務を引受けさせることは、債権者の合意がある場合のみ許容される。

第 353 条 他人の金銭の違法利用に対する責任

1 金銭債務の不履行、支払の遅滞により、又は他人の損失において金銭を不当に取得し、若しくはその出捐を免れることにより、他人の金銭を違法に利用した場合は、違約罰を支払わなければならない。違約罰の額は、債務の全部又は一部が履行された日付のカザフスタン共和国ナショナルバンクのリファイナンス金利により定める。裁判手続で債務を取り立てる場合、裁判所は、債権者の選択により、訴訟提起日、判決言渡日又は実際の支払日付のカザフスタン共和国ナショナルバンクのリファイナンス金利に基づき、債権者の請求を満足させることができる。本規定は、法令又は契約が別段の違約罰額を定めていない場合に、これを適用する。

第 393 条 契約の重要条項

1 契約は、当事者がそれぞれの場合に必要なとされる方式で全ての重要な契約条項について合意したときに、これを締結したものとみなす。

重要な条項とは、契約の目的物に関する条項、当該種類の契約にとって重要または必要と法令で定められた条項、及び当事者の一方の申し出により合意に達しなければならないすべての条項をいう。

2 法令により契約締結のために財産の引渡しが必要である場合には、契約は、当該財産の引渡しの時に、これを締結したものとみなす。

第 921 条 法人又は市民が、その被雇用者が発生させた損害について負う責任

1 法人又は市民は、その被雇用者が労務（業務、職務）の遂行において発生させた損害を賠償する。

2 本法の損害賠償義務に関する規定において、被雇用者とは、労働契約、民法上の契約に基づき役務を遂行する個人で、その際、業務上の安全管理責任を負う法人又は市民が与えた指示に従い、その監督下で活動していた、又は活動しなければならなかった場合をさす。

商事組合、株式会社及び生産共同組合は、その社員（構成員）が、組合、株式会社又は共同組合の企業活動、生産活動、その他の活動を遂行する際に発生させた損害を賠償する。

第 48 節 不当利得による義務

第 953 条 不当利得の返還義務

1 法令又は法律行為が定める事由なしに他人（損失者）の損失において財産

を取得し、又は出捐を免れた（不当に財を増やした）者（利得者）は、不当に取得し、又は出捐を免れた財産を損失者に返還しなければならない。ただし、本法第 960 条に規定される場合については、この限りでない。

2 本条第 1 項が規定する義務は、財産を取得した、又は財産の出捐を免れた事由が後になって消滅した場合にも発生する。

3 本節の規定は、不当利得が利得者、損失者本人又は第三者の行為の結果によるものか、何らかの出来事の結果によるものかを問わず、これを適用する。

第 954 条 不当利得返還請求権とその他の民事上の権利保護に関する請求権との関係

本法その他の法令に別段の定めがなく、また、当該関係の性質上別段の取扱いをすべきでない限り、本節の規定は、以下の請求権についても適用しなければならない。

- (1) 無効の法律行為に基づく履行の返還請求
- (2) 所有者による不法占有者に対する財産返還請求
- (3) 債権債務関係の一方の当事者が相手方に履行の返還を求める請求
- (4) 利得者の悪意の行為による損害を含む、損害賠償請求

第 955 条 現物による不当利得の返還

1 利得者の不当利得となる財産は、これを現物で損失者に返還しなければならない。

2 不当に取得し、又は出捐を免れた財産につき、利得者が不当利得について知った時又は知りうべき時以降に不足又は品質低下が生じた場合は、偶然による場合も含め、利得者は、損失者に対しその責任を負う。それより前の時期においては、利得者は、故意又は重過失についてのみ責任を負う。

第 956 条 金銭による不当所得の返還

1 不当に取得した、又は出捐を免れた財産を現物で返還できない場合は、利得者は、当該財産の取得時点における時価額を損失者に賠償しなければならない。また、利得者が不当利得を知った後、速やかに財産の価額を賠償しなかった場合は、その後の財産の価格変動により発生した損失も賠償しなければならない。

2 他人の財産を（取得の意思なく）不当に一時的に利用した者又は他人の役務を不当に一時的に利用した者は、その利用によって出捐を免れたものを、利用終了時の利得発生地における価格で損失者に返還しなければならない。

第 957 条 不当な権利移転の効果

存在しない、又は無効の債権債務関係に基づき、債権譲渡又は他の方法で自己の権利を他者に移転した者は、移転した権利を証明する文書の返還を含め、原状回復を請求できる。

第 958 条 損失者に対する逸失利益の返還

1 不当に財産を取得し、又は出捐を免れた者は、不当利得について知った時又は知りうべき時以降、当該財産から得た、又は得るはずであった全ての利益を、損失者に返還又は賠償しなければならない。

- 2 金銭的な不当利得の金額に対しては、利得者が金銭を不当に取得し、又は出捐を免れたことを知った時又は知りうべき時以降の期間につき、他人の金銭の違法使用に対する違約罰を付加する。

第 959 条 返還すべき財産に関する費用の償還

不当に取得した、又は出捐を免れた財産の返還（本法第 955 条）又はその価額の賠償（本法第 956 条）に際し、利得者は、利益の返還義務（本法第 958 条）を負った時以降、当該財産の維持管理のために負担した費用の償還を、取得した利益を差し引いた上で損失者に請求できる。ただし、利得者が返還すべき財産を故意に留置していた場合、費用償還請求権は失われる。

第 960 条 返還することを要しない不当利得

以下は、不当利得として返還することを要しない。

- (1) 債務の履行として、履行期の到来前に引き渡された財産。ただし、当該債務に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- (2) 出訴期限の経過後に債務の履行として引き渡された財産
- (3) 生活手段（賃金、著作者報酬、生命健康侵害に対する損害賠償、年金、扶養料など）として善意の個人に対し支払われ、利得者が使用した金額及びその他の財産
- (4) 存在しない債務の履行として引き渡された金額及びその他の財産。ただし、財産返還請求者が債務の存在しないことを知っていたこと又は慈善目的で財産を引き渡したことを、利得者が証明する場合に限る。

○カザフスタン共和国株式会社法

第 36 条 株主総会の権限

- 1 株主総会の専権事項は、以下のとおりである。
 - (1) 定款の変更、追加又は改訂した定款の承認
 - (1-1) 企業統治規則の採択が定款に定められている場合、その承認並びにその変更及び追加の承認
 - (2) 任意による会社の組織変更又は清算
 - (3) 発行予定株式数の増加の決定又は未発行の発行予定株式の種類の変更の決定
 - (3-1) 会社の有価証券の転換条件及び手続の決定並びにその変更
 - (4) 開票委員会の成員数、任期の設定、成員の選出及び権限の期限前終了
 - (5) 取締役会の成員数、任期の設定、成員の選出、権限の期限前終了、報酬額及び支払条件
 - (6) 会社の監査を行う監査組織の決定
 - (7) 年次会計報告の承認
 - (8) 会計年度の会社純益の分配方法の承認、普通株式の配当支払の決定及

び 1 普通株式当たり配当額の承認

- (9) 本法第 22 条第 5 項に規定される事態が到来した場合、普通株式及び優先株式の配当金を支払わない決定
- (10) 会社の全資産の 25 パーセント以上に相当する資産の譲渡による別法人の設立又は事業への参加の決定
- (11) 削除
- (12) 削除
- (13) 株主に対する株主総会開催に関する通知方法の決定及びマスメディアへの通知掲載の決定
- (14) 本法に従う自社株式取得の際の株式価格の算定方法の変更(設立集会で算定方法が承認されていない場合は、その承認)
- (15) 株主総会の議題の承認
- (16) 定款に定められていない場合、株主への会社事業活動に関する情報提供方法の決定。使用するマスメディア媒体の決定を含む。
- (17) 黄金株の導入及び撤廃
- (18) 本法及び会社定款が株主総会の専権議決事項としているその他の問題

4 株主総会は、定款に別段の定めがない限り、会社の内部活動に関する問題について他機関がとったあらゆる決定を取り消すことができる。

第 38 条 大口株主の発意により臨時株主総会が招集及び実施される場合の特則

- 1 臨時株主総会の招集請求は取締役会に対して出すものとし、会社執行機関の所在地に宛てて総会の議題を記載した請求書を送付する。
- 2 取締役会は、請求書の受領日から 10 日以内に臨時株主総会の招集を決定し、その旨の通知を請求者に送付しなければならない。請求に従い臨時株主総会を招集する際、取締役会は、裁量によりその他のあらゆる議題を追加することができる。

第 48 条 株主総会の実施手続

- 1 株主総会の実施手続は、本法、会社の定款若しくは内部活動を定めるその他の文書により、又は直接、株主総会の決議により定められる。
- 2 株主総会の開会前に、来場した株主(その代理人)の受付を行う。株主の代理人は、総会への出席及び議決の権限を証明する委任状を提示しなければならない。

受付をしなかった株主(株主の代理人)は、定足数の確定の際に算入されず、議決に参加することができない。

会社の優先株主は、集会式の株主総会に出席し、議題の審議に参加することができる。

会社定款又は集会式株主総会の決議による別段の定めがない限り、株式総会には、招待なしに他の者が出席することができる。そのような者の株主総会における発言権は、会社の定款又は株主総会の決議により定められる。

- 3 株主総会は、定足数に達した場合、通知された時間に開会される。
株主総会は、通知した時間より早く開会することはできない。ただし、全株主（その代理人）が受付を済ませ、開会時間の変更について知らされ、それに反対しない場合は、その限りではない。
- 4 株主総会は、総会の議長（議長団）及び書記を選出する。
株主総会は、議決の方法－公開投票又は秘密投票（投票用紙による）－を決める。会社定款に別段の定めがない限り、株主総会の議長（議長団）及び書記を選出する際は、各株主が1票を持ち、出席者の単純多数決により決定される。執行機関の成員は、株主総会の議長になれない。ただし、株主総会の全出席者が執行機関の成員である場合は、この限りではない。
- 5 株主総会において、議長は、議決される問題についての討議を終了する提案及び議決方法を変更する提案を議決にかける権利を持つ。
議長は、議決事項の討議に参加する権利を持つ者の発言を妨げる権利を持たない。ただし、発言が総会の議事進行を妨げる場合又は当該問題に関する討議を既に打ち切った場合を除く。
- 6 株主総会は、会議の休憩及び一部の問題の審議を翌日に回すことも含め、会議の延長を決定する権利を持つ。
- 7 株主総会は、すべての議決事項につき審議が終わり決議した後のみ閉会できる。
- 8 株主総会の書記は、総会議事録の記載の網羅性及び信頼性につき責任を負う。

第53条 取締役会

- 2 本法及び会社定款に別段の定めがない限り、取締役会の専権事項は、以下のとおりである。

(19) 大規模取引及び利害関係を有する取引を締結する決定

第54条 取締役会の構成

- 1 取締役会の成員となれるのは、自然人だけである。
- 2 取締役会の成員は、以下の中から選出される。
 - (1) 自然人である株主
 - (2) 株主の利益の代表者として、取締役会成員の候補として提案（推薦）された者
 - (3) その他の者（本条第3項の制限を考慮する。）

取締役会成員の選出は、累積投票により行われる。株主は、所有株式に基づく議決権の全てを1人の候補に投票しても、また複数の候補者に分けて投票してもよい。最も得票数の多かった候補が、取締役会成員として選出される。2人以上の候補者が同数票を獲得した場合は、これら候補者の間で再投票を行う。
- 3 取締役会の成員には、会社の株主でなく、株主を代表する取締役会成員候補としての提案（推薦）を受けていない自然人がなることもできる。このような者の数は、取締役会成員数の50パーセントを超えてはならない。

- 4 執行機関の成員は、その代表者を除き、取締役会には選出されない。執行機関の代表者は、取締役会の議長には選出されない。
- 5 取締役会成員の人数は、3人以上でなくてはならない。取締役会成員の3分の1以上は、独立取締役でなければならない。
- 6 取締役会成員に対する要件は、カザフスタン共和国法令及び会社定款により定められる。

第 57 条 取締役会の招集

- 1 取締役会は、取締役議長若しくは執行機関の発意又は以下の者（機関）の請求により招集される。
 - (1) いずれかの取締役会成員
 - (2) 内部監査機関
 - (3) 会社の監査を行う監査組織
 - (4) 大口株主
- 2 取締役会招集の請求は、取締役会議長に対し、その旨の請求書を送付する形で行われる。請求書には、提案される議題を含むものとする。

取締役会議長が取締役会の招集を拒否する場合、請求者は、当該の請求書をもって執行機関に請求することができ、執行機関は取締役会を招集しなければならない。

取締役会は、取締役会議長又は執行機関により招集請求があつてから 10 日以内に招集されなければならない。ただし、会社定款が別の期間を定めている場合はこの限りではない。

取締役会には、招集を請求した者を必ず招待しなければならない。
- 3 取締役会の開催をその成員に通知する方法は取締役会が決定し、黄金株所有者に対する通知方法は会社定款が定める。
- 4 取締役会成員は、取締役会に欠席する場合は、あらかじめ執行機関にその旨の通知をしなければならない。

第 58 条 取締役会の会議

- 1 取締役会の会議の定足数は会社定款により定められるが、取締役会の成員数の半数未満であつてはならない。公開会社の取締役会会議においては、独立取締役総数の半数以上の独立取締役が、必ず出席しなければならない。

取締役会成員の総数が定款の定める取締役会会議の定足数に満たなくなった場合、取締役会は、新たな成員を選出するために、臨時株主総会を招集しなければならない。残りの取締役会成員は、このような臨時総会の招集決定のみできるものとする。
- 2 取締役会成員は、1人1票ずつ議決権を持つ。取締役会における決定は、本法及び会社定款に別段の定めがない限り、会議に出席している取締役会成員の単純多数決により採択される。

会社定款により、同数票となった場合に取締役会議長又は会議で議長役をしている者の票を決定票とするよう定めることができる。
- 3 取締役会は、取締役会成員のみが参加できる非公開会議の実施を決定する

ことができる。

- 4 会社定款及び（又は）内部文書により、取締役会が審議にかけられた問題について通信投票式で決定を採ることができる旨及びその方法を規定できる。

通信投票式による議決は、所定の期限までに提出された投票用紙が定足数に達している場合、有効とされる。

取締役会の通信投票式議決による決定事項は文書にし、取締役会の書記及び取締役会議長が署名しなければならない。

決定が正式なものとして文書で作成された日より 20 日以内に、当該決定は投票用紙を添付し、取締役会成員に送付されなければならない。

- 5 取締役会が会議を開いて採択した決定は、議事録にまとめられる。議事録は、会議日から 3 日以内に会議で議長役をした者及び書記が作成・署名しなければならない。

- (1) 会社の正式名称及び執行機関の所在地

- (2) 会議の実施日時及び場所

- (3) 出席者の情報

- (4) 議題

- (5) 議決に付された問題とその結果

- (6) 採択された決定

- (7) 取締役会の決定による他の情報

- 6 取締役会会議の議事録及び通信投票式でとられた議決の記録は、会社の文書保管所にて保管する。

取締役会書記は、取締役会成員の請求により、議事録及び通信投票式でとられた決定の記録を閲覧に供し、（又は）その抜粋を、権限を持つ会社被雇者の署名及び社印をつけて発行しなければならない。

第 59 条 執行機関

- 1 会社の日常業務に関する運営管理は、執行機関が行う。執行機関は、合議制であっても単独であってもよい。

執行機関は、本法その他のカザフスタン共和国法令及び会社定款により会社の他機関及び他役員の権限とされていないものであれば、会社の事業に関するあらゆる問題について決定をする権利を有する。

執行機関は、株主総会及び取締役会の決定事項を執行しなければならない。

執行機関が拒否権の行使が認められる問題に関して決定をとる場合は、黄金株の所有者の合意をとらなければならない。

会社は、会社が規定する制限事項に違反して執行機関が締結した取引につき取引締結時に当事者が当該制限事項を知っていたことが証明できる場合、その有効性について争う権利を有する。

第 63 条 会社役員の実任

- 1 会社の役員は、カザフスタン共和国法令に従い、会社及び株主に対し、その行為（不作為）により発生した被害につき責任を負う。これには、以下に

よって発生した損害を含む。

- (1) 混乱を招く情報又は明らかに虚偽である情報の提供
- (2) 本法が定める情報提供手続の違反
- 2 会社は、株主総会の決定に基づき、会社に被害又は損害を与えた会社役員に対し、賠償請求訴訟を裁判所に提起する権利を有する。
- 3 会社又は株主に損害をもたらした会社機関の決定について反対票を投じた役員又はその議決に参加しなかった役員は、責任を問われない。

第 64 条 会社の提携者

- 1 会社の提携者とは、以下の者である。
 - (1) 大口株主
 - (2) 会社の大口株主である自然人か独立取締役以外の会社役員である自然人の近親者（両親、兄弟姉妹、息子、娘）、配偶者、縁者（配偶者の兄弟姉妹、両親、息子、娘）である自然人
 - (3) 会社の役員又は本項第 1 号及び第 4 号から第 9 号までに記載される法人の役員。ただし、独立取締役を除く。
 - (4) 会社の大口株主又は役員が管理する法人
 - (5) 会社の大口株主である者又は会社の役員である者が、大口株主であるか財産中の持分に対する権利を持っている法人
 - (6) 会社が大口株主となっている法人又は財産中の持分に対する権利を持っている法人
 - (7) 会社とともに第三者の管理下にある法人
 - (8) 会社と契約関係にあり、その契約によって会社がとる決定の内容を決める権利を持つ者
 - (9) 単独で又は提携者と合同で、会社の議決権株式又は本項第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに記載される法人の議決権株式を 10 パーセント以上、占有、行使及び処分する者
 - (10) カザフスタン共和国法令により会社の提携者とされるその他の者
- 2 会社その他の法人に対する管理とは、それぞれ会社又は他法人がとる決定の内容を決める可能性を指す。
- 3 本条の規定は、非営利団体及び信用情報機関である会社には適用されない。以下の者は、提携者ではない。
 - (1) 非営利団体又は信用情報機関の大口株主（社員）
 - (2) 行為能力のない者及び行為能力が制限されている者

第 68 条 大規模取引

- 1 大規模取引とされるのは、以下のものである。
 - (1) 単独又は相互関連性のある一連の取引で、その結果、会社が資産総額の 25 パーセント以上の価値を持つ財産を取得又は譲渡する（その可能性がある）もの
 - (2) 単独又は相互関連性のある一連の取引で、会社が自社の割当済有価証券の買戻し又は買い戻した有価証券の売却を、その種の有価証券の発行

- 総数の 25 パーセント以上の数量で行うもの
- (3) 会社定款が大規模取引と定めるその他の取引
- 2 相互関連性があるとされるのは、以下の取引である。
- (1) 複数の取引で、同一者又は同一の提携者のグループを相手とし、同一の財産の取得又は譲渡について締結されるもの
- (2) 一本の契約により取り決められる、又は互いに関連する複数の契約により取り決められる複数の取引
- (3) 定款又は株主総会の決定により相互関連性があるものとされるその他の取引

第 69 条 大規模取引の対象となる財産の価値

- 1 大規模取引の対象となる財産の市場価格は、カザフスタン共和国の評価活動関連法令に従い確定される。
- 2 市場価格を求めるべき財産が組織化された証券市場で流通する有価証券である場合は、その市場価格を確定する際には、そのような市場における該当有価証券の取引価格又は需給価格を考慮する。市場価格を求めるべき財産が会社の自社株式である場合は、その市場価格を確定する際には、会社の自己資本額、会社の開発計画による自己資本の変動の見込みその他市場価格を確定する者が重要と考える要素も考慮する。

第 70 条 会社による大規模取引の実行

- 1 大規模取引締結の決定は、会社の取締役会が行う。
債権者及び株主に通知する目的で、取締役会が大規模取引締結の決定をした日から 5 営業日以内に、国語及び他言語によりマスメディア媒体を通じて取引について公告する。
- 2 会社定款により、株主総会が締結の決定をする大規模取引の種類及びその実行手続を定めることができる。
- 3 本法及び定款が定める手続によりとられた大規模取引締結の決定に同意しない場合、株主は、本法が定める手続により、所有する株式の買取りを会社に請求できる。

第 71 条 会社の取引締結に関する利害関係

- 1 会社の提携者は、以下の場合、会社の取引締結に利害関係を持つ者（以下「利害関係者」という。）とされる。
- (1) 取引の当事者であるか、代理人又は仲介人として取引に関与する場合
- (2) 取引の当事者又は代理か仲介人として取引に関与する法人の提携者である場合
- 2 以下は、会社に利害関係のある取引（法律行為）ではない。
- (1) 株主による会社の株式又は他の有価証券の取得及び会社による自社株式の買い戻し
- (2) 銀行機密、商業機密その他法により保護される機密の守秘義務を引き受ける行為
- (3) 本法に従い行われる会社の組織変更

(4) カザフスタン共和国法令に従い行われる会社とその提携者との間の法律行為

第73条 利害関係のある取引の締結手続に対する要件

- 1 利害関係のある取引の締結決定は、利害関係を持たない取締役会成員の単純多数決により採決される。
- 2 以下の場合、利害関係のある取引の締結決定は、株主総会において、利害関係のない株主の多数決により採決される。
 - (1) 取締役会の全ての成員が利害関係者である場合
 - (2) 採決に必要な議決権数が足りないため、取締役会が決定できない場合
- 3 利害関係のある取引の締結決定は、取締役会成員の全て及び普通株主の全てが利害関係者である場合、株主総会において会社の議決権株式総数の多数決で採決される。

この際、株主総会には根拠ある決定をとるのに必要な情報（書類を添付の上）が提供される。
- 4 会社定款により、特定の利害関係のある取引について他の締結手続を規定することができる。

第74条 利害関係のある取引の締結の効果

- 1 大規模取引及び利害関係のある取引の締結において本法が規定する要件を遵守しなかった場合、これら取引は利害関係者の提起した訴訟に基づき、裁判手続で無効の認定をされる。
- 2 本法が定める手続を遵守せずに締結された取引に利害関係を持つ者は、会社にもたらした損害額の範囲で責任を負う。複数の者により取引が締結された場合は、会社に対して負う責任は、連帯責任となる。
- 3 本法及び会社定款が定める要件に違反する大規模取引を故意に締結した者は、私利のため又は責任を免れるために当該取引の無効認定を要求する権利を持たない。

○カザフスタン共和国倒産法

第1条 本法において用いられる基本概念

本法においては、以下の基本概念が用いられる。

- (6) 破綻債務者の自発的清算：破綻債務者の申立てに基づき裁判所の本案決定により行われる破綻債務者の清算、又は、債権者の監督の下、裁判外手続において行われる清算。
- (12) 破産債権者：自己の財産上の請求権の満足につき、法令によっても担保契約によっても優先権を有しない債権者。

第6条 財産の返還及び債務者の法律行為の無効認定

- 1 債務者が、倒産者と認定される前又は裁判外清算手続の決定が出される前に、行った法律行為は、以下の場合、無効と認定されなければならない。
 - (1) 民事法令の定める事由がある。
 - (2) 債務者が、倒産事件の開始後又は裁判外清算手続開始の決定後、特定の債権者又はその他の者を相手に法律行為を行い、当該行為により特定の債権者が他の債権者よりも優先的に弁済を受けることになった場合、全権機関、債権者、更生管財人・破産管財人が申し立てた。
 - (3) 法的文書の定めるその他の事由がある。
- 2 破産管財人・更生管財人、再生支援者は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、法律行為の無効認定を求め、債務者が、倒産事件開始前又は裁判外清算手続開始前の3年の間に、債権者の利益を侵害して、無償で、又は、市場価格より著しく低価格で、又は、十分な根拠なく引き渡した財産（賃貸のために又は締結されている契約の履行を保証するために引き渡した財産も含む）の返還を、当該財産を譲り受けた者に請求しなければならない。
- 3 破産管財人・更生管財人、再生支援者は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、債務者が、倒産事件開始前又は裁判外清算手続開始前の3年の間に、他の債権者の利益を侵害して、特定の債権者に弁済期前に弁済し、引き渡した財産の返還を、弁済を受けた債権者に請求しなければならない。この場合、債権者の権利は、本法の規定に従い確保される。
- 4 従業員（被雇用者）、会社の社員、破綻債務者の代表者は、本条第2項及び第3項の定める事由に基づき、倒産事件開始前又は裁判外清算手続開始前の3年の間に引き渡された財産の返還を求めることができる。

本項の定める財産返還請求の規定は、財産が配偶者、直系尊属及び直系卑属に引き渡された場合にも適用される。
- 5 更生管財人・破産管財人は、自己の権限を行使する際、本条の定める場合に加え、法的文書の定める事由に基づき、第三者に債務者の財産の返還を請求する訴え、又は、債務者が締結した契約を解除する訴えを提起することができ、債務者の財産返還に向けた民事法令の定めるその他の行為をとることができる。
- 6 本条の定める場合で、財産が紛失し、損傷し、又は、善意の第三者が取得したことにより、返還を請求することができない場合、返還されるべき財産を最初に取得した者は、紛失し、損傷し、又は、善意の第三者が取得した財産の価値の範囲で、債務者に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負う。

第9条 更生管財人・破産管財人

- 1 倒産手続、更生手続及び裁判外清算手続の実施目的を達成するため、更生手続、破産手続（清算手続）又は裁判外清算手続の実施期間中、破綻債務者の全機関は経営から解任され、債務者の財産管理・事業経営の機能は、更生管財人・破産管財人（清算人）に移譲される。

更生管財人・破産管財人（清算人）は、唯一の債務者経営授権機関として活動する。

本項の規定は、本条第1項の1の定める場合には適用されない。

第11条 債権者委員会の形成

2 労働債権及び社会保険国家基金の積立金の債権者の代表者、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の債権者、債務者に対し最大額の債権を有する破産債権者及び担保権者が債権者委員会を構成する。

3 債権者委員会は、7名以下の奇数数の構成員からなる。

第22条 債権者（複数債権者）による申立て

3 債権者の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。

(8) 申立債権者が把握している債務者の保有する財産に関する情報

第28条 倒産事件手続開始の効果

1 倒産事件手続が開始した時から、以下の効果が発生する。

(1) 債務者財産の所有者（当該所有者から授権された機関）、発起人（社員）及び法人の全機関は、債務者の財産処分権限を失う。本法第2条第4項の定める機関が債務者である場合、裁判所は、全権機関の申立てに基づき、継続生産及び財産の保全を含めた生産サイクルの維持に最低限必要な支出をする権限を有する者を定めることができる。

(2) 債務者の財産に関し先に出された裁判所の判決、第三者裁判所の判決、税務機関の決定及び所有者（発起人、社員）又は債務者機関の決定の執行は、個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権（精神的損害賠償請求権を除く）に基づくものを除き、停止される。

第41条の1 外部監視

1 裁判所は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、以下の事由がある場合、3ヶ月から1年の期間で、債務者につき外部監視手続を開始することができる。

(1) 申立人を含む債権者3名以上が、外部監視手続の適用に同意している。

(2) 債務者の支払無能である。

外部監視を開始する裁判所の決定には、全権機関に3日以内に外部監視管理人を任命するよう委任することが記載される。

外部監視管理人の任命手続は、全権機関が定める。

2 外部監視管理人には、個人事業者である自然人で、倒産手続において支払無能の債務者の財産管理・事業経営を行う資格を全権機関から与えられている者が任命される。

外部監視管理人に、本法第9条第4項の定める者を任命することはできない。

3 外部監視管理人は、資格が停止された場合、任命手続と同様の手続に従い、債務者の事業経営・財産管理から解任されなければならない。

資格は、裁判手続において取り消される。

4 外部監視が開始されると、以下の効果が発生する。

- (1) 債務者に対するあらゆる債権は、本法の定める外部監視手続の範囲に限り、請求することができる。
 - (2) 債務者の責任者が、自己が保有する債務者の財産における株式・持分を処分することは禁止される。
- 5 債権者は、裁判所に外部監視開始を申し立てる際、相応の税務機関に連絡をする。

第 41 条の 4 外部監視管理人の権限

- 2 外部監視管理人は、以下の義務を負う。
- (3) 故意倒産及び虚偽倒産の兆候の有無を明らかにし、かかる兆候が明らかになった場合、権利保護機関に知らせるか、又は、債務者に対し、債務者の財務状況を悪化された財産譲渡に関する法律行為の無効認定を要求する。

第 41 条の 7 債務者の義務

- 債務者は、以下の義務を負う。
- (3) 費用の増加；会計書類基準に基づく自己資本の変更；組織変更；不動産の譲渡、財産への担保設定又は財産の賃貸に関する法律行為；債務者の資産額の 10%以上の価値を有する財産の取得又は譲渡に関する法律行為について、外部監視管理人から同意を得る。

第 65 条 総則

- 1 破産手続は、債権の満足及び倒産者の免責を目的として実施される。

第 71 条 債権

- 1 債務者に対する債権は、債務者の倒産認定が公告されてから 2 ヶ月以内に、届け出られなければならない。

債権の届出には、債権額（元金、利子（利益）、違約罰及びその他違約制裁、損害の額はそれぞれの額）が、債権の根拠及び額を証明する書面（発効した裁判判決、契約書の写し、債務者の債務承認）を添付して、記されなければならない。

外貨建債権は、債務者の倒産認定・清算の本案決定が出された時点におけるカザフスタン共和国国立銀行の定める為替率により、テングに換算される。

第 72 条 債権の審理

- 3 債権者、発起人（社員）は、破産管財人の決定に同意しない場合、1 ヶ月以内に、全権機関、又は、倒産事件を審理し争いのある債権につき発効している判決を出した裁判所に対し、破産管財人の決定についての不服を申し立てることができる。

第 75 条 破産財団の分配順位

- 1 手続費用及び裁判費用は、順位外で、債務者の財産から支払われる。
- 手続費用は、債権者委員会と破産管財人の同意により決められた予算の範囲内で、更生管財人・破産管財人が、費用が発生した毎に支払うことができる。

- 2 第一順位では、清算される倒産者に対する生命・健康侵害の個人の損害賠償請求権が、相応の定期支払いを引き直して、弁済される。
- 3 第二順位では、本法第 78 条の定める場合を除き、労働契約に基づき働いていた者への給与及び手当、社会保険国家基金への社会積立金、労働支払いから控除して支払われるべき扶養料及び強制年金の納付金、著作契約に基づく報酬が弁済される。
- 4 第三順位では、清算される倒産者の財産により担保されている債権が、担保されている範囲で弁済される。
- 5 第四順位では、税金・国家予算に対するその他の義務的支払金が支払われる。
- 6 第五順位では、本法及びその他の法的文書に従い、その他の債権が支払われる。

第 76 条 債権者への支払規則

- 1 各順位の債権は、それに優先する順位の債権が全額弁済された後、弁済を受ける。

債権は、その債権者の同意がある場合、金銭の支払い及び（又は）財産による代物弁済も含めた法令に反しない方法で満足を受けることができる。

税金・国家予算に対するその他の義務的支払金の債権者以外の債権者は、破産管財人が、代物弁済を提案した日から 15 日以内に、当該提案に対する同意（不同意）を書面で表明しなければならない。債権者が、上記期間内に、書面により同意を表明しなかった場合、債権者が代物弁済を拒否したものとみなされる。

第 78 条 第二順位債権の支払額及び支払方法

- 1 第二順位債権額の算定の際には、本条第 2 項及び第 3 項の定める場合を除き、倒産事件手続開始時点で未弁済の債務が基準となる。
- 2 倒産事件手続開始前の 1 年以降の期間に被雇用者への労働支払いを増額したことで発生した給与及び手当の支払債権の増加分は、債権登録簿では第五順位債権として扱われる。
- 3 倒産事件手続開始の 1 年前からの期間に発生した労働関係に関する給与及び手当の支払債権は、債権登録簿では、倒産事件手続開始前の 1 年に先行する 12 暦月の間に債務者に発生した労働支払いの月平均を超えない額を考慮して、第二順位債権として扱われる。その他の債権（違約罰、遅延利息、補正金）は、債権登録簿では第五順位債権として扱われる。
- 4 倒産事件手続開始後に、労働契約に基づき働いていた者の給与及び手当、社会保険国家基金への社会積立金、労働支払いから控除して支払われるべき扶養料及び強制年金の納付金、著作契約に基づく報酬を、債務者が全額支払わなかった場合、債務者の倒産認定・清算の本案決定が発効する前に支払われなかったものは、本条第 2 項及び第 3 項の定める場合を除き、第二順位債権者に対する債務に含まれる。

第 79 条 第三順位債権の支払額及び支払方法

- 3 担保により保証されていない部分は、債権登録簿では第五順位債権として扱われる。

第 83 条 債務者財産の価値の査定

- 2 債権は、以下の財産を除いた、本条第 1 項に従い査定された債務者の全財産から弁済を受けなければならない。
 - (1) 法令により取引が制限されている財産
 - (2) 債務者が所有権に基づいて保有していない財産

第 84 条 債務者財産（資産）の売却

- 1 債権を含む債務者の財産は、破産管財人が、全権機関が同意し債権者委員会が承認した財産売却計画に従って、競売を実施することにより売却する。競売の実施手続は、カザフスタン共和国政府が決定する。
- 2 第 2 項 債務者の財産で、財産売却計画に従い売却に出されたが換価されずに残ったものは、全額弁済を受けなかった相当の順位の債権者の共有に、その債権者の同意の下、移されなければならない。

○キルギス共和国民法典

第 11 条 民事上の権利の保護の方法

民事上の権利の保護は、以下の方法により実現される。

- (1) 権利の確認
- (2) 権利侵害前に存在した状態の回復
- (3) 権利を侵害する、又はその恐れがある行為の阻止
- (4) 法律行為の無効認定及び無効効果の適用
- (5) 国家機関又は地方自治体の決定の無効認定
- (6) 権利の自衛
- (7) 現物による義務履行の言い渡し
- (8) 損害賠償
- (9) 違約罰の徴収
- (10) 精神的損害の補償
- (11) 法的関係の終了又は変更
- (12) 法令に反する国家機関、地方自治体決定の裁判所による不適用
- (13) 法令が定めるその他の方法

第 65 条 市民の行為能力の制限

1 アルコール飲料又は薬物の濫用により自己の家族を経済的困窮に陥らせた者は、裁判所により行為能力の制限を受け、これにより保佐が開始される。このような者は、軽少な日常生活上の法律行為を単独で行うことができ、保佐人の同意を得たときに限り、その他の法律行為を行い、賃金、年金その他の所得を受領し、又はそれを処分することができる。ただし、その者は、自己の行った法律行為について、これによってもたらされた損害に対する財産上の責任を単独で負う。

2 行為能力を制限した事由が消滅した場合には、裁判所は、行為能力の制限を取り消す。

その市民に対する保佐は、裁判所の決定により終了する。

第 96 条 法人の清算

1 法人は以下の場合、清算される。

発起人（社員）又は設立文書により権限を付与された法人機関の決定による清算。法人設立期間の終了、法人設立目的の達成、法人設立時の修復不可能な法令違反を理由とした裁判所による登記の無効認定などの場合を含む。

必要な許可（免許）をとらずに活動を行った、法令が禁じている活動を行った、その他の度重なる又は重大な法令違反があった、定款が定める法人の目的に反する活動を繰り返したなどの場合や、営業許可に指定される業務のみ行うことができる銀行、金融機関、施設の営業許可の取消し、あるいは本

法が定めるその他の場合における裁判所決定に基づく清算。

キルギス共和国ナショナルバンクの銀行業務許可により活動する支払能力のある銀行、金融機関の清算は、銀行業務許可を取り消す場合に、銀行その他金融機関に関する特則を考慮した上で行われる。

銀行の株主が、銀行業務許可の取消し日から一ヶ月以内に、銀行の清算又は組織変更の決定をとらなかった場合は、銀行法人の強制清算が行われる。

銀行業務許可を取り消す、又は一時停止させる際、キルギス共和国ナショナルバンクは、銀行の資産及び文書の保全のために、手続参加者（清算委員会又は裁判所）が管理人を任命するまでの間、一時管財人を任命しなければならない。一時管財人は、その任命の特則を考慮した上で、キルギス共和国倒産法第 63 条が定める一時管理人の権限を持つ。

第 183 条 法律行為の無効に関する通則

- 1 法律行為は、本法が定める事由により、裁判所が無効と認定することにより（取り消しうべき法律行為）、又はそのような認定に関係なく（絶対無効の法律行為）、無効である。
- 2 取り消しうべき法律行為の無効認定の請求は、本法が定める者により提起される。

絶対無効の法律行為の無効効果の適用の請求は、あらゆる利害関係者が提起できる。裁判所はこの効果を独自に職権で適用できる。

第 184 条 法律行為の無効の効果に関する総則

- 1 無効の法律行為は、その無効に関連する効果以外の法律効果をもたらさず、その行為の時点から無効である。
- 2 法律行為が無効である場合は、いずれの当事者も、法律行為により受領した全てのものを相手方に返還しなければならないが、現物での返還ができない場合は（財物の利用、労務、役務の提供を受けた場合など）、その価額を金銭で返還しなければならない。ただし、法律がその他の無効の効果を規定している場合は、この限りではない。
- 3 取り消しうべき法律行為が、内容的に将来においてしか停止させられないものである場合、裁判所は、この法律行為を無効とし、その将来の効力を停止させる。

第 185 条 法令に反する法律行為の無効

法令の要件を満たさない法律行為は、無効である。ただし、法律が当該の法律行為を取り消しうべき法律行為として規定している場合、あるいは、法令違反のその他の効果を規定している場合は、この限りではない。

第 186 条 免許を取得せずに行われた法律行為の無効

必要な免許を取得せずに行われた法律行為、及び、免許の有効期限の終了後に行われた法律行為は、無効である。

第 187 条 社会及び国家の利益に明らかに矛盾する目的をもって行われた法律行為の無効

社会及び国家の利益に明らかに矛盾する目的をもって行われた法律行為

は、無効である。矛盾の事由は、法律がこれを規定する。

法律行為の双方の当事者にこのような意図があり、法律行為が双方により履行された場合は、双方がこの法律行為で受領した全てのものがキルギス共和国の国庫に収納され、一方の当事者のみが履行した場合は、その相手方が受領した全てのものと、相手方が受領したものの対価として前者に支払うべきであったものの全てが、キルギス共和国の国庫に収納される。

意図が一方の当事者のみにあった場合は、当該当事者が法律行為により受領したものは全て相手方に返還されなければならない。また、相手方が受領したものの、又は相手方が履行の対価として受けるはずであった支払は全て、キルギス共和国の国庫に収納される。

第 188 条 架空及び仮装の法律行為の無効

- 1 架空の法律行為、つまり、行為に相応した法律効果を発生させる意思なく、見せかけのためだけに行われた法律行為は、無効である。
- 2 仮装の法律行為、つまり、他の法律行為を隠すために行われた法律行為は、無効である。双方の当事者が実際に意図していた法律行為に対しては、その性質を考慮した上で、それに関する規定を適用する。

第 194 条 法人の権利能力を超えた法律行為の無効

法人が、その設立文書により明確に制限される活動目的に反して行った法律行為又は当該の活動に従事するための免許を持たずに（第 84 条第 1 項）行った法律行為は、法律行為の相手方が違法性について明らかに知り又は知りうべきであったことが証明される場合、当該法人、その発起人（社員）又は法人活動を監督する国家機関の訴えにより、裁判所が無効認定できる。

第 189 条 行為無能力者による法律行為の無効

- 1 精神障害により行為無能力者と認定された者が行った法律行為は、無効である。

このような法律行為の各当事者は、受領したものを全て相手方に現物で返還しなければならない。現物で返還できない場合は、その価額を金銭で返還しなければならない（第 184 条第 2 項）。

また、行為能力を有する側の当事者は、相手方の行為無能力を知りまたは知りうべきであった場合は、相手方が実際に被った損害を賠償しなければならない。

- 2 精神障害により行為無能力者と認定された者による法律行為は、当該者の利益となるよう行われたものについては、後見人の請求に基づき、裁判所がこれを有効とすることができる。

第 195 条 法律行為を行う権限の制限の効果

委任状若しくは法律に定められる権限又は法律行為を行う状況から明白に認められる権限と比較して、個人が法律行為を行う権限が契約により制限され、又は法人の機関が法律行為を行う権限が設立文書により制限されている場合において、当該個人又は法人の機関がその制限を超えて法律行為を行ったときは、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて、裁判所は、そ

の法律行為の相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合に限り、これを無効と認定することができる。

第 196 条 錯誤による法律行為の無効

- 1 重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為は、錯誤により法律行為を行った当事者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 2 法律行為が錯誤により行われたとして無効とされた場合は、本法典第 184 条第 2 項の規定が適用される。

また、法律行為の無効を訴えた当事者は、錯誤が相手方の責めに帰すべき事由により生じたことを証明できる場合、相手方に自らが受けた実際の損害の賠償を請求することができる。これが証明されない場合、法律行為の無効を訴えた当事者は、錯誤が自己の責めによらずに生じた場合でも、相手方の請求に基づいて、相手方が受けた実際の損害を賠償しなければならない。

第 197 条 詐欺、強要、脅迫による法律行為、法律行為の一方の当事者の代理人と他方の当事者との通謀による法律行為、過酷な状況下における法律行為の無効

- 1 詐欺、強要、脅迫による法律行為、法律行為の一方の当事者の代理人と他方の当事者との通謀による法律行為、及び、過酷な状況下において相手方と比較し著しく不利な条件でやむを得ず行った法律行為(隷属的法律行為)は、被害者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。

第 199 条 無効の法律行為に関する出訴期限

- 1 無効の法律行為の無効の効果の適用を求める訴訟は、法律行為の実施が開始された日より 5 年間、提起できる。
- 2 取り消しうべき法律行為の無効認定を求める訴訟、及び、その無効の効果の適用を求める訴訟は、法律行為の原因となった強要又は脅迫(第 197 条第 1 項)が停止した日より 1 年間、又は、原告が法律行為の無効事由であるその他の事情を知り又は知りうべかりし日より 1 年間、提起できる。

第 201 条 無権代理人による法律行為の締結

- 1 無権限で、又は権限を越えて他人の名において行われた法律行為は、本人による追認があった場合に限り、本人の権利及び義務を発生、変更、消滅させる。

上記のような法律行為は、本人がそれを容認する行為をした場合においても、追認されたものとみなす。

- 2 本人の追認があったときは、法律行為の時から、本人につき、当該行為に基づく民事法令上の権利及び義務を発生、変更、消滅させる。

第 212 条 一般出訴期限

一般出訴期限は、3 年間である。

第 215 条 出訴期限の適用

- 1 侵害された権利の保護を求める請求は、出訴期限の徒過に関わらず、裁判所が受理する。
- 2 出訴期限は、裁判所による判決言い渡しより前に紛争当事者が行った申立

てに基づいてのみ、裁判所が適用する。

- 3 訴訟提起前に出訴期限が徒過していることは、裁判所が訴訟の却下決定をとる事由となる。ただし、出訴期限の徒過につき、やむを得ない理由があると裁判所が認める場合は、この限りでない。
- 4 出訴期限の徒過の理由は、それが出訴期限の最後の6ヶ月間に発生した場合、出訴期限自体が6ヶ月以下である場合はその期間内に発生した場合に、やむを得ないものと認められる。
- 5 主たる請求に関する出訴期限の徒過とともに、付加的請求(違約罰、担保、保証など)に関する出訴期限は、徒過する。
- 6 債権債務関係の当事者が変わっても、出訴期限及びその算定方法は変わらない。

第216条 出訴期限の算定

- 1 出訴期限の算定方法は、本法が定める期間算定の通則による。
- 2 出訴期限は、人が自己の権利の侵害を知り又は知りうべきであった日から起算される。
- 3 特定の履行期間が定められている債務については、出訴期限は履行期間が終了した時点より起算される。
履行期間の定めのない債務又は請求時に履行期間が確定する債務については、出訴期限は、債権者に債務の履行を請求する権利が発生する時点から算定し、債務者にそのような請求に対する履行猶予期間が与えられている場合は、その猶予期間が終了した時点から出訴期限を算定するものとする。
- 4 求償請求権に対する債務については、主たる債務が履行された時点より出訴期限を算定する。

第217条 出訴期限の進行の停止

- 1 出訴期限は、以下の場合には、その進行を停止する。
 - (1) 特定の状況下の異常かつ不可避的な事態(不可抗力)により、訴えが提起できなかった場合
 - (2) 原告又は被告が戦闘状態にある軍隊に属する場合
 - (3) 政府が法に基づき債務の履行延期(モラトリアム)を行った場合
 - (4) 該当する関係を規制する法令の効力が停止された場合市民の生命又は健康被害の損害賠償請求訴訟については、市民が該当する機関に対し年金又は手当の支給を申し立てた場合も、年金若しくは手当支給の決定又はその拒否が決定するまでの間、出訴期限の進行が停止される。
- 2 出訴期限は、本条に規定する事態が出訴期限の最後の6か月間に発生し、若しくは係属しているとき、又は出訴期限が6か月以下である場合において、その出訴期限の期間内に発生し、若しくは継続しているときは、その進行を停止する。
- 3 出訴期限は、その停止の理由となった事態が止んだ日から継続して進行する。出訴期限の残余部分は、これを6か月まで延長し、出訴期限が6か月以下であるときは、その出訴期限の期間を残余期間とする。

第 218 条 出訴期限の進行の中断

出訴期限は、所定の手続による訴えの提起及び借金又はその他の債務の承認と認められる債務者の行為により、その進行を中断する。

中断後、出訴期限は新たに進行し、中断前に経過した時間は新たな期間に算入しない。

第 219 条 訴えを審理せずにおく場合の出訴期限

裁判所により訴訟が審理せずにおかれる場合、訴訟の提起以前に開始されている出訴期限の進行は、通則に従い継続する。

刑事事件において提起された訴訟が裁判所により審理せずにおかれる場合、訴訟の提起以前に開始されている出訴期限は、訴訟を審理せずにおく決定が発効するまで、その進行を停止する。

出訴期限の進行が停止していた期間は、出訴期限の期間に算入しない。この際、出訴期限の残余期間が 6 ヶ月未満である場合、出訴期限は 6 ヶ月まで延長される。

法律に従い、事件に関する裁判所決定の執行が拒絶されたことにより、同じ事件について新たな訴訟を提起する権利が原告に発生した場合、出訴期限は回復され、新たにその進行が開始される。

第 220 条 出訴期限経過後の債務の履行

出訴期限が経過した後には債務を履行した者は、履行時に出訴期限の経過を知らなかった場合においても、給付の返還を請求することはできない。

第 221 条 出訴期限が適用されない請求

出訴期限は、以下には適用されない。

- (1) 属人的非財産権その他非財産的利益の保護に関する請求。ただし、法令に定める場合を除く。
- (2) 銀行に対する預金者の預金払戻しに関する請求
- (3) 市民の生命又は健康被害に対する賠償請求。ただし、賠償請求権が発生してから 3 年を経過した後には提起された請求については、訴えの提起から遡って過去 3 年間までの部分について、これを認める。
- (4) 所有者その他占有者による権利侵害除去に関する請求。占有侵奪に関連しない請求を含む。
- (5) 財産の占有、利用、処分権を侵害する国家機関及び地方自治体の決定につき、財産所有者又は他の者がその無効の認定を求める請求
- (6) 法律に定める場合におけるその他の請求

第 229 条 国有財産の私有化

国家所有にある財産は、国有財産私有化法令に定められる場合、所定の手続に従い、私有化することができる。

第 297 条 債務の発生事由

債務は以下により発生する。

- (1) 契約
- (2) 科学、文学、芸術作品の創作、取得、その他の知的活動の結果

- (3) 他者に損害を与えた結果
- (4) 死亡した市民の財産相続
- (5) 本法第7条に定められるその他の事由により

第300条 債務履行の一方的拒絶の禁止

債務履行の一方的な禁止及び契約条項の一方的な変更は、法令又は契約に別段の定めがない限り、許容されない。

第360条 金銭債務の不履行責任

- 1 金銭の支払遅滞、違法留置、若しくはその返還拒否により、又は他人の損失において金銭を不当に取得し、若しくは出捐を免れることにより、他人の金銭を利用した場合は、その金額に対し利息を支払わなければならない。

利率は、金銭債務の全部又は一部の履行日に、債権者の居住地、債権者が法人の場合は法人所在地の、然るべく定められた銀行の金利によりこれを定める。裁判手続で債務を取り立てる場合、裁判所は、訴訟の提起日又は判決の言渡日付の銀行の金利によって債権者の請求を満足させることができる。本項の規定は、法律又は契約が別段の利率を定めていない場合に、これを適用する。

第365条 債務に関する責任範囲の制限

- 1 特定の種類の債務及び特定の種類の業務に関連する義務については、法律により、損害の完全賠償を請求する権利に制限がかけられる場合がある（限定責任）。
- 2 消費者たる市民が債権者となる付合契約その他の契約に係る約定であって、債務者の責任の範囲を制限するものは、当該種類の債務についての責任の範囲又は当該債務の不履行に対する責任の範囲が法律によって定められている場合で、債務の不履行若しくは債務の本旨に従わざる履行の責任を惹起する事情が発生する前にこの約定がなされた場合は、これを無効とする。

第1009条 損害を発生させた者に対する求償請求権

- 1 他者が発生させた損害（被雇用者が職務その他労働上の義務を遂行していた際や、交通手段の運転手などによるもの）を賠償した者は、その他者に対し、支払った賠償額の範囲内で求償請求権（求償権）を持つ。ただし、求償額につき法律が別の額を定めている場合は、この限りでない。
- 2 共同して生ぜしめた損害を賠償した加害者は、他の共同加害者に対し、被害者に支払った賠償額の一部の支払いを各人の過失割合に応じてなすことを請求することができる。過失割合を決定できないときには、各人の負担部分は、これを平等とする。
- 3 国は、初動捜査機関、予審捜査機関、検察庁、裁判所の公務員が生ぜしめた損害を賠償したときには（第900条第1項）、その公務員に対し求償権を有する。ただし、確定判決によりその過失が認定されたときに限る。
- 4 本法第1001条乃至第1004条が定める事由に基づき損害を賠償した者は、加害者に対する求償権を有しない。

第52節 不当利得による義務

第 1029 条 不当利得返還義務

- 1 法律又は法律行為の定める事由なく、他人（損失者）の損失において財産を取得し、又は出捐を免れた者（利得者）は、不当に取得し、又は出捐を免れた財産（不当利得）を損失者に返還しなければならない。ただし、本法第 1036 条に規定する場合については、この限りでない。
- 2 本節の規定は、不当利得が利得者、損失者自身、又は第三者の行為の結果であるか、これらの者の意思によらずに生じたかを問わず、これを適用する。

第 1030 条 不当利得返還請求権とそれ以外の民事上の権利保護に関する請求権との関係

本法その他法令に別段の定めがなく、また、当該関係の性質上別段の取扱いをすべきでない限り、本節の規定は、以下の請求権についても適用しなければならない。

- (1) 無効の法律行為に基づく履行の返還請求
- (2) 所有者による不法占有者に対する財産返還請求
- (3) 債権債務関係における一方の当事者が相手方に履行の返還を求める請求
- (4) 不当利得者の悪意の行為による損害を含む、損害賠償請求

第 1031 条 現物による不当利得返還

- 1 利得者の不当利得となる財産は、これを現物で損失者に返還しなければならない。
- 2 不当に取得し、又は出捐を免れた財産について、不当利得者が不当利得について知った時又は知りうべき時以降に不足または品質低下が生じた場合は、偶然による場合を含め、利得者は、損失者に対して責任を負う。それより前の時期においては、利得者は、故意又は重過失についてのみ責任を負う。

第 1032 条 金銭による不当利得返還

- 1 不当に取得し、又は出捐を免れた財産を現物で返還できない場合、利得者は、当該財産の取得時点における時価額を損失者に賠償しなければならない。また、利得者が不当利得を知った後、速やかに財産の価額を賠償しなかった場合は、その後の財産の価格変動により発生した損失も賠償しなければならない。
- 2 他人の財産を、取得する意思なく不当に一時的に利用した者又は他人の役務を不当に一時的に利用した者は、そのような利用の結果、出捐を免れたものを、利用が終了した時点の利得発生場所における価格で損失者に返還しなければならない。

第 1033 条 他人への不当な権利移転の効果

存在しない、又は無効な債務に基づいて、債権譲渡その他の方法により自己の権利を他人に移転した者は、移転された権利を証明する文書の返還を含め、原状回復を請求することができる。

第 1028 条 損失者に対する逸失利益の返還

- 1 不当に財産を取得し、又は出捐を免れた者は、不当利得について知った時

又は知るべき時以降に当該財産から取得し、又は取得するはずだったすべての利益を、損失者に返還又は賠償しなければならない。

- 2 金銭的な不当利得の金額に対しては、利得者が金銭を不当に取得し、又は出捐を免れたことを知った時又はまたは知りうべき時以降の期間について、他人の金銭を利用したことに対する利息（第 360 条）を付加しなければならない。

第 1035 条 返還すべき財産に費やした費用の償還

不当に取得し、若しくは出捐を免れた財産の返還（第 1031 条）又はその価額の賠償（第 1032 条）にあたって、利得者は、利益返還義務（第 1034 条）を負った時以降に財産の維持管理のために負担した費用の償還を、取得利益を差し引いた上で、損失者に請求することができる。ただし、利得者が返還すべき財産を故意に留置していた場合は、費用償還請求権は失われる。

第 1036 条 返還することを要しない不当利得

以下のものは、不当利得として返還することを要しない。

- (1) 債務の履行として履行期の到来前に引き渡された財産。ただし、当該債務に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- (2) 出訴期限経過後に債務履行として引き渡された財産
- (3) 賃金及びこれに準じる支払い、年金、手当、奨学金、生命又は健康侵害に関する損害賠償、扶養料その他の金銭で生活手段として個人に払われたもの。ただし、利得者が善意で、かつ、計算の誤りがないときに限る。
- (4) 存在しない債務の履行として引き渡された金銭その他の財産。ただし、財産の返還請求者が債務の存在しないことを知っていたこと又は慈善目的で財産を引き渡したことを、利得者が証明する場合に限る。

○キルギス共和国証券市場法

第 2 条 本法で使用する用語とその定義

(中略)

発行有価証券 — 以下の特徴を同時に持つあらゆる有価証券。

- (1) 本法が定める形式及び手続きに従い、認証、譲渡、無条件行使の対象となる財産権及び非財産権の総体を持つ。
- (2) 発行により割当てられる。
- (3) 有価証券の取得時期に関係なく、同一発行分内において、同量の権利及び権利実行期間を持つ。

○キルギス共和国株式会社法

第 25 条 普通株主の権利

- 3 株主は以下の非財産権を持つ。
 - (1) 本法及び会社定款が規定する方法で、会社の運営に参加する。
 - (2) 株主総会に議決権を持って参加する。
 - (3) 株主総会の議題を提案する。
 - (4) 裁判手続により自己の権利を守る。
 - (5) 会社が出した決定について、決定が出されてから 1 年間、争うことができる。
 - (6) 証券市場を管轄する国家機関が株式の発行を登記した時点より 2 ヶ月間、発行及び・又は発行手続の有効性について裁判手続において争うことができる。
 - (7) 本法及び会社定款が規定する方法で、会社の活動に関する情報の提供を受ける。

第 38 条 株主総会の権限

- 1 株主総会の権限事項は以下である。
 - (7) 本法第 73 条が規定する大規模取引の実施決定

第 65 条 会社役員の実任

- 3 会社の役員は、キルギス共和国法令に従い、その責めに帰すべき行為（不作為）によって会社にもたらした損害につき、会社に対し責任を負う。
会社に損害をもたらした決定に反対票を投じた、又は、議決に参加しなかった取締役会、執行機関、監査役会の成員は、会社の損害に対する責任を負わない。

第 72 条 会社の財産取得又は譲渡に関する大規模取引

- 1 大規模取引とは、単一、又は、複数の相互に関連する取引で、その価額が当該取引の締結を決定した日付で会社資産簿価の 10 パーセント以上になるものを指す。
- 2 大規模取引の対象となる財産の価額の算定は、本法第 71 条に従い取締役会が行う。
- 3 本法第 8 章の要件に違反して行われた取引は、裁判所により無効認定を受ける。（キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付第 128 号により改正）

第 73 条 大規模取引の実施

- 1 取引締結を決定する日付で、会社資産簿価の 20 パーセント以上 50 パーセント未満になる大規模取引の締結は、取締役会の多数決によって決定する。会社定款により、会社資産簿価の 20 パーセント未満の取引について、これを取締役会が決定する旨、定めることができる。

2 取引締結を決定する日付で、会社資産簿価の50パーセント以上相応となる大規模取引の締結は、株主総会において、議決権株式総数の3分の2以上の多数決で決定する。

会社定款により、会社資産簿価の50パーセント未満の取引について、これを株主総会が決定する旨、定めることができる。

3 会社は、自社の福利文化施設については自己判断で処分できる。(キルギス共和国法2004年8月13日付第128号により改正)

第77条 利害関係のある取引の締結に関する要件

1 執行機関、取締役会の成員が利害関係を有する取引を締結する決定は、取締役会が利害関係のない成員による多数決で決定する。

2 本条第1項に記載される者が利害関係者となる取引の締結を決定するためには、定款に別段の定めがない限り、会社が譲渡する財産又は提供する役務に対して得る対価が、本法第71条に従って求められる当該財産又は役務の市場価格を下回っていないこと、あるいは、会社が財産を取得する又は役務を受ける際に支払う対価が、本法第71条に従って求められる財産、役務の市場価格を上回っていないことを確認しなければならない。

3 利害関係のある取引の決定で、本法により決定権が株主総会にあるものについては、株主総会が議決権株式総数の3分の2以上の多数決で決定する。この際、取引の利害関係者が持つ株式は、議決権総数を確定する際に考慮に入れず、又、これら株式はこの問題の議決に参加しないものとする。

4 利害関係のある取引の決定は、以下の場合については、本条第3項の株主総会の決定を必要としない。

(1) 当該取引が、利害関係者が会社に対し行う消費貸借である場合

(2) 当該取引(法律行為)が、当該者が本法第75条によって利害関係者となる以前から会社と他者間に存在していた通常の経済活動を実施する過程で行われるものである場合(この場合、次の株主総会日までは議決を必要としない)

5 会社と他者間の取引関係の継続として行われる取引行為で、後に利害関係が発生するとみられるものを株主総会開催日の段階では確定できない場合、会社と他者間で実施され得る取引行為(複数)の性質とそれぞれの限度額を規定した契約関係を結べば、本条第3項の要件は満たされたものとする。

6 取締役会の成員が全て利害関係者である場合、取引は、本法第3項に従い株主総会の決定に基づいて実施されなければならない。

7 キルギス共和国の他の法令により、利害関係のある取引の締結に関する他の要件を定めることができる。

第78条 利害関係のある取引の締結の要件違反の効果

1 本法第77条に規定される要件に違反して実施された利害関係のある取引は、キルギス共和国法令が定める手続により無効認定される。

2 利害関係者は、会社に対し、会社が被った損失額について責任を負う。責任を負う者が複数いる場合は、会社に対する責任は連帯責任とする。

○キルギス共和国倒産法

第2条 本法において用いられる概念

本法においては、以下の概念が用いられる。

債務者についての利害関係人：キルギス共和国法令による債務者の親法人又は子法人、債務者の代表者、及び、債務者の取締役会（監督役員会）の構成員、債務者の合議執行機関の構成員、経理主任（経理担当者）。倒産審理手続の提起前の1年の間にその任を離れている場合も含む。

債務者の利害関係人には、上記の自然人との間で姻戚関係又は血縁関係を有する者（配偶者、直系尊属及び直系卑属、姉妹兄弟及びその卑属、配偶者の姉妹兄弟）も含まれる。

本法の定める場合、倒産管理人、債権者の利害関係人は、上述の定めに従い決定される。

第3条 倒産（破綻）

倒産（破綻）とは、裁判所により認定された債務者の支払無能、又は、債務者の同意を得て債権者集会が宣言した債務者の支払無能、つまり、国家予算・予算外基金への義務的支払金を支払えないことも含めて、金銭債権を全額弁済することができないという債務者の無能力と理解される。

第9条 支払無能債務者

- 1 債務者は、以下のいずれかの事由があれば、支払無能であり、倒産者（破綻）と認定又は宣言されうる。
 - (1) 債務者が、弁済期が到来しても、負債返済及びその他の支払（商品、役務等に対し）の法的に有効な債権（複数債権）を全額弁済しない。
 - (2) 債務者が、弁済期が到来しても、このような債権を弁済することを拒否する。
 - (3) 債務者が、弁済期が到来しても、このような債権を弁済することができない。
 - (4) 債務者が、裁判所が倒産事件の本案決定を出す前に、本法第27条の26の定める手続に従い債権を弁済しない。
 - (5) 監督全権機関が、債務者の債務超過の事実を確認した。
- 2 本条第1項の定めるいずれかの条件が生じているが、それでも、債務者が、負債を弁済することができると申し立てる場合、債務者が、裁判所が倒産認定の申立てを受理してから、本案について決定を出すまでに、本法第27条の26の定める手続に従い、債権を弁済しなければ、裁判所は、債務者を支払無能と認定する。
- 3 債務者の支払無能の事実は、裁判所の本案決定（倒産審理手続が裁判手続により実施されている場合）、監督全権機関の決定（銀行の場合は、キルギス共和国国立銀行の決定）により確認される。債務者の支払無能の事実の確

認は、債務者を倒産者（破綻）と認定（宣言）し、債務者に本法の定める手続を適用する事由となる。

第 16 条 支払能力のある法人の清算

1 キルギス共和国民法第 96 条第 2 項の定める事由に基づく支払能力のある法人の清算は、キルギス共和国民法第 96 条から第 99 条の要件に従い、行われる。

キルギス共和国国立銀行によりライセンスを与えられている銀行・金融信用機関である法人の清算は、銀行業務を行うライセンスが取り消された場合、銀行・その他の金融信用機関のために定められた特則を考慮して、行われる。

銀行の株主が、銀行業務ライセンスの取消日から 1 ヶ月以内に、清算又は組織変更を決議しない場合、銀行である法人は、裁判手続により強制的に清算される。

銀行ライセンスが取り消された、又は、一時的に停止された場合、キルギス共和国国立銀行は、社員が清算委員会を任命するまで、又は、裁判所が倒産管理人を任命するまでの間、銀行の資産と書類を保全するために、一時管財人を任命しなければならない。一時管財人は、任命の特則を考慮して、本法第 63 条が倒産管理人のために定める権限を有する。

2 清算委員会、社員、代表者、又は、設立文書により法人の清算につき権限を与えられている機関が、清算の過程において、現金及び財産が債権全額を弁済するに不十分であると認めた場合、法人は、本法の定める手続に従い、清算されなければならない。

3 法人を裁判手続又は裁判外手続において倒産者として清算する決定は、債務者の社員、設立文書により清算を決定する権限を与えられている機関が採択する。当該決定が採択され、清算委員会が活動報告を提出した後、清算委員会の権限は終了する。

4 本条第 3 項の定める決定がとられなかった場合、債務者の社員、代表者、清算委員会の委員は、債務者の債務につき、補充責任を負う。

第 17 条 倒産事件を管轄する国家機関

1 倒産予防に関する国家政策、及び、本法に従った倒産審理手続の実行要件の確保は、倒産事件を管轄する国家機関が行う。

倒産事件を管轄する国家機関に関する規程は、キルギス共和国政府が承認する。

第 18 条 倒産審理手続における違法な行為

1 倒産審理手続における行為は、国家機関の職員を含むあらゆる者が、本法第 21 条第 1 項の定めるいずれかの状況が発生した後に行った場合、又は、これらの者が、本法第 9 条第 1 項及び第 2 項に従い債務者が支払無能であることを知っている場合、違法とみなされる。当該行為には、以下が含まれる。

(16) 他の債権者を害して、違法に債権の優先的満足を受ける場合、債権者が債務者から財産又は金銭を受け取る。

第 21 条 倒産審理手続の提起又は開始の恐れがある場合の債務者資産の処分

- 1 本条の規定は、以下のいずれかの状況が発生した場合に適用される。
 - (1) 債務者の社員又は代表者が、何らかの方法で、債務者のいずれかの債権者に、債務者が債務を支払うことができないことを知らせた（債務者の支払無能）。
 - (2) 債務者又は債権者が倒産審理手続の提起についての債権者集会を招集する第一回公告が、新聞になされた。
 - (3) 裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理した。
 - (4) 本法に従い、倒産審理手続が開始した。
 - (5) 社員が、又は、設立文書若しくは法人財産参加者の決議により授權されている機関が、債務者の倒産審理手続に、支払能力のある法人の清算を申し立てる決定をした。
- 3 本条第1項の定めるいずれかの状況が発生した場合、債権者又は国家機関を含めて、いかなる者も（下記の者・機関は除く）、債務者のいかなる財産も奪取、差押え、没収又は占有することは、銀行口座の監督も含めて、できず、債務者の社員若しくは代表者、又は、個人事業者は、以下の者の同意なく、債務者の資産を処分することができず、任意に債務を履行する（自己が債務を引き受ける）ことはできない。
 - (1) 裁判所
 - (2) 倒産管理人
 - (3) 債権者集会（倒産管理人が任命されていない場合）
- 5 債務者が本条に従わずに処分した債務者の資産は、倒産管理人により悪意の第三者から返還されなければならない。

債務者の資産を、違法に奪取、差押え、没収又は占有した債権者又はその他の者（機関）は、裁判所、倒産管理人、債務者の請求に基づき、資産又は資産に対する監督権限を債務者に返還しなければならない。この場合、資産の返還を請求する者・機関は、当該債権者又は他の者・機関が、悪意で行ったことを証明する必要はない。

悪意の債権者、悪意の者・機関は、資産を返還するか、又は、倒産管理人にその価値を支払わなければならない。
- 9 本条の規定は、以下には適用されない。
 - (1) 担保権が法的効力を有し、キルギス共和国民法第102条及び本法第76条の要件を考慮し、本法第1項の言及するいずれかの前に設定された場合、担保権者が担保物に対し実行する権利

第22条 債務者の倒産認定（倒産宣言）の効果

- 1 裁判手続又は裁判外手続において、債務者を倒産者と認定する本案決定（倒産者と宣言する決議）が出された時から、以下の効果が発生する。
 - (6) 債務者の債務弁済にかかる判決及びその他の決定の執行、債務者資産への差押え、及び、債務の強制履行に向けられた全ての行為は、終結する。

第27条の11 債務者の倒産認定の申立ての受理

- 5 申立てが受理された時から事件審理期日まで、負債の支払い及び債務者資産の差押えに係る裁判上及びその他の行為は全て中断される。本項は、本法第 21 条第 8 項の定める者の権利には適用されない。

第 31 条 特別管理人任命の効果

- 2 債権者集会により特別管理人が任命されても、本法第 21 条第 8 項の定める者の権利には何ら影響はない。担保権者は、キルギス共和国法令の定める手続に従い、担保目的物を処分できる。

第 63 条 一時管理人の権利及び義務

- 1 一時管理人は、裁判所に任命された時から、債務者の経営及び活動の監督に関する任務を遂行する。

債務者の全資産は、保全のため、裁判所が本案決定を出すまで、一時管理人が占有し監督する。

この際、裁判所又は一時管理人は、裁判所が倒産事件についての本案決定を出すまでの間、一時的に代表者を解任し、債務者の経営及び活動の監督に関する社員の権限を終結する決定をすることができる。代表者には、解任されている期間、給与は支払われない。

- 6 一時管理人が任命されても、債務者の義務の確定に向けられた裁判上の行為又はその他の行為は継続するが、強制的な手続により行うことはできない（担保権者の行為を除く）。

第 65 条 総則

- 1 特別管理が、裁判所が関与して実施されるか裁判所の関与なく実施されるかにかかわらず、特別管理人は、同一の権利を有し義務を負う。
- 2 特別管理人の職務遂行において問題や障害が発生した場合、裁判所は、特別管理手続を確保するため、本法及び本法に従い制定されたその他の文書の定める規定により、特別管理人に債務者又はその資産に対し具体的な行為を行うことを認める、又は、かかる行為を控えさせる決定を出すことができる（特別管理人が、裁判所外手続において、債権者又はキルギス共和国国立銀行により任命された場合を含む）。
- 3 特別管理人の主要任務は、債権者の利益のために債務者の資産を譲渡し、被担保債権を満足し倒産審理手続費用を支払った後、本法の定める順位に従い資産を分配することである。
- 4 特別管理人は、特別管理手続が適用される債務者の唯一の法定代理人である。
- 5 特別管理人が本法により与えられる権限に従い締結した契約から発生する義務は、債務者がその責任を負う。しかし、特別管理人は、以下の場合、当該義務について責任を負う。
 - (1) 特別管理人が、契約締結の際、債務者の特別管理人であることを告げずに、自己の名前で活動した。
 - (2) 特別管理人が、契約締結の際、書面で、自身が義務に関する責任を負うことを明らかにした。

第 67 条 債務者の法律行為の無効

- 1 債務者が特別管理開始前に行なったものを含む法律行為は、民事法令の定める事由による特別管理人の申立てに基づき、裁判所が無効と認定することができる。
- 2 債務者が、倒産認定の申立提出前、倒産審理手続開始前の 1 年の間に、利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為を実施したために債務者が支払無能に陥った場合、特別管理人の申立てに基づき無効と認定することができる。
- 3 特別管理人による場合も含め債務者が、倒産審理手続開始後、一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為、及び（又は）、倒産審理手続開始前の 1 年の間に締結した契約は、当該法律行為が特定の債権者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、特別管理人又は債権者の申立てに基づき、無効と認定することができる。

第 74 条 担保権者の権利及び義務

- 1 特別管理手続により、以下の場合も含めて、担保目的物に対し執行する担保権者の権利は制限されない。債務者の社員が担保権者である場合、担保設定者が、特別管理手続が開始された債務者でなく第三者である場合。担保権者は、キルギス共和国法「担保について」の要件に従い、担保目的物に対し執行する。

特別管理人は、請求があり次第、キルギス共和国法「担保について」の要件に従い担保財産を担保権者の占有に提供しなければならない。

特別管理人は、担保権者の書面による同意を得て、担保目的物を売却することができる。担保目的物が売却されても、本法の定める順位で弁済を受ける債権者の権利は消滅しない。

第 75 条 担保権の無効認定

- 1 担保契約は、民事法令及び本法第 76 条の定める場合を除き、以下の場合、無効と認定される。
 - (1) 担保契約が、本法第 21 条の定める事情の発生後に締結された。
 - (2) 担保契約が、本法第 67 条の要件に従い無効と認定された。

第 76 条 特別管理手続開始後に締結された担保契約

特別管理人が特別管理手続開始後に締結した担保契約は、無効と認定される。但し、債権の満足又は債務者の支払能力の回復を目的として、（裁判所が特別管理に関与している場合は）裁判所の同意、又は、（裁判所が関与しない場合は）債権者集会の同意に基づき締結された担保契約は除く。

第 86 条 清算財団に含まれない財産

- 3 担保目的物は清算財団には含まれない。担保権者は、法律又は担保契約の定める事由が発生した場合、自己の担保実行権に基づき債務者の財産（担保目的物）に対し執行する。

特別管理人は、担保権者である債権者との合意に基づき、あらゆる方法により、法律又は当事者間の合意の定める手続に従い、担保目的物を譲渡する

ことができ、担保目的物の譲渡代金を、この際に特別管理人が払った費用を控除して、担保権者に渡すことができる。

この際、被担保債権には、担保目的物の換価代金の範囲で、順位外で支払われる。

- 4 担保目的物の換価代金が、被担保債権の全額弁済に足りないと判明した場合、当該債権の残りの部分は、本法の定める手続及び要件で、一般の順位で支払われる。

第 87 条 支払順位

- 1 財産（資産）の純売却代金は、以下の順位で分配される。

第一順位では、債務者による生命・健康侵害に基づく個人の損害賠償請求権が、定期支払いを法定手続により引き直して、弁済される。

第二順位では、労働契約に基づき働く者に対し、退職手当、社会手当及び給与の支払いがなされるが、債務者が倒産者と認定（宣言）される前の 3 ヶ月間を上限とする。

第三順位では、無担保権者の元金及びその利息、並びに、強制国家保険支払いの元金が弁済される。この際、当該順位のその他の債権にかかわらず、まず、銀行の預金者で提携者ではない自然人の債権が弁済を受け、続いて、銀行の預金者で提携者である自然人の債権が弁済される。

第四順位では、国家予算・予算外基金に対する義務的支払金の元金が支払われる。

第五順位では、国家予算・予算外基金に対する義務的支払金の利息も含めた、第三順位及び第四順位債権者の違約罰（違約金、遅延利息）が弁済される。

- 2 債務者の社員が、同時に債務者の債権者でもある場合、当該社員の債権者としての債権は、他の債権者と同様に、相応の順位で弁済される。

特別管理においては、債務者の社員は、債務者の定款資本の出資分の返還請求権については、債権者ではない。当該請求権は、債務者に対する負債の返還請求権ではなく、債権登録簿に含まれる全債権が弁済された後に、弁済される。

全債権が弁済された後の残余資産は、債務者の社員に引き渡される。

- 3 債権者の有する債権は、第三者（あらゆる順位の債権者も含む）に、契約により（債権譲渡）、法令の定める手続及び要件で譲渡することができる。
- 4 あらゆる債権者は、倒産審理手続の開始前、また、倒産審理手続において、他の債権者のために、順位についての権利を放棄することができる。順位についての権利を放棄しても、債権は消滅しない。当該放棄は、キルギス共和国法令の要件に従い契約により成立し、特別管理人に対しても有効である。
- 5 特別管理人が、債権の弁済を拒絶する又は債権を審理しない場合、債権者は、特別管理人の最終報告書が承認されるまで、裁判所に対し、特別管理人に対する申立てをすることができる。債権は、裁判所の判決に基づき、本法の要件に従い、債務者の残余財産から、弁済を受けることができる。

○タジキスタン共和国民法典

第 178 条 法律行為の概念

法律行為とは、民事上の権利及び義務の設定、変更又は消滅を目的とした個人又は法人の行為である。

第 191 条 取り消しうべき法律行為および無効の法律行為

- 1 法律行為は、本法に定める事由により、裁判所の認定により無効とされ(取り消しうべき法律行為)、または裁判所の認定の有無にかかわらず無効とされる(無効の法律行為)。
- 2 取り消しうべき法律行為の無効確認の請求は、本法に定める者が提起することができる。
- 3 無効の法律行為の結果の適用を求める請求は、すべての利害関係人が提起することができる。裁判所は、職権により当該結果を適用することができる。

第 192 条 法律行為の無効の効果についての総則

- 1 無効の法律行為は、その無効に関連する効果以外の法律効果をもたらさず、その行為の時点より無効である。
- 2 法律行為が無効である場合は、いずれの当事者も、法律行為により受領した全てのものを相手方に返還しなければならないが、現物での返還ができない場合は(財物の利用、労務、役務の提供を受けた場合など)、その価額を金銭で返還しなければならない。ただし、法律がその他の無効の効果の規定している場合は、この限りではない。
- 3 取り消しうべき法律行為が、内容的に将来においてしか停止させられないものである場合、裁判所は、この法律行為を無効とし、その将来の効力を停止させる。

第 193 条 法令に反する法律行為の無効

法令の要件を満たさない法律行為は、無効である。ただし、法律が当該の法律行為を取り消しうべき法律行為として規定している場合、あるいは、法律違反のその他の効果を規定している場合は、この限りではない。

第 194 条 法秩序及び道徳の原則に反する目的をもって行われた法律行為の無効

法秩序及び道徳の原則に明らかに反する目的をもって行われた法律行為は、無効である。法律行為の双方の当事者にこのような意図があり、法律行為が双方により履行された場合は、双方がこの法律行為で受領した全てのものは国庫に収納され、一方の当事者のみが履行した場合は、相手方が受領した全てのものと、相手方が受領したものの対価として前者に支払うべきであったものの全てが、国庫に収納される。意図が一方の当事者のみにあった場合は、その当事者が法律行為により受領したものは全て相手方に返還されなければならないが、又、相手方が受領したものの、又は履行の対価として相手方が受けるはずであった支払いは、全て国庫に収納される。

第 195 条 架空及び仮装の法律行為の無効

- 1 架空の法律行為、つまり、行為に相応する法律効果を発生させる意思なく、見せかけのためだけに行われた法律行為は、無効である。
- 2 仮装の法律行為、つまり、他の法律行為を隠すために行われた法律行為は、無効である。当事者が実際に意図していた法律行為に対しては、その性質を考慮した上で、それに関連する規則を適用する。

第 196 条 行為無能力者による法律行為の無効

- 1 精神病により行為無能力者と認定された者が行った法律行為は、無効である。このような法律行為の各当事者は、受領したものを全て相手方に現物で返還しなければならない。現物で返還できない場合は、その価額を金銭で返還しなければならない。また、行為能力を有する側の当事者は、相手方の行為無能力を知り又は知りうべき場合は、相手方が被った実際の損害を賠償しなければならない。
- 2 精神病により行為無能力者と認定された者が行った法律行為は、当該者の利益となるよう行われたものについては、後見人の請求に基づき、裁判所がこれを有効とすることができる。

第 197 条 14 歳未満の未成年による法律行為の無効

- 1 14 歳未満の未成年（少年）が行った法律行為は、無効である。このような法律行為については、本法典第 196 条第 1 項第 2 段、第 3 段の規則が適用される。
- 2 少年による法律行為は、当該行為が少年の利益となる場合、親、養親、後見人の請求に基づき、裁判所がこれを有効とすることができる。
- 3 本条の規定は、軽少な日常生活上の法律行為、本法第 29 条に従い少年が独自に行うことができるその他の法律行為には、適用しない。

第 198 条 法人の権利能力を超えた法律行為の無効

法人が、その設立文書において明確に制限される活動目的に反して行った法律行為、又は当該の活動に従事するための免許を持たずに行った法律行為は、法律行為の相手方が違法性について明らかに知り又は知りうべきであったことが証明される場合、当該法人、その発起人（社員）又は法人の活動を監督する国家機関の訴えにより、裁判所が無効認定できる。

第 199 条 法律行為を行う権限の制限の効果

委任状若しくは法律に定められる権限又は法律行為を行う状況から明白に認められる権限と比較して、個人が法律行為を行う権限が契約により制限され、又は法人の機関が法律行為を行う権限が設立文書により制限されている場合において、当該個人又は法人の機関がその制限を超えて法律行為を行ったときは、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて、裁判所は、その法律行為の相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合に限り、これを無効と認定することができる。

第 202 条 自己の行為の意義を弁別できない、あるいは行為の制御ができない者による法律行為の無効

- 1 行為能力者でありながら、行為の時点で自己の行為の意義を弁別できない状態、あるいは、自己の行為を制御できない状態であった者が行った法律行為は、この者の訴え、又は当該法律行為によって権利、法益の侵害を受けた他の者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 2 後に行為無能力者と認定された者により行われた法律行為は、この法律行為の時点で既に、この者が自己の行為の意義を弁別できなかったこと、あるいは、自己の行為を統制できない状態であったことが証明できる場合、後見人の訴えに基づき、無効とされる。
- 3 本条により無効とされた法律行為には、本法典第 196 条第 1 項及び第 2 項が規定する規則を適用する。

第 203 条 錯誤による法律行為の無効

- 1 重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為は、錯誤により法律行為を行った当事者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。重大な意味を有する錯誤とは、法律行為の性質に関する錯誤、法律行為の対象物の同一性に関する錯誤、又は、対象物の用途に従った使用可能性を著しく減じる質に関する錯誤をいう。法律行為の動機の錯誤は、重大な意味を有するものではない。
- 2 法律行為が錯誤によるものという理由で無効とされた場合は、本法典第 192 条第 2 項の規定が適用される。また、法律行為の無効を訴えた当事者は、錯誤が相手方の責めに帰すべき事由により生じたことを証明できる場合、相手方に自らが受けた実際の損害の賠償を請求できる。これが証明されない場合、法律行為の無効を訴えた当事者は、錯誤が自己の責めによらずに生じた場合でも、相手方の請求に基づいて、相手方が受けた実際の損害を賠償しなければならない。

第 204 条 詐欺、強要、脅迫による法律行為、一方の当事者の代理人と他方当事者との通謀により行われた法律行為の無効

- 1 詐欺、強要、脅迫による法律行為、法律行為の一方の当事者の代理人と他方当事者との通謀による法律行為、及び、過酷な状況下において相手方と比較し著しく不利な条件でやむを得ず行った法律行為（隷屬的法律行為）は、被害者の訴えに基づき、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 2 本条第 1 項に記載されるいずれかの事由により法律行為が無効とされた場合は、被害者は相手方より、相手方が当該法律行為により受領した全てのものの返還を受ける。現物での返還ができない場合は、その価額が金銭で賠償される。法律行為により被害側が相手側から受領した財物、及び、相手側に渡したものの対価として被害側に支払われるべきであった金額は、国庫に収納される。財物の現物での引き渡しが可能である場合は、その価額が金銭で国庫に収納される。また、被害側は相手側より実際に被った損害の賠償を受ける。

第 205 条 法律行為の一部の無効の効果

法律行為の一部の無効は、当該の無効部分が~~すな~~なくとも法律行為が行われ

たであろうことが推測される場合、他の部分の無効をきたさない。

第 206 条 無効の法律行為に関する出訴期限

- 1 無効の法律行為の無効の効果の適用を請求する訴訟は、法律行為の実施が開始された日より 3 年間、提起することができる。
- 2 取り消しうべき法律行為の無効認定を請求する訴訟、及び、その無効の効果の適用を請求する訴訟は、法律行為の原因となった強要、脅迫（第 204 条第 1 項）が停止した日より 3 年間、又は、原告が無効の事由となる状況を知り又は知りうべかりし日より 3 年間、提起できる。

第 208 条 無権代理人による法律行為の締結

- 1 他人の名において行為をする権限が欠けている場合、またはその権限を越えている場合には、当該法律行為は、他人（本人）が直後に追認しない限り、これを行った者の名において、その者の利益のために締結されたものとみなす。
- 2 本人の追認があったときは、法律行為の時から、本人につき、当該行為に基づく民事法令上の権利及び義務を発生、変更、消滅させる。

第 221 条 一般出訴期限

一般出訴期限は、3 年間である。

第 324 条 違法占有からの財産の返還における精算

他者の違法な占有からの財産の返還を請求する際、財産所有者は、占有の違法性を知り又は知りうべきであった者（悪意の占有者）に対しては、この者が占有の全期間において得た又は得ることになっていた収益の返還又は補償を求めることができる。又、善意の占有者に対しては、この者が占有の違法性について知った又は知りうべきであった時点以降、又は所有者が提起した返還訴訟の通知を受けた時点以降、得た又は得ることになっていた収益の返還又は補償を求めることができる。

善意の占有者は、所有者に対し、所有者に当該財産による収益が発生する時点以降、財産のために支払った必要経費の補償を請求できる。

善意の占有者は、自らがなした財産の改良部分につき、財産を毀損せずにこれを分離しうる場合は、この改良部分の所有権を取得することができる。分離が不可能な場合は、善意の占有者は、財産価値の増加分を超えない限りにおいて、改良のためになした支出の補償を請求することができる。

第 426 条 他人の金銭の違法な利用に対する責任

- 1 金銭債務の不履行、支払遅滞、又は他人の損失において不当に金銭を取得し、若しくはその出捐を免れることによって、他人の金銭を違法に利用した場合は、その金額に対して利息を支払わなければならない。利率は、金銭債務の全部又は一部の履行日付でタジキスタン共和国ナショナルバンクが定める銀行平均手形割引歩合によりこれを定める。裁判手続によって債務を取り立てる場合、裁判所は、訴訟の提起日、判決の言渡日又は実際の支払日付の銀行平均手形割引歩合によって、債権者の請求を満たすことができる。本項の規定は、法令又は契約が別段の利率を定めていない場合に、これを適用

する。

第 56 節 不当利得による義務

第 1117 条 不当利得返還義務

- 1 法令又は法律行為の定める事由なく、他人（損失者）の損失により財産を取得し、又は出捐を免れた者（利得者）は、不当に取得し、又は出捐を免れた財産（不当利得）を損失者に返還しなければならない。ただし、第 1123 条に規定する場合については、この限りでない。
- 2 本条第 1 項に規定する義務は、財産を取得し、又は出捐を免れた事由が後に消滅した場合にも発生する。
- 3 本節の規定は、不当利得が財産取得者、損失者自身又は第三者の行為の結果であるか、何らかの出来事の結果生じたものかを問わず、これを適用する。

第 1118 条 不当利得返還請求権とそれ以外の権利保護に関する請求権との関係

法令に別段の定めがなく、また、当該関係の性質上別段の取扱いをすべきでない限り、本節の規定は、以下の請求権についてもこれを適用しなければならない。

- (1) 無効の法律行為に基づく履行の返還請求
- (2) 所有者による不法占有者に対する財産返還請求
- (3) 債権債務関係の一方の当事者が相手方に履行の返還を求める請求
- (4) 不当利得者の悪意の行為による損害を含む、損害賠償請求

第 1119 条 現物による不当利得返還

- 1 利得者の不当利得となる財産は、これを現物で損失者に返還しなければならない。
- 2 不当に取得し、又は出捐を免れた財産について、不当利得者が不当利得について知った時又は知るべき時以降に不足又は品質低下が生じた場合は、偶然により生じたものを含め、利得者は、損失者に対して責任を負う。それより前の時期においては、利得者は、故意又は重過失についてのみ責任を負う。

第 1120 条 金銭による不当利得返還

- 1 不当に取得した、又は出捐を免れた財産を現物で返還できない場合は、利得者は損失者に対し、当該財産の取得時点における時価額を賠償しなければならない。また、利得者が不当利得を知った後、速やかに財産の価額を賠償しなかった場合は、その後の財産の価格変動により発生した損失も賠償しなければならない。
- 2 他人の財産を取得する意思なく不当に一時的に利用した者又は他人の役務を不当に一時的に利用した者は、そのような利用の結果、出捐を免れたものを、利用が終了した時点の利得発生場所における価格で、損失者に返還しなければならない。

第 1121 条 他人への不当な権利移転の効果

存在しない、又は無効な債務に基づいて、債権譲渡その他の方法により自

己の権利を他人に移転した者は、移転された権利を証明する文書の返還を含め、原状回復を請求することができる。

第 1122 条 損失者に対する逸失利益の返還

- 1 不当に財産を取得し、又は出捐を免れた者は、不当利得について知った時又は知りうべき時以降、当該財産から取得し、又は取得するはずだったすべての利益を、損失者に返還又は賠償しなければならない。
- 2 金銭的な不当利得の金額に対しては、利得者が金銭を不当に取得し、又は出捐を免れたことを知った時又は知りうべき時以降の期間について、他人の金銭を利用したことに対する利息（第 426 条）を付加しなければならない。

第 1123 条 返還すべき財産に費やした費用の償還

不当に取得し、若しくは出捐を免れた財産の返還（第 1119 条）又はその価額の賠償（第 1120 条）にあたって、利得者は、利益返還義務（第 1122 条）を負った時以降、財産の維持管理のために支出した費用の償還を、取得利益を差し引いた上で、損失者に請求できる。ただし、返還すべき財産を利得者が故意に留置していた場合は、費用償還請求権は失われる。

第 1124 条 返還することを要しない不当利得

以下のものは、不当利得として返還することを要しない。

- (1) 債務の履行として履行期の到来前に引き渡された財産。ただし、当該債務に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- (2) 出訴期限経過後に債務履行として引き渡された財産
- (3) 賃金及びこれに準じる支払い、年金、手当、奨学金、生命又は健康侵害に関する損害賠償、扶養料その他の金銭で、生活手段として個人に支払われたもの。ただし、利得者が善意で、かつ、計算の誤りがないときに限る。
- (4) 存在しない債務の履行として引き渡された金銭その他の財産。ただし、財産の返還請求者が債務の存在しないことを知っていたこと又は慈善目的で財産を引き渡したことを、利得者が証明する場合に限る。

○タジキスタン共和国株式会社法

第 45 条 株主総会の権限

- 1 株主総会の権限事項は以下である。
 - 本法第 8 1 条及び第 8 5 条が規定する場合の取引承認決定

第 80 条 大規模取引

- 1 大規模取引とは、単一及び複数の相互に関連する取引（消費貸借、信用、担保、保証を含む）で、株式会社による財産の直接的又は間接的な取得、譲渡又は譲渡の可能性に関するものであり、その額が、株式会社の直近決算日付の資産簿価の 30 パーセント以上となるものである。ただし、株式会社の通常の営業活動の過程で行われる取引、募集（販売）による株式会社の通常

株式の割当てに関する取引、転換社債の割当てに関する取引を除く。又、会社定款によって、本法が規定する大規模取引の承認手続きを適用する、別の場合を規定することができる。

財産の譲渡又は譲渡の可能性が発生する場合は、株式会社の資産簿価と当該財産の簿価を比較し、財産を取得する場合は、その取得価格を比較する。

- 2 取締役会（監督役員会）及び株主総会が、大規模取引を承認する決定をとる場合、譲渡又は取得される財産（役務）の価格は、本法第70条に従い、取締役会（監督役員会）が定める。

第81条 大規模取引の承認手続

- 1 大規模取引は、株主総会により承認されなければならない。
- 2 価格が株式会社の資産簿価の30パーセントから50パーセントまでの財産を対象とする大規模取引の承認決定は、株主総会で、議決権株式を所有する総会参加株主の3分の2以上の多数決で採決する。
- 3 価格が株式会社の資産簿価の50パーセントを超える財産を対象とする大規模取引の承認決定は、株主総会で、議決権株式を所有する総会参加株主の4分の3以上の多数決で採決する。
- 4 大規模取引の承認決定には、当該取引の当事者、受益者、対象物、取引額、その他の取引条件が記載されなければならない。
- 5 大規模取引が、同時に、利害関係のある取引である場合、その実施手続については、本法第12章の規定のみを適用する。
- 6 本条の規定に違反して実施された大規模取引は、株式会社、又は、会社の議決権株式を10パーセント以上所有する株主が提起する訴訟により、裁判所による無効認定を受ける。
- 7 本条の規定は、株主が一名で、同時に単独執行機関の役割を果たしている株式会社には、適用されない。

第83条 利害関係のある取引

- 1 取締役会（監督役員会）の成員、管理会社、管理業者を含め、執行機関の役割を果たす者、合議制執行機関の成員、提携者とともに株式会社の20パーセント以上の議決権株式を持つ株主、株式会社に拘束力のある指示を出す権限を持つ者が、利害関係を持つ取引（消費貸借、信用、担保、保証を含む）は、本章の規定に従って実施される。

上に挙げられる者は、本人、その配偶者、両親、子息、兄弟姉妹、養父母、養子、及び（又は）その提携者が、以下に当たる場合、取引に利害関係を持つとされる。

- (1) 取引の当事者、受益者、仲介者、あるいは代理人である場合
- (2) 取引の当事者、受益者、仲介者、あるいは代理人である法人の株式（持分、出資分）を（単独、又は、合わせて）20パーセント以上所有している場合

(3) 取引の当事者、受益者、仲介者、あるいは代理人である法人の、運営機関の役職についている場合、又は、このような法人の管理会社の運営機関の役職についている場合

2 本章の規定は、以下については適用されない。

(1) 株主が一名であり、その者が執行機関の役割を果たしている株式会社

(2) 株式会社の全株主が利害関係を持つ取引

(3) 株式会社が割当てする株式に対する優先取得権の行使

(4) 株式会社が自社株式を買戻す又は買取る場合

(5) 株式会社が新設合併（吸収合併）により組織変更する場合で、合併相手の株式会社に、会社の全議決権株式の4分の3超が帰属する場合

第84条 利害関係についての通知

本法第83条に記載される者は、株式会社の取締役会（監督役員会）、監査役会又は監査役に、以下を通知しなければならない。

(1) 単独で又は提携者とともに、議決権株式（持分、出資分）の20パーセント以上を所有する法人について

(2) 運営機関の役職についている法人

(3) 実施予定の取引、又は、実施可能性がある取引で、自らが利害関係者となるもの

(4) 利害関係者が取引の当事者であること、又は、代理人あるいは仲介人として取引に参加することについて

第85条 利害関係のある取引の承認手続

1 利害関係のある取引は、その実施までに、本条に従い、株主総会による承認を受けなければならない。

2 議決権株式を持つ株主の数が500人以下である株式会社においては、利害関係のある取引の承認は、取締役会（監督役員会）が、利害関係を持たない取締役による多数決で決定する。独立取締役の人数が、定款が定める取締役会（監督役員会）会議の定足数に満たない場合、この問題に関する決定は、本条第4項の手続により、株主総会がとらなければならない。

3 議決権株式を持つ株主の数が500人超である株式会社においては、利害関係のある取引の承認は、取締役会（監督役員会）が、利害関係を持たない独立取締役による多数決で決定する。取締役会（監督役員会）の全ての成員が利害関係者であって、（又は）、独立取締役ではない場合、取引は、本条第4項の手続により、株主総会の決定で承認することができる。

独立取締役とは、取締役会（監督役員会）の成員で、決定をとる時点及びそれ以前の一年間、以下の者でない（なかった）者である。

(1) 管理業者を含め、株式会社の単独執行機関の役割を果たす者、合議制執行機関の成員、管理会社の運営機関の役職者

(2) 配偶者、両親、子息、兄弟姉妹、養父母及び養子が、株式会社、株式会社の管理会社の運営機関の役職者であるか、株式会社の管理業者である。

- (3) 株式会社の提携者。ただし、株式会社の取締役会（監督役員会）の成員を除く。
- 4 利害関係のある取引の承認は、以下の場合、株主総会が、利害関係を持たない議決権株式の全株主の多数決で決定する。
- (1) 取引又は複数の相互に関連する取引の対象物が、その簿価（財産を取得する場合は提供価格）が、直近の決算日付の株式会社の資産簿価の2パーセント以上の財産である場合
- (2) 取引又は複数の相互に関連する取引が、割当済み普通株式及び転換社債から転換され得る普通株式の10パーセント超となる株式及び社債の、募集又は販売による割当てである場合
- 5 利害関係のある取引は、その取引の条件が、株式会社と利害関係者との間で、この者が利害関係者となる前から、通常の営業活動の過程で行われてきた類似取引の条件と本質的に変わらない場合、本条第4条に規定される株主総会の承認を必要としない。この例外規定は、当該者が利害関係者となった時点から、次回の年次株主総会が開催されるまでの間に行われた、利害関係のある取引についてのみ適用する。
- 6 利害関係のある取引の承認決定には、取引の当事者、受益者、価格、対象物、その他の主要条件が記載されていなければならない。
- 株主総会は、株式会社と利害関係者間の取引（単数・複数）で、今後、株式会社が通常の営業活動を行っていく過程で実施される可能性があるものについて、承認決定をすることができる。この際、株主総会の決定には、このような取引（単数・複数）の上限額が規定されていなければならない。このような決定は、次の年次株主総会まで有効である。
- 株主総会が利害関係のある取引の承認決定をする際、譲渡又は取得される財産又は役務の価格は、株式会社が本法第79条に基づいて定める。

第86条 利害関係のある取引の要件が遵守されなかった場合の効果

- 1 本法が規定する要件に違反して実施された利害関係のある取引は、株式会社、又は、株式会社の議決権株式の10パーセント以上を所有する株主の提訴により、裁判所による無効認定を受ける。
- 2 利害関係者は、株式会社にもたらした損額額につき、株式会社に対し責任を負う。責任を負う者が複数である場合、株式会社に対する責任は連帯責任となる。

○タジキスタン共和国倒産法

第4条 本法において用いられる基本概念

本法においては、以下の基本概念が用いられる。

外部管財（裁判上の再生支援）：債務者の支払能力の回復を目的として、債

務者に対し適用される倒産手続であり、債務者の財産管理権は外部管財人に移譲される。

第 5 条 倒産兆候

法人、個人事業者及び外国法人は、金銭債権及び（又は）公的予算に対する義務的支払金を、弁済期から 3 ヶ月以内に弁済していない場合、及び、債務総額が保有財産の価値を上回る場合、自己の所有財産をもって、債権者の金銭債権を弁済することができず、公的予算に対し義務的支払金を支払うことができないものとみなされる。

第 16 条 管財人

- 1 管財人（一時管財人、外部管財人、破産管財人）には、本法に別段の定めがある場合を除き、個人事業者として登記され、専門知識を有し、債務者及び債権者の利害関係人ではない自然人を任命することができる。

第 25 条 倒産事件の事物管轄及び土地管轄

法人及び個人事業者の倒産事件は、法人債務者の所在地又は個人事業者である個人の居住地を管轄する経済裁判所（以下「裁判所」という）が審理する。

第 26 条 裁判所に対し申し立てる権利

- 1 債務者の金銭債務の不履行に関連し、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利は、債務者、債権者及び検察官並びに本条の定める場合はその他の者が有する。
- 2 債務者の義務的支払金債務の不履行に関連し、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利は、債務者、破産債権者、検察官及び税務機関・その他の全権機関が有する。

第 38 条 裁判費用及び管財人の報酬の負担

- 1 履行期が延期された又は分割払いとなった国家手数料及び管財人の報酬についての全ての裁判費用は、債務者が負担し、その財産から順位外で支払われる。
- 2 和議では、当該費用の異なる分担を定めることができる。
- 3 裁判所が、倒産事件開始時に倒産兆候がないために債務者を倒産者と認定しない本案決定を出した場合、本条第 1 項の定める費用は、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てた債権者が負担し、各債権者は、自己の債権額に応じて按分された費用を負担する。
- 4 裁判費用及び管財人の報酬の分担は、倒産事件を審理した結果に基づき裁判所が出す本案決定又は決定において、定められる。

第 42 条 監視の開始

監視は、本法に別段の定めがある場合を除き、裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理した時から、開始する。

第 44 条 監視開始の効果

- 2 債務者の経営機関は、一時管財人の同意を得た場合に限り、以下の法律行為を行うことができる。

- (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、会社の定款資本への不動産の現物出資、又は、その他の方法による不動産の処分
 - (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の 10%以上を占めるその他の財産の処分
 - (3) 消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者の財産の委託管理契約の締結
- 6 監視が開始した時から、債務者財産への差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産審理手続の範囲に限り、課すことができる。

第 49 条 第一回債権者集会の招集、及び、第一回債権者で審議される事項

- 1 一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決定し、全債権者に対し、開催日程を通知する。第一回債権者集会は、申立受理決定に定められた裁判所の法廷期日の 10 日前までに、開催されなければならない。
- 2 第一回債権者集会に議決権を持って参加する者は、以下の破産債権者及び税務機関・その他の全権機関である。
 - (1) 債権が、本法に従い確定したと認められ、一時管財人に送付された。
 - (2) 債権額が、債務者による異議があったことにより、第一回債権者集会開催日までに裁判所により確定された。
- 3 第一回債権者集会には、一時管財人、債務者の代表者及び債務者の被雇用者の代表者が、議決権は有さないが、参加できる。
- 4 以下の決議の採択は、第一回債権者集会の権限に属する。
 - (1) 外部管財の開始、及び、裁判所に対する相応の申立て
 - (2) 裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続の開始の申立て
 - (3) 債権者委員会の委員数の決定及び委員の選任
 - (4) 本法の定めるその他の事項
- 5 第一回債権者集会の議事録は、集会開催日から 1 週間以内に、一時管財人が裁判所に提出する。

第 51 条 外部管財の開始手続

- 1 外部管財は、本法の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき裁判所が開始する。
- 2 外部管財開始の裁判所決定は、直ちに、執行されなければならない。
- 3 外部管財開始の裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 4 外部管財は、20 ヶ月を超えない期間、実施され、本法に別段の定めがある場合を除き、当該期間は、6 ヶ月を超えない期間、延長することができる。
- 5 裁判所は、債権者集会又は外部管財人の申立てに基づき、定められた外部管財期間を、本条第 4 項の定める期間内で延長又は短縮することができる。

第 52 条 外部管財開始の効果

- 1 外部管財が開始した時から、以下の効果が生じる。
 - (1) 債務者の代表者は解任され、債務者の事業経営は外部管財人が取り扱う。

- (2) 債務者の経営機関及び法人債務者の財産所有者の権限は終了し、債務者の代表者及びその他の経営機関の権限は、本法の定めによりその他の者（機関）に移譲される権限を除き、外部管財人に移譲される。債務者の経営機関は、外部管財人の任命から3日以内に、外部管財人に対し、当該法人の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。
- (3) 従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。
- (4) 本法の定める場合を除き、金銭債権及び義務的支払金債権に対し、モラトリアムが開始される。

第 53 条 債権弁済に対するモラトリアム

- 2 本条第1項の定める金銭債務及び義務的支払金については、モラトリアムの有効期間内においては、以下の効果が発生する。
 - (2) 財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。但し、労働債務、著作契約に基づく報酬支払債務、扶養料支払債務、生命・健康侵害の損害賠償債務及び精神的損害賠償債務の履行に関する司法判断が、裁判所による申立受理までに発効している場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。

第 54 条 外部管財人の権利及び義務

- 1 外部管財人は、以下の権利を有する。
 - (1) 本法の定める制限の下で、独自に、債務者の財産を処分する。
 - (2) 債務者の名において、和議を締結する。
 - (3) 債務者の契約の履行を拒絶する。
 - (4) 債権者集会を招集する。
- 2 外部管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成する。
 - (2) 外部管財の実施及び債権者への支払いのために特別口座を開設する。
 - (3) 外部管財計画を作成し、承認を得るために債権者集会に提出する。
 - (4) 帳簿、統計報告書及び決算報告書を作成する。
 - (5) 定められた手続に従い、債務者に届けられた債権に異議を出す。
 - (6) 債務者の債権を回収するための措置をとる。
 - (7) 債権を審理する。
 - (8) 債権登録簿を管理する。
 - (9) 外部管財計画実施の結果報告書を債権者集会に提出する。
 - (10) 本法の定めるその他の権限を行使する。

第 56 条 債務者の財産の処分

- 1 債務者財産の所有者又は債務者の経営機関は、債務者の財産の処分を決定することも、財産処分に関する外部管財人の権限をその他の方法により制限することもできない。

第 64 条 外部管財人の外部管財結果報告書及び報告書の審議

- 1 外部管財人は、外部管財期間が満了する15日前までに、また、外部管財

を期間満了前に中止する事由が存在する場合、債権者集会に対し報告書を提出しなくてはならない。

- 2 外部管財人の報告書は、以下を含まなければならない。
 - (1) 直近の決算日における債務者の貸借対照表
 - (2) 債務者の損益計算書
 - (3) 金銭債権及び義務的支払金の弁済源資となる資金の有無の情報
 - (4) 債務者の受取勘定の調査及び債務者が有する未回収債権に関する情報
 - (5) 債務者の支払勘定の弁済の可能性に関するその他の情報
- 3 外部管財人の報告書には、債権登録簿が添付されなければならない。
- 4 外部管財人は、報告書の提出と同時に、債権者集会に以下のいずれかを提案する。
 - (1) 債務者の支払能力の回復による外部管財の中止
 - (2) 和議の締結
 - (3) 外部管財期間の延長
 - (4) 外部管財の中止、及び、裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続開始の申立て
- 5 外部管財人の報告書は、外部管財期間満了から 10 日以内に、又は、期間満了前中止の事由が発生してから 1 ヶ月以内に招集される債権者集会において審議される。
- 6 外部管財人は、外部管財期間満了の 15 日前までに、全債権者に対し、債権者集会の開催を通知しなければならない。
- 7 債権者集会開催の通知は、集会開催日時及び場所、並びに、外部管財人の報告書を予め知る方法に関する情報を含まなければならない。
- 8 債権者集会は、外部管財人の報告書の審議の結果に基づき、以下のいずれかを決議することができる。
 - (1) 債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行
 - (2) 裁判所に対する外部管財期間の延長の申立て
 - (3) 裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続開始の申立て
 - (4) 和議の締結
- 9 債権者集会が、本条第 8 項の定める決議のいずれも採択しなかった場合、又は、本条第 5 項の定める期間の満了から 15 日以内に、採択した決議を裁判所に提出しなかった場合、裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出す。

第 66 条 外部管財人の報告書承認の効果

- 1 裁判所による外部管財人の報告書の承認は、倒産事件手続を終結する事由となる。
- 2 債権者集会により決議された申立てがある場合、裁判所は、債権者への支払いの完了時を定めることができる。

- 3 裁判所は、外部管財人の報告書承認の決定を出し、債権者への支払期間を定めるが、当該期間は、承認決定が出されてから6ヶ月を超えることはできない。この場合、倒産事件手続は、債権者への支払いの完了後に終結する。
- 4 債権者への支払いが、裁判所の定めた期間内に行われなかった場合、裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出す。

第70条 総則

- 1 裁判所が債務者を倒産者と認定する決定を出すと、破産手続が開始する。
- 2 破産手続期間は、1年を超えることはできない。裁判所は、本法に別段の定めがある場合を除き、当該期間を6ヶ月間、延長することができる。
- 3 破産手続期間は、必要がある場合、本条第2項の定める期間を超えて延長することができる。本条第2項の期間を超えて破産手続期間を延長する裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。

第71条 破産手続開始の効果

- 2 裁判所が、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定を出した時から、債務者の経営機関は、それ以前に債務者の財産の管理及び処分の業務から除外されていない場合、当該業務から除外され、法人債務者の財産所有者の権限は停止する。

第73条 債務者の倒産認定・破産手続開始に関する情報の公告

- 1 債務者の倒産認定・破産手続開始の公告は、破産管財人が、債務者の負担で、マスメディアにおいて行う。
- 2 債務者の倒産認定・破産手続開始の公告は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 倒産者と認定された債務者の名称及びその他の詳細情報
 - (2) 倒産事件が係属している裁判所の名称及び事件番号
 - (3) 裁判所による債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定日
 - (4) 債権届出期間。当該期間は、公告日から2ヶ月間以下であってはならない。
 - (5) 破産管財人に関する情報
- 3 債務者の倒産認定・破産手続開始に関する情報は、破産管財人が、任命日から5日以内に、公報紙において公告するために送付しなければならない。

第74条 破産管財人の権限

- 1 債務者財産の処分権限を含めて、債務者の事業経営に関する権限は、全て、破産管財人任命時より、同管財人に移譲される。
- 2 監視の完了に際し、債務者の倒産認定・破産手続開始の本案決定が出された場合、債務者の経営機関及び法人債務者の財産所有者の権限は、破産管財人の任命時より、終結する。債務者の経営機関は、破産管財人の任命から3日以内に、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を、清算管財人に引き渡せるようにしなければならない。法人債務者の代表者を含む債務者の経営機関は、上記の義務を履行しない場合、タジキスタン共和国法令の定める責任を負う。

- 3 破産管財人は、任命時より、以下の職務を行う。
 - (1) 債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成し財産を査定し、債務者の財産を保全する措置をとる。
 - (2) 債務者の財務状況を分析する。
 - (3) 債務者に対し債務を負う第三者に対し、タジキスタン共和国法令の定める手続に従い、債権回収の請求をする。
 - (4) タジキスタン共和国労働法令に従い、労働契約の来るべき終了について被雇用者に通知する。
 - (5) 所定手続に従い、債務者に届け出られた債権に対し異議を出す。
 - (6) 債務者の契約の履行を拒絶する。契約の履行拒絶は、本条第 57 条の定める手続に従い表明される。
 - (7) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
 - (8) タジキスタン共和国の法令及びその他の法的文書の定めにより強制的に保管する必要がある債務者の書面を、保管に付す。
 - (9) 本法の定めるその他の措置をとる。
- 4 破産管財人は、任務を遂行する際、債務者により行われた法律行為の無効認定の訴え、第三者からの債務者財産の返還の訴え、債務者が締結した契約の解除の訴えを提起し、タジキスタン共和国の法律及びその他の法的文書の定める、債務者財産の取戻しに向けられたその他の活動を行う。
- 5 破産管財人は、任務を遂行する際、タジキスタン共和国法令により債務者を倒産に至らしめたことにより、債務者の債務につき補充責任を負う第三者に対し、請求することができる。
- 6 上記請求額は、債権総額と破産財団の差額により決められる。
- 7 回収された金銭は、破産財団に含まれ、本法の定める順位に従った債権の弁済にのみ利用できる。

第 76 条 破産財団

- 1 破産手続開始時に保有されていた、及び、破産手続中に明らかになった債務者の全財産は、破産財団を構成する。
- 2 破産財団を構成する債務者の財産からは、取引制限のある財産、債務者の個人性に関係する財産上の権利（特定の事業を行うことについての許可（ライセンス）を含む）、及び、本法の定めるその他の財産及び権利は除外される。
- 3 破産管財人は、破産財団を構成する債務者財産の適切な検討を目的として、会計士、監査人及びその他の専門家を依頼することができる。

第 77 条 破産財団に含まれない債務者の財産

- 1 債務者の財産に取引制限のある財産がある場合、破産管財人は、当該財産の所有者に対し、通知をする。

第 78 条 債権の弁済順位

債権は、以下の順位で弁済される。

- (1) 第一順位では、清算される法人が生命・健康侵害について賠償責任を負う個人の債権が弁済される。
- (2) 第二順位では、著作契約も含めて労働契約に基づき働く者に対する退職手当て及び給与が支払われる。
- (3) 第三順位では、債務者財産により担保されている債権が弁済される。
- (4) 第四順位では、公的予算及び予算外基金に対する義務的支払金が弁済される。
- (5) 第五順位では、その他の債権者に支払われる。

第 79 条 債務者の財産の売却

- 1 破産管財人は、債務者の財産の財産目録を作成し財産を査定した後に、債権者集会又は債権者委員会が別段の財産売却方法を定めている場合を除き、公開競売による財産の売却を開始する。

第 84 条 破産管財人の報告書

- 1 破産管財人は、債権者に対する支払い終了後、裁判所に対し、破産手続の実施結果報告書を提出しなければならない。
- 2 破産管財人の報告書には、以下の書面が添付される。
 - (1) 債務者の財産の売却を証明する書面
 - (2) 弁済された債権額が記載された債権登録簿
 - (3) 債権の弁済を証明する書面

○ウズベキスタン共和国民法典

第 8 条 民事上の権利および義務の発生事由

- 1 民事上の権利および義務は、法令に定める事由により発生するほか、市民および法人の行為であって、民事法令に定めがなくともその一般原則と趣旨により民事上の権利および義務を発生させるものから発生する。
- 2 民事上の権利および義務は、次の事由により発生する。
 - (1) 法律に定める契約その他の法律行為、および法律に定めがなくともそれに反しない契約その他の法律行為
 - (2) 民事上の権利および義務の発生事由として法律に定める国家機関および自治機関の行為
 - (3) 民事上の権利および義務を設定した裁判所の判断
 - (4) 法律が許す事由に基づく財貨の取得
 - (5) 学術、文学および芸術の著作物、発明品その他の知的活動の成果
 - (6) 他人に対する加害
 - (7) 不当利得
 - (8) 市民および法人のその他の行為
 - (9) 法令が民事法上の結果の発生と結びつけている事件

第 11 条 民事上の権利の保護の方法

- 1 民事上の権利の保護は、次の方法により行う。
 - (1) 権利の確認
 - (2) 権利の侵害前の現状の回復ならびに権利を侵害する行為または権利を侵害するおそれのある行為の阻止
 - (3) 法律行為の無効の確認およびその無効の結果の適用
 - (4) 国家機関または自治機関の行為の無効の確認
 - (5) 権利の自己防衛
 - (6) 現物による義務履行の言渡し
 - (7) 損害賠償
 - (8) 違約金の取立て
 - (9) 精神的損害の賠償
 - (10) 法律関係の終了または変更
 - (11) 法律に反する国家機関または自治機関の法規の裁判所による不適用
- 2 民事上の権利は、法律に定める他の方法によっても保護することができる。

第 14 条 損害賠償

- 1 権利を侵害された者は、被った損害の完全な賠償を請求することができる。ただし、法律または契約がより少額の賠償額を定めているときは、この限りではない。
- 2 損害とは、権利を侵害された者がその権利を回復するために支出した費用

または支出しなければならない費用、財物の滅失または毀損(実際の損害)、およびその権利が侵害されなかったならばその者が通常の民事取引で得たはずの利益(逸失利益)をいう。

- 3 権利を侵害した者がこれにより利得を得た場合には、権利を侵害された者は、その他の損害の賠償とともに、その利得の額を超えない限度で逸失利益の賠償を請求することができる。

第 23 条 市民の権利能力および行為能力の制限の禁止

- 1 何人も、法律に定める場合において、その定める手続によらなければ、権利能力および行為能力の制限を受けない。
- 2 法律に定める要件および手続を遵守しないで市民の行為能力を制限した場合には、その制限を課す国家機関の法規は、無効とする。
- 3 市民による権利能力または行為能力の全部または一部の放棄および権利能力または行為能力の制限を目的とするその他の法律行為は、当該法律行為が法律により認められている場合を除き、無効とする。

第 41 条 法人の権利能力

- 1 法人は、その設立文書に定める活動目的にしたがって権利能力を有する。
- 2 法人の権利能力は、その設立の時(第 44 条第 4 項)に発生し、その清算完了の時(第 55 条第 10 項)に消滅する。
- 3 法人の特別の権利能力は、その定款、規程または法令で定める。
- 4 法人は、特別の許可(免許)を得たときに限り、法令で定める特定の活動を行うことができる。
- 5 法人の権利は、法律に定める場合にその定める手続によってのみ制限することができる。法人の権利の制限に関する決定は、裁判所に提訴することができる。

第 48 条 法人の責任

- 1 法人は、自己に属するすべての財産により自己の債務について責任を負う。
- 2 官営企業および所有者が資金を負担する施設は、第 72 条第 5 項および第 76 条第 3 項に規定する手続および要件により、自己の債務について責任を負う。
- 3 法人の設立者(参加者)または法人の財産の所有者は、法人の債務について責任を負わず、法人は、設立者(参加者)または所有者の債務について責任を負わない。ただし、本法または法人の設立文書に定めるときは、この限りでない。
- 4 設立者(参加者)として行動する者の不法な行為により、または当該法人に対しこれを拘束する指示を与える権利を有する法人の財産の所有者により法人が支払不能となった(破産した)場合において、法人の財産が不足するときは、これらの者に対し法人の債務について補充責任を課すことができる。
- 5 設立者(参加者)または法人の財産の所有者が拘束力のある指示を与える権利を有するのは、当該法人の設立文書にこの権利を定めている場合に限る。

- 6 設立者（参加者）または当該法人に対しこれを拘束する指示を与える権利を有する所有者により法人が支払不能となった（破産した）場合とは、その者が、その行為の結果当該法人の支払不能（破産）が惹起されることを知りながら、法人の行為をなす目的で、上記権利を行使した場合に限る。

第 54 条 法人の清算を決定した者の義務

- 1 法人の清算に関する決定をした法人の設立者（参加者）または機関は、法人の登記を行う機関にその旨をただちに書面により通知しなければならないが、通知を受けた機関は、当該法人が清算手続にあることを統一法人登記簿に記載する。
- 2 法人の清算に関する決定をした法人の設立者（参加者）または機関は、法人の登記を行う機関の同意を得て、清算委員会（清算人）を選任し、本法にしたがって清算の手続およびその期限を定める。
- 3 清算委員会を選任した時から、法人の事業を管理する権限は、同委員会に移転する。

清算委員会は、清算中の法人を訴訟上代理する。

第 67 条 子会社

- 1 物的会社で、他の会社（親会社）が優越的に定款資本に参加することにより、または契約その他の方法により当該会社の決定を決めるものは、これを子会社という。
- 2 子会社は、法人とする。
- 3 子会社は、親会社の債務について責任を負わない。
- 4 親会社の責めに帰すべき事由により子会社が支払不能に陥った（破産した）場合は、親会社は、子会社の負債について補充的に責任を負う。
- 5 子会社の社員（株主）は、親会社がその責めに帰すべき事由により子会社に与えた損害の賠償を請求することができる。ただし、法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 101 条 法律行為の概念

法律行為とは、民事上の権利および義務の設定、変更または消滅を目的とする市民および法人の行為をいう。

第 102 条 法律行為の種類

- 1 法律行為は、単独行為または二当事者間もしくは多数当事者間の行為（契約）とする。
- 2 単独行為とは、これを行うために、法令または当事者間の合意により 1 つの当事者の意思表示で必要かつ十分である法律行為をいう。
- 3 契約の締結には、2 人の当事者の合致した意思表示（二当事者間法律行為）または 3 人以上の当事者の合致した意思表示（多数当事者間法律行為）を必要とする。

第 113 条 取り消しうべき法律行為および無効の法律行為

- 1 法律行為は、本法に定める事由により、裁判所の認定により無効とされ（取り消しうべき法律行為）、または裁判所の認定の有無にかかわらず無効とさ

れる（無効の法律行為）。

- 2 取り消しうべき法律行為の無効確認の請求は、本法に定める者が提起することができる。
- 3 無効の法律行為の結果の適用を求める請求は、すべての利害関係人が提起することができる。裁判所は、職権により当該結果を適用することができる。

第 114 条 法律行為の無効の結果に関する総則

- 1 無効の法律行為は、その無効に関連する結果を除き、法律効果をもたらさず、その行為の時から無効とする。
- 2 法律行為が無効である場合には、いずれの当事者も、その法律行為によって受領したすべての物を相手方に返還しなければならない、受領した物を原物で返還することができないとき（受領した物が財物の利用、労務の提供または役務の提供であるときなど）は、その価額を金銭で返還しなければならない。ただし、無効の法律行為について法律が他の効果を定めるときは、この限りでない。

第 115 条 法律に定める法律行為の方式の違反

法律行為が法律に定める方式に違反する場合には、違反が無効をきたす旨を法律が明示している場合に限り、その法律行為を無効とする。

第 116 条 法令の要件を満たさない法律行為の無効

法令の要件を満たさず、法秩序または倫理の基本に故意に反する目的で行われた法律行為は、無効とする。当該法律行為には、第 114 条第 2 項の規定を適用する。

第 117 条 14 歳未満の者が行った法律行為の無効

- 1 14 歳未満の者が行った法律行為は、無効とする。ただし、第 29 条第 2 項に規定する法律行為については、この限りでない。
- 2 当該法律行為の各当事者は、その法律行為に関して受領したすべての物を相手方に返還する義務を負い、受領した者を原物で返還することができないときは、その価額を金銭で返還する義務を負う。さらに、行為能力を有する当事者は、相手方が行為能力を有しないことを知りまたは知りうべきであった場合には、相手方がそれにより被った現実の損害を賠償する義務を負う。

第 118 条 14 歳以上 18 歳未満の未成年者が行った法律行為の無効

- 1 14 歳以上 18 歳未満の未成年者が法律行為を行うに際し第 27 条により実親、養親または保佐人の同意を要する場合において、その同意を得ないで法律行為を行ったときは、当該法律行為は、実親、養親または保佐人の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。当該法律行為が無効とされたときは、第 117 条第 2 項の規定を適用する。
- 2 本条の規定は、第 22 条第 2 項および第 28 条の規定により完全な行為能力を得た未成年者の法律行為には適用しない。

第 119 条 行為無能力者による法律行為の無効

精神障害（精神病もしくは精神薄弱）により行為無能力を宣告された市民の行った法律行為は、無効とする。当該法律行為には第 117 条第 2 項の規定

を適用する。

第 120 条 制限行為能力者による法律行為の無効

- 1 アルコール飲料または薬物の濫用のため行為能力を制限された市民が保佐人の同意を得ないで行った法律行為について、裁判所は、これを無効とすることができる。当該法律行為が無効とされた場合には、第 117 条第 2 項の規定を適用する。
- 2 本条の規定は、第 29 条第 2 項の規定にしたがって行われた軽少な日常生活上の法律行為には適用しない。

第 121 条 自己の行為の意義を弁別できず、または自己の行為を制御できない市民が行った法律行為の無効

- 1 行為能力を有する市民で、その行為のときに自己の行為の意義を弁別できず、または自己の行為を制御できない状態にあった者が行った法律行為については、当該市民の訴えまたはその行為により権利もしくは法律上の利益を害された他の者の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 2 行為無能力を宣告された市民が宣告前に行った法律行為については、その者の後見人の訴えに基づいて、その行為の時に当該市民が自己の行為の意義を弁別しまたは自己の行為を制御することができなかつたことが証明された場合には、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 3 本条に規定する理由により法律行為が無効とされた場合には、第 117 条第 2 項の規定を適用する。
- 4 法律行為のときに行為者が自己の行為の意義を弁別し、または自己の行為を制御できない状況にあったことを相手方が知り、または知りうべかりしときは、相手方は、その行為者の被った費用、損失および財産上の損害を賠償しなければならない。

第 122 条 錯誤により行われた法律行為の無効

- 1 重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為については、錯誤により法律行為を行った当事者の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 2 重大な意味を有する錯誤とは、法律行為の性質に関する錯誤、法律行為の目的物の同一性に関する錯誤または法律行為の目的物の用途に応じた使用可能性を著しく減じるその目的物の質に関する錯誤をいう。法律行為の動機に関する錯誤は、重大な意味を有しないものとする。
- 3 法律行為が錯誤により行われたことを理由に無効とされた場合には、第 114 条第 2 項の規定を適用する。
- 4 法律行為の無効を訴えた当事者は、錯誤が相手方の責めに帰すべき事由により生じたことを証明した場合には、相手方に対してみずからが受けた実際の損害の賠償を請求することができる。この証明ができなかつた場合には、法律行為の無効を訴えた当事者は、錯誤が自己の責めによらずに生じたときにおいても、相手方の請求に基づいて、相手方に与えた実際の損害を賠償する義務を負う。

第 123 条 詐欺、強要、強迫もしくは当事者の一方の代理人と相手方との通謀により行われた法律行為または過酷な事情のもとで行われた法律行為の無効

- 1 詐欺、強要、強迫または当事者の一方の代理人と相手方との通謀により行われた法律行為および過酷な事情のため一方当事者に極めて不利益であり相手方がその利益を享受する条件のもとで行われた法律行為(債務奴隷的法律行為)については、被害者の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。
- 2 上記理由の 1 つにより法律行為が無効とされた場合には、相手方は、被害者に対して当該法律行為により被害者が履行したすべての物を返還し、受領した物を原物で返還できないときは、その価額を金銭で返還しなければならない。被害者が法律行為により相手方から受領した財産および相手方に譲渡した財産の対価として受領すべき財産については、国庫に収納する。その財産を原物で国庫に引き渡すことができない場合には、その価額を金銭で収納する。さらに、相手方は、被害者に対して、発生した費用ならびに財産上の損失および損害を賠償しなければならない。

第 124 条 架空および仮装の法律行為の無効

- 1 法律効果を発生させる意思なく外見のためにのみ行われた法律行為は、無効とする(架空の法律行為)。
- 2 他の法律行為を隠す目的で法律行為(仮装の法律行為)が行われた場合には、当事者が実際に意図していた法律行為に関する規定を適用する。

第 125 条 法人の権利能力の範囲を超えた法律行為の無効

法人の行った法律行為でその定款に定める目的に反するもの、または法人がその行為の免許を有しないものについては、その法人の設立者(参加者)または権限ある国家機関の訴えに基づいて、裁判所がこれを無効とすることができる。

第 126 条 法律行為を行う権限の制限の効果

委任状もしくは法律に定められる権限または法律行為を行う状況から明白に認められる権限と比較して、個人が法律行為を行う権限が契約により制限され、または法人の機関が法律行為を行う権限が設立文書により制限されている場合において、当該個人または法人の機関がその制限を超えて法律行為を行ったときは、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて、裁判所は、その法律行為の相手方がその制限を知り、または明らかに知りうべきであったことが証明された場合に限り、これを無効とすることができる。

第 127 条 法律行為が無効となる時点

取り消された法律行為は、その行為の時から無効とみなす。法律行為の内容から、その法律行為を将来においてのみ執行させることができる場合には、取り消しうべき法律行為は、将来において効力を失う。

第 128 条 法律行為の一部無効の結果

法律行為の一部の無効は、その無効の部分があってもその法律行為が行われたであろうと推測される場合には、他の部分の無効をきたさない。

第 132 条 無権代理

- 1 無権限で、または権限を超えて他人の名において行われた法律行為は、本人による追認があった場合に限り、本人の権利および義務を発生、変更、消滅させる。無権限で、または権限を超えて他人の名において行われた法律行為は、本人がそれを容認する行為をした場合においても、追認されたものとみなす。
- 2 本人の追認があったときは、法律行為は、その行為の時から有効となる。

第 143 条 委任状の失効後になされた委任状の名宛人の行為

- 1 委任状の名宛人が委任状の失効を知った時または知りうべき時より前になした行為は、委任状を発した者またはその法律上の承継人と第三者との間において有効である。
- 2 委任状の名宛人が委任状の失効を知った時または知りうべき時より後になした行為は、委任状を発した者に権利および義務を発生させない。
- 3 本条の規定は、第三者が委任状の失効を知っており、または知りうべきであった場合には、適用しない。

第 150 条 通常の出訴期限

出訴期限の通常の間は、3年間とする。

第 151 条 特別の出訴期限

- 1 特定の種類の請求については、通常の間よりも短縮した特別の出訴期限または延長した特別の出訴期限を法令で定めることができる。
- 2 第 152 条ないし第 162 条の規定は、法律に別段の定めがない限り、特別の出訴期限に適用する。

第 152 条 出訴期限の変更についての合意の無効

- 1 出訴期限およびその算定方法は、当事者の合意によって変更することができない。
- 2 出訴期限の進行の停止および中断の事由は、本法でこれを定める。

第 154 条 出訴期限の起算点

- 1 出訴期限は、人が自己の権利の侵害を知り、または知り得べかりし日から起算する。
この規定の特則は、本法その他の法律により定める。
- 2 特定の履行期の定めがある債務については、出訴期限は、その履行期が到来した時から起算する。
- 3 履行期間の定めのない債務または履行期間が請求の時に定まる債務については、出訴期限は、債権者に債務の履行を請求する権利が発生した時から起算し、債権者の請求に応じて履行するための猶予期間が債務者に与えられている場合には、その猶予期間の満了時から出訴期間を起算する。
- 4 求償権に対する債務については、出訴期限は、主たる債務の履行の時から起算する。

第 159 条 出訴期限の延長

出訴期限を徒過した理由について、裁判所がこれをやむを得ないと認める

場合は、侵害された権利は、保護される。出訴期限の徒過がやむを得ないと認められる場合とは、その理由が出訴期限の最後の6か月内に発生したとき、および、出訴期限の期間が6か月未満である場合において、出訴期限の徒過の理由が出訴期限の期間中に発生したときをいう。

第 229 条 善意の取得者に対する財産の返還請求

- 1 財産を譲渡する権利を有さない者から、取得者がこれを知らず、かつ、知りえずにこの財産を有償で取得した場合（善意の取得者）において、所有者もしくは所有者が財産を占有させた者が財産を逸失し、所有者もしくは占有者から財産が窃取され、または他の方法で所有者もしくは占有者からその意思によらずに財産が離脱したときは、所有者は、取得者に対して財産の返還請求をすることができる。
- 2 前項に規定する理由に基づく財産の返還請求は、財産が判決の執行手続によって売却された場合は、これを認めない。
- 3 金銭および無記名有価証券は、善意の取得者から返還請求しえない。

第 237 条 債務履行の一方的拒絶の禁止

債務履行の一方的拒絶および契約条項の一方的変更は、これを認めない。ただし、法令または契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 277 条 担保物の使用および処分

- 1 担保権設定者は、担保物をその用途にしたがい使用し、果実および収益を取得することができる。ただし、契約に別段の定めがあり、または担保権の性質上別段の取扱いをすべきときは、この限りでない。
- 2 担保権設定者は、担保権者の承諾があるときに限り、担保物を譲渡し、有償または無償で貸与し、その他の方法で処分または管理することができる。ただし、法律または契約に別段の定めがある場合、または担保権の性質上別段の取扱いをすべきときは、この限りでない。
- 3 担保権設定者の担保物を遺贈する権利を制限する合意は、無効とする。
- 4 担保権者は、契約に別段の定めがある場合に限り、担保権設定者に定期的について報告をし、引渡しを受けた担保物を使用することができる。主たる債務の消滅のため、または担保権設定者の利益のために、契約により、担保権の目的物から果実および収益を取得する義務を担保権者に課すことができる。

第 281 条 担保物の換価

- 1 第 280 条の規定にしたがって担保権を実行する担保物の換価（売却）は、法令の定める手続により、競売によってこれを行う。
- 2 裁判所は、担保権設定者の申立てに基づき、担保権の実行を命ずる裁判において、競売を1年未満の期間内で延期することができる。担保権の実行延期は、被担保債務に係る当事者の権利義務には影響を及ぼさず、延期期間中に増大した債権者の損害の賠償および違約罰支払いについて、債務者を免責しない。
- 3 担保物の競売開始価格は、裁判手続による執行の場合は、裁判により、そ

- 他の場合には、担保権者と担保権設定者との合意により、これを定める。
- 4 担保物は、競売で最高額を提示した者にこれを売却する。
 - 5 競売の不成立が宣言された場合は、担保権者は、担保権設定者との合意により担保物を取得し、その売却代金をもって被担保債権と相殺することができる。この合意については、売買契約に関する規定を準用する。
 - 6 再競売の不成立が宣言された場合は、担保権者は、再競売開始価格より90%を下回らない価格で担保物を取得することができる。
 - 7 担保権者が、担保権の目的物を取得する権利を、再競売の不成立が宣言された日から1か月以内に行使しない場合は、担保権設定契約は、消滅する。
 - 8 担保物の換価価額が担保権者の債権を弁済するのに足りない場合は、担保権者は、法律または契約に別段の定めがない限り、債権者の他の財産から不足額を得る権利を有する。ただし、担保権者は、不足額については、担保権に基づく優先弁済権を享受しない。
 - 9 担保物の換価価額が被担保債権額を上回る場合は、差額は、これを担保権設定者に返還する。
 - 10 債務者および物上保証人（第三者たる担保権設定者）は、担保権の目的物の売却に至るまでは随時、主たる債務の全部または履行遅滞部分を履行して、担保権の実行および換価手続を中止させることができる。この権利を制限する合意は、無効とする。

第 289 条 質屋における質権

- 1 営業の許可を有する質屋は、市民から短期融資の担保として個人消費用の動産の引渡しを受けることができる。
- 2 質権設定契約は、質屋が質物受取証を交付することにより成立する。
- 3 質屋は、質物の引渡しを受ける。
- 4 質屋は、質物受領の時に、同一種類および品質の物の価格にしたがって定められる評価額の全額につき、質権設定者のために、自己の費用で、引渡しを受けた質物に保険を付さなければならない。
- 5 質屋は、質物を使用し、処分することができない。
- 6 質屋は、質物の滅失・破損について責任を負う。ただし、滅失・破損が不可抗力によって生じたことを証明したときは、この限りでない。
- 7 質権の設定された融資債務が期限内に弁済されないときは、質屋は、公正証書による執行文に基づき、1か月の猶予期間経過後に、担保物の換価手続にしたがって、質物を売却することができる（第 281 条第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項）。質物の換価により得られた金額が債権全額を満足させるのに足りない場合でも、質物売却により質権設定者（債務者）に対する質屋の債権は、消滅する。
- 8 市民が自己の財産を質に入れて質屋から受ける融資の細則は、法令で定める。
- 9 質権設定契約の条項で、本法その他の法律の定め に 比 して、質権設定者の権利を制限するものは、無効とする。

第 327 条 金銭債務の不履行責任

- 1 金銭の違法な留置、返還の拒否その他の方法で支払いを遅滞し、または他人の損失により不当に取得もしくは貯蓄することによって他人の金銭を利用した場合は、その全額に対して利息を支払わなければならない。
- 2 利率は、金銭債務の全部または一部の履行日に、債権者の住所地（債権者が法人の場合には法人所在地）に存在する銀行の手形割引歩合によってこれを定める。裁判手続によって債務を取り立てる場合には、裁判所は、訴えの提起日または判決の言渡期日の銀行の手形割引歩合によって債権者の請求を認容することができる。本項の規定は、法律または契約が別段の利率を定めていない場合に、これを適用する。
- 3 債権者の金銭の違法な利用によって債権者が被った損害が第 1 項および第 2 項に基づいて債権者に支払われなければならない利息の総額を超える場合は、債権者は、その総額を超える部分につき債務者に対して損害賠償を請求することができる。

第 384 条 契約の変更および解除の手続

- 1 契約の変更または解除の合意は、契約と同じ方式で行う。ただし、法令、契約または取引慣習から別段の取扱いをすべきときは、この限りでない。
- 2 契約の変更または解除を求める当事者の一方による訴えの提起は、契約の変更もしくは解除の提案に対して相手方から拒絶の回答を得た後、または当該提案の中で指定した期間もしくは法律もしくは契約に定める期間（この期間の定めがない場合は 30 日間）に回答を得なかったときに限り、これをなすことができる。

第 30 節 不当利得

第 1023 条 不当利得返還義務

- 1 法令または法律行為の定める原因なくして、かつ、他人（損失者）の損失において財産を取得し、または出捐を免れた者（利得者）は、原因なしに取得し、または出捐を免れた財産（不当利得）を損失者に返還しなければならない。ただし、第 1030 条に規定する場合には、この限りでない。
- 2 前項に規定する義務は、財産を取得し、または出捐を免れた原因が後になって消滅した場合にも発生する。
- 3 本節の規定は、不当利得が財産取得者、損失者自身、第三者の行為の結果であるか、これらの者の意思によらずに生じたかを問わず、これを適用する。

第 1024 条 不当利得返還請求権とそれ以外の権利保護に関する請求権との関係

法令に別段の定めがなく、また、当該関係の性質上別段の取扱いをすべきでない限り、本節の規定は、以下の請求権についてもこれを適用しなければならない。

- (1) 無効な法律行為に基づいて履行されたものの返還
- (2) 他人が違法に占有する所有物の返還請求
- (3) 債務に関連して履行されたものの返還を当事者の一方が相手方に求

める請求

(4) 不当利得者の悪意の行為による損害その他の損害の賠償に関する請求

第 1025 条 現物による不当利得返還

- 1 利得者の不当利得となる財産は、これを現物で損失者に返還しなければならない。
- 2 不当に取得し、または出捐を免れた財産について、不当利得者が不当利得について知った後に、または知ることができたであろうとき以降に、不足または品質低下が生じた場合には、偶然により生じたものを含めすべての結果につき、利得者は、損失者に対して責任を負う。それより前の時期においては、利得者は、故意または重過失についてのみ責任を負う。

第 1026 条 金銭による不当利得返還

- 1 不当に取得しまたは出捐を免れた財産を現物で返還することができない場合は、その取得時における時価およびその後の財産の価格変動により生じた損失を損失者に填補しなければならない。ただし、利得者が不当利得について知った後ただちに財産の価値相当額を返還したときは、この限りでない。
- 2 他人の財産を取得する意思なく一時的に不当に利用した者または他人の役務を一時的に不当に利用した者は、そのような利用の結果出捐を免れた利得を、利用が終了した時点の利得発生場所における価格で、損失者に返還しなければならない。

第 1027 条 他人への原因のない権利移転の効果

存在しないまたは無効な債務に基づいて債権譲渡その他の方法により自己の権利を他人に移転した者は、移転された権利を証明する文書の返還その他の原状回復を請求することができる。

第 1028 条 損失者に対する逸失利益の返還

- 1 不当に財産を取得し、または出捐を免れた者は、不当利得について知った後に、または知ることができたであろう時以降に当該財産から取得し、または取得できたはずのすべての利益を損失者に対し返還または填補しなければならない。
- 2 金銭の不当利得の額を算出するにあたっては、利得者が金銭を不当に取得し、もしくは出捐を免れたことを知った後の期間、または知ることができたはずのとき以降の期間について、他人の金銭を利用したことに対する利息を付加しなければならない。

第 1029 条 返還すべき財産に費やした費用の償還

不当に取得し、もしくは出捐を免れた財産の返還またはその価値の賠償にあたって、利得者は、収益返還義務を負ったとき以降に財産の維持管理のために支出した必要費の償還を損失者に対し請求することができる。ただし、利得者が得た収益は、償還請求額から控除する。また、返還すべき財産を利得者が故意に留置していたときは、費用償還請求権を失う。

第 1030 条 返還することを要しない不当利得

以下のものは、不当利得として返還することを要しない。

- (1) 履行期の到来前に債務の履行として引き渡された財産。ただし、契約等に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (2) 出訴期限経過後に債務履行として引き渡された財産
- (3) 貸金およびこれに準じる支払い、年金、手当、奨学金、生命または健康侵害に関する損害賠償、扶養料その他の金銭で生活手段として市民に引き渡されたもの。ただし、利得者が善意で、かつ、計算の誤りがないときに限る。
- (4) 存在しない債務の履行として引き渡された金銭その他の財産。ただし、財産の返還を請求する者が債務の存在しないことを知っていたこと、または慈善事業のために財産を引き渡したことを利得者が証明したときに限る。

○ウズベキスタン共和国「市民の権利及び自由を侵害する行為及び決定の裁判所への不服申し立てに関する法」

第1条 裁判所に不服を申し立てる権利

各市民は、国家機関、企業、施設、組織、社会団体、市民自治組織又は公務員の不法な行為（決定）により、その権利及び自由が侵害されたと考える場合は、裁判所に不服を申し立てる権利を持つ。

外国人は、本法が定める手続きにより、裁判所に不服を申し立てることができる。ただし、ウズベキスタン共和国が締結した国際条約及び協定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

国籍を持たない者は、本法に従い、裁判所に不服を申し立てる権利を持つ。

○ウズベキスタン共和国株式会社法

第27条 株主の権利

1 株主は、次の権利を有する。

- (1) 会社の株主名簿に登録される権利
- (2) 会社の株主名簿から自己に関する謄本を受ける権利。当該謄本は、有価証券ではない。
- (3) 配当として会社の利益の一部を受ける権利
- (4) 会社が清算する時、自分の持分に応じた財産の一部を受ける権利
- (5) 会社の経営に参加する権利
- (6) 会社定款に従った、発行者の営業・財務結果に関する完全で信頼性の

ある情報を取得する権利

(7) 取得した配当を自由に処分する権利

(8) 国による権限を与えられた有価証券市場管理・調整機関及び裁判所において自己の権利を守る権利

(9) 証券会社や発行者による無知識又は非良心的な行為から生じた損害の賠償を求める権利

(10) 自己利益を代表・保護することを目的として、協会や他の社会団体に入会する権利

(11) 有価証券の取得に際して起こり得る損害及び（又は）一部の利益の損失に関連するリスクにつき保険をかける権利

2 株主は、会社定款が規定するその他の権利を有する。

第 88 条 監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者の責任

1 会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者は、自己の権利を行使し、義務を遂行する際に、会社の利益のために行動しなければならない。

2 会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者は、法律及び会社定款に基づいて、会社に対して責任を負う。

3 この際、会社に損失をもたらす結果を導いた決議の投票に参加しなかった、又は決議に反対票を投じた会社の監督役員会の構成員及び合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員は、責任を負わない。

4 本条の規定に従い、責任を数人で負う場合、それらの者は、会社に対して連帯責任を負う。

5 会社又は会社の発行済普通株を合わせて 1% 以上所有している株主（単・複数）は、会社にもたらされた損失の補償に関して、会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者に対する訴えを裁判所に起こすことができる。

第 89 条 会社による資産の取得又は譲渡に関連した大規模取引

1 大規模取引とは、次に掲げる取引である。

(1) 通常のエconomic活動を行う過程で実施される取引を除き、締結を決定した日の時点で、会社資産の簿価の 25% 以上になる価格の資産を会社が直接的若しくは間接的に取得若しくは譲渡し、又は譲渡する可能性があることに関連する、1 個又は数個の相互関連取引

(2) 以前に会社が発行した普通株の 25% 以上になる普通株又は普通株に転換可能な優先株の発行に関連した 1 個又は数個の相互関連取引

2 大規模取引の対象である資産価値の確定は、会社の監督役員会によって行われる。

第 90 条 会社による資産の購入又は譲渡に関連する大規模取引の実施

- 1 締結の決定採択日の時点で取引の対象が会社資産の簿価の 25% から 50% になる価格を有する資産を目的物とする大規模取引を実施する決議は、監督役員会により全会一致により採択される。この場合、監督役員会を退任した構成員の票は、算入されない。
- 2 大規模取引の実施について会社の監督役員会による全会一致に達しない場合、大規模取引の実施についての決議は、監督役員会の決議に基づいて、株主総会の決議に移すことができる。
- 3 締結の決定採択日の時点で取引の対象が会社資産の簿価の 50% 以上になる価格を有する資産を目的物とする大規模取引を実施する決議は、株主総会において、総会に出席している議決権株の所有者である株主が有する票の 4 分の 3 以上の多数票により採択される。

第 91 条 会社による取引実施の利害関係者

会社による取引実施の利害関係者とみなされるのは、会社の監督役員会の構成員、会社におけるその他の管理機関で役職についている者又は自己の従属者（提携者）と共同で会社の議決権株の 20% 以上を所有している株主であり、かつ、それらの者、その配偶者、両親、兄弟姉妹その他の全ての提携者が、以下に示す立場の者である場合である。

- (1) このような取引の当事者又は当該取引に代表者又は仲介者として参加している者
- (2) 取引の当事者として、又は当該取引に代表者又は仲介者として参加している法人の 20% 以上の株式（割当、持分）を所有している者
- (3) 取引の当事者として、又は当該取引に代表者又は仲介者として参加している法人の管理機関において役職に付いている者

第 93 条 取引実施に利害関係のある取引を締結する手続に対する要件

- 1 取引実施に利害関係のある取引を会社が締結する決議は、監督役員会において、その実施に利害関係のない監督役員会の構成員による全会一致があった場合に、採択される。
- 2 取引実施に利害関係のある取引を会社が締結する決定は、次の場合には、株主総会において、取引に利害関係のない株主の過半数による決議があったときに、採択される。
 - (1) 取引に基づく支払額及び取引の対象である資産の価格が、会社の資産の 5% を超える場合
 - (2) 1 個の取引又は数個の相互関連取引が、以前に発行された議決権株の 5% を超える数に達する会社の議決権株又は他の議決権株に転換可能な有価証券の発行である場合
- 3 取引実施に利害関係のある取引の締結は、その取引が利害関係のある人によって会社に提供される貸付金である場合には、本条第 2 項に規定する株主総会の決議は必要としない。
- 4 会社と他者間の取引関係の継続で行われる取引で、将来において利害関係

を生じる可能性があるものを株主総会開催日の時点で特定することが不可能である場合、将来に実施され得る取引の性質とその限度額を示した契約関係を会社と他者間で締結する旨の決定を株主総会が採択すれば、本条第3項の要件は満たされたものとみなされる。

- 5 会社の監督役員会の全構成員が利害関係者と認められる場合、取引は、取引に利害関係のない株主の過半数によって採択される株主総会の決議に基づいて実施することができる。
- 6 取引実施に利害関係のある取引が、同時に、会社による資産の取得又は譲渡に関連する大規模取引である場合、その実施の手続については、本法第8章の規定が適用される。

第94条 取引実施に利害関係のある取引に対する要件を満たさない場合の効果

- 1 取引実施に利害関係のある取引は、本法第93条の定める条件に違反して実施された場合、法律の所定の手続によって無効と認められる。
- 2 利害関係者は、会社に対して、当該利害関係者が会社にもたらした損失の額に関して責任を負う。数人で責任を負っている場合、会社に対する当該利害関係者の責任は、連帯責任となる。

第115条 株主の権利を擁護する方法

- 1 株主の権利の擁護は、次の方法で行われる。
 - (1) 権利の確認
 - (2) 権利侵害前にあった原状の回復及び権利を侵害する行為又はその侵害のおそれを生み出す行為の阻止
 - (3) 取引の無効認定及び当該無効の効果の適用
 - (4) 自己防衛
 - (5) 現物履行の命令
 - (6) 損害賠償
 - (7) 違約金の徴収
 - (8) 精神的に被った損害の補償
 - (9) 法的関係の消滅と変更
- 2 株主は、自己の法的権利を擁護するために、任意に社会団体に参加することができる。
- 3 株主の権利の擁護は、法令に定める別の方法によって行うこともできる。

○ウズベキスタン倒産法

第10条 債権者集会

- 1 倒産手続が適用されると、本法に従い組織される債権者集会又は債権者委員会が、全債権者の利益を代表する。債権者は、経済裁判所が倒産認定の申

立てを受理した時から、債務者に対し個別に債権の弁済を請求することはできない。

- 2 債務者に対する行為は、全て、債権者集会又は債権者委員会が全債権者の名において行う。
- 3 議決権を持って債権者集会に参加する者は、債権者であり、義務的支払債務に関しては、税務機関及びその他の全権機関である。債務者の被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、発言権を持って債権者集会に参加する。
- 4 倒産事件に関与する債権者が1名のみである場合、債権者集会の専権事項の決議は、当該債権者が行う。
- 5 以下の決議は、債権者集会の専権に属する。
 - (1) 和議の締結
 - (2) 債権者委員会の委員選任、委員数の決定及び委員権限の期間満了前の終了
 - (3) 経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始、及び、その期間延長の申立て
 - (4) 経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
 - (5) 再生支援計画の承認及び債務弁済計画表の承認¹
 - (6) 外部管財計画の承認
- 6 債権者集会の結成及び開催は、裁判所任命管財人が行う。
- 7 債権者集会は、議決権を有する出席債権者の債権総額が、債務者の債務総額の3分の2以上である場合に、有効である。債権者は、代理人により債権者集会に参加することもできる。債権者集会が定足数を満たさない場合、債権者集会は、10日以内に再度招集され、当該集会は、当該集会の開催日時及び場所が債権者に適切に通知された場合、その出席債権者数にかかわらず、有効である。
- 8 債務者に対して債権を有すると認定された債権者は、債権者集会での議決権を有する。
- 9 債権者集会においては、議事録が作成される。
- 10 債権者集会の議事録には、以下の書面が添付されなければならない。
 - (1) 債権者集会開催日付の債権登録簿
 - (2) 債権者の代理人の代理権限を証明する書面
 - (3) 債権者集会の参加者登録用紙
 - (4) 参考のため及び（又は）承認を得るため債権者集会の参加者に配布された資料
 - (5) 債権者集会の開催日時及び場所が債権者及び全権機関に適切に通知されたことを証明する証拠
 - (6) 投票用紙
 - (7) 裁判所任命管財人の裁量又は債権者集会の決定によるその他の書面
- 11 債権者集会の議事録及び添付書面は、集会開催日から5日以内に、経済裁判

所に提出されなければならない。

第17条 利害関係人

- 1 法人債務者の利害関係人と認められるのは、以下の者である。
 - (1) 法令の定めにより、債務者を主導する法人又は債務者に従属する法人
 - (2) 債務者の代表者、監督役員会の構成員、合議執行機関の構成員、及び、
経理主任（経理担当者）。労働契約が、倒産事件開始前の1年以内に終了している場合も含む。
 - (3) 法人の発起人（社員）
- 2 本法において、個人事業者である債務者の利害関係人と認められるのは、債務者の妻（夫）、直系尊属及び直系卑属、兄弟姉妹及びその卑属、妻（夫）の両親及び兄弟姉妹と理解される。
- 3 裁判所任命管財人及び債権者の利害関係人は、本条第1項及び第2項に従い定められる。

第19条 裁判所任命管財人の権限及び義務

- 1 裁判所任命管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 債権者集会を招集する。
 - (2) 本法の定める場合に、債権者委員会の招集を請求する。
 - (3) 経済裁判所に対し、国家手数料を予納せずに、訴え及びその他の申立てを提起する。
 - (4) 本法第22条に基づき、報酬を受ける。
 - (5) 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、債権者との間で締結した合意に別段の定めがある場合を除き、債務者資産より報酬を支払う。
 - (6) 経済裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。
- 2 裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 3 裁判所任命管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を保護する措置をとる。
 - (2) 債権登録簿を管理する。
 - (3) 債務者の財務状況を分析する。
 - (4) 経済裁判所が決定した任務を遂行する。
 - (5) 自己の任務の不履行又は不適切な履行により、債務者、債権者及び第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する。
- 4 裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 5 裁判所任命管財人は、倒産手続を実施するに当たり、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的に活動しなくてはならない。

第28条 倒産手続

- 1 法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。
 - (1) 監視
 - (2) 裁判上の再生支援
 - (3) 和議

- (4) 外部管財
 - (5) 清算手続
- 2 個人事業者である債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。
- (1) 和議
 - (2) 清算手続

第46条 債権の実現を保全するための措置

- 2 経済裁判所は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める債権の実現を保全する措置に加え、裁判所任命管財人の同意を得ないで法律行為を行うことを禁止したり、有価証券、通貨その他の財産を保管のために第三者に寄託することを債務者に義務付けたり、債務者の財産を保全するためのその他の措置をとることができる。

第49条 倒産事件の審理の期日

倒産事件は、倒産認定の申立てを受理する決定が出された日から3ヶ月を超えない期日に、経済裁判所の法廷において審理されなければならない。倒産事件の審理の期日は、例外的に、2ヶ月を超えない期間で延期することができる。

第63条 監視開始の効果

- 1 監視開始の時から、以下の効果が生じる。
- (1) 財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし、給与支払債務、著作契約に基づく報酬支払債務、養育費支払債務、及び、生命又は身体に対する損害及び精神的損害の賠償請求権に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに、法的効力を発した場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。債務者の倒産認定の申立てを受理する経済裁判所の決定は、執行文書の執行の停止事由となる。

第64条 監視手続中における、債務者の権利の制限

- 2 債務者の経営機関は、一時管財人の書面による同意を得た場合に限り、以下の法律行為を行うことができる。
- (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、又は、不動産に関するその他の処分
 - (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分
 - (3) 消費貸借による貸付・借入18、信用の授受19、第三者債務の保証20及び銀行保証21、債権譲渡22、債務引受23、並びに、債務者の財産の委託管理契約24の締結

第66条 一時管財人の権限

- 1 一時管財人は、以下の権限を有する。
- (1) 経済裁判所に対し、自己の名において、法令の定める要件に違反して債務者が締結又は履行した法律行為についての無効認定、及び、無効な

- 法律行為に対する無効効果の適用を申し立てる。
- (2) 本法第63条の定める場合、監視期間中の債権の請求に対し異議を申し立てる。
 - (3) 債権に対する債務者の異議の理由を判断する裁判官による審理に参加する。
 - (4) 本法第64条には定められていない法律行為につき一時管財人の同意を得ずに履行することの禁止、保管のための第三者への財産寄託²⁷及びそのような措置の取消し等、債務者の財産を保全するための追加措置を、経済裁判所に対し申し立てる。
 - (5) 経済裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てる。
 - (6) 債務者の活動に関するあらゆる情報及び書面を入手する。

第67条 一時管財人の義務

- 1 一時管財人は、以下の義務を負う。
 - (4) 第一回債権者集会を招集し、開催する。

第69条 債務者の財務状況の分析

- 1 債務者の財務状況の分析は、裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬を拠出するに十分な財産が債務者にあるか、及び、債務者の支払能力が回復する可能性があるかを判断するために行われる。

第91条 外部管財開始手続

- 1 外部管財は、債務者の支払能力が回復する現実的可能性が認められる場合、債権者集会の申立てに基づき、又は、定款資本に国家の持分が含まれている企業については、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所が開始する。
- 2 経済裁判所の外部管財開始決定は、直ちに、執行されなければならないが、当該決定に対しては、法令の定める期間内、不服を申し立てることができる。
- 3 外部管財は、本法に別段の定めがある場合を除き、12ヶ月から24ヶ月までの期間、実施される。裁判上の再生支援及び外部管財の期間は、合計して36ヶ月を超えてはならない。
- 4 経済裁判所は、債権者集会の申立て、倒産事件を管轄する国家機関の決定又は外部管財人の申立てに基づき、定められた外部管財期間を、本条第3項の定める期間内で延長又は短縮することができる。

第92条 外部管財開始の効果

- 1 外部管財が開始した時から、以下の効果が生じる。
 - (4) 債務者の財産の差押及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産手続の範囲内でのみ課すことができる。

第93条 債権弁済に対するモラトリアム

- 1 債権弁済に対するモラトリアムは、履行期が外部管財開始前に到来した金銭債務及び（又は）義務的支払債務に適用される。ただし、債務者につき監視及び（又は）裁判上の再生支援が開始された後に発生した債務を除く。
- 2 本条第1項の定める金銭債務及び（又は）義務的支払債務については、モ

ラトリアムの有効期間内においては、

- (1) 執行文書、及び、裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落しを認めるその他の書面による回収が禁じられる。
 - (2) 金銭債務及び（又は）義務的支払債務の不履行又は不適切な履行に関し、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の経済制裁（金融制裁）、利息は発生しない。ただし、債務者につき監視及び（又は）裁判上の再生支援が開始された後に発生した債務を除く。
- 3 金銭債権及び（又は）義務的支払債権については、外部管財開始時の金額に対し、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める手続及び金額で、利息が発生する。この利息は、外部管財開始日から、経済裁判所が特定順位の債権者に対する支払いの開始決定を出す日まで、又は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す日まで、当該特定順位の債権者に対し発生する。発生した利息は、債務の元本と同時に債権者に支払われなければならない。
- 4 モラトリアムは、外部管財人が本法第102条に基づいて契約の履行を拒絶したことにより発生する損害賠償請求権にも適用される。
- 5 本条第2項及び第3項の規定は、履行期が外部管財開始後に到来した金銭債務及び（又は）義務的支払債務には適用されない。
- 6 モラトリアムは、労働法関係から発生する個人の請求権、個人の扶養料支払請求権及び著作契約に基づく個人の報酬支払請求権には適用されない。また、法令の定める手続に従い発生する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権にも適用されない。

第102条 債務者が締結した契約の履行拒絶

- 1 外部管財人は、外部管財開始時から3ヶ月間、倒産事件開始前に債務者が締結した契約の履行を拒絶することができる。
- 2 契約の履行拒絶は、以下のいずれかの事情が存在する場合において、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
 - (1) 契約の履行により、類似する状況の下で締結された同種の契約と比較し、債務者に対し損害が生じる。
 - (2) 契約が長期（契約期間が1年以上）である、又は、長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている。
- 3 契約の履行拒絶は、債務者の支払能力の回復を妨げる他の事情が存在する場合も、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
- 4 本条第2項及び第3項の定める場合において、外部管財人の拒絶の意思表示を当事者全員が受けた時点で、契約が解除されたとみなされる。
- 5 履行が拒絶された契約の相手方は、債務者に対し、契約の履行拒絶により発生する積極損害につき賠償請求権を有する。

第103条 債務者の法律行為の無効

- 1 外部管財開始前に債務者により行われたものを含む債務者の法律行為は、法令の定める事由による外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 2 債務者が利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為の結果、債権者に損害が生じたか、又は、生じる可能性がある場合、外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 3 債務者が、倒産認定の申立ての受理後に一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為は、当該法律行為が特定の債権者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 4 法人債務者が、倒産手続の開始後に、又は、倒産認定の申立提出前の6ヶ月以内に行い、かつ、社員の脱退に伴って持分を払い戻す（分配する）こととなる法律行為は、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。当該法律行為により取得されたものは、全て、債務者に返還される。この場合、社員は、本法第134条における第六順位を有する債権者と認定される。

第119条 債権者に対する支払いへ移行する決定の効果

- 1 債権者に対する支払いへ移行する旨の経済裁判所の決定は、債権登録簿に記載されている全債権者に対する支払いを開始する事由となる。
- 2 債権者に対する支払いへ移行する旨の経済裁判所の決定には、当該決定が出された日から6ヶ月を超えない期間で、債権者に対する支払いの完了日が定められる。
- 3 倒産事件手続は、債権者への支払いが完了し、経済裁判所が支払いの結果に関する外部管財人の報告書の審理をした後、終結する。
- 4 経済裁判所は、経済裁判所が定めた期間内に債権者に対する支払いが行われない場合、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。

第120条 特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定の効果

- 1 特定順位の債権者に対する支払いを開始する旨の経済裁判所の決定は、債権登録簿に記載されている債権者に対する支払いを開始する事由となる。
- 2 特定順位の債権者に対する支払いを開始する旨の経済裁判所の決定には、以下の事項が定められる。
 - (1) 弁済が始まる債権の弁済順位
 - (2) 当該順位の債権者に対する支払いを完了する期日、当該期日は決定の出た日から2ヶ月を超えてはならない。
 - (3) 当該順位の債権に対する弁済率
- 3 経済裁判所は、支払開始決定により弁済されるべき順位の債権を確認した場合、債権弁済の方法を変更する決定を出すことができる。
- 4 特定順位の債権者に対する支払いが経済裁判所の定めた期間内に行われない場合、又は、決められた弁済率で行われない場合、債権者は、支払開始決定の日から、債権が全額又は決められた弁済率で弁済される日までの間の未

払債権額に対する利息を、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める利率により請求することができる。

第124条 清算手続の開始

- 1 経済裁判所が債務者の倒産認定を決定すると、清算手続が開始する。
- 2 清算手続期間は、1年を超えることはできない。当該期間は、必要な場合、経済裁判所の決定により、延長することができる。

第125条 清算手続開始の効果

- 3 経済裁判所が、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
 - ① 債務者の経営機関は、それ以前に債務者の財産の管理及び処分の業務から除外されていない場合、当該業務から除外される。
 - ② 債務者の代表者の権限は停止する（債務者の代表者との労働契約は終了する。）。
 - ③ 債務者の事業管理は、清算管財人に委ねられる。
 - ④ 債務者の財産を管理及び処分する所有者の権限は終了する。
清算管財人は、債務者の代表者との労働契約を終了する命令、又は、債務者の代表者を他の任務に異動させる命令を出す。

第128条 清算管財人の権限及び義務

- 2 清算管財人は、以下の権限を有する。
 - (4) 法令の定める事由が存在する場合、債務者が行った法律行為の無効認定を求める訴えを提起する。
- 4 清算管財人は、以下の義務を負う。
 - (7) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。

第129条 倒産法人の清算計画

- 1 倒産法人の清算計画は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 倒産法人の財務状況に関する情報
 - (2) 債権弁済の条件、方法、順位及び弁済率
 - (3) 倒産法人財産の所有者、被雇用者全体の利益に対する考慮
 - (4) 処分すべき財産の目録
 - (5) 財産売却の日時、場所及び方法
 - (6) 裁判費用、清算管財人の報酬、並びに、専門家及びその他の者の活動に対する報酬の支払条件
- 2 倒産法人の清算計画は、債権者集会の同意を得なければならず、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の支持が得られた場合、容認されたとみなされる。清算計画が容認されず、かつ、債権者が、定められた期間内に、倒産法人につき独自の清算計画を提出しなかった場合、清算管財人は自身の清算計画を承認する。
- 3 債務者は、自身が倒産事件を申し立てた場合、清算計画を提出することができる。

- 4 財産の売却及び債権の弁済は、本法第133条、第134条、第135条及び第169条の定める手続に従い、承認された清算計画に基づいて実施される。

第130条 清算用財団

- 2 以下の財産は、清算用財団に含まれない。
 - (3) 担保目的物。ただし、本法第133条第1項の定める場合を除く。

第131条 債務者の財産の査定

- 1 清算管財人は、清算手続中、債務者の財産につき財産目録を作成し、財産を査定する。清算管財人は、このために、債権者集会又は債権者委員会が他の費用負担先を定めている場合を除き、債務者の財産の負担により、鑑定人及びその他の専門家を用いることができる。企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合、企業の財産の査定には、必ず鑑定人を用いなければならない。債権者集会又は債権者委員会は、査定業務につき支払義務を負う者を、同人の同意を得て決定することができる。支払義務者は、後に、債務者の財産より順位外で弁済を受ける。
- 2 清算手続中に、不動産により弁済がされる場合、当該不動産は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、売却までに、鑑定人により査定される。
- 3 担保目的物となっている債務者の財産は、鑑定人が査定しなければならない。

第133条 被担保債権の弁済

- 1 被担保債権の弁済は、債務者の担保物（担保目的物）の売却代金から行う。当該代金の残金は、本法第134条の定める順位に従い、債権の弁済に充てられる。

第134条 債権の弁済順位

- 1 裁判費用、裁判所任命管財人の報酬支払いに関する費用、日常の公共料金及び運転資金、並びに、債務者の財産の保険に関する費用は、順位外で支払われる。倒産事件開始後に発生した債務者に対する請求権、及び、法令に基づく個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権も、順位外で弁済を受ける。
- 2 第一順位で弁済されるべき請求権は、以下のとおりである。
 - (1) 支払文書（執行文書）を有する義務的支払債権及び金銭交付を定める支払文書（執行文書）を有する給与支払請求権
 - (2) 銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権
 - (3) 著作契約に基づく報酬支払請求権
 - (4) 犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権
- 3 第二順位で弁済を受けるのは、強制保険に基づく請求権⁴⁸、与信契約に基づく銀行の請求権及びそのために加入した保険に基づいた請求権がある。
- 4 第三順位で弁済を受けるのは、被担保債権である。
- 5 第四順位で弁済を受けるのは、無担保債権である。

- 6 第五順位で弁済を受けるのは、株主の請求権である。
- 7 第六順位で弁済を受けるのは、残りの請求権全てである。

第135条 債務者の財産の売却

- 1 清算管財人は、債務者の財産の財産目録を作成し財産を査定した後に、公開競売による財産の売却を開始する。

第136条 清算手続における債務者の債権の売却

- 1 清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会が債務者の債権の売却について別段の手続を定める場合を除き、公開競売により、債務者の債権を売却することができる。
- 2 公開競売による債務者の債権の売却は、本法第112条の規定に従い、行われる。

第137条 清算手続における債務者の資産の置換

- 1 債務者の資産の置換は、債権登録簿に記載されている全債権者の賛成により決議されたことを条件として、清算手続中、債権者集会の決議に基づき、行うことができる。
- 2 清算手続における債務者の資産の置換には、債務者財産の所有者の同意、又は、設立文書により当該行為実施を授權されている債務者の経営機関の同意は、要求されない。
- 3 債務者の資産の置換は、本法第115条の定める手続及び条件に従い、行われる。

第138条 債権者に対する支払い

- 4 以下の債権は、弁済されたとみなされる。
 - (1) 満足を受けた債権
 - (2) 代替物（物・金銭）による債務の履行の合意に達した債権
 - (3) 清算管財人が相殺を主張した債権
 - (4) 債務消滅のその他の事由のある債権債権の相殺及び代替物（物・金銭）による履行による債権の弁済は、弁済順位と按分弁済の原則に従う場合に限り、認められる。代替物（物・金銭）による履行の合意による債権の弁済は、債権者集会又は債権者委員会が当該合意に同意した場合、認められる。契約の更改の合意による債権の弁済は、清算手続においては、認められない。
- 5 財産が不十分なために満足を受けられなかった債権も、弁済されたとみなされる。清算管財人が認めなかった債権も、債権者が経済裁判所に対し申し立てなかった場合、又は、経済裁判所が債権に根拠がないと認めた場合、弁済されたとみなされる。

第145条 和議締結の手続

- 2 債権者の名において和議を締結する決議は、債権者集会が採択する。和議締結の債権者集会の決議は、全債権者の議決権の過半数の賛成、かつ、債務者の財産に担保権を設定している全債権者の賛成を得た場合に、採択されたとみなされる。和議締結に関し議決権を行使する債権者の代理人の権限は、

委任状に明確に定められていなければならない。

第153条 和議の無効

和議は、以下の場合、債務者、債権者、検察官又は自己の権利及び法的利益が侵害された者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。

- (1) 和議が、特定の債権者に特別に有利である条項、又は、特定の債権者の権利及び法的利益を制限する条項を含んでいる。
- (2) 法令の定めるその他の無効原因が存在する。

第176条 債務弁済計画

- 2 経済裁判所は、債権者の異議がなければ、債務弁済計画を承認することができる。当該承認により、倒産事件手続は、2ヶ月を超えない期間、中断する。
- 4 経済裁判所は、倒産事件の参加者による理由のある申立てに基づき、実施期間の延長又は短縮、並びに、債務者及び債務者家族の生活費の月額増額又は減額等、債務弁済計画を変更することができる。

第184条 個人事業者の免責

- 1 倒産認定を受けた債務者は、債権者に対する支払い後、倒産認定の手続中に届け出られた債権について、本条第2項の定める債権を除き、免責を受ける。

第186条 通常清算中の法人の倒産事件の審理に関する特則

- 2 監視、裁判上の再生手続及び外部管財は、通常清算中の法人に対しては適用されない。

第189条 所在不明の債務者の倒産事件の審理

- 2 監視、裁判上の再生支援及び外部管財手続は、所在不明の債務者の倒産事件に対しては適用されない。

第190条 倒産を招く違法行為

- 1 倒産を招く違法行為とは、債務者の役職者、債務者財産の所有者、債権者、又は、債務者若しくは債権者に対し損害を与えたその他の者による、計画的な法令違反と理解される。
- 2 以下の行為も、違法行為とみなされる。
 - (1) 債務者の全部又は一部の財産、及び、その債務を隠匿する。
 - (2) 債務者の経済活動の実施に関連した帳簿を、隠匿、破壊、歪曲、又は偽造する。
 - (3) 隠匿を目的として、他の法人又は自然人に対し、財産(資金を含む)を移転する。
 - (4) 会計書類に必要事項を記載しない。
 - (5) 債務者が分割払いで購入し、支払いが完了していない財産の全部又は一部を、売却し、毀損し、又は担保として提供する。
 - (6) 債務者の役職者若しくは債務者財産の所有者の個人的利益、又は、第三者の利益のため、債務者の支払能力を悪化させる。
 - (7) 回収不能な方法で、流動資産を流用する。

- (8) 債権者に損害を与える目的で、計画的に倒産をする。
- (9) 特定の債権者に対し、優先的に弁済し他の債権者に損害を与え、また、そのような弁済に同意する。
- (10) 金銭債務及び又は義務的支払債務の弁済を回避する目的で、計画的に自己清算する。

○日本国民法

(法人の能力)

第 34 条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(虚偽表示)

第 94 条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(代理権授与の表示による表見代理)

第 109 条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権限外の行為の表見代理)

第 110 条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

(無権代理)

第 113 条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

(無権代理の相手方の催告権)

第 114 条 前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

(無権代理人の責任)

第 117 条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

(受任者による報告)

第 645 条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

(不当利得の返還義務)

第 703 条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（不法行為による損害賠償）

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○日本国商法

（支配人の代理権）

第 21 条 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（商事法定利率）

第 514 条 商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

○日本国会社法

（支配人の代理権）

第 11 条 支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（株式会社と役員等との関係）

第 330 条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（株式会社の代表）

第 349 条 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の取締役が 2 人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。

3 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

4 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(忠実義務)

第 355 条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

(取締役会の権限等)

第 362 条

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第 676 条第 1 号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

七 第 426 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 423 条第 1 項の責任の免除

(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

第 423 条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この節において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任追及等の訴え)

第 847 条 6 箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第 189 条第 2 項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等(第 423 条第 1 項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)若しくは清算人の責任を追及する訴え、第 120 条第 3 項の利益の返還を求める訴え又は第 212 条第 1 項若しくは第 285 条第 1 項の規定による支払を求める訴え(以下この節において「責任追及等の訴え」という。)の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「6 箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

3 株式会社が第 1 項の規定による請求の日から 60 日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

○日本国破産法

(破産財団の範囲)

第 34 条 破産者が破産手続開始の時に於いて有する一切の財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）は、破産財団とする。

(開始後の法律行為の効力)

第 47 条 破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に関してした法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。

(優先的破産債権)

第 98 条 破産財団に属する財産につき一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権(次条第 1 項に規定する劣後的破産債権及び同条第 2 項に規定する約定劣後破産債権を除く。以下「優先的破産債権」という。)は、他の破産債権に優先する。

2 前項の場合において、優先的破産債権間の優先順位は、民法、商法その他の法律の定めるところによる。

3 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、破産手続開始の時からさかのぼって計算する。

(劣後的破産債権等)

第 99 条 次に掲げる債権（以下「劣後的破産債権」という。）は、他の破産債権（次項に規定する約定劣後破産債権を除く。）に後れる。

一 第 97 条第 1 号から第 7 号までに掲げる請求権

二 破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分

三 破産手続開始後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のものうち、その債権額と破産手続開始の時に於ける評価額との差額に相当する部分

四 金額及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第 2 号の規定に準じて算定される額の合計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

2 破産債権者と破産者との間において、破産手続開始前に、当該債務者について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権（以下「約定劣後破産債権」という。）は、劣後的破産債権に後れる。

(破産債権者を害する行為の否認)

第 160 条 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）

は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。

3 破産者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第161条 破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分（以下この条並びに第168条第2項及び第3項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第2号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二 破産者が法人である場合にその破産者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ロ 破産者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人

ハ 株式会社以外の法人が破産者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 破産者の親族又は同居者

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第 162 条 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。

ロ 当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合 破産手続開始の申立てがあったこと。

二 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前 30 日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項第 1 号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと)を知っていたものと推定する。

一 債権者が前条第 2 項各号に掲げる者のいずれかである場合

二 前項第 1 号に掲げる行為が破産者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が破産者の義務に属しないものである場合

3 第 1 項各号の規定の適用については、支払の停止(破産手続開始の申立て前 1 年以内のものに限る。)があった後は、支払不能であったものと推定する。

(否認権行使の効果)

第 167 条 否認権の行使は、破産財団を原状に復させる。

2 第 160 条第 3 項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(否認権の行使)

第 173 条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によって、破産管財人が行使する。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、破産裁判所が管轄する。

(否認権行使の期間)

第 176 条 否認権は、破産手続開始の日から 2 年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から 20 年を経過したときも、

同様とする。

(配当の順位等)

第 194 条 配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第 1 号の優先的破産債権間においては第 98 条第 2 項に規定する優先順位による。

一 優先的破産債権

二 前号、次号及び第 4 号に掲げるもの以外の破産債権

三 劣後的破産債権

四 約定劣後破産債権

2 同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

參考資料

質問票

【質問の目的】

2008年12月開催の中央アジア比較法制研究セミナーは、企業活動に伴い行われる法律行為につき、「法律行為の無効」をテーマとし、各国の法律行為の無効についての法制を協議し整理し冊子にまとめることを目的としています。

以下、問題1「平常時における法律行為の無効」及び問題2「倒産時における法律行為の無効」を挙げているので、根拠となる条文(法令名、条項)を説明して、回答してください。関係する裁判所総会決議があれば、それも示してください。また、条文解釈や実務上の運用に問題があると思われる場合には、その問題点を指摘して下さい。

【質問】

問題1 平常時における法律行為の無効

株式会社Aは、代表者Xの独断により、銀行Lより利息20%で200,000米ドルを借り入れた(消費貸借契約)。株式会社Aの設立文書は、その代表者の借入権限を100,000米ドルまでに制限していた。

1. 主張手続

(1) Aと銀行Lの消費貸借契約は、不成立なのか、無効(絶対無効)なのか、取り消しうるのか(相対無効)。カザフ民法165条1項・キルギス民法201条1項・タジク民法205条1項・ウズベク民法132条1項の規定からすると、当該契約は、Aが追認しなければ、Aに法的効果をもたらさないのので、Aと銀行Lの契約としては不成立とも無効とも考えられる。一方、カザフ民法159条11項・キルギス民法195条・タジク民法199条・ウズベク民法126条の規定からすると、当該契約は、取り消しうる行為であり、Aが追認をしなくても、裁判所により無効と認定されない限り、Aに法的効果をもたらすものと考えられる。

(2) Aと銀行Lの消費貸借契約が取り消しうる法律行為である場合、裁判手続によらずに、意思表示のみにより、取り消しうる法律行為を無効と認定することはできるか。

キルギス民法183条・タジク民法191条・ウズベク民法113条の規定によれば、取り消しうる法律行為の無効認定は、必ず裁判手続においてなされると考えられるが、例外はないのか。

(3) 裁判手続の場合、誰が無効認定の訴えを提起できるか。

カザフ民法159条11項によれば、「法人財産の所有者又は法人の発起人(社員)」が訴えを提起できる(カザフ民法157条2項)。カザフ株式会社法59条1項によれば、会社のみが、訴えを提起できるようにも考えられる。民法の当該規定と株式会社法の当該規定とは、どのような関係にあるのか。

キルギス民法195条・タジク民法199条・ウズベク民法126条によれば、「その制限により利益を得る者」が訴えを提起できる(キルギス民法183条2項・タジク民法191条・ウズベク民法113条2項)。「その制限により利益を得る者」に、株式会社Aの株主も含

まれるか。

(4) 上記の訴えは、いつまで提起することができるのか（無効認定の訴え・無効効果の適用の訴えについて出訴期限は設定されているか。設定されている場合、何法何条がどのように定めているか）。

(5) カザフスタンでは、無効認定の訴えの他に、無効効果の適用の訴えは存在しないのか（カザフ民法 157 条 1 項からすると、法令等に違反する法律行為のうち、裁判所の認定なく、当初から無効とされる法律行為（絶対無効）はないということか）。

キルギス・タジキスタン・ウズベキスタンでは、無効認定の訴えを提起する者は、無効効果の適用も同時に訴えなければならないのか。無効認定の訴えを提起する者が無効効果の適用を同時に訴えなくとも、裁判所は、キルギス民法 183 条 2 項・タジク民法 191 条 2 項・ウズベク民法 113 条 3 項に基づき、職権で、無効効果の適用をするのか。

2. 無効認定の要件

(1) A が銀行 L に対し消費貸借契約の無効認定の訴えを提起した場合、どのような要素・事実が認められると、当該契約は無効と認定されるか。

例えば、

・カザフ民法 159 条 11 項・キルギス民法 195 条・タジク民法 199 条・ウズベク民法 126 条によれば「契約相手方がその制限を知り又は明らかに知りうべきであ」った場合、法律行為は無効と認定されうる。代表者 (X) の権限の制限は設立文書に記載されていたことで、契約相手方 (銀行 L) は、「制限を知り又は明らかに知りうべきであ」と認められるか。

「知り又は明らかに知りうべきであった」とは、典型的にはどのような状況か。カザフ株式会社法 59 条 1 項は、「契約当事者が知っていた」場合に限り、当該契約の効力を争うことを認めている。民法の当該規定と株式会社法の当該規定とは、どのような関係にあるのか。

・無効認定の判断の際に、注意されるべきその他の要素は何か。

(2) どのような要素・事実が認められると、当該契約の無効認定は拒否されるか。

例えば、

・カザフ民法 165 条 2 項・キルギス民法 201 条 2 項・タジク民法 208 条・ウズベク民法 132 条 2 項によれば、本人 (A) の追認があった場合、法律行為は有効な行為とされ、無効認定は拒否されると考えられる。この場合、追認はどのような形式、手続でなされなければならないのか。どのような本人 (A) の行為が追認と認められるか。

・20,000 米ドルの借入れに必要な株式会社 A の取締役会（監督役員会）は開催されなかったが、X は銀行 L に対し、当該借入れにつき取締役会（監督役員会）の承認を得ていると説明していた場合はどうか。

- ・株式会社 A の全株式を X が保有している場合はどうか。
- ・無効認定の判断の際に、注意されるべきその他の要素は何か。

3. A と銀行 L の消費貸借契約が無効とされた場合の諸関係

- (1) 銀行 L は、株式会社 A に対し、いくらのお金を請求できるか。請求権の内容はどのようなものか。請求できるお金の内容を定めている条文はあるか。
- (2) 銀行 L は、代表者 X に対し、損害賠償を請求できるか。何法何条に基づき、どのような条件で、どのような手続で、どの範囲の額で請求ができるか。
- (3) 銀行 L は、代表者 X に対し、消費貸借契約に基づく返済義務の履行を請求できるか。どのような条件で、どのような手続でできるか。

カザフ民法 165 条 1 項・キルギス民法 201 条・タジク民法 208 条・ウズベク民法 132 条によれば、本人 (A) の追認がない場合、本人 (A) には消費貸借契約の法的効果は生じない。では、当該効果は、代表者 X に生じるのか (代表者 X が銀行 L から 200,000 米ドルを借りたことになるのか)。¹

4. 代表者 X の責任

A は、設立文書の規定に違反して消費貸借契約を締結した代表者 X に対し、損害賠償を請求できるか (A と銀行 L の消費貸借契約が有効の場合と無効の場合)。何法何条に基づき、どのような条件で、どのような手続でできるか。

¹ 比較：

タジキスタン民法 208 条 1 項・ロシア民法 183 条 1 項「本人の名において行為をする権限が欠けている場合、またはその権限を超えている場合には、その法律行為は、本人がその直後に追認しない限り、これを行った者の名において、かつ、その利益のために締結したものとみなす。」

民法 183 条の適用実務上の諸問題に関する 2000 年 10 月 23 日付けロシア連邦最高仲裁裁判所幹部会通達 2 条「法律行為を行うに際して法人の機関が権限を越えた場合には (民法 53 条)、183 条 1 項を適用することはできない。その場合には、具体的状況に応じて、「法人の機関が法律行為締結権限を行使する際の民法 174 条の適用に関するいくつかの問題について」の 1998 年 5 月 14 日ロシア連邦最高仲裁裁判所総会決定を念頭に置きつつ、〔無効に関する〕 168 条、〔越権代理に関する〕 174 条を適用する必要がある。」

問題 2 倒産時における法律行為の無効

株式会社 B は、食料品の小売業を営んでいたが、予定どおりの収益を上げることができず財務状態が悪化し、各債権者への支払いは滞っていた。ある債権者が、裁判所に、株式会社 B を倒産者と認定する申立てを出し、申立てが受理されて倒産事件が開始された。その後、株式会社 B は倒産者と認定され、破産・特別管理・清算手続が開始され、破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が任命された。

1.倒産認定の申立前に行われた法律行為の無効

破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が調査を進めると、株式会社 B は、倒産認定が申し立てられる 2 週間前に、有限会社である卸売業者 M に対してのみ、納入食料品の代金 50、000 米ドルを支払っていたことが判明した。

(1) 破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y は、当該支払いは無効であると主張して、卸売業者 M に対し 50、000 米ドルの返還を求めることはできるか。Y は、何法何条に基づき、どのような手続で返還を求めることができるか。

一般裁判手続によらずに、迅速に、当該支払いを無効と認定する方法はあるか。

(2) 当該支払いの無効認定が裁判手続によらなければならない場合、出訴期限はあるか、何法何条が定めているか。破産・特別管理・清算手続の倒産事件手続とは関係なく、無効認定の訴えを提起しなければならないのか。弁済を受けた者が、法人でも個人事業者でもない場合（例えば、代表者の友人の場合）、破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y は、特別広域経済裁判所・広域裁判所・経済裁判所ではなく、通常裁判所に対し当該支払いの無効認定を訴えなければならないのか。

(3) 以下の事実・事情がある場合、当該支払いは無効と認定されうるか。

a) 支払いを受けた当時、卸売業者 M は、株式会社 B につき倒産事件が開始されうる状態であったことを知らなかった。

b) 支払いは約定の支払期にされた。

c) その他、認められるか否かは別にして、卸売業者 M としては、どのような反論をすることが考えられるか（複数回答可）。

2. 倒産認定の申立て後に行われた法律行為の無効

破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y が調査を進めると、株式会社 B は、倒産認定申立受理後、破産・特別管理・清算手続が開始するまでの間に、自社所有の事務所を第三者 N に売却していたことが判明した。

(1) 破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y は、当該売買は無効であると主張して、事務所の返還を求めることはできるか。Y は、何法何条に基づき、どのような手続で返還を求めるのか。

一般裁判手続によらずに、迅速に、当該支払いを無効と認定する方法はあるか。

(2) 当該売買の無効認定が裁判手続によらなければならない場合、出訴期限はあるか、何法何条が定めているか。破産・特別管理・清算手続の倒産事件手続とは関係なく、無効認定の訴えを提起しなければならないのか。事務所を購入した第三者 N が、法人でも個人事業者でもない場合（例えば、代表者の友人の場合）、破産管財人・特別管理人・清算管財人 Y は、特別広域経済裁判所・広域裁判所・経済裁判所ではなく、通常裁判所に対し当該売買の無効認定を訴えなければならないのか。

(3) 以下の事実・事情がある場合、当該売買無効と認定されうるか。

- a) 当該売買が、一時管理人・一時管財人の同意の下、行われていた。
- b) 当該売買の実施前に一時管理人・一時管財人の同意は得られなかったが、実施後に一時管理人・一時管財人が同意をしていた。
- c) 事務所を譲り受けた当時、第三者 N は、株式会社 B について倒産事件が開始していたことを知らなかった。
- d) その他、当該売買が無効と認定されうるために、どのような事実・事情が考えられるか。

(4) 譲渡が無効と認定された場合、第三者 N は、株式会社 B に対し、損害が発生したとして何らかの金銭債権を請求することはできるか。請求できるとすれば、

カザフ倒産法 75 条の定める順位に従って第五順位で弁済を受けるのか。

キルギス倒産法 87 条 1 項の定める順位に従って第三順位で弁済を受けるのか。

タジク倒産法 78 条の定める順位に従って第五順位で弁済を受けるのか。

ウズベク倒産法 134 条 1 項の規定により、当該債権は、倒産事件開始後に発生しているとして順位外で弁済されるのか、それとも、134 条 2 項以下の条項の定める順位に従って弁済を受けるのか。

(5) 倒産事件開始後に発生し裁判費用ではない債権は（例えば、株式会社 B の取引に関係して発生した債権）、原則として第何順位で弁済を受けるのか。

「カザフスタン共和国法令による企業の法律行為の無効認定について」

周知のように、民法上の主要な法的事実の一つである法律行為こそは、法的関係を発生させ、発展させ、市場関係の発展を法的に保障するものである。

さらに、市民及び法人の法益の保護は、法律行為が法の要件に合致しているか否かによるところが大きい。

ここで、特に補足しておきたいのは、カザフスタンの法令には「企業」という独立の法律用語がないという点である。「企業」という語は、全法人を指す集合的な意味を持つものではない。従って、カザフスタン、キルギススタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンの法令における法人の法的地位の統一的理解と比較研究のためには、「法人」のように民事法令で定義されている総合的概念を使用するのがより正しいと言えよう。

さて、法人の法律行為の民法による調整において、最も重要な問題は、法人の法律行為の合法性（有効又は無効）の確定と、無効の法律行為の効果に関するものである。

法律行為の概念は、民法（民法 147 条）により、「民法上の権利及び義務の発生、変更又は消滅を目的とした市民及び法人の行為」と定義されている。

これに関連し、民法学者の大半が「法律行為とは、まず、適法な行為である」という見解を支持している点に触れておくべきであろう。歴史的に、ソヴィエト時代の学者は、法律行為を「取り消しうる法律行為（оспоримые сделки）」と「絶対無効の法律行為（ничтожные сделки）」に分類しており、法律行為の適法性の性質に関して様々な見方があった。このような方向性は、ソヴィエト、後にロシアの民法で発展した考え方である。

カザフスタンの法令は、法律行為は、そもそも、適法でしかあり得ないという考えから、このような分類をしていない（カザフスタン民法総則注釈書、Suleimenov M. K. 編、アルマトイ、2006 年）。

無効の法律行為について言えば、無効と認定される法律行為は、当事者が期待した効果を発生させることができない行為である。さらに、一定の状況において、法律行為が違法的な性質を持つ場合、制裁など法が定める効果を発生させる。

法律行為が有効か無効かという問題は、法人の民事上の諸関係から発生するあらゆる種類の紛争の審理において発生する。これらは、カザフスタンの多くの法令が規定しているが、まず、1995 年 3 月 1 日に施行された 2004 年 12 月 27 日付民法（総則）、国営企業法、法人登記法、不動産及び不動産権利登記法、商事組合法及び株式会社法などがあげられる。

民法（157 条乃至 162 条）は、法律行為の実施に関する一般要件、法律行為の無効認定の事由、法律行為の無効の効果を決めている。

法人の法律行為が合法と認められるための最低要件として、以下が定められている。

- 法律行為の内容が法令の要件に合致していなければならない。
- 法人の法律行為は法人の権利能力に合致していなければならない。
- 意思表示は真の意思に合致していなければならない。

また、法人の法律行為についての無効認定の事由は以下である。

- 法律行為の内容が法令の要件に合致していない。
- 法律が要求する形式に合致していない場合で、そのような効果が明文で規定されている場合。
- 不誠実な競争を目的としている、又はビジネス倫理上の要件に違反している。
- 法律行為の性質又は動機に関する錯誤の結果、行われたもの（条件付の法律行為）
- 隷属的法律行為（詐欺、強要、脅迫、過酷な状況におかれた結果による）。
- 通謀により行われたもの
- 法人が法令又は設立文書により明確に制限される活動目的に反して行った法律行為、又は定款が定める法人の機関の権限に反して行った法律行為で、法律行為の相手方がこのような違反を知り又は明らかに知りうべきだったことが証明される場合に、法人の財産所有者又は法人の発起人（社員）の訴えに基づき無効と認定されたもの
- 見せかけのためだけに、法的効果を発生させる意図なく行われた架空の法律行為
- 他の法律行為を隠蔽するために行われた仮装の法律行為

法律行為の無効認定の効果は民法 157 条が定めている。法律行為が無効と認定された場合、次の4つの効果がありえる。

- 双方原状回復、つまり、当事者が互いに相手方に対して法律行為で受け取ったもの全てを返還する。現物返還ができない場合は、その価額を金銭で返還する（157 条 3 項）。
- 没収を伴う一方原状回復。当事者の一方に犯罪を目的とする意図があった場合、その当事者が法律行為で受け取ったものは相手方に返還、有責側が受け取ったもの、受け取るはずであったものは没収される（157 条 5 項）。
- 双方当事者に犯罪意図があった場合、全部没収。この際、一方又は全当事者により履行されたものだけでなく、履行されるはずであったものも没収対象となる。（157 条 4 項）
- その後の履行の禁止（157 条 9 項）

この際、これらの効果の適用請求は、法律行為の当事者だけでなく、あらゆる利害関係者（第三者、検察官）が提起できる。また、裁判所も職権で独自にこれらの効果を適用でき、更に、没収、双方原状回復といった無効効果を変更し、あるいはこれを適用しないということもできる（民法 158 条、157 条 6 項及び 9 項）。

出訴期限については、法律行為の無効に関するカザフスタン法令の適用において、以下に留意する必要がある。

侵害された権利、法益の保護を目的とする一般出訴期限は、すべての民事関係の主体について 3 年である（民法 177 条、178 条）。また、特別出訴期限も設けられており、その期間内においては、民事関係の主体の権利は、法律行為の無効認定の請求という形で保護される。

詐欺、強要、脅迫、過酷な状況による法律行為、通謀による法律行為の無効認定については、短縮出訴期限の 1 年となっている（民法 162 条）。特別出訴期限、短縮出訴期限は、他の法令でも設けられているので、個々の紛争を審理する際に考慮する必要がある。

カザフスタン民法は、無効の法律行為は、その無効性にかかわるもの以外の法的効果を発生させず、行為の時点から無効であるとしている。多くの国の民法の考え方では、このような法律行為を絶対無効、つまり、当事者の希望に関係なく無効であり、裁判所が有効と認定することがありえない範疇のものとしている。それと同時に、立法者は、無条件に無効である法律行為ととも

に、一定の法律行為については別のレジームを設定している。つまり、当事者の判断で無効の認定を請求でき、裁判所が具体的な状況を考慮し、判断して、無効と認定することができる、いわゆる取り消しうる法律行為である。例えば、ロシア連邦民法は、無効の法律行為を「取り消しうる法律行為」と「絶対無効の法律行為」に分ける伝統的な考え方に基づく166条の規定を持つ。法律行為は、裁判所が無効と認定することにより（取り消しうる法律行為）、又はそのような認定に関係なく（絶対無効の法律行為）、無効である。ロシア連邦民法でこのような分類を行い、これらの概念を使用していることから、実施時点から無効である法律行為は、様々な条文中で絶対無効の法律行為と呼ばれている。その他の場合については、条文に法律行為が無効と認定される事由が含まれている。

カザフスタンの民法は、無効の法律行為についてこのような分類をしていないが、民法においても他の法律においても、文面上、法律行為締結者の行為の評価や、法が定める無効認定事由の評価に対する立法者のアプローチの違いが強調されている。例えば、カザフスタン民法131条2項は、有価証券が必須の記載事項を欠く場合又は所定の形式に合致しない場合は、有価証券の無効をもたらす（強行規定）、としている。

民法158条1項、159条1項、2項の文言では、内容が現行法令に合致しない法律行為、免許をとらずに行われた法律行為、不誠実な競争状態を作り出す行為又はビジネス倫理に反する法律行為は無効である、と明文で規定されている。これに対し、民法157条1項、159条4項乃至12項では、これらに列挙される種類の法律行為で、その締結において欠陥があるものは、裁判所により無効と認定されうる、となっている。

例えば、民法158条1項は、内容が法定要件に合致していない法律行為について、この行為の無効認定の問題を提起できる者を特に挙げていない。さらに、同条2項は、法令、法人定款、法人機関の権限に反する法律行為を故意に締結した者が、私利又は責任逃れのためにその無効認定を請求する場合について、これらの者が無効認定を申立てる権利を制限している。このように、法が民事上の諸関係における当事者の権利を制限するということは、法定要件に故意に違反することに対する制裁と考えるべきであり、引受けた責任の履行を免れることはできないことを意味している。従って、この場合において裁判所がやるべきことは、故意の存在を確認し、法律が当該者に裁判所への申立権を与えていないという事由により事件手続を終了することである。これに対し、民法159条8項では、重大な意味を有する錯誤により行われた法律行為は、錯誤により行為を行った側の当事者の訴えにより裁判所が無効認定できる、と規定している。同条9、10、11項は、無効認定の問題を提起できる者の範囲を定めている。

カザフスタン民法で争う余地なく無効とされる法律行為は、内容が現行法に合致しない法律行為及び法秩序と道徳の原則に明らかに反する目的で行われた法律行為である。法秩序と道徳の原則という概念は、民事法令において新たに導入されたものである。

法人が法令又は設立文書で明確に制限される活動目的に反して行った行為、定款が定める機関の権限に違反して行った法律行為の無効認定の審理においては、民法159条11項の字句通りの解釈及び適用に基づくべきである。同条が定めているのは、第一に、この訴訟を提起する権利を持つ者の範囲（法人の財産所有者、発起人（社員））、第二に、必要条件（法律行為の相手方が当該の違反を知り又は知りうべきであったこと、つまり、相手方の悪意）である。

この際、法人の機関と個々の役員を区別する必要がある。機関の概念には、定款文書により定められる機関の権限が含まれる。例えば、重役会、監督役委員会、取締役会などである。

定款文書は公開文書であり、法律行為を行う際、その相手方には、定款文書を請求して法人機関の権限を確かめる権利がある。個々の役員の権限は、法人の内部文書（役員用指示書、内規文書）により定められ、公開文書で定めるものではなく、法律行為の相手方は、このような文書を請求し、個々の役員の権限を確認する義務を負わないので、具体的な役員の権限範囲については知らないということもありうる。これに関しては、明らかに、法律が法律行為の相手方に法人機関の権限の確認を義務づけていることから考え、その結果として、相手方は権限の有無を知りうべきであったとすべきであろう。

問題 1

現行の民事法制では、株式会社の機関の権限及びこれら機関が会社の名において決定をとり、行動する場合の手續は、**カザフスタン共和国民法（以下、民法）、その他法令、会社の設立文書が定める（民法 92 条 7 項）。**

民法 92 条 5 項により、株式会社の執行機関（例題の場合、単独執行機関である代表者）の権限には、法令又は設立文書が**会社の他の機関の専権事項としているもの以外の全ての問題の決定**が含まれる。また、民法 92 条 3 項、4 項は、株主総会の専権事項に属する問題の決定は、会社の他の機関に委譲してはならないと定めている。同様に、民法、法令、会社定款が取締役会の専権事項としている問題は、株式会社の執行機関に決定させてはならない。

民法 157 条 1 項により、法律行為の形式、内容、当事者に関する要件及び当事者の意思表示の自由にかかわる要件に違反があった場合、法律行為は、**利害関係者、然るべき国家機関又は検察官の訴えにより、無効認定**されうる。同条 2 項は、**法律行為の無効の事由及び無効認定の請求権者は、民法又は他の法令が定める、**としている。

民法 159 条 11 項は、法人が、民法、他法令、設立文書により制限される活動目的に反して、又は**定款が定める法人機関の権限に反して行った法律行為は、法律行為の相手方が制限違反について知り又は明らかに知りうべきであったことが証明できる場合に限り、**法人の財産所有者又は発起人（社員）の訴えにより無効と認定されうる。

同様に、株式会社法 59 条 1 項によれば、株式会社は、**会社執行機関が会社の定める制限事項に違反して行った法律行為について、法律行為の締結時に双方当事者がそのような制限があることを知っていたことが証明できる場合、その有効性を争うことができる。**

株式会社法 74 条 1 項によれば、「大規模取引及び利害関係のある取引の実施において、本法が規定する要件が遵守されない場合、これらの法律行為は、**利害関係者の訴えにより、裁判手續で無効認定される**」。

最後に、民法 157 条 3 項及び 7 項は、法律行為が無効と認定された場合、**各当事者は、法律行為で受領したものを全て相手方に返還しなければならず、**現物の返還ができない場合はその価額を金銭で返還することを定めている。また、裁判所は、**法律行為の無効の原因となった行為を行ったほうの当事者から、相手方のために、相手方が法律行為の無効認定により被った損失を徴収**できる。

問題 1

1. 主張手續

1) 株式会社 A との契約は、無効の法律行為（недействительная сделка）である。この際、裁判所は、法律行為の相手方が当該の違反を知っていた又は明らかに知りうべきであったという事実がある場合のみ、無効認定できる（民法 159 条 11 項、株式会社法 59 条 1 項）。

2) 否。民法（157 条 1 項、159 条 11 項）及び株式会社法（59 条 1 項、74 条 1 項）により、法律行為は、株式会社 A の訴えによる裁判手續によってのみ無効認定できる。

3) 無効認定の訴えを提起できるのは、全ての利害関係者である（発起人、会社、所轄国家機関）。

民法（157条1項、159条11項）及び株式会社法（59条1項、74条1項）による。

民法と株式会社法の規定の間に矛盾はない。民法 157 条 2 項により、法律行為の**無効の事由**、及び無効認定の**請求権者**は、民法又は**他の法令**により定める。

（参考：民法 3 条 2 項により、カザフスタン国の諸法令に含まれる民事規定と民法の規定との間に齟齬がある場合は、（家族、労働、天然資源利用、環境保護法令を除き）、民法の規定を適用する。）

4) 法令は、例題のケースについて特別な出訴期間を設けてはいない（民法 162 条 2 項は、法律行為の無効認定について、二つの場合－民法 159 条 9 項及び 10 項の場合－についてのみ出訴期限の特例を設けている。）

訴えは、一般出訴期限（民法 178 条 1 項）により、権利の侵害について知った又は知りうべきであった日より 3 年間、提起できる。

5) カザフスタンの民事法令は、裁判所に無効認定の請求を提起しなくとも、法律行為が無効と認められる場合を規定している。これらの法律行為は行為の時点から無効と認められる。民法 157 条 8 項により、無効の法律行為は、その無効性に関するもの以外の法的効果を生じさせず、その行為の時点から無効である。

例：

- － 内容が法令の要件に合致しない法律行為及び法秩序又は道徳に明らかに反する目的で行われた法律行為は、無効である。（民法 158 条 1 項）
- － 必要な免許をとらずに、又はその有効期限が切れた後に行われた法律行為は、無効である。（民法 159 条 1 項）
- － 不誠実な競争を目的とする法律行為又はビジネス倫理に反する法律行為は、無効である。（民法 159 条 2 項）
- － 14 歳未満の者が行った法律行為で、民法 23 条に規定されているもの以外は、無効である（民法 159 条 3 項）。

2. 無効認定請求

1) 例題のケースについて、契約の無効認定に影響する事実、要因は、以下の通りである。

- － 執行機関が定款に定められる権限に違反した（設立文書が規定する権限の越権）。
- － 法律行為の相手方がその違反を知っていた又は明らかに知りうべきであったことを裏付ける事実。この際、当事者には、執行機関の権限に関する設立文書の規定を調べる権利があった点を考慮する必要がある（法令上、これをしてはならないという制限はない）。

民法 157 条 2 項の規定（法律行為の無効事由及び無効認定の請求権者は、民法又は他の法令が定める）を考慮すると、法律行為の相手方がどの時点から越権について知りうべきであったかという問題について、民法と株式会社法の規定に矛盾はない。

2) 例題のケースで契約の無効認定を退ける要因となる事実、要因

- － 締結された契約の追認。これは、取締役会を招集して行うことができる（この問題が取締役会の権限事項である場合）。取締役会は、執行機関の代表者が取締役会のメンバー

であれば、代表者が招集することができ、又、株式会社法、会社定款が定める他の者も召集できる。取締役会の決定は議事録にまとめられる。(株式会社法 54 条、57 条、58 条)

- 株式会社法 36 条 4 項により、「株主総会は、定款に別段の定めがない限り、会社の他の機関が会社の内部活動に関する問題についてとったあらゆる決定を取り消すことができる」。したがって、会社の定款に相応の権限が規定されていれば、Xは単独株主として、取締役会が法律行為の追認を拒否する場合も含め、取締役会のあらゆる決定を取り消すことができる。

いずれにせよ、必要であれば、単独発起人は、取締役会のメンバーを選びなおして、必要とする決定を取締役会がとるようにできる (株式会社法 36 条 1 項 5 号)。

3. A社と銀行間の消費貸借契約が無効とされた場合の諸関係

1)、2) 民法 157 条 3 項により、法律行為が無効とされた場合、双方当事者は互いに法律行為で受け取ったものを全て返還しなければならず、現物を返品できない場合はその価額を金銭で返還しなければならない。

また、民法 157 条 7 項により、裁判所は、法律行為の無効原因となった行為を行ったほうの当事者から、その相手方のために、相手方が法律行為の無効認定により被った損失分を徴収することができる。この請求は、裁判所が審理している無効認定事件の枠内で請求することも、独立した訴えとして提起することもできる。

従って、裁判所がこの法律行為を無効とした場合、法律行為による貸付金額の返還請求以外に、銀行は、有責者(会社の元代表者X)を相手取り、法律行為の無効認定によって受けた損失分を請求する訴訟を起こすことができる。

3) 民法 921 条 1 項により、法人又は市民は、その被雇用者が労務(業務、職務)を遂行する際に発生させた損害を賠償する。したがって、銀行は、法人に対して損害賠償を請求しなければならない。

4. 代表者Xの責任

株式会社法 63 条 2 項により、株式会社Aは、株主総会の決定にもとづき、会社役員を相手取り、会社が被った損害、損失の賠償を求める訴訟を裁判所に提起できる。

会社の執行機関及び代表者の責任

まず、今回のセミナー開催につき、日本側、JICA に感謝するとともに、セミナーのテーマとして「倒産及び通常時における法律行為の無効」というテーマが選ばれたことの、今日的な重要性について指摘したい。現在、法律行為というものが民法上の、中でもまず財産に関する法的諸関係を発生させる主要な法的事実であることを考えれば、法律行為の無効に関する主な法規定、その法的意義、無効が認定される条件、そして、当然、無効認定された場合の効果といった事項を理解することは、少なからず重要であると言える。

個々の法人、自然人は日々、あるいは時折、場合によっては一日何度も法律行為に遭遇し、法律行為を行い、その履行に関わるが、必ずしもその法的性質を意識しているわけではない。法律行為というものの法的性質について知識を持ち、正しく理解することは、経済活動の参加者がその法益を守るための重要な条件である。

発表テーマである「**会社執行機関及び代表者の責任**」についてであるが、まず、カザフスタンにおいて、企業活動が、法令が定める責任範囲において各自がリスクを負担する原則で行われていることを述べておきたい。これについては、財産上の法的諸関係を規定する基本法令である民法が規定している（民法 10 条）。

カザフスタン共和国民法は、法人の機関が設立文書に定められる権限を越えて行った行為についても、法人が責任を負うことを規定している。

ただし、この規定は、民法 159 条 11 項参照という形で例外規定を含んでいる。

つまり、**民法 44 条 4 項**により、法人は、第三者に対し、法人の機関が設立文書に定められる権限を越えて負った債務につき、責任を負うが、ただし、**民法 159 条 11 項**が定める場合を除く、ということになるのである。

この例外の内容は、機関の行為が法律又は設立文書の要件に違反し、法律行為の相手方がその違反を知っていた又は明らかに知りうべきであった場合、法律行為は、法人の社員又は財産所有者の訴えにより無効認定されうるというものである。

この場合、法律行為が無効となるので、法人は、法律行為の他の参加者に対し、法人機関の越権行為の責任を負わないことになる。

我々は、この場において、法人の中でも主として株式会社について話しているので、**会社執行機関の代表者責任の問題を取り上げるにあたっては、株式会社の観点から検討する必要がある**と考える。

カザフスタン共和国株式会社法が定める原則の一つは、会社役員は、その責務を誠実に遂行し、会社と株主の利益を最大限に反映する方法を適用するというものである。

執行機関の構成員の役割、権利及び義務は、株式会社法、その他法令、会社定款及びこれらの者が会社と締結する労働契約により定められる。

執行機関代表者と会社の間で結ばれる労働契約において、会社を代表して署名するのは、取締役会議長か、総会又は取締役会により権限を与えられた者である（株式会社法 59 条）。

一方、労働法令は、被雇用者、我々が検討する事例においては執行機関の代表者が、雇用者に対し発生させた直接的な実際の損害について責任を負うことを定めている（労働法 14 章）。

株式会社の役員の責任は、株式会社法の 63 条が定めている。

同条の規定によると、会社役員は、会社及び株主に対し、その行為（不作為）により発生した被害につき、カザフスタン共和国法令に従い責任を負う。これには、以下によって発生した損害が含まれる。

(1) 混乱を招く情報又は明らかに虚偽である情報の提供

(2) 同法が定める情報提供手続の違反

2 会社は、株主総会の決定に基づき、**会社に被害又は損害を与えた会社役員**に対し、賠償請求訴訟を裁判所に提起する権利を有する。

3 会社又は株主に損害をもたらした会社機関の決定について反対票を投じた役員又はその議決に参加しなかった役員は、責任を問われない。

株式会社法 59 条により、会社は、会社の執行機関が会社の定める制限を越えて行った法律行為について、法律行為の締結時点で双方当事者がその制限について知っていたことが証明できる場合、その有効性を争うことができる。

このように、**執行機関の役割を果たす者は、株式会社法令に従い、又、会社とは労働法上の関係にあることから労働法令に従い、さらに民法に従って、会社に対する責任を負う。**

株式会社の代表者には、会社財産の管理、処分に**関する権限が集中する**。この権限の濫用は、**経済発展の進んだ国家においても、旧ソ連国家においても珍しいことではない。**

企業代表者の活動に対する監督をいかに効果的に実施するかということは、しばしば、**企業統治に関する議論のテーマとなる**。執行機関代表者の法的地位の特徴は、代表者が占有し、管理処分する財産は、彼らにではなく、**株式会社に属するものである点にある**。

理事会の会長又は成員が然るべく義務を履行することを保障する効果的な方法の一つが、これらの者が発生させた損害につき会社に対して負うべき責任を法令で規定することである。このような損害賠償を裁判所に訴える権利を会社が積極的に活用することが推奨される。これは損失を補填するためだけでなく、これらの者がその義務を然るべく遂行することを促すためでもある。

株式会社の執行役員の越権行為を防ぐ方法をまとめてみると、以下が挙げられよう：

- 執行役員の行為の範囲を会社定款で具体的に定める。
- 社内に監督機関（取締役会、監督役員会）を設けて、相応の権限を与える。

定款には、役員の行為について、事実上、あらゆる制限を設けることができるし、その基準も、例えば以下のように、様々なものがありうる。

- 特定の重要取引先について
- 具体的な契約種類について
- 財産の譲渡、取得に関わる法律行為について
- 特定の種類の財産の売却に関する契約について

このように、社員（株主）は、特に重要な取引を制限することで、役員が不誠実な行動をとる危険を回避できる。

追加的な制御策として、実施取引についての定期報告を労働契約で義務づけることもできよう。ただし、この方法には様々な利点がある一方で、社内での文書のやり取りの増加が避けられないという側面も忘れてはならない。

法律行為の無効に関する事例

法律行為の無効事由、この種の事件についての出訴期限は、カザフスタン共和国民法 157 条乃至 162 条が規定する。

事例 1：民法 **158 条** 2 項により、故意に**法定要件**、法人定款又は法人機関の権限に**違反する**法律行為を締結した者は、私欲を図ることを目的とし、又は責任を免れることを目的として、法律行為の無効認定を請求してはならない。

株式会社Aは、有限会社Bに対して 2,114,105 テンゲ、株式会社Cに対して 2,171,437 テンゲの支払を求める訴訟を起こした。訴訟の根拠として、原告は、原告がオークションで株式会社Cの財物、16,500,000 テンゲ相当を取得したことを指摘。

契約により、有限会社Bは、この財物の一部、13,326,136 テンゲ相当を購入。この財物は、引受・引渡証書により有限会社Bに引き渡されたが、これに対する支払は 11,212,031 テンゲしか行われなかった。そのため、原告は、未払分 2,114,105 テンゲの支払を有限会社Bに、オークションで購入した財物の残額 2,171,437 テンゲの支払を株式会社Cに求めている。

有限会社Bは、この訴えを認めず、2002 年 4 月 27 日付契約が法令の要件を満たしていないとして、この**契約の無効認定**と、**双方原状回復**を求める反訴を提起。その理由として、当該財物に対する所有権が所轄国家機関に登録されておらず、つまり、株式会社Aが財物の所有者ではなかったことをあげている。

民法 **393 条**により、契約は、当事者間において、該当する場合に必要とされる形式により、全ての本質的な項目について合意が達成された場合に、締結されたと考えられる。

本質的な項目とは、契約の対象物、法令により本質的と認められる項目又は当該種の契約にとって不可欠な項目及び当事者の一方の申し出により合意しなければならない全ての項目である。

法令が契約締結のために財物の引渡が必要と定めている場合、契約は、当該財物の引渡の時点から締結されたものと考えられる。

しかし、有限会社Bは、契約の無効認定を求める反訴において、契約締結時に内容に関する本質的な違反があったこと、とりわけ、売却される財物の所有者が誰であるかが明記されていなかったことを、その理由としている。株式会社Aは、競売で取得した財物の国家登記をせず、つまり、民法 **238 条** 2 項の要件を守らずに、自らの所有でない財物を売却した。このような事由で、契約の無効認定と双方原状回復を求める反訴を提起したわけである。

しかし、株式会社Aが訴訟を提起するまでは、有限会社Bは、財物を受領していないというク

レームを出していないし、しかも、11,212,030 テンゲという、債務のかなりの部分を占める金額を支払っている。また、この長期の間に、この財物を自己名義にしようと思えばできたはずであった。つまり、事実上、そのような可能性がないわけではなかった。

このような状況から、民法 **158 条** 2 項により、故意に法定要件に違反する法律行為を締結した者は、私欲を図る目的で、又は責任を免れることを目的として、この事例については、購入した財物に対し契約で決めた金額の支払いを免れるために、法律行為の無効認定を請求することはできない。

事例 2 : 民法 159 条 11 項により、法人が、民法、その他法令若しくは設立文書により明らかに制限される活動目的に反し、又は定款が定める法人機関の権限に反して行った法律行為は、**法律行為の相手方がその違反について明らかに知り又は知りうべきであったことが証明されれば**、法人の財産所有者の訴えにより無効認定できる。

株式会社Aの破産管財人が、有限会社Bに対し、契約の無効を求める訴訟を提起。この契約により、株式会社Aは、有限会社Bに2,308,868 テンゲ相当の財物を引き渡している。無効の根拠として、契約締結時に株式会社法 48 条、**68 条** 1 項の違反があったこと、つまり、この法律行為は会社資産簿価の 25%を超える大規模取引であったのに、会社の総会の承認をとらずに行われたことをあげている。

確かに、株式会社法 **68 条** 1 項の規定は、簿価が会社総資産簿価の 25%以上になる会社財産で、人民財産ではないものの、直接的又は間接的な取得、譲渡又はその可能性に関連する単一又は相互に関連する複数の取引は、大規模取引であり、同法 **48 条** に従い株主総会の承認が必要、ただし、会社定款に従った通常の経済活動の過程で行われる取引は除く、としている。

この主張を裏付ける証拠として、株式会社Aは、問題の法律行為が行われた期間の同社の財務経済活動調書を提出しており、これによれば、資産簿価の 25%を超えている。

しかし、有限会社Bは、そのような状況は証明されていないとしている。なぜなら、当該法律行為の価額は（総資産簿価を 8,797,000 テンゲとして）、法律行為締結時に作成されたA社の貸借対照表を基準にすれば、総資産簿価の 24.6%であり、従って、有限会社Bは、指摘される違反については知らず、明らかに知りうべきでなかったことになる。

民事訴訟法 **65 条** 2 項により、法が特に指定する証拠により証明されなければならない事件状況は、それ以外の証拠によって証明されてはならない。

株式会社法 **68 条** は、会社資産の簿価について言及しているのであるから、価額については、当該法律行為が行われた四半期の貸借対照表で、所定の手続により税務機関に登録されているものによって証明されなければならない。故に、株式会社Aが根拠とした財務経済活動調書は、株式会社Aの主張を裏付ける適切な証拠とは認められない。

また、民法 **159 条** 11 項により、この法律行為を無効と認定するためには、法律行為の相手方である有限会社Bが、法律行為の締結時に、株式会社Aの機関が定款に定められる権限に違反し

ていることを知り及び知りうべきであったことを立証しなければならない。

この契約は、法定要件を厳密に遵守して締結されており、株式会社A破産管財人の主張は実情を反映していない。また、法律行為締結時の株式会社Aの残余資産の総額は、申立人の見解によれば、8,797,000 テンゲであるのに対し、有限会社が契約で取得した財産は2,868,600 テンゲで、株式会社資産の24.6%にしかない。

事例3：民法 158条 2項により、故意に**法定要件**、法人定款又は法人機関の権限に**違反する**法律行為を締結した者は、私欲を図ることを目的とし、又は責任を免れることを目的として、法律行為の無効認定を請求してはならない。

有限会社Aは、株式会社Bに対し、後者による商品販売契約の不履行に関し、他人の金銭の不正使用に対する違約金の徴収を求めて提訴。この契約で、有限会社Aは、株式会社Bが製造する商品180,000,000 テンゲ相当を購入し、商品代金を送金したが、株式会社Bは商品を納品せず、有限会社Aの申し出によりこの契約を解除した後、商品代金については全額返金したものの、この資金を不正使用したことに対する違約金は支払っていない。

株式会社Bは、金銭の不正使用に対する違約金の請求に対し、契約の無効認定を求める反訴を提起。当該の契約は、当事者に法的効果を発生させる目的で締結されたのではなく、別の法律行為 - 法的効果を発生させる目的を持った融資契約 - をカムフラージュするためのものである、なぜなら、この契約によっては、商品の供給は行われていない、と主張。商品の供給自体は、別の業務提携契約で行われており、こちらの契約で有限会社Aは146,283,010 テンゲ相当のB社製品を受領している。問題の契約は、虚偽の法律行為である。なぜなら、被告B社がこの契約で受け取った180,000,000 テンゲは、実際には銀行からBへの融資であり、従って、金銭の不正使用はない、というのが株式会社Bの主張である。

事実、銀行は、融資契約により有限会社Aに対し180,000,000 テンゲを返済期間3年、商業目的で年利15%という条件で貸し付けている。この際、債務履行保証のために保証契約が結ばれている。この契約で、株式会社Bは保証人となり、当該債務につき有限会社Aとともに銀行に対して連帯責任を負い、担保として自己の財産を提供している。

このように、問題の契約は、有限会社Aと株式会社B間で結ばれているが、融資契約は有限会社Aと銀行間で結ばれている、つまり、融資契約は、前者の契約とは別の当事者間で結ばれており、その法的効果も、それぞれ異なる当事者間で発生している。この場合、契約の債務を履行するために、有限会社Aは銀行と融資契約を結び、これによって得た資金を、契約条件に従って、株式会社Bに送金している。

この事例の場合、契約の納期に商品を提供しなかったばかりか、有限会社Aの資金を違法に使用し、違約金を支払うことなく返金した株式会社Bの反訴こそ、債務履行の責任を回避する意図、私欲を図る動機により説明されるものである。

事例 4：公開株式会社Aは、有限会社Bに対し 2,114,105 テンゲの支払と、株式会社Cに対し 2,171,437 テンゲの支払を求める訴えを起こした。訴えの根拠として、原告は、1996年7月18日にオークションで株式会社Cの財産 16,500,000 テンゲ相当を取得したことを指摘している。

1998年4月27日付の契約により、有限会社はこの財産の一部、総額 13,326,136 テンゲ相当を購入し、同財産は、引受引渡証書により有限会社に引き渡されたが、これに対する支払は 11,212,031 テンゲしか行われなかった。そのため、原告は、有限会社に対し未払分 2,114,105 テンゲの支払と、株式会社Cに対しオークションで購入した財産の残額 2,171,437 テンゲの支払を求めた。

有限会社Bは、この訴えを認めず、公開株式会社が財産所有者ではなかったことと、財産が有限会社に引き渡されなかったことを理由とし、1998年4月27日付契約につき、法定の要件を満たしていないとの事由による無効認定と双方原状回復を求める反訴を提起した。

2002年9月13日付判決は、有限会社Bからの金銭徴収に関する訴えを退け、又、株式会社Cに対する訴えについては、原告が訴訟を取り下げたとの理由で事件手続が終了された。

有限会社Bの反訴は認められ、以下が決定された。

：有限会社Bは、1998年4月30日付引受引渡証書に従い実際に受領した財産（不動産及び動産） 13,326,136 テンゲ相当を公開株式会社Aに直接返還すること。現物を返還できない場合は相当額を金銭で返還すること。公開株式会社Aは、インボイス、送り状に従い、契約の支払として受領した財産（11,212,030 テンゲ相当）を有限会社Bに返還すること、現物で返還できない場合はその価額を金銭で返還すること。又、公開株式会社Aより、有限会社Bが負担した国家手数料 368 テンゲが徴収された。

控訴審への不服申立てにおいて、原告である公開株式会社Aは、被告が同社が訴訟を提起する前には財産を受け取っていない旨のクレームを出したことがなかったこと、しかも、債務のかなりの部分に当たる 11,212,030 テンゲを返済していること、さらに、これだけの長期の間に被告が財産を自己名義に書き換えることができたことを指摘し、判決の取消しと、同社の要求を認める新たな判決を求めている。また、民法 **158 条** 2 項により、被告には法律行為の無効認定を請求する権利がなく、この訴訟が責任を逃れるために提起されていること、また、被告がこの財産を購入したこと及びこれを自己の所有物として管理していることを認めていることがわかる 1999年8月10日付の契約・合意書を含め、事件をめぐる全ての状況が十分に調査されていないことを指摘している。

この件については、判決を取り消し、事件を新たに審理するために差し戻すべきである。根拠は以下のとおり。

民事訴訟法 **363 条**により、第一審判決を取消して事件を再審理に戻す場合、控訴審裁判所の決定に記載される訴訟行為の実施に関する指示は、再審理を行う裁判所にとり拘束力を持つものである。

この法の要件が、上級審合議部決定により判決が取り消された後の事件の再審理において本質的に満たされず、裁判所は、当事者間の相互関係及び財産に関わる法律行為の締結をめぐる実際の状況を調査しなかった。この契約によって、どの財産がどのように引き渡されたのか、本当に引き渡されたのか、誰が所有していたのか、紛争解決時に誰の所有になるのか、明らかにされ

なかった。

民法 **393 条**により、該当の場合に必要とされる形式により、本質的な項目の全てについて当事者間で合意が達成されていれば、契約は締結されたものと考えられる。

本質的な項目とは、契約の対象物に関する項目、法令により本質的と認められる又は該当する種類の契約に不可欠とされる項目、及び当事者のいずれかの申し出に基づき合意されなければならない全ての項目である。

もし、法令により契約の締結に財産の引渡しが必要であったのであれば、契約は、当該の財産が引き渡された時点から締結されたものと考えられる。

事件資料からわかるように、又、この点については当事者も争ってはいないが、株式会社 C に属していた担保財産は、1996 年に競売にかけられ、公開株式会社 A が 16,500,000 テンゲで購入した。この際、不動産登記はされなかった。その後、1998 年 4 月 27 日、公開株式会社 A、株式会社 C、有限会社 B 間で売買契約が結ばれたが、この契約では、売却対象である財産の所有者が株式会社 C、売主が A 社、買主が有限会社 B となっている。同契約 1. 1 項は、「買主は、売主より、株式会社 C の財産を購入する。当該財産に対する権利は、1996 年 7 月 18 日の競売結果により、売主に発生しており、売主は競売結果に従いこれに対する支払を済ませている。この際、特殊機械の一部については、売主の所有に移している。残りの生産設備と土地、特殊機械、車両は（C 社名義となっており、添付の一覧に従って買主が取得する）。」となっている。

裁判審理において、双方当事者は、この財産は、売主の貸借対照表にも買主の貸借対照表にも載せておらず、国家登記もしていないと説明している。

この契約を無効と認定した第一審裁判所は、契約締結時に内容について重大な違反があったこと、とりわけ、売却対象である財産の所有者を明確にせず、また、誰と精算をするのか、法律行為の対象物が何かを明記していなかったことを無効の理由とした。また、公開株式会社 A は、不動産を含め、競売で取得した財産の国家登記を行わず、つまり、民法 **238 条** 2 項の要件を遵守せず、同社に属していない財産を売却した。これらの事由により、第一審裁判所は、反訴を認め、契約を無効として、A 社の訴えを退けた。

しかしながら、裁判所は、具体的にどの財産が有限会社 B に引き渡されたのか、誰に対しどのように支払が行われたのか、問題の財産が誰のもとにあるのかを明確にする必要があるとの控訴審の指示を遂行せず、被告が 1998 年 4 月 30 日付引受引渡証書の財産を受領していないと主張していたこともあって、誤った判決を出した。裁判所は、同証書に、誰が財産を引渡し、誰が受け取るのかという具体的な条件の記載がないという点についても、評価を行わなかった（事件文書 26-27）。また、一件記録にある不動産関係機関及び交通警察の情報から、裁判所が原告への返還を命じた一部不動産及び車両が、他の者の名義で登記されており、中には株式会社 C の名義になっているものもあることがわかる。

このような状況や、原告の不服申立てで言及されている 1999 年 8 月 10 日付財産・機材の分割契約・合意書（事件文書 104）については、前の判決を取り消した控訴審判決で「調査の必要有」と指示されていたにも関わらず、裁判所は調査対象としていなかった。

本案について、この裁判所の判決には、民事訴訟法 **221 条** 5 項に反し、原告側主張の根拠、「故意に法令、法人定款又は法人機関の権限に反する契約を締結した者は、私欲を図ること又は責任を逃れることを目的として法律行為の無効認定を請求してはならない」とする民法 **158 条** 2 項が、全く引用されていない。

また、株式会社Cを相手とした訴えの事件手続終了について、第一審裁判所は、原告が訴訟を取り下げたことをその理由にしているが、しかし、この取り下げは、裁判所が民事訴訟法 193 条に反して行ったもので、実際に一件記録にあるのは原告の「訴訟取下げの申立て」ではなく、「訴訟を審理せず放置する申立て」であり（事件文書 316）、これらはその法的効果からしても同一のものではない。

かかる状況により、本件の判決は、取り消して再審理に回すべきである。

事例 5：原告である株式会社Aの破産管財人は、有限会社Bを相手どり、1999年6月10日付契約 No. 7 の無効認定を求める訴えを提起した。この契約により、原告は、被告に契約添付書 No. 2 に従い 2, 308, 686 テンゲの給与支払債務を移転し、契約添付書 No. 1 に従いこの金額分の財産を譲渡した。

原告は、契約締結時に民法 **348 条** 1 項、株式会社法 **68 条** 1 項、国家証券委員会 106 号決定（1997 年 8 月 28 日司法省登録）の **1 項** ㍉ 号の違反があったことを、その訴えの根拠とした。

判決により、この訴えは全面的に認められ、株式会社Aと有限会社B間の 1999 年 6 月 10 日付契約 No. 7 は無効と認定され、双方原状回復とされた。

被告は、同判決を不服として不服申立てを行い、この判決を不法で根拠を欠くものとして取り消すことを求めた。申立人は、その主張の根拠として、契約 No. 7 は双方が法の要件を遵守して締結したものであり、裁判所の結論は事件の実際の状況を反映していないとしている。この際、契約締結時点でのA社の貸借対照表による残余資産の総額は、申立人の見解では、8, 797, 000 テンゲであり、B社は契約により 2, 868, 600 テンゲ相当の財産を取得したが、これはA社資産の 24. 6% にしかならないとしている。また、給与債務の引受については、債権者である被雇用者集団の合意に基づき、その発意により行われたものであるから、被告の責を問われるべきものではないとしている。

事件資料及び不服申し立ての内容を検討した結果、合議部は、以下の事情により、この判決を取消して、新たな判決を出し、被告の不服申し立てによる訴えを認めるべきと考える。

事件資料（文書番号 4、5）から明らかなように、原告は、問題となっている法律行為が民法 **348 条** 1 項、株式会社法 **68 条** 1 項、国家証券委員会 106 号決定（1997 年 8 月 28 日司法省登録）の **1 項** ㍉ 号に違反して締結されたことを、訴えの根拠としている。

民法 348 条 1 項は、債務者が債務を他者に引受けさせる場合には、債権者の合意が必要としている。

これに関し、被告への給与債務の移転について、債権者である被雇用者集団との合意がなされていなかったというのが、原告の主張である。

しかし、第一審裁判所が認めたこの原告の主張は、事件資料と一致していない。なぜなら、契約添付書 No. 2（文書番号 68）には原告の給与債権者が署名しており、被告が債務を引き受けることについて確かに合意があったことを示している。同時に、B社による給与支払について、B社に対する不服が一切ないことを第二順位債権者が確認している 2001 年 2 月 12 日付書簡によっても、この事実が確認されることを指摘しておかねばなるまい。

当該の法律行為が株式会社法 68 条 1 項に違反しているとの裁判所の結論も、実体法の要件に合っていない。

同法の同規定は、簿価が会社総資産簿価の25パーセント以上になる会社財産で、人民財産ではないもの…の、直接的又は間接的な取得、譲渡又はその可能性に関連する一つ又は相互に関連する複数の取引は、大規模取引であり、同法48条に従い株主総会の承認が必要、ただし、会社定款に従った通常の経済活動の過程で行われる取引を除く、としている。

事件資料からわかるように、上記の原告主張を裏付ける証拠として、一審裁判所は、2000年3月14日付のA社1997～1999年財務経済活動調書（文書番号38-45）を採用している。

しかし、民事訴訟法65条2項により、法が特に指定する証拠によって証明すべき事件状況は、他の証拠でもって証明してはならない。

株式会社法 **68条**は、会社資産の簿価について言及しているのであるから、この価額については、企業が法律行為を行った四半期の貸借対照表で、所定の手続により税務機関に登録されているものによって証明されなければならない。故に、裁判所が根拠とした財務経済活動調書は、上記の状況を裏付ける適切な証拠とは認められない。

また、民法 **159条**11項を適用する際、裁判所は、法律行為の相手方が、行為の締結時、会社機関の権限違反を知り及び知りうべきであったかという点を、考慮すべきであった。

しかし、事件資料ではこの状況は証明されず、逆に、被告は、A社の1999年8月1日付貸借対照表に基づいて、取引価格が売主の資産簿価の24.6パーセントであった（資産簿価を8,797,000テンゲとして）と主張しており、これは、被告が当該の違反について知らず、明らかに知りうべきでなかったことを証明している。

問題の法律行為が倒産法 **6条**2項に違反しているため有効とは認められないとする裁判所の見解には、同意できない。

とりわけ、事件資料（文書番号24）から、双方当事人が1999年7月10日付契約を結んだ目的が、実際に、第3順位債権者つまり給与債権者に対する優先的弁済であったことは、明らかである。

しかし、倒産法6条2項は、その適用を、当該の法律行為で弁済の対象となる債権より先順位の債権がある場合のみ、つまり、この法律行為の結果、**75条**の弁済順位が守られなくなる場合のみに限っている。

本件の場合、1999年6月10日付契約No.7で弁済を受ける債権者より先順位（つまり1位、2位）の債権が存在したことを示す状況は認められない。

以上より、合議部は、株式会社A、有限会社B間の1999年6月10日付契約No.7は法令の要件を満たしており、これを無効とする原告の主張は根拠に欠けるとの結論に達した。

これにより、裁判所の判決を取消し、訴えを棄却する判決を新たに出さなければならない。

事例6：有限会社Aは、公開株式会社BがA社を通じて2001年度にカザフスタン共和国各地域で瓶ビール2,500,000本及びタンク入りビール2,000,000リットル分、総額180,000,000テンゲ相当を販売することを取り決めた2000年10月2日付契約No.1の債務を履行しなかったことにより、他者の金銭の不法使用に対する違約罰を同社から徴収することを求め、提訴した。契約金額の70パーセント（124,000,000テンゲ）は、契約署名日から10銀行営業日以内に売主に支払い、残りの30パーセントは製品の出荷ごとに支払うことになっていた。有限会社Aは、契約条件に従い、2000年10月5日から2001年2月6日にかけて、被告に180,000,000テンゲを送金したが、

被告はビールを納品する義務を履行しなかった。このため、原告は、2002年3月に、契約の解除と債務額に違約金を加算した金額を返金することを求めたクレームを被告に出した。被告が債務額については支払ったため、原告は、訴状において、他者の金銭17,122,192テンゲの不法使用に対する違約金の徴収を求めている。

被告は、他者の金銭の不法使用に対する違約金の請求に同意せず、この法律行為が別の法律行為、180,000,000テンゲの融資契約をカムフラージュしているものとして、契約の無効認定を求める反訴を提起した。

この結果、第一審判決は覆らず、第二審判決により株式会社Bに他者の金銭の不法使用の違約金を請求する訴えは退けられた。反訴は認められ、有限会社Aと公開株式会社B間の2000年10月2日付契約No.1は無効と認定された。

監督審申立て状において、原告は、裁判所はこの契約を無効と認定する事由を持たず、また、被告はこのような請求をする権利を持たないとして、裁判所判決は根拠を欠くものとしている。契約の4.1項により、製品の納品は、買主の発注に従い、注文通りの数量、品目内訳で行われなければならないという点を、裁判所は考慮に入れていなかった。又、裁判所は、契約が原告と被告の間で結ばれているのに対し、融資契約が原告と第三者の間（株式会社と銀行間）で結ばれていることも考慮しなかった。

この事件については、以下の事由により、これまでの判決を取り消すべきである。

民事訴訟法 **387条**により、発効した裁判所決定を監督審で再審理する事由は、実体法規又は手続法規の重大な違反である。

民事訴訟法 **365条**により、裁判所が適用すべき法律を適用しなかったか、誤った解釈をした場合は、実体法の規定に違反があった、又は誤った適用がされたものと考えられる。

民事訴訟法 366条2項は、手続上の違反が存在し、その違反が事件の不正な解決につながった、又はつながる可能性がある場合、判決を取り消すことを規定している。

第一審裁判所は、実体法上の違反も、手続法上の違反も犯しており、これは裁判所決定を見直す事由となる。

第一審裁判所は、契約の無効認定を請求する反訴を認め、違約金徴収を求める訴えを退ける際、その根拠として、法律行為、つまり2000年10月2日付契約No.1が、両当事者に法的効果を発生させるためではなく、別の法律行為、つまり、貸付金の受領という法的効果を目的とする2000年10月5日付融資契約をカムフラージュするために結ばれたことを挙げている。この結論は、契約によるカザフスタン共和国各地方へのビール供給が行われていないことにより根拠づけられている。当事者間におけるビールの供給は、1999年11月15日付及び2001年1月6日付の提携契約の枠内で行われた。この提携契約により、2000年から2002年の間に、有限会社Aは被告の製品146,283,010テンゲ相当を受領し、これに対する支払は、公開株式会社Bの会計にて現金で行われた。被告が契約により受領した180,000,000テンゲは、実際には、銀行からB社への融資であって、契約は偽装の法律行為であり、資金の不法使用はないとされた。融資契約については、裁判所は、この法律行為は真摯になされたもので、融資を受けることが目的であったとしている。契約条件は、この契約の当事者である有限会社A及びC銀行により履行され、貸付金180,000,000テンゲは、まず、原告により受領され、後に返済され、利息が支払われた、とのことである。

しかし、これは性急な結論である。

事件資料からわかるように、問題となっている2000年10月2日付契約によれば、売主である

公開株式会社Bは、2001年度に250万本の瓶ビール及び200万リットルのタンクビールを売り、有限会社Aはこれを買うことになっていた。契約金額は180,000,000テングとなっている。契約金額は有限会社Aが2000年10月5日から2001年2月6日にかけて送金して支払っている。この際、契約が定めるように、金額の70パーセント（124,000,000テング）は、契約署名日から10銀行営業日以内に送金されている。

2000年10月5日付融資契約により、C銀行は、有限会社Aに、返済期間3年で、商業目的、年利15パーセントを翌月1日から5日に支払う条件で、180,000,000テングを貸付けている。元本は、2001年10月5日から四半期毎に返済することが指定されている。債務履行の保証として、2000年10月5日付で保証契約が結ばれており、これによると、公開株式会社Bが保証人となり、銀行に対する原告の債務につき原告と連帯責任を負うことになっている。また、2000年12月14日付担保権設定契約では、有限会社Aが受けた融資の返済の保証として、被告である公開株式会社Bは、その財産を担保として提供している。

この二つの契約からわかるように、契約は本事件の原告と被告の間で結ばれたものであり、融資契約は原告と第三者であるC銀行間で結ばれたものであることがわかる。

裁判所は、契約の納品条件を確認せず、その評価を行わなかった。

契約の4.1項によると、納品は、買主の発注に従い、注文の数量、製品内訳通りに行われなければならない。裁判所は、この契約に基づく買主の発注があったか否か、発注があったとしたら、いつあったか、なぜ製品が出荷されなかったのかという点を確認しなかった。裁判所判決によると、第一審裁判において、原告は、被告に発注をかけたが、様々な理由を出され断られ、そのために、別口契約により現金決済でビールを購入することを余儀なくされたと証言していることがわかる。

監督審申立てに記載されるこの原告の主張は、事件にとって大きな意味を持つにも関わらず、第二審裁判所はこれを調べなかった。そして、民事訴訟法 **399条**、**360条**に反し、合議部は、何を根拠としてこの原告主張を不当とし、又は判決取消の事由とならないと判断したのかを明確にしていない。

このように、裁判所は、事件にとって重要な意味を持つ状況の範囲を不当に狭めたと言える。

民法 **158条**の適用を求める原告の要求を不法とし、偽装契約との関係を指摘する第一審及び第二審裁判所の結論は、追加調査を必要とするものである。

反訴の満足について、裁判所は、法律行為の偽装性が証明され、原告が「法令、法人定款、法人組織の権限に反する法律行為を故意に締結した者は、私欲を図り、または責任を逃れることを目的として、法律行為の無効認定を請求する権利を持たない」とする民法 **158条**を不当にその主張の根拠にしている、と指摘している。

しかし、事件資料より明らかのように、180,000,000テングを被告に送金しているのは、原告自身である。原告は、この際、何ら私欲を図る目的を持っていたわけではなく、民法 **272条**の要件に従い被告側から反対給付があることを期待していたという。

裁判所は、契約に従い製品を供給しなかったばかりか、資金を不法に使用し、相応の違約金を支払うことなくこれを返還した被告が反訴を提起したのは、債務履行の責任を逃れるのが目的で、私欲を図るという動機によるものであるという原告の主張を、綿密に調べ、正しく評価し、民法 **158条**2項を正しく解釈すべきであった。

この法廷審理で、原告は、生産が拡大し、新しいビール瓶詰め機を取得したことにより、被告

から追加でビールを仕入れる必要が出てきたため、前に締結していたビール供給に関する事業提携契約とは別に、問題の2000年10月2日付契約No.1を、具体的な量の製品について、原告が受けた貸付分の金額で締結したと説明している。しかし、被告は、前払金の送金を受けると、同じようなビール瓶詰め機を購入して非良心的な競争状態を作りだし、製品供給の債務を果たさなかったという。

この原告主張についても、被告側に私利を図る動機があったか、民法158条2項による契約の無効認定の請求の訴えが可能なのかを確認するために、調査を行う必要がある。

貸付金の受領と株式会社B社口座への振込が同時に起こっており、二つの契約の利息額が一致していることから、これらの法律行為に関連性があったとする第一審裁判所及び監督審合議部の結論は、契約の偽装性の証拠としては不十分である。契約締結時に、両当事者が本来の契約内容とは別のことを念頭においていたという点、あるいは、利息が15パーセントで一致しているのは、融資と担保設定の契約時に、両当事者がビール供給契約の偽装を念頭においていたためであるという点に関して、被告はその証拠を出していない。

さらに、融資契約は、初めの契約の当事者間ではなく、異なる当事者を相手に結ばれており、この法律行為の法的効果も別の当事者との間で発生している。この関連で、裁判所は、有限会社Aは契約義務を履行するためにC銀行と融資契約を結び、これにより得た資金を、契約条件に従いB社に送金したのだとする不服申立ての主張を評価する必要があった。

裁判所は、利息の支払が遅滞していること、残高不足で原告口座からの引き落としができないこと、契約期間内に有限会社Aが返済できるか疑わしくなってきたことを理由とし、融資契約5項による繰上げ返済について、C銀行が有限会社Aと公開株式会社Bに宛てて出した2002年3月25日付通知書を、考慮に入れていなかった。

かかる状況において、裁判所は、なぜ、通常の経営状態にあった公開株式会社Bが、担保財産を提供してA社を通してまで融資を受けようとするのか、むしろA社の財務状態のほうが活動資金の融資を必要とするものであり、融資の繰上げ返済もA社の財務状態に起因しているという事情を、調査し評価すべきであった。

これらの事情については、C銀行の代表も参加させ、貸付金を受けたのがB社であることの不可能性についても、貸付金の繰上げ返済の問題についても、調査を行う必要がある。

かかる状況においては、不服申立ての対象となった裁判所決定は、合法的で根拠のあるものとは認められず、合議部はこれらを取消し、事件を再審理に付すべきものとする。

事例7：A社は、閉鎖型株式会社合弁企業Bに対し、30万USドルの債務返済、慰謝料1万USドルおよび執行日付の為替レートによるテング立ての訴訟費用を請求する訴訟を起こした。訴訟理由は、設備の納入、組立、据付および販売、並びに販売代金の売り手、つまり原告への支払に関して、双方が調印した19件の契約に基づく義務の不履行である。双方が調印した2001年2月1日付契約により債務額は82万1000USドル相当であることが確認された。当該契約の規定により、所定の日程に従って30万USドルの債務を返済することを条件に、原告は、被告に対し52万1000USドルの債務支払を免除する。2001年7月31日までに30万USドルの債務が返済された場合、閉鎖型株式会社合弁企業Bの定款資本の52.2%の株式所有者である原告は、自己の保有する株式のすべてを閉鎖型株式会社合弁企業Bの社員である閉鎖型株式会社Cに1USドル

で売却し、それによって同社の株主から離脱する。初回の 12 万 U S ドルの支払が日程どおりになされない場合、契約の規定は無効とみなされ、原告は自己の保有する 52.5%の株式を売却し、債権を第三者に譲渡することができる。

被告である閉鎖型株式会社合弁企業 B は、契約が株式会社法^法の規定に違反して締結されたことを理由に、すべての契約の無効確認と双方の原状復帰を求める反訴を起こした。被告の株式の過半数の保有者である原告は、不当に高い商品価格を強制し、すべての契約は更改つまり 2001 年 2 月 1 日付契約によって効力を停止した。被告は契約に訴訟有効期間を適用し、訴訟を棄却するよう求めた。

第三者であり、閉鎖型株式会社合弁企業 B の発起人である株式会社 C は、当該契約が大規模取引であり、その履行に関して理事長***による会社の同意がなかったことを理由に、法律行為、つまり 2001 年 2 月 1 日付契約の無効を求めて提訴した。当該取引は閉鎖型株式会社合弁企業 B の資産簿価 6931 万 6000 テンゲの 25%を超えており、25%は 1732 万 9000 テンゲであるが、取引価額はその二倍で 4353 万テンゲである。原告自身も当該契約の補充責任者であると、C 社は考えている。

裁判所判決により、原告の請求は一部認められ、30 万 U S ドルの主たる債務の徴収、判決執行日のレートによるテンゲ換算の原告代理人費用 9525 U S、国家手数料 133 万 1100 テンゲの返金、専門家による財産目録作成費用 77,500 テンゲが認められた。慰謝料の支払いは却下された。

閉鎖型株式会社合弁企業 B の契約の無効確認を求める反訴については、同社の要求は認められなかった。

株式会社 C の要求は認められ、A 社と閉鎖型株式会社合弁企業 B の間で調印された 2001 年 2 月 1 日付契約の無効が確認された。

控訴状において、被告らは、2001 年 2 月 1 日付契約の無効確認については正当としているが、裁判所が U S ドルでの徴収を行ったこと、債権者と債務者の一致が起きていること、そのため、不当に高い製品価格でこれらの契約を強制した原告も契約不履行の責任を負うべきであるとし、判決の相応部分の取り消しを求めている。被告らは、契約履行期限の延長に関する補足に調印したのはその権限を持たない者であり、出訴期限を適用し訴訟を棄却する必要があると考えている。

控訴状に対する意見書で、原告は、判決中で指摘された根拠に基づき、判決に変更を加えないことを提案している。契約条件の違反はそれらの履行期限満了前に起こったことであり、受け取った製品に対する支払いを行う義務を被告に課すことは正しいと考えている。

この判決は、以下の根拠により一部変更された。

一件記録から、当事者双方の間で 1993 年 8 月 25 日から 1998 年 10 月 1 日の間に製品の納入、組立、据付および販売に関し、双方の互恵的利益の遵守を伴う 19 件の契約が調印されたことが認められる。

過半数の株式の所有者である原告が、被告に対し不当に高い製品価格の契約調印を強制し、株式会社法^法の規定の違反があり、契約の有効期限の延長に関する追加的合意は権限を持たない者によって調印されたとする被告の論拠は、法廷によって調べられ、正当な理由に基づき根拠が薄弱であると認められた。

上述の事由に基づきこれらの契約の無効確認を求める訴えは、いずれの関係者も期限内に提起することなく、契約は双方によって遂行され、引き渡された製品はほとんど被告らによって販売され、在庫はわずかである。また、17 件の契約は、株式会社法の発効以前に調印されており、同法発効後に調印された 2 件の契約に関しては、取引の承認があったことが一件記録によって確認

される。

カザフスタン共和国民法典第 **158 条**により、法律および法人の定款の要求に違反する、あるいは法人の各組織の権限に違反する取引を故意に締結した者は、私利を図る目的で、又は責任を回避するために、その取引の無効確認を求める権利を持たない。

よって、被告である閉鎖型株式会社合弁企業Bは、上記契約の無効確認を要求する権利がなく、その要求は義務履行の責任を回避する目的を持っているという法廷の決定は、正しいものであり、契約の無効確認を求める訴えは正当な理由をもって裁判所により却下された。

法廷は、契約履行期限が過ぎており出訴期限に間に合わなかったという訴えの論拠を調べた。契約 No. 135、140、142、145、168、170、171 については支払期限が延長されており、契約 No. 174、175、190 については出訴期限が徒過していないことが確認された。

上記の 10 件の契約に関し、原告の出訴期限が過ぎているとする被告らの訴えには根拠がないという判決は、上記により正当な根拠がある。残る 9 件の契約に関して出訴期限が過ぎているとする法廷の論拠は、一件記録と法の規定に合致している。これについては原告らも争っていない。

原告の訴えは、被告による契約条件の不履行と、受け取った製品に対する対価の不払いを根拠としている。

株式会社Cが発起人、株主となっている閉鎖型株式会社合弁企業Bの資金により債務を返済する手続に関する 2001 年 2 月 1 日付契約を違法であるとする判決は、正当なものである。上記の取引は、株式公司法第 **79 条**の規定に違反して、閉鎖型株式会社合弁企業Bの株主らの大規模取引の締結に関する合意を得ずに行われ、株主総会において承認されておらず、同法第 **80 条**に基づき、株式会社Cの株主の訴えにより、裁判所によって正当に無効確認された。よってこの部分の判決も正当な事由のあるものである。

30 万 US ドルの徴収に関する原告の要求の合法性に関する判決は、正しいものであり、一件記録によって確認された。

カザフスタン共和国民法典第 **272 条**の規定に基づき、債務は、債務条件と法律の規定に基づき、しかるべき形で履行されなければならない。被告は納入され販売された製品に対し、自らが負った支払義務を履行していない。

裁判所による徴収がドルで行われたことに関する控訴の論拠は、判決に US ドル立ての金額は執行日の中央銀行の為替レート換算でテングにより徴収されたとの但書があるため、現実と一致していない。

債務不履行の責任は過半数の株式の保有者として原告も負うべきであるとの控訴の論拠は、法的根拠がない。当事者双方は独立した法人であり、現行の法律にしたがって、裁判所は、正当な根拠に基づき、契約義務に違反した被告に責任を課している。また、裁判所は、大部分の契約が調印された時点で、閉鎖型株式会社合弁企業Bの株式の過半数の保有者が株式会社Cであったことも考慮した。

正当な根拠に基づき裁判所に請求がなされた 10 件の契約によって 53 万 6631.73 US ドルの製品が納入されるはずであった。製品の納入は 51 万 625 US ドル分がインボイスによって確認されている。一件記録の中には、被告が作成した双方が行った相殺の明細（文書 53-55）があり、それによると、上記契約による残債は 45 万 6368 US ドルであり、徴収を命じられた額より多い。よって、当法廷は、30 万 US ドルの債務の存在は議論の余地がなく、提示された請求の範囲内で徴収されるべきであると考えている。

残債を示す証拠が提出された場合には、原告は、被告に対しそれを請求する権利を持つが、それは本件とは別の係争対象となりうる。当法廷は、9件の契約について出訴期限が過ぎているため、判決の動機部分から、原告が被告に対して上記19件の契約による主たる債務53万631.73USドルの全額の徴収を求めて提訴する権利を持つとする結論を削除すべきであると考え。30万USドルを引いた額に関する裁判所の結論も削除すべきである。なぜなら時期尚早であり、そのような訴訟が起こされた場合、しかるべきインボイスその他の証拠を提示して証明する必要があるからである。

慰謝料の請求を却下すべきとする裁判所の論拠は、慰謝料請求権を有するのは個人の非財産権を侵害された者であるとするカザフスタン共和国民法典**第141条**の規定に合致している。

慰謝料に関する原告の請求は、財産権の侵害に基づくものであって、これは慰謝料請求の根拠となりえない。

被告から訴訟費用を徴収する必要ありとする裁判所の結論は、一方の当事者の訴えを認める判決が出た場合、他方の当事者にすべての訴訟費用を負わせることを規定したカザフスタン共和国民事訴訟法**第110条**の規定に基づいている。これにより、国家手数料は正当な根拠にもとづき被告から徴収された。しかしながら、有限会社「独立監査会社D」への7万7500テンゲのコンサルティング費用の額は、領収書（一件記録90）で確認された原告の実費に基づいて4万6500テンゲに減額すべきである。原告代理人らは、当法廷において上記の状況を争わず、上記の額の範囲内での支払いの証拠を提示せず、減額に同意した。

判決を変更しなかった部分の論拠は、法の規定、一件記録、双方が提出した証拠に合致しており、カザフスタン共和国民事訴訟法**第77条**の規定にしたがって然るべき評価が下されたと考え。る。

判決執行時の為替レートによるテンゲ換算の9,525USドルの代理人費用の徴収に関する部分は、判決を取り消し、原告の請求は不審理とする。当法廷における原告代理人らの説明から、彼らが9,525USドルを受領したことを証明する書類、送金依頼書、領収書等は実際に存在せず、そのため、それらは第一審に提出されていないことが確認された。当法廷は、当該請求を審理しないことは、原告が然るべき証拠を提出して再び提訴することを妨げないと考え。る。

上記により、判決主文から「原告は被告に対して上記19件の契約について主たる債務53万6631.73USドルの全額の徴収を求めて提訴する権利を有する」の語句を削除する。判決のうち、原告の代理人費用9,525USドルの徴収に関する部分を取り消し、請求の該当部分を不審理とする。専門家による財産目録作成費用として徴収された7万7500テンゲを4万6500テンゲに減額する。

事例8：Aは、2001年10月3日付権利譲渡契約に基づき、株式会社国家ホールディングD社理事会決定（1997年6月26日付）により定款資本の払込として行われたD社財産の株式会社Bへの譲渡（引受引渡証書1997年8月21日付）の無効認定を申し立てた。

権利譲渡契約によりD社の債務者に対して債権を持つ原告は、この財産を返還するよう請求。この財産は、原告が裁判所に申立てを行った時点で、共同被告人である公開株式会社Cのもとにあった。

事件審理の中で、原告は、B社からC社への財産の移転についても無効とするよう追加で請求

した。

反訴において、B社は、D社破産管財人による対B社債権の売却について、その合法性を争っている。申立書にあるように、問題の財産は、D社が倒産認定された時点で同社の所有物ではなく、したがって、この財産の請求権も破産財団に含まれるはずがないとしている。

裁判所判決により、これらの訴えは退けられた。

この際、Aの訴えは、現行法規が定める権利の司法保護を求める訴訟の出訴期限を過ぎていることと、その請求内容について事由を欠くことを理由に、認められなかった。

Aは、控訴審不服申立てにおいて、その請求を認めなかった判決を取消し、これを認める判決を新たに出すことを求めている。この際、民法 **180 条**の規定を勘案すれば裁判所への申立て時期は適切であったこと、実際の状況と、請求の妥当性を、その根拠としている。

この判決は、以下の事由により、正当で、合法的なものと認められる。

事件資料からわかるように、原告は、D社がその財産をB社定款資本への出資として移譲した97年8月21日付の法律行為について、民法 **158 条1 項**を根拠とし、法秩序及び倫理に反するものとして、無効認定を求める訴えを提起した。また、申立書にあるように、この法律行為は法人の機関が権限を超えて行ったもので、民法 **159 条2 項**の事由により無効となるものであり、この財産を後にC社に移転したことも無効であるというのが、原告の見解である。

監査報告書によれば、株式会社D社には、1997年7月8日現在で市価 33,710,927 テンゲ相当の資産があった。

監督役員会の承認を受けているD社理事会の1997年6月26日付決定にしたがい、同社は、他の株式会社、つまりB社の発起人となった。新設会社への出資としてD社は財産を払込み、同財産に比例した33,710,927 テンゲ分の株式を取得した。

同社が取得株式に対してその財産を移譲したことは、当該財産と株式が交換されただけのことであって、これによって定款資本が減少したわけではなく、法人の機関が定款に定められる権限を超え、現行法の規定に違反して法律行為を行ったとの原告の主張は、提出された証拠では証明されない。

1995年5月2日付「商事組合に関する政令」**62 条**は、会社がとった決定について裁判手続で争う権利を株主に与えている。

D社株主は、同社経営機関の決定について、法が規定する手続で争うことをしなかった。のみならず、控訴申立てにも記載があるように、株主を含め、利害関係者は、誰一人としてこの法律行為の合法性に疑いを持っていなかった。

法人機関の行為に法律違反がなければ、法秩序及び倫理に明らかに反する目的で財産の移転が行われたことを認める事由もない。D社の行為には、本来の目的に反する権利の行使も、他者に損失を与える意図も認められない。D社は自己の裁量で財産を処分し、その財産は本来の用途に従い他法人B社が使用していたということであり、同社の利益は侵害されていない。

このような状況を勘案すると、D社経営機関の行為が合法的なものであり、同社の財産処分を不法と認定する事由がないとの結論は、妥当なものと言える。

申立人が司法保護申立ての出訴期限を過ぎて申立てを行ったとする裁判所の結論も、また、妥当である。

被告への財産の移譲は、前述の通り、97年8月21日に行われている。Aの裁判所への申立ては2002年6月**日、この時点で、民法 **178 条**が定める、権利保護を目的とする訴訟及び民事法

令により権利を与えられている者による訴訟の一般出訴期限である3年は経過している。

また、原告の申立て時点で、倒産法**6条**が定める、利害関係者及び倒産法令により権限を付与された者が追加的事由により債務者の法律行為の無効認定請求を行う場合の特別出訴期限も過ぎている。この点は、判決においてもその根拠とともに指摘されている。

これらの者は、債務者が倒産事件開始前の1年間（2001年7月**日より2年間）に行った法律行為について、無効認定を請求する権利を持つ。争うことができる法律行為について、倒産法令が定めている「倒産事件開始前の1年（2年）」という期間は、除斥期間であり、申立人が破産手続において、その法律行為の実施をいつ知り又は知りうべきであったかということには関係ない。

民法**179条**により、出訴期限の徒過は、裁判所が訴えを棄却する判決を出す事由となる。紛争の相手方も、裁判審理前に、訴訟に対する意見書でこの点を指摘しており、裁判所は出訴期限を妥当に適用したものと合議部は考える。

以上により、判決は変更しないものとする。

Zhyrgalbek Nurunbetov

キルギス共和国

ビシュケク市経済行政事件広域裁判所

裁判官

キルギス共和国法令による『法律行為の無効』

報告を始めるにあたり、まず、キルギス共和国の民事法例が定める基本原則を挙げたい。これは、当事者の平等、民事関係の参加者の意志の独立性（自由）及び財産上の独立、所有物の不可侵、契約の自由、私事への恣意的な介入の不許容、民事上の権利を支障なく行使する自由、民法上の諸関係において侵害された権利の回復と司法による権利保護を全参加者に保障することである。

現行の民事手続法令は、所有形態に関わらず全ての者に、侵害された権利を保護する機会を与えている。例えば、民事訴訟法4条により、全ての利害関係者は、法定の手続により、侵害された、又は争われている権利、自由、法益の保護を裁判所に求めることができる。裁判所への申立て権の拒否は、無効である。

民事上の権利保護の手段は民法11条が定めている。権利の保護は次の方法により実現される：権利の認定、権利の侵害前に存在していた状態の回復、権利を侵害する行為又は侵害の恐れのある行為の阻止、法律行為の無効認定及び無効効果の適用、国家機関又は地方自治体の決定の無効認定、民法上の権利の自衛、現物による債務履行の宣告、損害賠償、違約罰の徴収、精神被害の補償、法的関係の停止又は変更、法令に違反する国家機関、地方自治体決定の裁判所による不適用、その他、法令が定める方法。

市民及び法人の権利、利益保護に関する上記の原則を遵守し、法律行為の無効を適用する際には、法律行為が法令の要件を満たしていることのほか、個人の利益の保護、民事関係の主体としての自然人及び法人の権利の遵守が重要である。

この法的原則は、経済活動の全ての分野と民事法上の関係において考慮されるべきであり、民事法令の任意規定と調和しなければならないと考える。

報告テーマである法律行為の無効及び無効効果適用の制度については、法適用の実務は、時折、著しい矛盾を呈することがあり、多くの深刻な問題を発生させているということを申し上げたい。

法律行為は、基本的な法的形態であり、これによって民事取引の参加者は互いに法的関係を結び、権利と義務を取得する。このため、法律が法律行為の有効性に対し設ける要件が特に重要な意味を持つ。現在の市場経済関係においては、法律行為を無効とする要素についても、従来なかったものが多く出てきており、これらは、法人がその所有形態を変更する際、民営化する際や、銀行、金融関係など、双方当事者の債務が存在する様々な法的関係において発生している。

法律行為とは、市民及び法人が民事上の権利、義務を発生、変更、消滅させる目的で行う行為である。法が法律行為の実施を民事上の権利、義務の発生、変更、消滅と関係付けていることから、法律行為は法的事実の範疇に属し、常に意思的行為、つまり、民事取引の参加者の意思に基づき行われる行為である。

無効の法律行為とは、自然人又は法人が民事上の権利の発生、変更、消滅を目指して行ったが、行為が法定要件を満たさないためにこれらの効果を発生させない行為である。無効の法律行為は、

当事者が望んだ効果を発生させることができないが、一定の条件において、望まなかった効果を発生させる。これは、行為の違法性による制裁などである。『無効の法律行為』の概念自体は、法律行為の形で行われた行為が、主体が望んだ効果を発生させるような法的事実の質を備えていないことを意味している。

法律行為の無効認定は、法秩序の保護を目的としたもので、実現すれば法違反をもたらさずであろう権利や義務の取り消しをもたらす。

民法 183 条は、法律行為の無効の通則を、以下のように定めている。法律行為は、本法が定める事由に基づき、裁判所が無効と認めることによって（取り消しうる法律行為）、又、そのような認定とは関係なく（絶対無効の法律行為）無効である。取り消しうる法律行為の無効認定の請求は、本法が定める者が提起できる。絶対無効の法律行為の無効効果の適用請求は、あらゆる利害関係者が提起できる。裁判所は、この効果を自ら職権で適用できる。

キルギス共和国民法は、民法 183 条にあるように、無効の法律行為（недействительная сделка）を絶対無効の法律行為（нижтожная сделка）と取り消しうる法律行為（оспоримая сделка）に分ける伝統的な区別を採用している。利害関係者が訴状を出し、その無効性を必ず裁判で証明しなければならない法律行為は、取り消しうる法律行為である。絶対無効の法律行為は、裁判所への訴えに関係なく無効であり、無効の法律行為については、立法者は、その無効の効果に適用する可能性のみを規定している。

法律行為の無効認定の事由は、民法 185 条乃至 197 条が定めている。

- 法令に合致しない法律行為の無効（185 条）
- 免許を取らずに行った法律行為の無効（186 条）
- 社会及び国家の利益に明らかに反する目的で行われた法律行為の無効（187 条）
- 虚偽及び仮装の法律行為の無効（188 条）
- 権利能力を超えた法人の法律行為の無効（194 条）
- 法律行為を行う権限の制限の効果（195 条）
- 錯誤による法律行為の無効（196 条）
- 詐欺、強要、脅迫、通謀による法律行為又は過酷な状況における法律行為の無効（197 条）

この際、民法は、法律行為締結の具体的な状況により、一部の法律行為を絶対無効の法律行為としている。それは、以下のものである。

- 法令に合致しない法律行為
- 社会及び国家の利益に明らかに反する目的で行われた法律行為
- 虚偽及び仮装の法律行為

法令に合致しない法律行為（185 条）については、限定条件があり、このような法律行為は、法律が当該行為を取り消しうるものと規定していない場合又は別の法律違反の効果の規定していない場合に限り、絶対無効である

しかし、裁判実務では、絶対無効の法律行為の無効効果（通常、民法 184 条の原状回復）を適用するためには、いずれにしても、裁判所に訴えを起さなければならない。

また、裁判所への訴えに関係なく法律行為の絶対無効性を適用する場合というのは、大変まれである。

法令が別途の手續を規定している場合、つまり、絶対無効の法律行為が取り消しうる法律行為になる場合については、キルギス共和国株式会社法 72 条に規定がある。同法同条の規定は、同法第 8 章の要件に反して行われた法律行為は裁判所により無効認定される、としている。つまり、民法によれば、法令の要件を満たさない法律行為は絶対無効であるが、株式会社法の要件によれば、この法律行為は無効（недействительная）となる。

法律行為の無効効果に関する通則は民法 184 条が規定しており、その法的効果は以下のように分類される。

- 無効の法律行為は、その無効性に関するもの以外の法的効果をもたらさず、その行為の時点より無効である。
- 法律行為が無効である場合、各当事者は相手方に対し法律行為で受け取った全ての物を返還しなければならないが、現物で返還できない場合（給付が財物の使用、労務、役務の提供であった場合）は、その価額を金銭で返還する。ただし、法律で他の無効効果が規定されている場合は、この限りでない。
- 取り消しうる法律行為の性質上、将来においてのみ、この行為を消滅させられる場合、裁判所は、法律行為を無効と認定した上で、その効果を将来において消滅させる。

制度としての法律行為の無効は、当然、不誠実な当事者との争い、法人及び自然人の侵害された権利や利益の回復、物質的損害の賠償を求める争いの要素として、経済紛争において適用することができる。

しかしながら、多くの場合、法律行為の無効性、絶対無効性を証明することは難しく、場合によっては、とりわけ虚偽の法律行為、仮装の法律行為においては、不可能ですらある。

一般の出訴期限は、民法 212 条により 3 年である。

民法 199 条は、無効の法律行為に関する出訴期限を定めており、それによると、絶対無効の法律行為の無効効果適用の訴訟は、法律行為の実施が開始された日から 5 年間、提起できる。取り消しうる法律行為の無効認定とその無効効果適用の訴訟は、法律行為を行う原因となった強要又は脅迫が停止した日から 1 年間（197 条 1 項）、または、原告が法律行為の無効認定事由となるその他の状況を知った又は知りうべきであった日から 1 年間、提起できる。

キルギス共和国法令による法人執行機関及び代表者の責任

民事取引が発達するための主な条件は、民事関係の参加者がその義務を然るべく履行することである。このような義務の違反は、常に物的な損害を、まず債権者に与えることになり、これにより民事取引の過程自体が乱され、当事者のみならず、ひいては社会全体にも被害が及ぶ。法的関係の参加者による債務不履行、不適切履行の影響を排除するために、法的責任の一種として民事責任が存在する。民事責任の目的は、まず、侵害された財産状態の回復、法違反の予防、然るべき債務履行の保障、法的関係の参加者の遵法精神を培うこと、これは、各国家にとって最も重要な要素、課題である。特に、経済関係が市場原理による商品・金銭関係に立脚する国にとっては、今日的な重要性を持つ。

キルギス共和国が市場経済に移行してから、まださほど経験を蓄積していないことを考えると、

このテーマと民事責任の問題は、十分、意義のあるものと言える。

キルギス共和国の民法、特にその 229 条は、債務は当事者により、契約条件及び法令に従い、然るべき方法で所定の期限に行われなければならない、特に条件、要件が指定されていない場合は、通常取引慣習に従って履行されなければならないと定めている。民法 300 条は、債務履行の一方的拒否又は一方的な契約項目の変更は、法令又は契約が別途に定める場合を除き、許容されないと定めている。

義務違反についての責任の発生事由を定める民法 365 条は、債務を履行しなかった者又は適切に履行しなかった者は、有責性（故意又は過失）がある場合に責任を負う、ただし法律又は契約にその他の責任事由が定められている場合を除く、と定めている。

義務の性質上、及び取引の条件から求められる程度の配慮と注意をもって、債務を然るべく履行するためにとりうる全ての策をとった場合、有責性はないものと認められる。

有責性の不在を証明する義務は、債務を違反した者が負う。

企業活動の遂行において、債務を履行しなかった、又は不適切に履行した者は、不可抗力により、つまり当該状況下において非常事態で避けられない事情により適切履行が不可能であったことを証明しない限り、その責任を負う。債務者の取引相手の義務違反、履行に必要な商品が市場になかったこと、債務者に必要な資金がなかったことは、不可抗力とはみなされない。

契約又は法令により、企業活動主体についてその他の免責条件を設けることができる。

故意違反についての責任免除または責任範囲の限定について前もって締結されている合意は、絶対無効である。

キルギス共和国民法 65 条には、会社役員が規定されている。これによると、株式会社の役員とは、取締役会の成員、執行機関の成員、監査委員会の成員、会社書記である。

会社役員は、その責めに帰すべき行為（不作為）により会社に発生させた損害につき、法令（労働法）に従い、会社に対して責任を負う。

取締役会、執行機関、監査委員会の成員で、会社に損害を発生させる原因となった決定について反対票を投じた者又は議決に参加しなかった者は、会社に対する損害賠償責任を負わない。

本条の規定による責任を複数の者が負う場合、その責任は連帯責任となる。

会社の財務経済活動報告書が、その財務状態の実情を著しく歪曲している場合、この文書に署名した役員は、これにより物的損害を被った第三者に対し、補充責任を負う。

例題の条件では、会社代表者は個人で銀行に対する責任を負うことはできない。なぜなら、契約は企業と銀行との間で結ばれているからである。この点については、民法 297 条が定めており、これに従えば、この債務は契約によって発生しているので、契約条項の違反があった場合、例題の場合は融資契約の解除と双方原状回復の請求は、契約の相手方に対してのみ提起できる。

この際、この者の会社に対する責任、つまり、損害賠償については、民法 1009 条の規定（損害を発生させた者に対する求償権）により、他者が発生させた損害の賠償を行った者は、前者に対し、法律にその他の額が定められていない限り、支払った賠償金額を請求する権利（求償権）を持つ。

この場合、法人代表者の責任は、被雇用者と雇用者との問題として発生し、これを規定するのは労働法令である。

キルギス共和国労働法 273 条により、労働契約の一方（雇用者又は被雇用者）が、相手方に損害を発生させた場合は、労働法又は他の法律に従い損害を賠償することになる。

労働契約又はそれに添付される合意文書により、契約の双方当事者の物的責任を具体的に定めることができる。この際、契約で定める責任は、雇用者の被雇用者に対する責任については本法又は他の法律が定める責任より小さくはならず、被雇用者の雇用者に対する責任は法定責任より大きくてはならない。

損害を発生させた後に労働契約を解除しても、労働契約の当事者はこの責任を免れることはできない。

労働法 279 条により、被雇用者は、雇用者に発生させた直接的な実際の損害について、本法が定める額で賠償しなければならない。

*逸失利益は、被雇用者から徴収してはならない。

直接的な実際の損害とは、雇用者の現存財産（第三者の財産が雇用者の元であり、雇用者がその保全について責任を負う場合は、その財産を含む）が実際に減少した分、又はその状態が低下した分、及び、財産を取得又は回復するために雇用者が支払わなければならない費用、雇用者が余分に負担することになる費用をさす。

被雇用者は、直接雇用者に発生させた直接的実損についても、雇用者が他者に対して損害賠償したことで発生した損害についても、物的責任を負う。

企業の法律行為の無効認定について

1. 法律行為の概念

法律行為とは、民法上の権利及び義務の発生、変更、消滅を目的とする市民又は法人の行為である（タジキスタン民法 178 条）。

この場合、法律に別段の定めがない限り、タジキスタン共和国の市民、法人だけではなく、外国人、外国法人、及び国籍を持たないものも含まれる。

また、法律行為は、タジキスタン共和国民事法令が規定する諸関係のその他の参加者によっても行われる。

法律が、法律行為の実施と、民法上の権利及び義務の発生、変更又は消滅を結びつけていることから、法律行為は法的事実の範疇に属する。

法律行為は常に意思的な行為である。法律行為は民事関係の参加者の意思によって実行される。

法律行為は、一定の法的結果の達成を目指した行為である。法律行為を行う主体の意思の指向性により、法律行為は事実行為とは区別される。事実行為の場合、法的効果は、法に規定される結果の達成によってのみ、また、その者の行為が何を目的としていたかに関係なく発生する。遺失物の発見、秘宝の発見などがこれにあたる。

2. 法律行為の無効性：概念と種類

法律は、無効の法律行為の概念を規定していない。この概念は法理論においてつくられたもので、次のようなものとされる。つまり、無効の法律行為とは、自然人又は法人の行為で、民法上の関係の発生、変更、消滅を目指して行われたものの、法の要件に合致しないことにより、このような効果を発生させない行為である。

無効の法律行為は、当事者が望んだ効果を発生させないが、一定の条件においては望まない効果を発生させる。行為の違法性による一定の制裁などである。

「法律行為の無効性」の概念自体は、法律行為の形で行われた行為が、主体が望んだ効果を発生させる法的事実の質を備えていないことを意味している。

法律行為の無効認定は、法秩序の保護を目的としており、法律違反をもたらすはずであった権利と義務を取り消すものである。

法律行為は、タジキスタン共和国民法が定める事由により無効となる。

- 裁判所が無効と認定することによる無効（取り消しうる法律行為）
- 又は、そのような認定に関係なく無効（絶対無効の法律行為）
- 絶対的無効（絶対無効の法律行為）－行為自体が法の要件に合致しないために無効である法律行為
- 相対的無効（取り消しうる法律行為）－その無効性が、利害関係者の訴えに基づき、司法機関によって確認されなければならない法律行為。

絶対無効の法律行為の種類：

- 法律の要件を満たさない法律行為（民法 193 条）
- 法秩序および倫理に反する目的で行われた法律行為の無効（民法 194 条）
- 法人の権利能力の範囲を超えた法律行為の無効（民法 198 条）

法人の権利能力に関する法律行為の無効

| 制限の種類 | 財産に対する 物権の制限 | 社会的権利能力 | 一般権利能力 の独自制限 | 免許に基づく 活動の実施 |
|---------|-----------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 制限の主体 | 経営管理権又は 運用管理権に基 づき財産を所有 する単一企業体 及び施設 | 単一企業体、 非営利団体 | 商事会社、商事 組合、生産共同 組合 | 全ての法人 |
| 権利能力の制限 | 管理可能性によ る財産分割原 則： 独自に； 所有者の合意 により； 全面禁止 | 法律又はその他 法令及び設立文 書で定める。 | 法人の設立文 書により独自 に定める。 | 業種により法律 が定める。 免許の取得が必 要。 |
| 制限の違反 | 法律行為は絶対無効とされる。 | | 法人、発起人、監督機関の訴えに より取り消しうる法律行為。ただ し、相手方が違法であることを知 っていた場合。 | |
| 効果 | 双方原状回復 | | | |

- 架空及び仮装の法律行為（民法 195 条）
- 法が定める形式を満たさない法律行為

取り消しうる法律行為の種類：

- 行為能力のある者が、行為の時点で自己の行為の意味が理解できない、又は行為を制御できない状態で行った法律行為
- 重大な意味を持つ錯誤により行った法律行為（民法 203 条）
- 詐欺、強要、強迫、当事者の一方の代理人と相手方との通謀により行われた法律行為、および過酷な事情において極めて自己に不利益な条件のもとで行われた法律行為（民法 204 条）

3. 法律行為の無効の効果

タジキスタン共和国民法により、法的効果は以下の3つに分類できる。

- 1) 原則は、当事者双方の財産の状態が、無効の法律行為を行う前の状態に戻ることである。各当事者は、相手方に対し無効の法律行為で受領した全ての物を返還する。このように双方が当初の状態に戻ることを、双方原状回復と呼ぶ。
- 2) 法律行為の無効の効果としては、一方原状回復もある。つまり、一方の当事者は法律行為で受領したものを相手方に返還し、相手方は法律行為で受け取った又は受け取るはずであったものを全てタジキスタン共和国に引き渡すというものである。
- 3) 民法は、法律行為の無効効果の一種として、原状回復の禁止も定めている。
原状回復の禁止とは、双方当事者が法律行為で受領したもの又は受領するはずであったものの全てが国に徴収されることである。

結論

今日、法律行為は重要な意味を持つようになってきており、その件数、重要性は年毎に増している。法律行為の締結に関する市民の法的啓蒙度も、重要な位置を占めなければならない。

タジキスタン共和国では、独立後、多くの営利組織、非営利組織が生まれており（民営を含む）、法律行為が法的見地から正しく行われていることが大きな意味を持つようになってきている。法律行為のある要素又は複数の要素が不完全であることにより、法律行為は無効になる。しかし、無効の法律行為も、その無効の効果の排除に関連した、一定の法的効果を発生させる。我々の社会が法治国家の原則により発展している以上、法的関係の各参加者が正しく法律行為を手續し、実施することは、正しい社会関係の発展に寄与するものである。

法律行為の無効認定

ウズベキスタン民法8条によれば、民法上の諸関係が発生する事由の一つが法律行為である。民法101条は「法律行為とは、民法上の権利及び義務が発生、変更又は消滅させることを目的とする市民及び法人の行為である」と定義している。このように、法律行為は、その存在又は不在により具体的な法的事実を法律行為たらしめる特徴の総体を備えていなければならない。

法律行為が法令に違反する場合又は法律行為の何らかの特徴が法令の規定に違反する場合、法律行為は民法上の権利、義務の発生又は消滅の事由とはならず、無効とされる。

無効とは純粋に法的な概念であり、ある行為、条令、文書の法的効力を法律が認めないことを意味する。

無効の法律行為 (недействительная сделка) は、無効と認められるために裁判所決定が必要か、裁判所決定と関係なく無効であるかにより分類される。前者を「取り消しうる法律行為 (оспоримая сделка)」、後者を「絶対無効の法律行為 (ничтожная сделка)」と呼ぶ (民法113条)。

法律行為の取り消し可能性とは、法律行為の有効性にとって意味のある何らかの事実を証明することである。主として、意思の存在とそれが意思表示に正しく反映されているかに関する問題、あるいは法律行為を行うことについて後見人、保佐人の同意が存在するか否かを証明することになる。取り消しうる法律行為の認定ができるのは裁判所だけであり、裁判所決定が出るまでは、国家機関を含め何人も取り消しうる法律行為を無効と宣告することはできない。無効の法律行為はこれとは異なる性質を持つ。無効の法律行為ははじめから無効であり、この行為が持つ瑕疵が司法機関、その他の機関による事実認定をわざわざ必要としないほど重大なものであるということである。

問題1 平常時における法律行為の無効

株式会社Aは、代表者Xの独断により、銀行Lより利息20%で200,000米ドルを借り入れた (消費貸借契約)。株式会社Aの設立文書は、その代表者の借入権限を100,000米ドルまでに制限していた。

1. 主張手続

(1) Aと銀行Lの消費貸借契約は、不成立なのか、無効 (絶対無効) なのか、取り消しうるのか (相対無効)。ウズ民法132条1項「無権代理」からすると、当該契約は、Aが追認しなければ、Aに法的効果をもたらさないで、Aと銀行Lの契約としては不成立とも無効とも考えられる。一方、ウズ民法126条「法律行為を行う権限の制限の効果」からすると、当該契約は、取り消しうる行為であり、Aが追認をしなくても、裁判所により無効と

認定されない限り、Aに法的効果をもたらすものと考えられる。

この場合、A社とL銀行の消費貸借契約は取り消しうる法律行為とみるべきである。なぜなら、法律にこの法律行為を絶対無効の法律行為とする明文規定がないからである。

また、民法126条は、「委任状もしくは法律に定められる権限又は法律行為を行う状況から明白に認められる権限と比較して、個人が法律行為を行う権限が契約により制限され、又は法人の機関が法律行為を行う権限が設立文書により制限されている場合において、当該個人又は法人の機関がその制限を超えて法律行為を行ったときは、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて、裁判所は、その法律行為の相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合に限り、これを無効とすることができる。」と規定している。この条文の要件により、この種の法律行為の無効認定は裁判手続により行われることとなる。

「ウズベキスタン共和国の銀行における貸付文書作成手順規定」(2000年3月2日付登録番号No.906)に従い、それぞれの銀行貸付案件については貸付ファイルを作成しなければならない。貸付ファイルは貸付契約の署名日又は承認日に関し、元本と利子の全額返済後に閉じなければならない。

銀行貸付ファイルには、あらゆる種類の貸付に必要なとされる一般的な文書があれば十分である。この一般的な文書類は以下に一致しなければならない：

- 貸付を受ける期間より前の日付の債務者の署名入りの申請書、貸付の利用目的の記述、保証貸付の場合には担保についての記述
- 債務者の設立文書。設立文書の写しは貸付担当職員が債務者の法務部から入手しなければならない。

このように、例題の契約については、裁判所がこれを有効と認定するための事由を欠いているといえる。

法律行為が絶対無効か取り消しうる行為かに関係なく、どちらも裁判審理の対象となる。それは、取り消しうる法律行為の無効宣告のためだけではなく、絶対無効の行為が行われた場合の無効効果の適用に関する問題を解決するために必要である。

(2) Aと銀行Lの消費貸借契約が取り消しうる法律行為である場合、裁判手続によらずに、意思表示のみにより、取り消しうる法律行為を無効と認定することはできるか。

ウズ民法113条「法律行為の無効、取り消しうる法律行為、無効な法律行為」によれば、取り消しうる法律行為の無効認定は、必ず裁判手続においてなされると考えられるが、例外はないのか。

民法113条の要件により、取り消しうる法律行為は、裁判手続によって無効と認定される。

(3) 裁判手続の場合、誰が無効認定の訴えを提起できるか。

民法 126 条によれば、「その制限により利益を得る者」が訴えを提起できる（民法 113 条 2 項）。「その制限により利益を得る者」に、株式会社 A の株主も含まれるか。

ウズベキスタン共和国法「市民の権利及び自由を侵害する行為及び決定の裁判所への不服申立について」1 条により、各市民は、国家機関、企業、施設、組織、社会団体、市民自治組織又は公務員の不法行為（決定）により権利や自由を侵害されたと思えば、裁判所に不服を申立てることができる。例題の紛争の場合、A 社の設立文書により 10 万ドル超の借入の決定は、株主の専権事項であるから、A 社の株主は制限により利益を得る者である。

- (4) 上記の訴えは、いつまで提起することができるのか（無効認定の訴え・無効効果の適用の訴えについて出訴期限は設定されているか。設定されている場合、何法何条がどのように定めているか）。

民法 150 条により、一般出訴期限は 3 年である。

また、民法 159 条に従い、裁判所が出訴期限徒過の理由をやむを得ないものと認める場合、侵害された権利は保護の対象となる。出訴期限の徒過理由は、その理由が出訴期限の最後の 6 ヶ月間に発生した場合、また、出訴期限の期間が 6 ヶ月以下である場合はその期間内に理由が発生した場合、正当と認められる。

- (5) 無効認定の訴えを提起する者は、無効効果の適用も同時に訴えなければならないのか。無効認定の訴えを提起する者が無効効果の適用を同時に訴えなくとも、裁判所は、民法 113 条 3 項に基づき、職権で、無効効果の適用をするのか。

民法 113 条により、無効効果の適用請求は、絶対無効の法律行為について請求するものである。民法 127 条は、「無効の認定をされた（取り消された）法律行為は、その行為の時点より無効とされる」と規定している。

また、民法 114 条により、無効の法律行為は、その無効性に関連するものを除き、法的効果をもたらさず、行為の時点より無効である。法律行為が無効である場合、双方は互いに法律行為で受けた給付を返還しなければならず、現物を返還できない場合（給付が財物の使用、労務、役務の提供である場合など）は、法律がその他の無効の効果の規定していない限り、その価額を金銭で償還する。

2. 無効認定の要件

- (1) A が銀行 L に対し消費貸借契約の無効認定の訴えを提起した場合、どのような要素・事実が認められると、当該契約は無効と認定されるか。

例えば、

・ウズベキスタン民法 126 条により「契約相手方がその制限を知り又は明らかに知りうべきであ」った場合、法律行為は無効と認定されうる。代表者（X）の権限の制限は設立文書に記載されていたことで、契約相手方（銀行 L）は、「制限を知り又は明らかに知りうべきで

あ」ったと認められるか。「知り又は明らかに知りうべきであった」とは、典型的にはどのような状況か。

この場合、L銀行は、このような法律行為の締結について、A社の代表者に定款が定める制限があることを知り又は明らかに知りうべきであった。なぜなら、前述の通り、「ウズベキスタン共和国の銀行における貸付文書作成手順規定」（2000年3月2日付登録番号No. 906）に従い、銀行貸付の各件については貸付ファイルを作成しなければならない。ファイルは貸付契約の署名日又は承認日に開設し、元本、利子の全額返済後に閉じなければならない。

銀行貸付ファイルには、あらゆる種類の貸付に必要な一般的な文書があれば十分である。この一般的な文書類は以下に一致しなければならない：

- 貸付を受ける期間より前の日付がある債務者の署名入りの申請書、貸付の利用目的の記述、保証貸付の場合には、担保についての記述；
- 債務者の設立文書。設立文書の写しは貸付担当職員が債務者の法務部から入手しなければならない。

(2) どのような要素・事実が認められると、当該契約の無効認定は拒否されるか。

例えば、

・ウズベキスタン民法132条2項によれば、本人（A）の追認があった場合、法律行為は有効な行為とされ、無効認定は拒否されると考えられる。この場合、追認はどのような形式、手続でなされなければならないのか。どのような本人（A）の行為が追認と認められるか。

ウズベキスタンの法令には、どのような形で追認が行われなければならないかに関する明確な規定はない。その後の借入金の使用を指向するA社株主の行為や、株主総会による当該借入金の使用の追認などは、A社による追認行為と認められる。

- 20,000米ドルの借入れに必要な株式会社Aの取締役会（監督役員会）は開催されなかったが、Xは銀行Lに対し、当該借入れにつき取締役会（監督役員会）の承認を得ていると説明していた場合はどうか。

「ウズベキスタン共和国の銀行における貸付文書作成手順規定」（2000年3月2日付登録番号No. 906）に従い、銀行は貸付の際、借入人の設立書類とともに、貸付契約の署名者に借入人を代表して貸付契約に署名する権限があることを証明する文書を求めなければならない。A社の設立文書が10万ドルを超える借入の検討を發起人総会の専権事項であると定めているのであれば、銀行は代表者Xの主張に依拠して貸付を行ってはならない。

- 株式会社Aの全株式をXが保有している場合はどうか。

ウズベキスタン共和国憲法54条に従い、財産の所有者は自己の裁量でその財産を占有、使用、処分する。

「会社の執行機関及び代表者の責任について」
(問題 1 - 3.4. 回答)

ウズベキスタン共和国「株式会社及び株主の権利保護法」88 条は、会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者の責任を規定している。

本条によると、単独執行機関（理事）は、自己の権利を行使し、義務を遂行する際に、会社の利益のために行動しなければならないとされる。

単独執行機関（理事）は、法令及び会社定款に従い、会社に対する責任を負う。

単独執行機関（理事）の権利及び義務は、同法、その他法令、会社定款、単独執行機関が会社と締結する契約により定められる。単独執行機関と会社間の契約は、一年の期間で締結され、その延長（再締結）又は停止（解除）について、毎年、決定をとる。

問題 1 平常時における法律行為の無効

株式会社Aは、代表者Xの独断により、銀行Lより利息 20%で 200,000 米ドルを借り入れた（消費貸借契約）。株式会社Aの設立文書は、その代表者の借入権限を 100,000 米ドルまでに制限していた。

3. Aと銀行Lの消費貸借契約が無効とされた場合の諸関係

- (1) 銀行Lは、株式会社Aに対し、いくらのお金を請求できるか。請求権の内容はどのようなものか。請求できるお金の内容を定めている条文はあるか。

ウズベキスタン民法 114 条により、法律行為が無効である場合、当事者は互いに相手方に対し法律行為で受け取った物を全て返還しなければならないが、その現物を返還できない場合（給付が財物の使用、労務、役務の提供であった場合など）は、法令に他の無効効果が規定されていない限り、その価額を金銭で返還しなければならない。

民法 127 条は、無効と認定された法律行為は、その行為の時点から無効としている。法律行為の内容から、その消滅が将来においてのみ可能である場合は、無効と認定された法律行為の効果は、将来において失われる。

これにより、銀行LがA社に請求できるのは、Aが受領した貸付金額のみ。この際、銀行は、発生した利息と相応の損失分を、責任を負う銀行職員に求償請求できる。

- (2) 銀行Lは、代表者Xに対し、損害賠償を請求できるか。何法何条に基づき、どのような条件で、どのような手続で、どの範囲の額で請求ができるか。

契約の当事者は銀行Lと株式会社Aなので、銀行Lは代表者Xには損害賠償を請求できない。

(3) 銀行Lは、代表者Xに対し、消費貸借契約に基づく返済義務の履行を請求できるか。どのような条件で、どのような手続でできるか。

ウズベキスタン民法 132 条によれば、本人（A）の追認がない場合、本人（A）には消費貸借契約の法的効果は生じない。では、当該効果は、代表者Xに生じるのか（代表者Xが銀行Lから 200,000 米ドルを借りたことになるのか）。

A社の権限を持つ機関がこの法律行為を容認すれば、銀行Lは、義務の履行を請求できる。権限を持つ機関が容認しない場合、消費貸借契約はXに対して法的効果をもたらさず、代表者XがL銀行から 20 万ドル借りたことにはならない。なぜなら、契約はA社との間で結ばれたものだからである。

4. 代表者Xの責任

Aは、設立文書の規定に違反して消費貸借契約を締結した代表者Xに対し、損害賠償を請求できるか（Aと銀行Lの消費貸借契約が有効の場合と無効の場合）。何法何条に基づき、どのような条件で、どのような手続でできるか。

この場合、A社は、設立文書の条項に反して契約を結んだ代表者Xに対し、損害賠償の請求ができる。

ウズベキスタン民法 14 条により、権利を侵害された者は、被った損害の完全な賠償を請求することができる。ただし、法律または契約がより少額の賠償額を定めているときは、

この限りではない。損害とは、権利を侵害された者が権利を回復するために支出した又は支出しなければならない費用、財物の滅失または毀損（実際の損害）、及び権利の侵害がなければ、その者が通常の民事取引で得ることができたはずの利益（逸失利益）をいう。

権利を侵害した者が、これにより利益を得た場合は、権利を侵害された者は、その他の損害の賠償とともに、その利益額を下回らない額で逸失利益の賠償を請求することができる。

1) 代表権を越える行為の効力

日本の会社法においては、代表取締役¹は、会社の業務に関する一切の裁判上および裁判外の行為をする権限を有する（会社法 349 条 4 項）。会社が、内部的な制限を行っても、これを善意かつ無重過失²の第三者に対抗することができない（会社法 349 条 5 項）。

代表権の制限が、内部的な制限が、①定款によるものか、②法令によるものか、③取締役会規程等の定款以外の規定によるものかによって、法律構成は異なるが³、同じ結論を得るような解釈が、一般的には試みられている。なお、②について、多額の借財のように、会社の重要な事項の決定については、取締役会の決定が必要とされている（会社法 362 条 4 項）⁴。

代表取締役が権限を越える行為を行った場合には、上述のように相手方の善意悪意によって、会社に効果が帰属するか否かが決せられる。会社に効果が帰属しないと、相手方（銀行）から代表者 X に対する責任追及が問題となるが、この点については、後述の 3) を参照されたい。

2) 代表権の範囲を越える行為を行った代表取締役の会社に対する責任

2-1) 法律行為が有効とされた場合

法律行為が有効とされた場合には（正確には、代表取締役の法律行為の効果が会社に帰属する場合には）、代表取締役は、与えられた権限を越えた行為を行うという、会社に対する義務違反の行為をしたことになる（任務懈怠）。取締役は会社との間は、委任という法律関係として規律されるから（会社法 330 条）、債務不履行の問題が生じる。会社法では、取締役の会社に対する責任として、損害賠償責任を負うこととされている（会社法 423 条）。

2-2) 法律行為が無効とされた場合

代表取締役の法律行為が無効とされるのであれば、会社には損害が生じていないから、原則として、取締役に責任はない。

ただし、約定利率よりも、法定利率（年 6%）が上回る場合には、会社が無効を主張すると、

¹委員会設置会社においては、会社を代表するのは代表執行役であるが、監査役（会）設置会社であることを前提として、説明をする。

² 法文上は、「善意」と規定されているが、「重過失」は、「善意」と同視されるので、相手方が保護されるためには、善意であって、かつ、善意であることについて無重過失であることが必要であると一般的に解されている。

³ ①なら、権利能力の問題となり、必要な機関決定を経た上で追認をしなければ、当然に無効となる。②なら、最高裁の相対的無効説が使われることになる（最判昭和 40 年 9 月 22 日民集 19 卷 6 号 1656 頁）。本文は、③の説明である。近時の学説では、②の場合も、③と同じ説明をするのが有力である。

⁴ 取締役会設置会社である場合の手続である。

損害を被ってしまうことになる。この場合に、差額について、取締役が会社に対して責任を負う可能性がある⁵。

3) 無効とされる場合、銀行から代表者Xに対する損害賠償請求等

3-1) 不法行為に基づく損害賠償請求

代表者Xに故意または過失があれば、同人は、相当因果関係を有する銀行の損害について、賠償責任を負う（民法709条）。不法行為の成立には、契約が有効に成立している必要はない⁶。

3-2) 契約に基づく債務履行請求

法律行為の効果が本人たる会社に帰属しないが、法律行為は無効とはならず、権限を有しないまま代表行為を行った代表者Xに、法律行為の効果が帰属する。この旨を、民法117条1項が明らかにしている。設例では、金銭消費貸借契約は、銀行と代表者Xとの間でなされたことになり、Xに対して契約上の債務の履行を求めることができる。

4) 企業取引の簡易迅速性

大量の企業取引が簡易迅速に行われるためには、取引の安定性が必要にある。会社代表者の行為については、仮に実際に与えられた権限を越えていても、取引の相手方が善意かつ無重過失であれば、可能な限り所期の目的を達成させるための工夫が用意されている。

⁵ 会社としては、無効主張をしなければよいともいえる。資金需要がないのであれば、期限の利益を放棄して返済してしまえば、将来の利息の負担を軽減することができる余地がある。

⁶ 意思表示によらずに法律関係が生じる場合に関する法分野を、「事故法」という。

カザフスタン共和国の倒産制度概要

カザフスタンの倒産法は1997年1月21日に採択され、11章からなり（5章、8章、10章は削除）、総則、債権者委員会、裁判手続による倒産事件の審理、外部監視、更生手続、破綻債務者の清算手続（破産手続）、簡易倒産手続、街形成法人の倒産に関する特則、雑則を定めている。

倒産法の最近の改定は、「カザフスタン共和国倒産関連法令の変更、追加に関する法」により、2008年7月5日に行われた。この改定は、倒産分野における概念、責任ともに抜本的に改定するものとなった。これについては後述するとして、まず、総則からみていきたい。

カザフスタンの倒産法制は、憲法に基づき、倒産法及びその他の法令からなる。倒産法は、国家企業と施設を除く法人の倒産事件に適用される。法令により、年金基金、銀行、保険機関その他いくつかの法人の倒産手続に関する特則が設けられている。

倒産事件は、特別広域経済裁判所の管轄であり、2ヶ月間審理される。この2ヶ月間というのは、民事訴訟法が定める事件準備の終了から2ヶ月ではなく、申立てが裁判所に入ってから2ヶ月である。

倒産法1条6号により、倒産とは、裁判所決定により認定された債務者の破綻状態であり、その清算の事由となるものである。

倒産は、債務者本人の申立てに基づき、又は債権者若しくは全権機関の申し立てによって強制的に、裁判所によって確定される。倒産事件は、税金債権、その他国庫への支払債権、その他債権者の債権の合計が150月決算指標（現在の月決算指標=1,168テンゲ）以上である場合、審理されることになる。所在不明債務者の倒産認定請求の場合は、この規則は適用しない。

債権者が債務者の倒産認定を裁判所に申立てる場合の事由は、債務者の支払無能である。債務者は、債務を履行期到来から3ヶ月過ぎても履行しなかった場合、支払無能と考えられる。債務者本人が裁判所に申立てる事由は、破綻である。債権者と債務者では、裁判所への申し立ての前提条件が異なっている。前者の場合は支払無能、つまり資金がないということが条件であり、債務者本人が申立てる場合は破綻、つまり、資金がないだけでなく、債権弁済の可能性もないということが条件となる。

簡易倒産手続も存在する。通常清算中の債務者の倒産は、法人の機関又は清算委員会の申し立てに基づき、裁判所が1ヶ月で行う。事件の審理において、債務者の財産が全債権者の債権を全額弁済できることがわかった場合は、裁判所は債務者の倒産を認定しない決定を出す。この裁判所決定は、通常清算手続を継続する事由となる。

所在不明法人及び所在不明債務者については、法令は特別の事由と簡易清算手続を設けている。倒産法1条12号によれば、所在不明債務者とは、住所又は常設機関の所在地、及び法人が活動を行うのに不可欠な発起人、社員、マネージャー、役員が6ヶ月間確認できない債務者である。民法49条2項4号により、1年間その所在地、事実上の住所に存在しない、あるいは活動に必要な発起人（社員）及び役員を欠く法人は、清算することができる。所在不明法人及び所在不明債務者の清算は、裁判手続によってのみ行うことができる。所在不明法人及び所在不明債務者

の清算手続は、債務（債権者）の有無によって決まる。債権者がいない所在不明法人の清算事由は、法人所得税申告書又は簡易申告書が法定の提出期限を1年過ぎても提出されないことである。

所在不明債務者の倒産事件は、債権者（通常、税務機関）、検察官の申立てに基づいて、裁判所が開始できる。裁判所は事件開始から5日以内に、所在不明債務者の倒産認定決定を出す。裁判所に申し立てを行う際は、倒産法22条3項8号により、申立人は債務者の財産についてわかっている情報を記載する。申立書には、財産の有無に関する所轄機関の回答を添付する。通常、所在不明債務者には財産がないことが多い。倒産認定された者の清算は、破産手続を開始する形でもしない形でも行える。一名の所在不明債務者の清算を行うのに、共和国予算から全権機関である破綻債務者事業局に6万～6万5000テング、550米ドル相当が支給されるが、債務者の債務額は6万テングに満たず、しばしば5千テング程度である。このような支出が見合わないということで、裁判所は、全権機関からの合意と申立人が提出する確認文書に基づき、破産手続を開始せず債務者の倒産を認定する決定を出し、全権機関に所在不明債務者の清算を委ねることができる。

更生手続及び破産手続の目的を達成するために、その実施期間中、債務者の全機関は経営からはずされ、債務者の財産及び業務管理の権限は、更生管財人又は破産管財人に移される。これらの者は、債務者の単独全権経営機関の役割を果たす。更生手続が債務者本人の申し立てで開始された場合は、債権者集会の同意を得て、債務者の代表者が更生管財人に任命されることもありえる。この場合は、この代表者に更生管財人の権利と義務が適用される。

債権の弁済と債権者の利益保護のため、倒産手続では債権登録簿が作成される。登録簿には争いのない債権と、正当と認められた債権が記載される。争いのない債権とは、債務者からの金銭徴収について裁判所決定又は発効した執行文書がある債権である。債権者委員会には、労働債権者、社会保険国家基金の積立金債権者の代表、税金その他義務的支払債権の債権者、国家物資貯蔵の管理を所轄する全権機関、及び債務者に対し最多額の債権を持つ破産債権者と担保債権者が入る。債権者委員会は7人までの奇数の委員から構成される。債権者は、外部監視、更生手続、破産手続において、債権者委員会の委員としての参加を断る権利を持つ。倒産法11条2項、3項の要件を考慮し、外部監視管理人、破産管財人、更生管財人、債権者委員会、債権者の申し立てに基づいて、全権機関が結成・承認された債権者委員会の会員を変更することができる。委員会会員の変更の事由となるのは以下である。

- 委員が正当な理由なく3回以上、会議を欠席した。
- より多額の債権を持つ債権者が見つかった。
- 委員本人から委員会を抜きたいという申し出があった。
- 委員である債権者の債権が弁済された。
- 債権者から委員会に入りたいという申し出があった。
- その他、債権者が委員会に在籍することを妨げる事情がある場合（発効した裁判所決定、債権者の清算又は死亡など）

債権者委員会の会議は、委員又はその代理人の3分の2以上の出席で有効に開催され、議事録が作成される。

破産管財人は各債権者に対し、債権審査の結果（債権の全額又は一部の承認又は不承認）について、決定した次の日に書面で通知しなければならない（不承認の場合はその理由を付す）。破産管財人が提出した債権登録簿と債権審査の結果は、債権者、発起人（社員）の異議がなければ、一週間以内に全権機関が承認する。債権者、発起人（社員）の異議がある場合、紛争は倒産法72

条3項の手續で審理される。破産財団には以下が含まれる。

- 債務者の財産。会計書類に記載されていなくても、債務者の所有権を証明する書類があるものは含める。債権（受取勘定）を含む。ただし、倒産法 83 条2項に指定される財産は除く。
- カザフスタン土地関連法令が規定する場合につき、債務者の恒常的又は一時的土地使用権

破産財団には、合名会社の固有財産、合名会社、合資会社の元社員、補充責任会社の社員、生産共同組合の構成員の財産で、倒産者の財産が不足する場合にカザフスタン民事訴訟法に従い強制執行の対象となるものも含まれる。カザフスタン法令により、債務者の倒産につき、その他の者の補充責任が規定されている場合については、これらの者が責任を負うべき金額は、債務者の債権総額と破産財団の差額として求められる。破産管財人は、全債権者の利益のために、これらの者に対する請求を行わなければならない。この請求を債権者が個別に自己のために行うことはできない。破産財団には以下は含まれない。

- 国家物資貯蔵として没収されうる物的財貨
- カザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券を裏付け、分離されている資産、抵当証券を裏付ける以下の担保財産：抵当住宅ローン契約（抵当証書も含む）に基づく債権、及び、カザフスタン共和国国債証券（法律行為又はカザフスタン共和国法的文書の定めるその他の事由により、証券所持者が当該証券の所有権を取得した、又は譲り受けた場合）。当該財産及びカザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券を裏付け分離されている資産は、清算委員会が、抵当証券所持者の代表者又はカザフスタン共和国証券化法令に基づき発行された証券の所持者の代表者に対し、カザフスタン共和国証券市場法令に従い債権の弁済として引き渡す。
- 地下資源法令、地下資源使用法令に従い設置された減価償却基金の資金
- コンセッションの対象に含まれている財産

管理費用、裁判費用は順位外で債務者財産により負担される。第1順位で弁済されるのは、給与及び（又は）他の所得から控除される養育費の債権と、債務者が生命健康被害の責任を負う個人の債権で、各支払につき時価調整をして支払う。第2順位で弁済されるのは、労働契約による従業者に対する給与と手当の支払、国家社会保険基金への積立金、給与から控除される年金の義務積立、著作権契約による報酬支払。ただし、倒産法 78 条に規定される場合を除く。第3位で弁済されるのは、債務者財産による被担保債権のうち、担保でカバーされている金額分。第4位は税金その他国庫への義務的支払の債権。第5位でその他の債権が、倒産法及び他の法令に従い弁済される。

各順位の債権は、先順位の債権が全額弁済されてから弁済される。債権は、債権者の同意に基づき、金銭支払及び（又は）財産の現物による代物弁済など、法令に矛盾しない形で弁済できる。税金、義務的支払、社会保険基金、年金基金積立の債権者を除き、債権者は、代物弁済について、破産管財人がその旨の提案をしてから 15 日以内に、書面で同意（不同意）を表明しなければならない。期限内に書面による同意がなかった場合は、代物弁済を拒否したものとみなされる。

債務者の財産が不足する場合、財産は該当順位内で弁済されるべき債権額に比例して按分される。破産管財人が債権の弁済を拒否し、又はその審査をしなかった場合、債権者は、清算貸借対

照表が承認される前に、破産管財人を相手取り裁判所に訴訟を提起できる。倒産法 71 条 1 項の期間を過ぎた後で届け出られた債権は、期間内に届け出られた債権が弁済された後で残った債務者財産から弁済を受ける。全債権者への支払が終了する前に届け出られた第 1 順位、第 2 順位の債権は、破産財団から弁済を受ける。これらの債権を債権登録簿に記載するまで、該当する順位の支払は停止する。他順位の債権で、届け出期間内に届け出され、管財人には認められなかったが、弁済を行う旨の裁判所決定があるものは、同様の手順で弁済する。破産者の財産が不足したために弁済されなかった債権者の債権及び清算貸借対照表の承認までに届け出られなかった債権は、償却されたものとみなされる。債権者は、裁判所の破産手続終了決定を事由とし、これらの金額を受取勘定から抹消しなければならない。債権を含む債務者の財産の売却は、全権機関と合意し、債権者委員会が承認した財産売却計画に基づき破産管財人が競売で売却する。債権者への支払が終了した後に残った金額は、法令又は債務者の設立文書に従い、破産管財人が債務者の財産所有者か発起人（社員）に引き渡す。債権者への支払の終了後、売却するつもりであったが売れずに残った財産の現物、及び債務の弁済として債権者に引き取られなかった財産は、債務者法人の所有者又は社員（発起人）に引き渡される。ただし、民事法令に別途定められる場合を除く。

債務者の財産の保全、虚偽倒産の兆候の発見、財務状態の分析、債務者の支払能力の回復可能性又は不可能性の確定、債権者に対する義務履行の回避に関わる行為（不作為）のチェック、債務者の財政経済活動、組織変更、固定資産の譲渡、財産への担保設定、賃貸に関する法律行為、市価を大きく下回る価格での取引、十分な根拠を欠く取引など、債務者の損失となり得る法律行為に対する債権者側からの監督などを目的とし、裁判所は、倒産事件手続を開始する前に外部監視手続を行う。

外部監視手続は、2006 年 1 月 10 日付倒産法からの新制度である。外部監視は、債権者又は全権機関の申立てに基づき、裁判所が事件手続開始決定を出すことで開始する。債務者に対する外部監視は、3 ヶ月から 1 年間の期間で、債権者が 3 人以上存在し、債務者が支払無能である場合に行われる。裁判所の外部監視開始決定には、5 日以内に外部監視管理人を任命する旨の全権機関への指示が含まれる。管理人は、債権者の利益保護のために、債権者委員会を組織する。債権者委員会は管理人の行為につき調整、監督、意見のすり合わせなどを行い、また、管理人の行為に対する不服を申立て、外部監視手続の延長、終了を裁判所に申請する。外部監視は、その期間が終了し、目的が達成された場合、裁判所が外部監視管理人の報告書を承認して終了する。

更生手続は、営利組織に対してのみ、債務者の申立て、債権者委員会と全権機関の同意がある場合に裁判手続で適用され、裁判所に倒産認定の申立てが出されるまで行われる。更生手続適用の申立てには、この手続を適用することの合目的性を根拠づける記載と、債権者委員会の構成案を含まなければならない。又、最近 3 年間の会計報告書類と、更生計画策定時現在の債務者の財務状態に関する情報、更生計画、被担保債権総額の 50 パーセント以上を代表する担保権者及び破産債権者の債権総額の 50 パーセント以上を代表する債権者の同意書、外部監視手続が行われていた場合については、支払能力回復の可能性に関する外部監視管理人の意見書を添付する。

更生手続適用の根拠となるのは、債務者の清算を避けるため支払能力を回復させる現実的な可能性の存在である。支払能力回復の現実的な可能性は、契約、計算書、フィージブルスタディなどの書類、及び外部監視手続を行った場合については、支払能力回復の可能性に関する外部監視管理人の意見書などによって裏付けられる。更生手続期間においては更生管財人が任命され、法人の全機関の財産・業務管理権限は更生管財人に委譲される。更生管財人は、更生計画に従い、

債務者の更生を目的とする行為を行う権利を持つ（従業員の解雇、内部組織変更、内部部署の廃止など）。更生計画による財産（資産）の売却は、競売で行われる。更生手続が開始された時点より、債務者のあらゆる種類の債務に対する違約罰（罰金、遅延利息）及び借入金の利息の発生は停止する。

更生管財人は、更生手続の目的が達成された場合、又は目的の達成が不可能と確信した場合、裁判所に更生手続終了の申立てを行う。裁判所は、目的達成の場合は更生手続終了決定を、目的達成が不可能な場合は更生手続終了・倒産認定決定を出す。

更生手続の枠内において、債務者の財産所有者（その受任機関）、債権者、その他の者が債務者に財政支援を行う更生支援策や、債務者の準備金の投入や財務状態の改善といった複合策をとることができる。更生支援策に債務保証の引受人が複数で参加する場合は、各人の債権者に対する責任分担、更生支援の開始後に支援から抜けることになった参加者の責任、債務者財産の管理への参加方法を定めた合意書を締結しなければならない。合意書に別途の取り決めがない限り、更生支援策に複数参加者がいる場合は、参加者は連帯責任を負う。

更生計画には、債権を法令に従い実施する公開競売で売却する形での債権譲渡を含めることができる。

債権の弁済が終了した後、破産管財人は、全権機関の合意を得た活動報告書に、清算貸借対照表、残余財産使用報告書を添付して裁判所に提出する。裁判所は破産管財人の報告書と清算貸借対照表を承認し、これら書類の提出から15日以内に破産手続終了決定を出す。国家法人登記簿に相応の記載がされた時点で、債務者の清算は終了し、債務者の存在は消滅したものとされる。国家法人登記機関による債務者の法人登記簿からの抹消命令は、裁判所と全権機関に送られる。

いくつかの法律の倒産に関連する部分の最近の改定については、本質的な、中には抜本的とも言える変更があった。これは、まず、市場関係の発展、経済成長と、それにつれて企業活動分野における犯罪が増加したことに関連している。

この改定が行われるまでに、外部監視の導入に関する紛争を審理する裁判実務が形成された。外部監視は、支払無能債務者や破綻債務者に対して、倒産の枠内で、つまり、倒産事件手続の開始後に、裁判所が適用してきた。

しかし、最近の倒産法の改定でこの概念が変更され、外部監視は、裁判所が倒産事件手続を開始する前に、債務者財産の保全、故意倒産、虚偽倒産の発見、財務分析の実施、可能性の確定を目的として行うものとなった。

この際、次の効果が発生する：債務者に対するあらゆる債権は外部監視手続の枠内においてのみ請求できる；債務者の役員は所有株式、債務者財産における持分の譲渡を禁じられる。

従来、倒産における違法行為（刑法215条）で刑事責任を問われるのは、債務者の代表者、債務者組織の所有者又は個人事業者だけであった。

今回の改定によると、破産手続又は更生手続において破産債務者の財産・業務管理の権限を与えられた者もこの犯罪の構成要件の主体となり得る。

倒産関連犯罪に対する刑事罰が強化される傾向がみられる。今までこの種の犯罪は軽犯罪だったのが、今は中度犯罪であり、このような形で立法者は、社会全体の利益のために企業活動分野における犯罪の社会的危険度を指摘しているといえる。刑法215、216、217条が規定する犯罪の主観的構成要件要素は、故意という形でこの責任を特徴づけている。刑法10条3項によると、中度犯罪は、故意の行為によるもので、これに対する刑罰は5年の自由剥奪刑までである。刑法215

条1項（倒産における違法行為）について最も重い刑罰は2年までの自由剥奪刑だったのが、今は5年までの自由剥奪刑になっている。同条2項については、1年までの自由剥奪刑だったのが、3年までの自由剥奪刑になっている。216条（故意の倒産）については、1年までの自由剥奪刑だったのが、3年までの自由剥奪刑に、217条（虚偽の倒産）については、1年までの自由剥奪刑だったのが、3年までの自由剥奪刑になっている。

新しい犯罪も出てきており、その一例として偽企業活動があげられ、経済の安定性及び国家全体に大きな打撃を与えている。

刑法192条によれば、偽企業活動とは、融資の獲得、脱税、その他の財産上の利益の獲得、禁止されている活動の隠蔽を目的として、企業活動や銀行業務を行う意図なく営利組織を設立し、市民、組織、国家に多大な損失を与えるものである。

偽企業活動への対応として、2006年12月11日付「課税関連法令の変更及び追加に関する法」により、税法典に条項が追加された。例えば、税法典209条3項は、付加価値税納税者を裁判所が偽企業と認定した場合、付加価値税に関する登録証明を、税務機関の決定により、裁判所が確定した犯罪活動の開始時点より無効とすることを定めている。民事法令には「偽企業」の概念がなく、偽企業の清算に関する規定もない。そのため、検察官や債権者（通常、税務機関）は、裁判所に偽企業の倒産の認定を申し立てる。しかし、裁判手続としては、支払無能や破産状態が確認された債務者を倒産者と認定するわけである。偽企業法人を倒産者と認めることは、その法的地位の合法性を認めることになるが、一方で、裁判所の判決や捜査官の調書は、この会社が企業活動を目的とせず、犯罪のために設立されたことを示しているのである。このため、裁判官は、このような債務者については倒産の認定をしていない。現在、偽企業の清算手続に関する最高裁判所の規範決定が策定されているところである。

キルギス共和国倒産制度概要及び問題 2 回答

90年代、キルギススタン経済の機能原則にラディカルな変化が起こった。従来とは異なる経営原則が前面に出るようになり、倒産制度といったキルギス共和国にとっては革命的な制度を発生させる必要が出てきた。全く新しいアプローチ、今までには存在しなかった法律が必要となった。経済の変化は新制度を発生させ、生命力のない企業を清算させる仕組みを実現する倒産法を制定するきっかけとなった。

倒産は、市場経済が効果的に機能するためには避けられないものである。倒産の恐れは、企業家だけではなく、国家統治機関に対しても、進行する事態に対応するための積極策をとることを求める。倒産制度の適用は、非効率的な企業を排除するだけでなく、債務者が持てる資産で負債を返済し、新しくやり直すことを助けることにもなる。

倒産法は、1997年10月15日付キルギス共和国法にもとづき施行された。キルギス共和国倒産法は、共和国における生産の保存、健全化、発展を目的としている。本法は、支払無能の債務者の倒産（破綻）を認定（宣言）する事由を定め、倒産手続において適用される特別管理、再生支援、更生、和議といった手続の実施手順、実施条件を規定し、また、債務者に倒産状態をもたらしたことに対する責任措置、その他、債務者が全債権を満足させられない場合において発生しうる諸関係を定めている。以降、この法律の概要をみていくが、まず、倒産法の規定は、金融機関には適用しない点に触れておきたい。銀行及び金融信用機関の倒産については、2004年2月15日付キルギス共和国法「銀行の活動保全、清算、倒産について」が規定する。

倒産法3条によると、倒産（破綻）とは、裁判所が認定した、又は債務者の同意の上で債権者集会が宣言した債務者の支払無能状態、つまり、債務者が、税金、社会保険料などの国庫に対する義務的支払を含め、自己の債権者に対する金銭債務を全額満足させることができない状態をいう。また、この倒産法は、国営施設、自然独占主体の清算には適用せず、また、民法96条2項の事由により支払能力のある法人を清算する場合も、倒産法16条の要件により、これを適用しないことについても触れておきたい。倒産法17条1項により、倒産に関する国家政策、倒産過程の実現における諸条件の保障は、国の倒産管轄機関、つまり、国家資産管理国家委員会付属倒産局が行う。主な倒産手続は、特別管理、再生支援、更生、和議、活動保全（銀行について行う）である。倒産法は、また、個人事業者、農業生産者、所在不明債務者、保険会社、証券事業者、社会基金、協同組合の倒産に関する特則を定めている。

キルギス共和国倒産法は、まだ、全てにおいて理想的とまでは言えないかもしれず、また、時代の要請に追いついていない部分も、既にいくつか見られるが、しかしながら、倒産手続の適用を、企業にとってはより痛みのないものに、国にとってはより効果的なものにするに役立っている。

回答：

問題 2 の回答

倒産法 67 条には、法律行為は、債務者が特別管理手続の開始前に行ったものを含め、特別管理人が民法が定める事由に基づき申立て、裁判所が無効認定できるとの明文規定がある。

債務者が利害関係者との間で、倒産認定の申立てに先行し、倒産事件手続が開始される前の 1 年間に行った法律行為は、それを履行すると債務者が支払無能になる場合、特別管理人の申し立てにより裁判所が無効認定できる。

管理人を含む債務者が、特定の債権者又はその他の者と倒産手続開始後に行った法律行為、及び（又は）倒産事件手続開始前の 1 年間に締結された法律行為は、それが特定債権者の金銭債権の優先的満足につながる場合は、特別管理人又は債権者の申し立てにより裁判所が無効認定できる。

出訴期限については、民法 215 条乃至 221 条が定めている。

特別管理人は、一般裁判所に訴訟を提起しなければならない。

倒産法 21 条により、裁判所が倒産認定申し立てを受理した時点より、以下の効果が発生する。

- 債務者の社員は、出資分、持分（金銭又は現物）の返還を請求できず、及び（又は）これらを他の方法により奪取してはならず、債権者を含めいかなる者も、いかなる国家機関も（ただし、以下にあげる者、機関を除く）、銀行口座の管理も含め、債務者財産を占領、差押え、没収、占有してはならない。債務者の代表者若しくは社員、又は個人事業者は、債務者資産を処分したり、以下の機関・者の合意なく、任意に債務を履行（負担）してはならない。

1) 裁判所、2) 管理人、3) 債権者集会（管理人が任命されない場合）

債務者が本条に違反して処分したあらゆる債務者資産は、管理人が悪意の第三者より返還する。

債務者資産を不法に占領、差押え、没収、占有した債権者又は他の者（機関）は、裁判所、管理人、債務者の請求により、資産又はその管理を債務者に戻さなければならない。この場合、資産返還を請求する者又は機関は、このような債権者又はその他の者の悪意を証明する義務を負わない。

悪意の債権者、その他の者又は機関は、資産又はその価額を管理人に返還しなければならない。

裁判所は、第三者が資産を相応の価格（市価）で取得し、又、本条 1 項の事態が到来したことを知らなかったことを証明する場合、資産を第三者に返還する（又はその価額を返還）する決定をとる。

本条 1 項に定められるいずれかの事態が到来した後に、債務者資産を不正に処分、占領、差し押さえ、没収した者は、損害を債権者に賠償しなければならず、また、倒産法 18 条に従い責任を負う。

債務者資産は分割払い条件、後払い条件で売却してはならない。

弁済順位は倒産法 87 条が定めている。

タジキスタン共和国の倒産法制及び倒産手続

1. 倒産事件手続の開始と監視の開始

2003年12月8日、タジキスタン共和国倒産法が施行された。

法人債務者の倒産事件の審理において、倒産手続が適用されるわけであるが、その最初の手続が裁判所により開始される監視手続である。

倒産法 26 条に従い、裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる権利を持つのは、債務者本人の他、債権者、検察官、税務機関その他の全権機関である。

監視は、本質的に、裁判所が倒産認定の申立てを受理した時点から開始され、裁判所が他の手続を指定するまで続くので、申立ての受理を適正に決定することが大事である。

倒産認定の申立てが出されると、裁判所は、まず、倒産法 25 条の規則に従い、申立ての管轄と、それが当該裁判所の管轄にあたるかを確認する。この申立権は、倒産法 26 条に規定される者が持つ。

裁判所が倒産認定の申立てを受理した時点より、監視手続が開始される。この手続は、他の倒産手続が開始されるまで続く。

監視手続の目的は、債務者の残りの財産の保全と、債務者の財務状態の分析である。これらの目的を実現するために、裁判所は、一時管財人を任命する。

一時管財人は、外部管財の開始や、裁判所による倒産認定・破産手続開始の決定及び破産管財人の任命といった、次の倒産手続が開始されるまで活動する。一時管財人の義務としては、主なものとして、債務者財産の保全策をとること、債務者の財務状態の分析を行うこと、虚偽倒産や故意倒産の兆候を調べること、債権者と債権額を確定し、債権者に倒産事件手続の開始を通知すること、第一回債権者集会を招集することがある。監視の終了に際し、一時管財人は、自己の活動及び債務者の財務状況に関する報告と、債務者の支払能力回復の可能性又は不可能性に関する提案を、裁判所に提出する。

監視期間中、債務者の代表者及びその他の経営機関は、債務者事業の経営や権限の行使からはずされることはない。一時管財人はこれらの者にとって代わるわけではなく、その行動を監督するだけである。

倒産法は、債務者の経営機関が一時管財人の同意をとらなければ行えない法律行為の一覧を挙げている（44 条）。

一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決める。この際、第一回集会は、法廷審理日の 10 日前までに行わなければならない。一時管財人は、全債権者に第一回集会の日時、場所を通知する義務を負う。

第一回集会には一時管財人、債務者の代表者、債務者の被雇用者の代表者が議決権を持たずに参加する。第一回債権者集会の権限は、倒産法 49 条が定めている。集会の権限としては、特に、外部管財の適用とその旨の裁判所への申請に関する決定がある。

第一回債権者集会の議事録は、集会実施日から一週間以内に一時管財人が裁判所に提出する。

第一回債権者集会の外部管財開始に関する決定には、想定される外部管財の期間と外部管財人候補者に関する情報が含まれなければならない。

2. 外部管財

倒産法4条によれば、外部管財（裁判上の再生支援）は、債務者の支払能力の回復を目的として適用される倒産手続である。

外部管財は、倒産事件の第二段階であり、監視（一時管財）の後に債務者企業に適用することができる。この手続は裁判所が「外部管財開始及び外部管財人任命決定」を出した時点から開始され、裁判所が「債務者倒産認定及び破産手続開始」を決定するか、外部管財人報告を承認し倒産事件手続を終了するか、債権者と債務者の間で結ばれた和議を承認することで終了する。

外部管財の主たる目的は、企業の代表者を交代させ、外部管財計画を実施することにより債務者の財務を健全化することである。外部管財計画は、外部管財人が債権者集会に提出しなければならない。

外部管財は、監視の結果に関する第一回債権者集会の決定に基づき、経済裁判所が開始する。そのため、裁判所には、第一回債権者集会の議事録が、外部管財開始の申請とともに提出される。外部管財開始に関する債権者集会の申立ては、法廷において、倒産事件に関係する全ての者の参加のもと、裁判官の合議により審理される。

倒産法は、外部管財の期間を12ヶ月以内、経済裁判所により更に6ヶ月まで延長可能と定めている。外部管財の期間は、上記の期間の範囲内で短縮されることもありうる。期間の延長、短縮については、いずれも、裁判所が債権者の申立てに基づいて行うことができる。倒産法は、この裁判所の行為がどのような手続でなされるのかについて規定していないが、倒産事件が経済裁判法典の規定に基づいて審理されることから、裁判所はこの場合、決定を出さなければならず、この決定は不服申立てができるものと考えられる。

裁判所は、外部管財開始決定において、外部管財の期間を指定し、債権者集会が外部管財人候補者を出している場合はそれを承認し、外部管財人への報酬支払を指示しなければならない。外部管財人には、倒産法16条に規定される要件を満たすあらゆる自然人を推薦できる。

外部管財が開始されると次の効果が発生する。

- 債務者の経営機関の権限が停止する。
- 外部管財人の任命から3日以内に、経営機関は外部管財人に全ての会計文書、その他文書、印鑑類、物的財貨その他財貨を引き渡さなければならない。
- 監視手続でとられた債権保全措置が解除される。
- 履行期が外部管財開始前に到来している金銭債権、義務的支払債権の弁済につき、モラトリアムが導入される。

外部管財期間中、外部管財人は倒産法54条が定める権限の範囲内で、その活動を行う。外部管財人の任務としては、簿記会計書類の作成、受取勘定の回収に関する報告作成、債権登録簿の管理、外部管財結果報告書の債権者集会への提出がある。外部管財人の主たる課題は、債務者の財政の健全化と支払能力回復のために必要な全ての策をとることである。

債務者の支払能力を回復するために、外部管財人は、倒産法60条に従い、以下の方策をとることができる。

- 債務者企業の業種の変更

- 不採算部門の閉鎖
- 受取勘定の回収
- 債務者財産の一部売却
- 債務者の債権の譲渡
- 債務者の財産所有者又は第三者による債務の履行

指定の外部管財期間が終了する 15 日前までに、又、外部管財の期限前終了の事由がある場合、外部管財人は、外部管財実施後の債務者の財務状態についての全情報を含む業務報告書を、債権者集会に提出しなければならない（倒産法 64 条）。外部管財人は報告書の提出とともに、債権者集会に対し、債務者企業の今後に関し、以下の提案をすることができる。

- (1) 支払能力の回復による外部管財の終了
- (2) 和議の締結
- (3) 外部管財の期間延長
- (4) 外部管財を終了し、債務者の倒産認定と破産手続の開始を裁判所に申し立てる。

外部管財期間が終了してから 10 日以内に、債権者集会は、外部管財人の報告書を検討する。外部管財人報告書を検討した結果として、債権者集会は、外部管財人の提案に同意するか、または、それとは別の決定をとることができる。債権者集会が倒産法 64 条 1 項に挙げられるいずれの決定もしなかった場合、裁判所は、独自に債務者の倒産認定・破産手続開始決定をとることができる。債権者集会が外部管財人の報告書を審議する場合、報告書は集会開催後 5 日以内に、法廷審理のために経済裁判所に送られなければならない。

倒産法 65 条により、外部管財人の報告書は、法廷で審理される。裁判所が外部管財人の報告書を承認した場合、倒産事件手続は、債務者の支払能力回復により終了する（66 条）。裁判所が債務者に支払能力回復の兆しがないと認めた場合は、外部管財人報告書を承認せず、債務者倒産認定・破産手続開始決定を出すことができる。裁判所は、破産管財人を任命することができ、破産管財人は、債務者の負担により、マスメディアにおいて債務者の倒産認定と破産手続の開始の公告を出さなければならない。債務者の倒産に関する情報は、タジキスタン政府の公式刊行物、電子マスメディアなどで公告しなければならない。

3. 破産手続

破産手続は、債務者が倒産認定された場合の最終の手続段階であり、裁判所が債務者の倒産認定決定を出した時点から開始される。破産手続の期間は、法により制限されており、1 年を超えてはならないとされているが、裁判所はこの期間を 6 ヶ月延長することができ、これについては、理由を付した破産手続期間延長決定を出す。この決定は、経済裁判法典の規定に従い不服申立てができる（倒産法 70 条）。

裁判所が債務者倒産認定・破産手続開始決定を出した時点より、次の効果が発生する。

- 債務者のすべての金銭債務及び履行期が延期されている義務的支払は、履行期が到来したものとみなされる。
- 債務者のすべての債務に関し、違約罰（違約金、遅延利息）、利息、その他の金銭的制裁の発生が停止する。
- 債務者の財務状況に関する情報は、商業秘密ではなくなる。
- 債務者の財産の譲渡に関する法律行為又は債務者財産の第三者による使用のための引渡

しにつながる法律行為は、倒産法が定める手続に従う場合に限り、認められる。

- 債務者の財産に対してかけられていた差押え、その他の財産処分の制限は解除される。この際、債務者財産に対して、新たに差押えやその他の処分制限をかけることは許容されない。
- 債務者に対する全ての債権は、破産手続の枠内でのみ請求することができる。
- 債務者債務の履行は、倒産法7章が定める場合と手続によってのみ許容される。

破産管財人の任命手続は、外部管財人の任命に関する規則に従い行われる（51条）。

破産管財人は、債務者の費用負担により、マスメディアにおいて、債務者の倒産と破産手続開始について公告する。この公告は以下を含まなければならない。

- 倒産認定された債務者の名称、その他の情報
- 当該の倒産事件を管轄する裁判所の名称
- 債務者倒産認定・破産手続開始決定を裁判所が出した日
- 債権届出期間。この期間は公告から2ヶ月以上確保しなければならない。
- 破産管財人に関する情報

債務者の倒産認定と破産手続開始に関する情報は、破産管財人により、その任命から5日以内に送られなければならない（73条）。

破産管財人には、その任命の時点より、債務者の業務管理に関する全ての権限が移行する。破産管財人は以下の役割を果たす。（74条）

- 債務者の財産を管理下に置き、財産の目録作成・査定を行い、債務者財産の保全措置をとる。
- 財務状況を分析する。
- 第三債務者に対し債権回収の請求をする。
- 労働法令に従い、債務者の被雇用者に来るべき解雇について通知する。
- 所定の手続により、届け出債権について異議を表明する。
- 債務者の契約の履行を拒絶する。
- 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取戻すための措置をとる。
- 強制的に保管する必要がある債務者の書面を保管に付し、本法が定めるその他の措置をとる。

破産手続開始時点で存在する債務者の全財産は、破産財団となる。破産財団となる債務者財産を正しく記録するため、破産管財人は会計士、監査人、その他専門家を雇うことができる。取引禁止品目、許可（免許）に基づく特定業務従事権などの債務者の属人的な財産権、法律が定めるその他の財産は、破産財団に含まれない。（76条）

倒産法78条により、債権を弁済する際には以下の順位に従う。

- 第1順位で弁済されるのは、清算法人が生命健康被害の責任を負う個人の債権である。
- 第2順位で、労働契約により従業する者に対する退職手当、給与支払の清算が行われる。
- 第3順位で弁済されるのは、債務者財産により担保されている債権である。
- 第4順位で弁済されるのは、国家予算及び予算外基金への義務的支払債権である。
- 最終順位でその他の債権が弁済される。

債権者への支払が完了した後、破産管財人は、裁判所に破産手続の結果に関する報告書を提出しなければならない。破産管財人の報告書には以下が添付される。（84条）

- 債務者財産の売却を証明する文書
- 弁済額を記載した債権登録簿
- 債権の償却を証明する文書

破産手続の結果に関する破産管財人の報告書を審理した後、裁判所は、破産手続終了決定を出す。この裁判所決定は、経済裁判法典の規則に従い不服申立てができるが、不服申立ての期間は限られている。なぜなら、破産手続終了決定が出てから 10 日以内に、破産管財人は、同決定書を法人国家登録機関に提出しなければならないからである。国家法人登録簿に債務者の清算に関する記載がなされた時点で、破産管財人の権限は終了、破産手続が完了して、債務者は清算されたものとされる。

問題 2

1. 倒産認定の申立て前に行われた法律行為の無効

タジキスタン共和国倒産法 42 条により、裁判所が債務者の倒産認定申し立てを受理した時点より、倒産法に別段の規定がない限り、監視が開始され、一時管財人が任命される。

裁判所が倒産認定申し立ての受理決定を出した時点より、

- 債務者に対する財産上の請求は、倒産法が定める請求手続に従ってのみ行うことができる。
- 債権者の申し立てにより、債務者からの金銭又は他の財産の徴収に関する事件手続が停止される。債権者はこの場合、倒産法が定める手続に従って債務者に対する債権を届け出ることができる。
- 財産徴収に関する執行文書の執行が停止する。ただし、賃金債権、著作権契約による報酬債権、養育費債権、生命健康被害及び精神的損害の賠償債権の徴収に関する裁判所決定に基づき出された執行文書で、裁判所が倒産認定申し立てを受理する前に発効しているものを除く。
- 債務者法人からの社員の脱退に伴う債務者財産からの持分（出資分）払戻請求権の弁済が禁止される。

一時管財人は以下の権利を持つ。

- 自らの名において、債務者が倒産法の要件に反して締結又は履行した法律行為につき、無効認定及び無効効果の適用を請求する訴えを裁判所に提起する。
- 倒産法 44 条 2 項が規定する有価証券、通貨、その他財貨を第三者の保管に移す法律行為を管財人の許可なしで行うことの禁止など、債務者資産の保全に関する追加策の適用及びその取り消しを裁判所に申し立てる。
- 裁判所に債務者の代表者の解任を申し立てる。
- 債務者の活動に関するあらゆる情報、文書を入手する。
- 倒産法が定めるその他の権限の行使

倒産法は一時管財人に以下の義務を課している。

- 債務者財産の保全策をとる。
- 債務者の財務状態を分析する。
- 虚偽倒産、故意倒産の兆候がないか調べる。

- 債務者の債権者と債権額を確定し、債権者に倒産事件が開始されたことを通知する。
- 第一回債権者集会を招集する。
 - (1) 上記及びタジキスタン共和国倒産法により、監視手続において一時管財人は、債務者が締結又は履行した法律行為の無効認定を請求する権利を持つ。
 - (2) 民法に従い、出訴期限は、法人間で確認証書が署名された日より3年間認められる。
 - (3) 支払が約定の支払期に行われたのであれば、この支払を無効と認定できる要因はない。

2. 倒産認定申し立ての後に行われた法律行為の無効

倒産法 44 条により、債務者の経営機関は以下に関する決定をとってはならない。

- 債務者の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算
- 法人設立及び他の法人への参加
- 代表部開設又は支店開設
- 配当の支払
- 債務者の債券又はその他証券の発行割当
- 債務者法人からの社員の脱退、株主からの自社発行済株式の取得

他の法人連合体への参加に関する決定は、債務者の経営機関は、一時管財人の同意を得てとることができる。

裁判所は、債務者の代表者が財産保全のために必要な措置をとらない、一時管財人の業務遂行を妨げる、又はその他のタジキスタン法令の要件に違反する場合、債務者の代表者を解任する権利を持つ。この場合、債務者代表者の義務の遂行は、一時管財人に課せられる。

以上は監視手続に関してである。このような法律行為が清算手続において清算管財人により認められた場合については、71 条に従い、

- 債務者財産の譲渡に関する法律行為又は財産を第三者の使用に供する法律行為は、本章が定める手続によってのみ認められる。

また、倒産法 74 条により破産管財人は

- 債務者の契約の履行を拒絶する。
- 第三者のもとにある債務者財産の搜索、発見、返還のための措置をとる。

破産管財人は、その権限の実行として、債務者の法律行為の無効認定、第三者のもとにある債務者財産の返還請求、債務者が結んだ契約の解除の訴えを提起し、また、法律その他タジキスタン法令が定める債務者財産の返還にむけたその他の行動をとる。

倒産法 78 条「債権弁済順位」は、債権が以下の順位で弁済されると規定している。

- 第1順位で弁済されるのは、清算法人が生命健康被害の責任を負う個人の債権である。
- 第2順位で弁済されるのは、契約（контракт）を含めた労働契約（трудовой договор）に基づく従業者に対する退職手当、給与支払の債権及び著作権契約による報酬債権である。
- 第3順位で弁済されるのは、債務者財産により担保されている債権である。
- 第4順位で弁済されるのは、国家予算及び予算外基金への義務的支払債権である。
- 第5順位で弁済されるのはその他の債権である。

また、同法 38 条「**裁判費用及び管財人報酬費用の分担**」は、以下のように定めている。

- 支払が猶予された、又は分割払いにされた国家手数料による全ての裁判費用及び管財人報酬費用は、債務者財産の負担とし、債務者財産より順位外で支払われる。

報告

テーマ：ウズベキスタン共和国における倒産法制及び倒産手続

まず、セミナー参加者の皆様にご挨拶申しあげるとともに、セミナー主催者の方々に感謝の意を表したい。また、国際協力機構とウズベキスタン最高経済裁判所との共同プロジェクトにより、ウズベキスタン共和国倒産法注釈書の作成という大事業が行われたことをお知らせしたい。このプロジェクトのために、ウズベキスタン側執筆者のワーキンググループが結成され、日本の専門家及び法務省法務総合研究所国際協力部の協力のもと、注釈書が執筆された。注釈書は2年に渡り執筆され、この間、ウズベキスタン側ワーキンググループのメンバーは日本で研修を受け、また、日本側専門家は意見交換、セミナー、協議のためにウズベキスタンを訪問した。倒産法逐条注釈書の作成に関わった最高経済裁判所及び非独占化・競争企業活動支援国家委員会の職員は、この注釈書が、倒産法の適用において発生する複雑な問題を解決する助けとなり、実務における同法の正しい適用を促進することを期待している。

この注釈書は、実務家にとっても、法理論の専門家にとっても、最も便利で汎用的な資料となっており、私の発表もこの学術書に基づいている。

発表の本題に移るが、ウズベキスタンの倒産法制の主な目的と制度について、簡単に述べたいと思う。

ウズベキスタン共和国で経済が発展するにつれ、年々、倒産の仕組みが実際に使われ、機能するようになってきている。倒産制度により、非効率的な財産所有者の交代、社会的に重要性が高く、収益を生む可能性を持つ産業の保護、財産上の諸関係の安定、雇用の調和が実現されている。

倒産手続実施の主な目的は、支払い能力がなく望みのない債務者の商業活動を停止させ、また、困難に陥った経営活動主体に対して組織再編手続を実施し、支払能力回復の可能性を与えることで、市場の健全化をはかることにある。

ウズベキスタン法制において倒産制度が初めて確立されたのは、1994年5月5日付倒産法によってである。この法律は、全部で35条と分量的にも少なく、倒産で発生する全ての問題を十分に反映しているとは言いがたいものであった。倒産問題の国家による調整、監督のため、1996年12月11日に大統領令「企業倒産に関する法制の実現策について」が發布され、特別国家機関である企業経済破綻事件委員会が設立された。倒産法例の適用の効果があがってきたのは、1998年8月28日付共和国法「倒産法の変更、追加について」が發布され、これによって改正倒産法が承認されてからである。旧倒産法に比べ、改正倒産法は、新しい条項が多く付け加えられ、この種の事件の解決における経験の蓄積も反映された。また、倒産における諸関係の法的調整における欠点や空白部分も明らかになってきた。倒産法令における空白部分を埋める必要性から、第2版倒産法に更なる変更、補足を行う必要が出てきた。2003年4月24日、倒産法に、更に一連の変更、追加が加えられ、これが新倒産法（第3版）として承認された。現在の倒産法は192条からなり、倒産原因や、債務者の支払能力回復を目的とする再生型手続について、多くの新たな規定を含んでいる。また、監視と裁判上の再生支援という新しい手続について二つの章が追加された。全ての倒産手続は、各手続においてそれぞれの名称を持つ裁判所任命管財人（監視：一時管財人、裁

判上の再生支援：再生支援管財人、外部管財：外部管財人、清算手続：清算管財人）が実施する。裁判所任命管財人は、全て、経済裁判所により任命され、その監督を受けて活動する。新倒産法の採択は、倒産法例の適用効果を抜本的に改善した。

ウズベキスタン共和国の倒産制度は、倒産法（新版）及び一連の他の法令（内閣令、個々の法律、規則など）から成る。また、民法も、個人事業者及び法人の両方について、倒産法制全体の基本部分を定めている。倒産制度の主な実体法的側面は、民法、担保法、その他の実体法令が定めている。倒産法における実体法的規定が、民法による一般規定と異なる場合があるが、民法と倒産法との間で抵触がある場合は、倒産法の規定を適用する。法人の組織法的形態、所有権その他物権、債権債務関係、債務違反の責任、契約の締結、変更および解除に関する民法の規定は、直接、倒産問題に関係するわけではないが、法人の倒産において発生する一連の問題の解決上、意味を持つものである。より詳細な規定が必要な法的関係については、他の法律、法令を制定することも認められている。例えば、農業企業再生支援法という別個の法律も採択されているし、内閣令により承認された管財人の任命、勤務評価、活動に関する規則や、経済破綻企業の組織改変、財政健全化の効果向上を目指したものもある。また、この分野の法適用における不明部分の解決や、法解釈、適用の統一のため、2006年1月27日付最高経済裁判所総会決定「経済裁判所による倒産法の適用におけるいくつかの問題について」が出されている。

倒産手続については、倒産法28条により、法人債務者の倒産事件については、監視、裁判上の再生支援、和議、外部管財、清算手続が適用され、個人事業者については、和議と清算手続が適用される。

監視手続は、倒産事件手続の開始日から裁判所が開始する、最初の裁判手続である。監視は、債務者の財産保全、財務状態の分析を行うために開始され、また、同時に、債務者の財産状況の悪化を防ぐための手続でもある。債務者の資産や債権者が多い場合は、監視手続を行う必要性がある。監視において、一時管財人は、債権登録簿（倒産法67条1項4段）を作成し、債務者の財務状態を調べ、債務を確認し、支払い能力回復の可能性を検討する（倒産法69条1項）。まさに一時管財人が、第一回債権者集会に債務者企業の実際の財務状況を報告し、企業が今後とるべき道を選択するための資料を提示するのである（倒産法67条）。監視は、第一回裁判審理が開かれ、倒産企業の今後が決定されるまでの間、実施される。その後の手続の選択は、債権者集会の意見によって決定される。この裁判手続の後には、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続、和議といった手続の開始が考えられる。監視の期間は、原則、3ヶ月まで（倒産法49条）であるが、例外的な場合、さらに2ヶ月延長できる。しかし、事件を適時に解決することを考えると、一時管財人は、この手続内でやるべき全ての事項を守りつつも、監視手続をなるべく早く切り上げるのが適当であろう。監視は、法人の簡易倒産手続（倒産法186条2項、189条2項）では行わない。なぜなら、この場合、倒産法が監視手続でやるべきものとして定める措置を遂行する必要性がなく、清算手続以外の選択肢がないからである。また、監視手続は、個人事業者の倒産についても適用しない（倒産法28条2項）。

裁判上の再生支援は、再建型の手続で、まず、債務者、発起人（社員）、財産所有者又は第三者が債権者集会に申し出て、債権者集会が決定し、それに基づいて裁判所が開始する手続であり、債務者企業の支払能力回復と債権弁済を目的として行われる。通常、債務者の代表者に経営権を残す形で行われる。相応の支払能力回復策をとることで債務者の状態が健全化する可能性があり、また、倒産状態になった原因が債務者代表者の経営能力に起因しない場合、当該手続の目的は達

成される可能性がある。しかし、代表者の経営手腕が確かではない場合、この手続の適用は不適切である。裁判上の再生支援が開始された場合、債務者の発起人（社員）、財産所有者は、自己の利益を守り、怠慢経営や不当な財産移譲を許さぬよう、債務者の活動を監督する必要がある。裁判上の再生支援は、経済裁判所による監督及び再生支援管財人の活動に対する統制の下、実施される。経済裁判所は、債務返済計画表を承認し、その変更を行い、再生支援手続中に発生する紛争（不服申立て）を審理し、再生支援管財人の報告書を審理する。裁判上の再生支援は24ヶ月までの期間で行われる。債務者以外の者の申し立てにより裁判上の再生支援を行う場合の条件は、この者が債務履行を保証・担保し、債務弁済計画表を承認することである。債務履行の義務は、債務者本人にあり、保証人・担保設定者の義務は、裁判所が裁判上の再生支援の中止又は完了の決定を出した時点で、初めて発生する。

和議とは、債権額、履行手続などについて、債務者、債権者が互いに譲歩することで、債務弁済の条件につき合意が達成された場合に、経済裁判所が適用する手続である。和議は、全債権者の議決権の過半数による債権者集会の決定に基づき、倒産事件手続のどの段階においても、締結できる。経済裁判所による和議の承認は、双方当事者が倒産法8章の規定を遵守し、担保債権者の全員が同意し、倒産法134条1項が定める債権及び労働債権が全て弁済されている場合に、可能である。和議が締結されれば倒産事件手続が終了し、その後の複雑な倒産手続を実施せずすむため、債権者の過半数及び全担保債権者が同意するような和議の条件を検討し、採択することが非常に重要である。債権者数が多い場合は、大口債権者の意向が和議を締結する上で大きな意味を持ってくるようになる。和議の承認後でも、和議に特定債権者に有利又は不利な条件があるなどの無効事由が存在する場合、申し立てにより無効認定される可能性があり（倒産法153条）、そのような場合は、倒産事件手続が再開される。和議も、これをもって倒産事件手続が終了し、債務者企業が活動継続の可能性を持って再建されるため、再建型手続の1つと考えられる。ただし、裁判上の再生支援や外部管財とは異なり、和議締結の場合は、再建のための計画や予定表などを策定する必要はない。また、和議が承認され倒産事件手続が終了すると、管財人の権限は終了し、和議で取り決めた事項の履行に対する裁判所側からの監督も行われなくなる。そのため、債務者が和議の条項を履行しない恐れがある場合、債権者は自ら、債務者の債務履行状況を監督しなければならない。債権者は、和議の事項が履行されなければ、債権が回収できなくなるので、それであれば和議の締結に合意する意味がないという点を、認識する必要がある。

外部管財は、債権者集会の決定又は倒産管轄国家機関の申し立てに基づき、経済裁判所が開始する再建型手続である。外部管財は24ヶ月までの期間で実施される（倒産法91条）。外部管財の目的も、債務者の支払能力回復と債権の満足であり、債務者法人の代表者の経営権、財産処分権は、必ず外部管財人に移行する。外部管財の目的は、外部管財人が行う一連の再建策により達成される。外部管財は、会社代表者を排して経営権限を管財人に移す必要がある場合、例えば、幹部の放漫経営により債務者企業が財政危機に陥った場合などに、適用するのが妥当といえる。一方、債務者の経営陣が持つノウハウが企業の業務上必要である場合は、外部管財を適用する意味はないといえる。なぜなら、外部管財においては、それまで会社が培ってきた人的ネットワークやその継承といったアドバンテージが生かせないからである。外部管財が開始されると、その時点より、債務弁済のモラトリアムが開始される。ただし、これは、共益費債権や労働法関係債権などには適用しない（倒産法93条1項、5項、6項）ため、債務者にこの種の債務が多額にある場合は、外部管財の実施が難しくなる可能性がある。債権者への支払の仕方には二通りある。

一つは、外部管財計画を実施し、支払能力がある程度回復するたびに、裁判所から「特定順位に対する支払開始決定」（倒産法 120 条）をとって、債務を弁済していく方法。もう一つは、裁判所の「外部管財中止及び債権者への支払への移行決定」（倒産法 119 条）に基いて、全債権者への支払を一度に行う方法である。どちらの方法がより効果的であるかを判断するためには、総合的に状況を検討することが重要である。これは、外部管財計画の内容によるところも大きい。外部管財は、裁判上の再生支援と同じく、経済裁判所の監督及び外部管財人の活動に対する監督の下、行われる。

清算手続は、裁判所が債務者の倒産認定と清算手続開始の決定を出した時点から開始される手続である（倒産法 124 条 1 項）。この際、債務者は財産の管理処分権を必ず失うことになる（倒産法 125 条 3 項）。この手続は清算管財人が行い、手続期間は 1 年間である（倒産法 124 条 2 項）。清算手続の目的は、債務者財産を換価し、債権を応分に弁済し、企業の清算をすることである。債務者による財産の隠匿、譲渡などの妨害を防止するため、清算管財人は、遅滞なく、債務者の元代表者から全ての会計書類、印鑑類を自らの管理下に引き継ぎ、債権登録簿を作成し（倒産法 128 条 4 項 7 段）、財産目録を作成して査定を行い（131 条 1 項）、清算計画を作成する（129 条）。清算計画には、倒産者の財務状態、債務弁済条件、財産売却方法などを記載する。この計画は、全債権の 3 分の 2 以上を代表する債権者の承認を受けなければならないので、作成の際は、債権者の意向を考慮する必要がある。財産の換価は、公平適正を期するため公開競売で行う（倒産法 135 条～137 条）。清算手続が終了すると、財産売却の後に債権が全額弁済を受けたか、一部のみの弁済であったかに関わらず、全ての債権が償却されたものとみなされる（倒産法 138 条 5 項）。しかしながら、清算手続は、和議を締結した場合、又は債権を全額弁済して、その後も経済活動を継続する可能性がある場合、倒産事件手続の終結でもって終了するということもあり得る。また、支払能力回復の可能性がある場合、外部管財に移行することも可能である。

第 2 項は、個人事業者に適用できる手続をあげている。これは、和議か清算手続のみである。

個人事業者についての和議は、債務者、債権者間が互いに譲歩し、合意を結ぶことで、倒産事件手続を終了させるものである。和議の締結のためには、債権者集会で、全債権者の議決権の過半数の同意と、担保権者全員の同意をとらなければならない（倒産法 145 条 2 項）。再建を期する個人事業者は、和議の条件を策定し、債権者との交渉にむけ準備をするにあたっては、債権者の意向、立場を十分考慮する必要がある。

個人事業者の清算手続については、いくつかの特則がある。債権者の異議がない場合、裁判所は、個人事業者本人が策定した債務弁済計画を承認することができる（倒産法 176 条 2 項）。この際、倒産事件手続は、債務弁済のため最長 2 ヶ月間、中断される。この計画の実施で全債権者の債権が完済された場合、倒産事件手続はこれで終結する（倒産法 176 条 5 項）。これにより、債務者は倒産認定を免れ、事業を継続することができる。債務を弁済できない場合は、債務者は倒産認定を受け、残りの債務の免責を受ける。ただし、生命健康被害の賠償など、一部の特別な債権を除く（倒産法 184 条 1 項）。

テーマ：倒産時における法律行為の無効（問題2の回答を含む）

ウズベキスタン共和国の民事法令は、それが規定する諸関係の参加者の平等、所有物の不可侵、契約の自由、私事への恣意的な介入の不許容、民事上の権利の支障なき実現の必要性、侵害された権利の回復及びその司法保護の保障といった原則上に成り立っている。

特に皆様を知っていただきたいのは、ウズベキスタンでは、海外投資家にとって**全ての好ましい条件**が整えられ、現在も整備がすすめられているということである。

例えば、ウズベキスタンの法制では、国際条約又は協定が民事法令と異なる規定を含む場合には、**国際条約又は国際協定の規定**が適用される（民法7条）。

また、法律とその他法令の規定との間に、あるいはウズベキスタン共和国が結んだ国際条約の規定との間に、不一致がある場合は、海外投資家に一番有利な規定を適用する。（外国投資法 22条）

問題の解答は、比較表に記載してあり、追って討議も行うので、ここでは、このテーマに関する一般的な法的概念について話すことにしたい。

清算手続の目的は、債務者財産を合法的に換価し、得られた資金を債権者への按分弁済にあて、また、債務者の債務からの解放を宣言することにある。清算手続の期間は、通則で、**1年間**である。

裁判所が債務者の倒産認定決定を出した時点より、債務者は、財産の管理処分権限を全て失い、清算管財人に会計書類、印鑑類、その他財貨を引き渡さなければならない。

清算人が任命された時点より、法人の業務管理権は清算人に移行する。清算人は清算される法人の名において裁判に参加する（民法54条）。

清算財団は、倒産債務者の全ての資産であり、貸借対照表上の記載の有無を問わない。**担保物**は清算財団には含まないが、ただし、被担保債権を弁済した後に残った資金は、清算財団に含める（倒産法130条、133条）

それと同時に、債務者**財産の保全及び債権者の利益保護**のため、清算管財人は以下の権利を持つ：法令が定める事由（倒産法**10条**、**103条**の事由を含む）がある場合、倒産法**102条**の手続で債務者の契約の履行を拒絶する；債務者が実施した法律行為の無効認定と、絶対無効法律行為の無効効果の適用を求めて訴えを起す；法令に従い、債務者の倒産に関連し、債務者の金銭債務及び（または）義務的支払債務について補充責任を負う第三者に対する請求を行う（民法48条、67条、倒産法190条）。

債務者が、**利害関係者との間で**、清算管財が開始される**前**に行った法律行為は、履行の結果、債権者に**損失が発生**した、又は発生する**場合**、外部管財人の申し立てで、裁判所により無効認定され得る。又、債務者が、倒産認定申立ての受理後に、**特定債権者**又は他の者との間で行った法律行為は、それが特定債権者の金銭**債権の優先弁済**につながる場合は、外部管財人又は債権者の申し立てで、経済裁判所が無効認定できる（倒産法**103条**）。

ウズベキスタンでは、民事上の権利の保護は、権利侵害前に存在していた状態の回復、権利を侵害する又は侵害する恐れのある**行為の阻止、法律行為の無効認定と無効効果の適用、損害賠償、**その他法が定める方法で実現される（民法 11 条）。

法律行為とは、市民又は法人が、民法上の権利及び義務の発生、変更、消滅を目的として行う行為である。法律行為には、単独行為と、二当事者間もしくは多数当事者間の法律行為（契約）がある。債務履行の一方的な拒否、契約項目の一方的な変更は、法令又は契約が別途定める場合を除き、許容されない（民法 101、102、237 条）。

契約の変更又は**解除**の請求は、変更又は解除の提案に対する相手方の回答を得た後に、あるいは同提案書、法令、契約が指定する期間内に回答がなかった場合、あるいは、回答期限の指定がなければ 30 日以内に回答がなかった場合に、はじめて、裁判所に申立てることができる（民法 384 条）。

この申し立ての手続は、経済訴訟法 102 条乃至 121 条が規定している。

相互に関連する複数の請求を**併合**する場合で、経済裁判所管轄のものと、通常裁判所管轄のものがある場合は、全ての請求を**通常裁判所**で審理する。

民事上の権利の保護は、権利侵害前に存在した状態の回復、権利を侵害する又は侵害する恐れがある行為の阻止、**法律行為の無効認定と無効効果の適用、損害賠償、**その他の法が定める方法により実現される（民法 11 条）。

民法 **112 条乃至 116 条**により、法律行為は同法が定める事由に基づき、裁判所が無効と認定することにより（**取り消しうる法律行為**）、又はそのような認定に関係なく（**絶対無効の法律行為**）、無効である。**絶対無効の法律行為の無効効果**の適用請求は、任意の利害関係者が提起できる。公証形式や国家登記の要件を守らない法律行為は、無効となる。この法律行為は**絶対無効**とされる。

法律行為の無効の際、各当事者は相手方に法律行為で受け取った全てのものを返還し、現物が返還できない場合（給付が財物使用、労務、役務の提供であった場合を含め）は、その価額を金銭で返還する。ただし、法律が他の効果を定めている場合は、この限りではない。

以上に基づき、課題の主要部分について、簡潔に回答する。

1. 倒産認定の申し立て前に行われた法律行為の無効

(1) 清算管財人が、5 万ドルの弁済が債権者の権利を侵害して行われたと考えるのであれば、この弁済が行われる元となった契約の無効認定を求める**訴状**を経済裁判所に出さなければならない。なぜなら、弁済自体の合法性、正当性は、経済裁判所の審理の対象とはなりえないからである。

あるいは、当事者間の合意によって、又は契約に相応の規定がある場合は、この弁済を即時無効とすることが可能である。

ただし、倒産法 **102 条**により、この弁済が約定の履行期限に行われたのであれば、管財人がこの契約の履行を拒否するための**要因はない**ということを考慮する必要がある。また、金銭の違法な留置、返還の拒否その他の支払遅滞、又は他人の損失による不当な取得若しくは出費の回避により、他人の金銭を利用した場合は、その金額に対して利息を支払わなければならない（民法 327 条）。

(2) 民法 150 条乃至 152 条により、一般出訴期限は 3 年である。ある種の請求については、一般出訴期限よりも短い又は長い特別出訴期限が法令により設けられることがある。出訴期限の長さとその起算方法は、当事者の合意で変更できない。侵害された権利の保護を求める請求については、裁判所は、出訴期限の経過に関係なく審理する。出訴期限は、裁判所決定が出される前に紛争当事者が適用を申し立てた場合のみ、裁判所により適用される。

本来、財産を譲渡する権利を持たない者が、有償でその財産を譲渡し、そのことを取得者が知らず、又知りえなかった場合（善意の取得者）において、この財産が、財産所有者又は所有者が財産を占有させた者が逸失したものであるか、これらの者から窃取されたものであるか、あるいは他の方法でこれらの者からその意思によらず離脱したものである場合、所有者は取得者に対し、この財産の返還を請求できるということも、考慮できる。金銭及び無記名有価証券は、善意の取得者に対し返還請求ができない（民法 229 条）

(3) 弁済として金銭を受け取った者が、法人でなく個人事業者でもない（個人事業者ではない、単なる代表者の友人である場合など）は、清算管財人 Y は、この支払の無効認定の訴えを、経済裁判所ではなく、一般裁判所に提起しなければならない。

2. 倒産認定申立ての後で行われた法律行為の無効

(1) 清算管財人 Y は、この売買を無効とし、事務所の返還を求めることができる。

なぜなら、倒産法 103 条第 3 項が、債務者が倒産認定申立ての受理後に特定の債権者又は他の者を相手に行った法律行為が、特定債権者の金銭債務の優先弁済につながる場合は、外部管財人又は債権者の申し立てに基づき、裁判所が無効認定できると定めているからである。特定の債権者に対する優先弁済につながる法律行為としては、以前に発生している債権、つまり、特定債権者に対する倒産事件開始前に発生した債務の履行保証として、債務者財産に担保権を設定する担保取引などが、これにあたる。

倒産認定申立て受理後の特定債権の任意弁済（順位外債権を除く）は、倒産法 10 条 1 項に違反して行われた絶対無効の法律行為であり、外部管財人は、同条 1 項により、経済裁判所に無効の法律行為の効果適用を請求できると考えられる。

(2) 事務所を購入した第三者 N が、法人でも個人事業者でもない場合（例えば、単に代表者 X の友人で、個人事業者ではない場合）は、清算管財人 Y は、この売買の無効認定訴訟を、経済裁判所ではなく、一般裁判所に提起しなければならない。

(3) この譲渡が無効と認定された場合、第三者 N は、B 社に対し損害賠償の金銭債権を請求できる。民法 114 条により、無効の法律行為は、その無効性に関連するもの以外の法的効果を発生させず、行為の時点より無効。法律行為の無効の際は、当事者はそれぞれ相手方に対し、法律行為で受け取った全てのものを返還し、現物が返還できない場合（給付が財物の使用、労務、役務の提供であった場合など）は、法令にその他の無効効果が定められていない限り、その価額を金銭で返還する。

倒産法 134 条 1 項により、この債権は倒産事件手続の開始後に発生しているので、順位外で弁済される。

日本における倒産法制

出水 順

第1 日本の倒産処理制度

世界的には複数手続型と単一手続型がある——日本は複数手続型で手続間の移行を認める。

1 法的制度

清算型

破産手続——「破産法」

特別精算手続——「会社法」

再建型

民事再生手続——「民事再生法」

会社更生手続——「会社更生法」

2 その他、倒産の場合に使われる制度等

特定調停（「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」）

私的整理のガイドライン

整理回収機構

産業再生機構（終了）

「産業活力再生特別措置法」——中小企業再生支援協議会、等

ADR法（「裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律」）

全国倒産処理弁護士ネットワーク

事業再生実務家協会

3 私的整理

4 主たる法的制度の概要

(1) 破産手続

企業等の破産の場合——破産は会社でなくても適用できる

個人破産の場合——事業者の場合、非事業者（消費者）の場合

日本では自己破産（債務者申立による破産）が圧倒的に多く、債権者破産（債権者申立による破産）は少ない。債権者が債権回収のために申し立てるという状況はあまりない。

破産手続開始原因（ある債務者について破産手続が開始される要件）は支払不能、（支払停止）、債務超過。一定額の債務の支払いがなかった場合というような要件はない。

破産手続の概要は別紙のチャート「破産手続の流れ」を参照。

(2) 民事再生手続

通常再生手続と個人再生手続

申立→（保全処分）→再生手続開始→倒産に至る経過と財産状況の報告→債権届とその認否→再生計画案の提示→債権者集会等での再生計画案の承認→裁判所による再生計画の認可→再生計画の実行

DIP（debtor in possession）型手続、監督委員の選任が普通。

管財人が選任される場合もある。

清算価値保障原則

第2 破産における否認権制度

破産手続開始前の債務者の行為で、破産財団を減少させる行為や債権者の平等に反する行為の効力を、破産管財人が否定すること（否認）ができる制度である。

- 1 詐害行為否認……管財人が、破産財団を充実させるため、債務者の行った財産減少行為を否認するもの。

要件——①詐害行為であること、②債務者に詐害意思のあること、③受益者が詐害行為であることを知っていること。

「相当価格による財産処分行為」の扱い

無償行為の扱い

- 2 偏頗行為否認……管財人が、債権者間の平等を確保するため、債務者の行った不平等行為を否認するもの。

要件——①原則として支払不能後または破産申立後の行為であること、②既存の債務に対する担保の供与・債務消滅行為であること、③受益者が債務者に破産原因のあることを知っていること。

「同時交換的行為」の扱い

要件に特則のある行為

- 3 否認権行使の主体は破産管財人、方法は、請求、訴え、抗弁による。
- 4 否認権行使の効果

否認される行為かどうかの基準は支払不能時の行為か否か